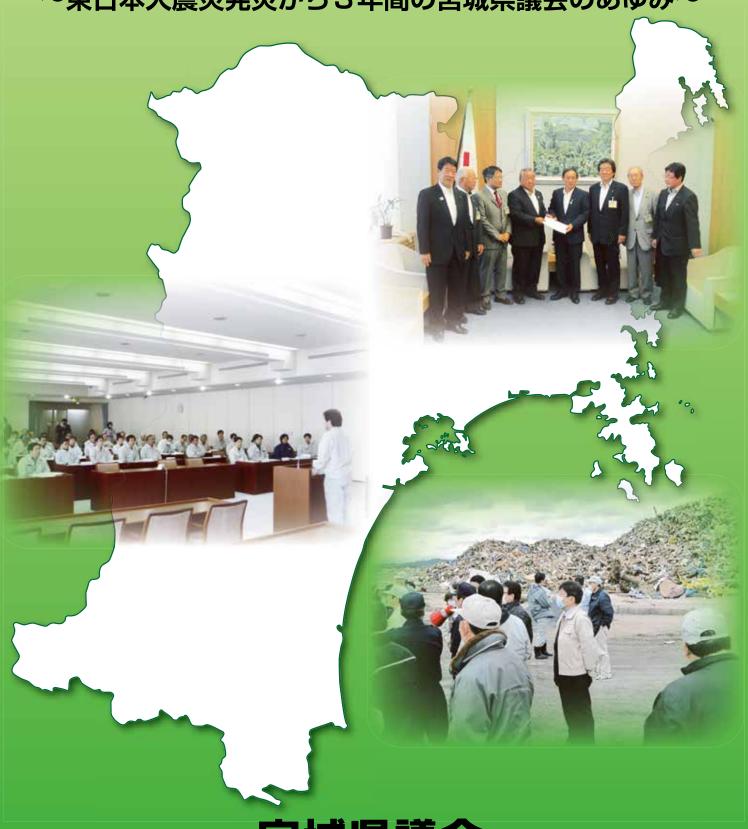
宮城県議会震災記録誌

~東日本大震災発災から3年間の宮城県議会のあゆみ~



宮城県議会平成 27年3月



宮城県議会議長 安藤 俊威

東日本大震災において我が県を襲った大地震と大津波は、かけがえのない多数の尊い命と財産を奪い、未曾有の甚大な被害をもたらしました。

発災から4年が過ぎ、徐々に復興の歩みが加速していますが、解決すべき課題はまだま だ山積しております。

この4年という歳月は、私たち宮城県民の心に忘れられない深い悲しみを刻む一方で、 発災から現在に至るさまざまな場面で感じた「あの時こうすればよかった」という思いを 風化させつつあります。

私は、千年に一度という未曾有の災害を最も間近で体験した県議会として、その経験と 当時感じた思いを後生に伝えていく責務があるとかねてより考えておりました。そのため には、発災からの議会活動を詳細に記録し、その活動を検証した上で、今後予想される新 たな災害に向けた準備を行うことが必要です。

このことから、私は、平成25年12月に議長に就任した後、議会改革推進会議に対し大規模災害時における議会のあり方の検討と記録誌の作成を求めました。以後9ヶ月にわたり熱心に検討いただき、平成26年11月に報告を受けました。

記録誌では、発災から3年間の議会活動及び議員活動について記載したほか、その活動について検証を行い、5つの提言がなされております。この提言をもとに県議会における災害時の対応マニュアルの検討が始まっておりますが、その上でも貴重な資料となるものであると考えております。

今後とも,宮城県議会は,未曾有の大震災から復興を成し遂げ,さらに発展していくために総力を結集して取り組んでいく所存であります。

最後になりましたが、これまで物心両面にわたり多大なるご支援を賜った国内外の皆様 にあらためて感謝を申し上げるとともに、この記録誌が全国の議会における災害対応の一 助となれば幸いに存じます。



宮城県議会副議長 渥美 巖

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から4年が経過しました。

平成23年3月11日,産業経済委員会が終了し会派控室に戻った直後に,あの大地震が発生しました。平成15年7月の宮城県北部連続地震を体験していましたので,少しは落ち着いて行動できましたが,県内で大きな被害が起きていると直感し車で帰路につきました。仙台市内では渋滞が始まり,救急車や消防車がサイレンを鳴らしながら走り,道路は陥没しているところもありました。三陸自動車道は通行止めとなっており,ラジオからは津波情報が流れていました。内陸を通る県道仙台松島線を通って地元東松島市に入りましたが,普段の帰路である国道45号線は既に浸水し通行できない水位になっていました。

東松島市役所の災害対策本部に駆けつけましたが、余震や津波の続く状況の中、市役所職員が自らの危険を顧みず情報収集にあたり、それを受けて本部長である市長が消防団・警察等の協力を得てご遺体の収容・避難者の受け入れなど懸命の対応を行っており、私もそれに協力しました。

翌日見た市内の津波被災地域は、戦争で爆撃を受けたかと思うほど悲惨な状況でした。 その後は、毎日行われる東松島市災害対策本部会議に百日間欠かさず出席し、市内の被 災状況、ライフラインの復旧状況、遺体収容・行方不明者の捜索状況、国・県の動向等の 報告を受け、県との調整などを行いました。また、震災直後に県議会が設置した特別委員 会で、県内の被害を調査するとともに、現地のニーズを取りまとめ、県や国に対する要請・ 要望活動を行いました。

国の手厚い補助金や国内外からの多くのご支援、県民一丸となった取り組みにより、被災地域は徐々にではありますが復興への兆しが見えてきました。しかしながら今なお、多くの方々が仮設住宅等での不自由な生活を余儀なくされており、災害公営住宅建設を初め、まちづくりや産業基盤の整備など、本格的な復興のための取り組みはいまだ道半ばです。国の復興集中期間(平成23年度~27年度)の延長とともに、継続した財政措置が不可欠ですので、県議会としても引き続き強力に国に要望してまいります。

最後になりましたが、二元代表制の一翼を担う宮城県議会は、常に県民サイドに立ち、 県民のニーズをもとに、さまざまな形で政策提言を行い、議会としての役割をしっかり果 たしていくことが、ふるさとの復興を加速し、宮城の再生につながりますので、今後とも 全力を傾注してまいりたいと思います。

宮城県議会 震災記録誌 目次

| 第1章 東日本大震災の概要 | |
|---|----------|
| 第1節 災害の概要 | |
| 1 地震の発生状況 | 5 |
| 2 津波の発生状況 | 5 |
| 3 余震の発生状況 | 6 |
| 第2節 被害の概要 | |
| 1 被害の特徴 | 7 |
| 2 被害の概要 | 7 |
| ○「あの日から」 | 9 |
| 〔畠山和純 元議長(H21.7~H23.11)/大震災復旧・復興対策調査特別委員会委員長(H24.11~)〕 | |
| 第2章 初動対応及び活動記録 | |
| 第1節 発災直後の議会の対応 | |
| 1 議会 [2月定例会, 地震発生, 屋外での本会議開催, 3月15日の本会議開催までの動き, 3月15日の本会議等] | 10 |
| 2 議会事務局 [発災当日, 本会議開催まで, 県災害対策本部設置に伴う対応] | 12 |
| ○「当時を振り返って」〔中村功 前議長(H23.11~H25.12)〕 | 14 |
| 第2節 応急期・復旧期における活動記録 | |
| 1 本会議の状況 | |
| (1) 平成23年〔5月定例会,8月臨時会,9月定例会,11月定例会〕 | 15 |
| (2) 平成24年〔2月定例会,5月臨時会,6月定例会,9月定例会,11月定例会〕 | 19 |
| (3) 平成25年〔2月定例会,6月定例会,9月定例会,10月臨時会,11月定例会〕 | 22 |
| (4) 平成26年〔1月臨時会,2月定例会〕 | 26 |
| 2 特別委員会の活動 | |
| (1) 平成23年大震災対策調査特別委員会(平成23年3月から同年11月まで) | 28 |
| (2) 大震災復旧・復興対策調査特別委員会(平成23年12月から平成24年11月まで) | 31 |
| (3) 大震災復旧・復興対策調査特別委員会(平成24年11月まで) | 34 |
| 3 常任委員会の活動 | |
| (1) 総務企画委員会 | 37 |
| (2) 環境生活委員会 (環境生活農林水産委員会) | 39 |
| (3) 保健福祉委員会 | 41 |
| (4) 産業経済委員会(経済商工観光委員会) | 43 |
| (5) 建設企業委員会 | 45 |
| (6) 文教警察委員会 | 46 |
| 4 要望(要請)活動 | 48 |
| ○「素早い救援の関西広域連合とカウンターパート方式」 | 51 |
| 〔小野隆 元副議長(H21.7~H23.11)/前大震災復旧・復興対策調査特別委員会委員長(H23.12~H24.11)〕 | |
| 第3節 各議員の活動状況 | - |
| 1 発災直後 | 52 |
| 2 応急・復旧期 (2500年) (2500年) (2000年) (200 | F0 |
| (1) 応急期 (発災から概ね半年間) (2) 後日期 (25%なら 概ね光伝なら 2 年間) | 53 |
| (2) 復旧期(発災から概ね半年から3年間) | 53 |

| 第4節 他団体との連携 | |
|---|-----|
| 1 議長会 | |
| (1) 北海道・東北六県議会議長会 | 54 |
| (2) 全国都道府県議会議長会等 | 54 |
| 2 市町村議会 | |
| (1) 宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会(県内各市町村議会) | 57 |
| (2) 仙台市議会との正副議長懇話会 | 58 |
| 3 民間団体からの請願・陳情 | 59 |
| ○「天災は忘れずにやってきた!」〔佐々木征治 前 副議長(H23. 11~H25.12)〕 | 62 |
| 第5節 他議会等からの支援等 | 63 |
| 第6節 県議会議員選挙の実施 | 64 |
| ○「当時を振り返って」〔相沢光哉 元平成23年大震災対策調査特別委員会委員長(H23.3~H23.11)〕 | 65 |
| 第3章 震災対応の検証及び提言 | |
| 第1節 検証 | |
| 1 検証の目的と方法 | 66 |
| 2 検証項目 | |
| (1) 議会運営 | 67 |
| (2) 大震災に係る特別委員会の活動 | 72 |
| (3) 常任委員会の活動 | 74 |
| (4) 要望活動 | 75 |
| (5) 復興に県議会が果たした役割 | 76 |
| (6) 議員活動 | 77 |
| 第2節 提言 | |
| 提言1 | 78 |
| 提言2 | 79 |
| 提言3 | 80 |
| 提言4 | 81 |
| 提言5 | 82 |
| 《参考資料》 | |
| ○大震災に係る特別委員会設置の経緯及び名簿 | 83 |
| ○大震災に係る特別委員会設置要綱等 | 85 |
| 〇要望 (要請) 書 | 88 |
| ○決議(震災に係る主なもの) | 138 |
| ○意見書(震災に係る主なもの) | 141 |
| ○震災に係る議員アンケート結果概要 | 160 |
| ○「大規模地震発生時の県議会の対応について」 | 165 |
| ○議員名簿 | 166 |

第1章 東日本大震災の概要

第1節 災害の概要

1 地震の発生状況

平成23年3月11日午後2時46分,三陸沖を震源とする地震が発生し、宮城県栗原市 (築館)で震度7,他の県内すべての観測地点で震度6強から5弱を、また、東日本 を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6強から1を観測した。この 地震のモーメントマグニチュードは9.0であり,国内観測史上最大規模の地震となった。 気象庁はこの地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と命名し、政府 はこの地震に伴う一連の災害の名称を「東日本大震災」とした。

発生時刻:平成23年3月11日(金)午後2時46分

震源:三陸沖 牡鹿半島の東南東約130km 付近 深さ約24km

規 模:モーメントマグニチュード9.0 断層の大きさ:長さ450km,幅200km 地震の種類:海溝型地震,逆断層型

県内の市区町村の震度

| 震度 | 市区町村 |
|-----|-----------------------------------|
| 7 | 栗原市 |
| 6 強 | 仙台市宮城野区 石巻市 塩竈市 名取市 登米市 東松島市 大崎市 |
| | 蔵王町 川崎町 山元町 大衡村 涌谷町 美里町 |
| 6 弱 | 仙台市青葉区 仙台市若林区 仙台市泉区 気仙沼市 白石市 角田市 |
| | 岩沼市 大河原町 亘理町 松島町 利府町 大和町 大郷町 富谷町 |
| | 南三陸町 女川町 |
| 5 強 | 仙台市太白区 多賀城市 七ヶ宿町 村田町 柴田町 丸森町 七ヶ浜町 |
| | 加美町 色麻町 |

[※]観測地点が2以上ある市区町村においては、大きい方の震度を記載。

2 津波の発生状況

東北地方太平洋沖地震は、観測史上最大規模の大津波をもたらした。

気象庁は、地震の揺れが継続している午後2時49分に岩手県、宮城県、福島県に津波警報(大津波)を発表、本県沿岸においては、当初の津波予想高6mを、午後3時14分、10mに引き上げた。また、翌12日午前3時20分までに全国の全予報区に津波警報・注意報を発表した。その後は、海域ごとに推移を見ながら、津波警報(津波)や津波注意報への切替えがなされ、すべての警報・注意報が解除されたのは翌々日の13日午後5時58分であった。

津波は、東北地方太平洋沿岸を初めとし、全国の沿岸で観測された。各地の津波観測地点では、福島県相馬で9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6m以上など、東日本の

[※]気象庁発表資料より抜粋、女川町の震度は、女川原子力発電所の震度計によるもの。

太平洋沿岸を中心に非常に高い津波となった。なお、観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある。本県土木部の津波痕跡調査では、女川町で34.7m、南三陸町で26.1mなどの津波遡上高が確認されている。

津波は,内陸の奥域まで広範囲に拡大し,河川を遡上し,河川の氾濫を発生させた。 全国の浸水面積は561km², うち本県においては特に浸水被害が大きく,県全体の浸水 面積は327km² (県内総面積7,286km²),県の約4.5%の地域が浸水被害を受けた。

※気象庁「平成23年3月地震・火山月報(防災編)」,国土地理院「津波による浸水範囲の面積(概略値) について(第5報)」より

3 余震の発生状況

余震は、岩手県から千葉県北東部にかけての沿岸及びその沖合の広い範囲で発生している。余震域で発生したM5.0以上の地震は、本震発生後の1年間では650回を超え、その後の1年間では84回、発生2年後から1年間では56回となっている。

本県では、平成23年4月7日23時32分に発生したM7.2の余震が仙台市や栗原市で震度6強を観測したほか、県内のほとんどの観測地点で震度6強から5弱の揺れを観測した。

※気象庁 「平成23 年 (2011年) 東北地方太平洋沖地震」の余震活動 (H26.3.10)」より



気仙沼市内の被害状況(平成23年4月)



女川町内の被害状況(平成23年4月)

第2節 被害の概要

1 被害の特徴

本震により発生した巨大津波は、多数の死者・行方不明者を生じさせるとともに、 住家、商業施設及び公共施設等の流失・破損・浸水、可燃物の流出による火災、道路 や鉄道など交通網の分断、電気・上下水道・ガス・通信インフラなど各種ライフラインへの被害、農業・漁業・製造業などの産業基盤の喪失等、沿岸部に壊滅的な被害を もたらした。

内陸部においても,地震動により,住家,商業・公共施設等への被害,道路や鉄道 等及び各種ライフライン等の被害が広範囲になった。

本震の翌月の4月7日の余震により、住家や商業・公共施設等の被害が拡大し、一部で再開していた道路や鉄道、各種ライフラインが再度停止するなど、多大な被害となった。

2 被害の概要

(1) 人的被害

今回の震災においては、死者・行方不明者数は、本県、岩手県、福島県を中心に全国で21,623人となり、極めて甚大な被害となった。うち本県においては、11,755人となり、全国の死者・行方不明者の半数以上となる最も深刻な被害となった。

| | 全国 | うち宮城県 |
|-------|---------|-------------|
| 死者 | 18,958人 | 10,472人 |
| | | (うち関連死883人) |
| 行方不明者 | 2,665人 | 1,283人 |
| 負傷者 | 6, 219人 | 4,145人 |

※平成26年3月1日現在,消防庁「東日本大震災被害報第149報」より。死者数には関連死含む。 ※県内の関連死は宮城県危機対策課調べ。平成26年2月28日現在。

(2) 建物被害

今回の震災において、住家被害は、全国で全半壊あわせ400,101棟、うち宮城県は237,999棟となっており、全国の半数以上を占めている。

| | 全国 | うち宮城県 |
|-----------|-----------|----------|
| 住家被害・全壊 | 127, 291棟 | 82,911棟 |
| 住家被害・半壊 | 272,810棟 | 155,088棟 |
| 住家被害•一部破損 | 766, 097棟 | 222,829棟 |
| 非住家被害 | 96,082棟 | 28,893棟 |

※平成26年3月1日現在,消防庁「東日本大震災被害報第149報」より。

(3) 避難所・避難者数

県内の避難所は、平成23年12月にすべて閉鎖されたが、ピーク時における避難所数及び避難者数は次のとおり。

避難所数: 1,183カ所(平成23年3月14日) 避難者数:320,885人(平成23年3月15日)

※宮城県危機対策課「宮城県東日本大震災検証記録誌 (中間報告)」より

(4) ライフライン被害

巨大津波により沿岸部では電気・上下水道・ガス・通信などの基幹設備に壊滅的な被害を受けた。また、内陸部においても各種ライフラインが停止し、復旧には数日から相当程度を要した。

| 項目 | 震災直後 | 復旧状況 |
|-------|----------------------|--|
| 市町村水道 | 県内全市町村で約612,000戸供給支障 | 9月30日復旧 |
| 広域水道· | 広域水道被災箇所数150か所 | 広域水道は4月16日復旧 |
| 工業用水道 | 工業用水道被災箇所数133か所 | 工業用水道は4月22日復旧 |
| 下水道 | 供給支障13市町 | 被災処理場内で,沈殿・消毒によ る簡易処理を行いながら復旧中 (平成24年3月時点) |
| ガス | 供給支障13市町 | 12月11日復旧 |
| 電気 | 約142万戸停電 | 6月18日復旧 |
| 電話 | 約76万回線不通 | 5月6日復旧 |
| | (最大90%の発信規制) | |

[※]宮城県危機対策課「(仮) 宮城県東日本大震災検証記録誌(中間報告)」より

(5) 各施設の被害額

本県の各施設の被害額は以下のとおり。

| 項目 | 被害額 |
|------------|-----------|
| 交通関係 | 103億円 |
| ライフライン施設 | 1865億円 |
| 保健医療福祉関係施設 | 516億円 |
| 建築物(住宅関係) | 5兆 904億円 |
| 民間施設等 | 9906億円 |
| 農林水産関係 | 1兆2952億円 |
| 公共土木施設 | 1兆2568億円 |
| 文教施設 | 2010億円 |
| 廃棄物処理・し尿施設 | 69億円 |
| その他の公共施設等 | 769億円 |
| 合計 | 9 兆1663億円 |

[※]宮城県危機対策課調べ。平成26年3月10日現在。

※JR東日本の分は県別に算出していない ため含まれていない。(全体で678億円) 畠山 和純 〔元議長 (H21.7~H23.11) 大震災復旧・復興対策調査特別委員長 (H24.11~)〕



ついに宮城県沖地震が来た。議長室の机にしがみつき、大きな揺れを必死に耐えながらそう思った。 同時に、沿岸への津波の襲来が脳裏をよぎった。

前庭に避難しながら災害対応のため議会の会期を延長する必要があると判断、その場にいた議員が 過半数であることを確認して本会議を開催した。会期延長を宣言し散会、議員にはそれぞれの地域で 災害対応に当たるよう要請した。

その頃、霧のようなとても小粒の雨が降りしきり、まるで真冬のような寒気がおそってきた。携帯電話も不通で現地の様子は全く窺うことができなかった。議長車で気仙沼に向かったが県庁を出てすぐ渋滞に遭って動きがとれなくなり、すぐ引き返した。車内のテレビではしきりに大津波警報の発令が報じられている。情報を探るため県庁4階の災害対策本部に行った。到着して数分後、テレビの大画面には気仙沼港の魚市場の向かい側、蜂ヶ崎を白煙を上げるような大波が乗り越える様子が映し出された。まさか、こんなことが、と一瞬息が止まった。津波だ。それも、とてつもない巨大なものだ。知事の自衛隊の出動要請の指示を背に部屋を飛び出した。

車を借用して同僚議員と気仙沼に向かった。本吉から山越えで気仙沼に向かう頃にはラジオのニュースが緊迫した津波災害の様子を伝えていた。女川町と南三陸町では役場庁舎が最上階まで浸水,数千名が行方不明,気仙沼湾では火災が発生,現在も炎上中という。

峠を越えると奇跡的に気仙沼市長との電話がつながった。警察署、海上保安署、消防署、市役所などすべて被災、緊急対策本部が広域消防本部に設置されたこと、火災は陸上まで広がっているが、夜間になって救助活動もできず現場の状況も把握できていないこと、自宅付近の住居はすべて流出している様子、 $1\sim2$ 分の通話で、市内は全く思いの及ばない極めて深刻で絶望的な状況であることがわかった。気仙沼湾の方向には真っ暗闇の中に赤々と燃え上げる炎が遠目に見えた。心配と不安で胸が張り裂けそうであった。

市対策本部に到着してから大勢の市民が避難している市民会館,気仙沼小,中学校付近に向かった。 校庭は逃げてきた車であふれ,真っ暗な体育館では大勢の被災者が着の身着のまま体を寄せ合って震 えていた。何もできず,そこで夜明けを待った。早朝,大勢の避難者が行き交う中に家族の無事を確 認できた。夜明けと同時に上空では数機のヘリコプターが懸命の救助活動を始めていた。火災の激し かった鹿折地区では東京消防庁が防火線を敷き,消火活動に当たっていた。まともな通信手段を持た ないままの救急救命活動は困難と混乱を極めたが,その日から決死の行動が続いた。どこに誰がいる のか,孤立箇所は,避難所に食料はあるのか,水は,燃料は,病院や福祉施設の状況はどうか,など 不明なことが多すぎる。本部要員でなかったが私も市対策本部に日参,関係者と協力して被災現場を 訪れ,情報収集や食料,医療チームなどの手配に奔走した。

議会の再開と運営は副議長に一任し、議会には、震災対応の特別委員会が開催された3月29日に、 震災以来初めて登庁した。それまでの数日間の自分自身の行動は無我夢中で、今振り返ってもよく覚 えていない。被災現場は凄惨で筆舌に尽くしがたかった。今日はご遺体がいくつでしたと、報告を聞 くたびにどうか夢であってほしいと願う日々でもあった。

4月初旬,特別委員会の県内調査が始まってから現場を離れ,被災者対策,復旧復興対策を県,国に対して要請する活動に専念することになった。まずは住まいの確保を,壊滅状態になった沿岸域の水産業や農業などの再生も不可欠と,調査を始め,県内の被災状況が明らかになるにつれ,あまりの甚大な被害と課題の多さに押しつぶされそうなプレッシャーを受けた。しかし,すべてを失いながらも厳しい局面を何とか打開したいと訴える若い漁民の心意気や,国内外からの心のこもったご支援に押され,一歩ずつ前に進むことが出来たと思う。

現在は、平成24年11月より引き続き特別委員会の委員長として原発事故の影響なども加えたさまざまな調査活動を継続中である。被災地ではまさに復興の真っ最中、多くの困難に直面している被災者が日常生活を取り戻すには、きめ細やかで適切な政策の速やかな実現が求められている。

いまだ行方不明の方々と犠牲になられた大勢の方々に改めて哀悼の誠をささげ、皆様のふるさとが一日も早く復興できますよう関係各位と力を合わせ更に努力を重ねたいと決意している。

第2章 初動対応及び活動記録

第1節 発災直後の議会の対応

1 議会

<2月定例会>

地震の発生した平成23年3月11日,宮城県議会では2月定例会の会期中であった。 当日は常任委員会の開催日であり,6つの常任委員会が午前中から開催されていた。 2月定例会の会期日程は3月15日までと決定されており,この日の常任委員会が終了 すれば15日の予算特別委員会,本会議を残すのみという予定となっていた。

それぞれの常任委員会では、付託された議案の審査等が行われていたが、審査・採 決はすべて終了し、発災時には保健福祉委員会において執行部からの報告事項に対す る質疑が行われていたのみであった。

く地震発生>

午後2時46分,緊急地震速報が流れ,初め小さかった揺れは次第に大きくなり,立っていられないほどの大きく長い揺れであった。議会庁舎は5階建てで,4階と5階は議員控え室となっているが,そこでは備え付けの棚が動き,棚の書類や食器類は床に落ち足の踏み場もないほど散乱した。議会庁舎のある仙台市青葉区の震度は6弱であった。

開催中の保健福祉委員会は揺れが収まると同時に委員長が散会を宣告。保健福祉委員会委員を含むほとんどの議員は、避難場所である議会庁舎玄関前に避難し、その場で安否確認が行われ、けが人等がいないことが確認された。

<屋外での本会議開催>

その間も何度も余震が発生していた。被害の全貌は明らかではないが、この庁舎で会議が開催できるのか、議員を再度参集できるのか等の見通しが立たない上、予定された会期は3月15日までという状況であった。そのため、議長が会期延長のための本会議をその場(議会庁舎玄関前)で開くことを決定し、議員の出欠確認が行われた。(出席議員45人、欠席議員15人 ※欠員1人)

午後3時7分本会議開会、「会議を開催できるときまで、会期を延長する」ことを決定し、同8分散会となった。なお、屋外で本会議を開催したのは県議会史上初めてのことであった。

<3月15日の本会議開催までの動き>

11日の本会議で会期延長は決定されたものの、大震災関連の予算及び平成23年度当初予算案を初めとする提出されていた議案の議決が必要であることから、早急に本会議を開催する必要があった。

14日に正副議長の指示のもと、事務局が会派代表、執行部と調整した結果、連絡がとれ登庁可能な議員が定足数 (過半数)に達する見込みであることと、執行部側の準備が整う見込みがついたことから、翌15日に本会議を開催することとなり、また、以下のとおり方向性が決定され、議員全員に直接又は電話により連絡がなされた。

- ・予算等提出議案の議決を最優先し、大震災関連補正予算の追加提出を認める。
- ・議員全員による大震災対策の特別委員会を設置する。
- ・3月15日に予算特別委員会,議会運営委員会,本会議を開催する。

<3月15日の本会議等>

震災発生から5日目の3月15日,ガソリンの供給状況は依然として厳しく,公共交通機関の再開はほとんどなされていなかった。また,通信状況は震災当日よりは改善されたものの,沿岸部を中心につながりにくい状況は続いており,結果的に数名の議員とは連絡がとれず,現員60人のうち8人が欠席となった。

そのような状況の中,予算特別委員会 (平成23年度当初予算を付託されているため),常任委員会のうち保健福祉委員会 (11日は散会したのみで予定の案件が終了していなかったため),本会議 (平成23年度当初予算,条例等の予算外議案,震災に係る特別委員会の設置,震災に係る平成22年度補正予算 (200億円増額),震災に係る決議等の審議のため),平成23年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会を開催した。

また,議場は天井ボード等が損傷したため,安全確保の観点から本会議を大会議室 で行うことが議会運営委員会において了承された。当日の流れは以下のとおり。

- ① 予算特別委員会(午後1時33分~) 場所:大会議室
 - ・通常、委員会前に理事会を開催するが、今回は省略。
 - ・執行部出席者は、副知事、総務部長のみ。
 - ・予算分科会の審査結果についての主査報告は、報告書の配布のみで口頭による 報告を省略し、採決。
- ② 保健福祉委員会(午後1時35分~) 場所:大会議室
 - ・予算特別委員会終了後直ちに大会議室内に委員が集まり委員会を開き,継続審 査及び調査事件を決定,閉会。
- ③ 議会運営委員会(午後1時41分~) 場所:議会運営委員会室
 - ・当日の本会議運営について協議・決定。
- ④ 本会議(午後2時48分~) 場所:大会議室
 - ・議会運営委員会の決定に沿って進行。
 - ・執行部出席者は、知事、総務部長、財政課長のみ。
 - ・冒頭,副議長(議長は欠席)から大地震について発言があり,全員で黙祷。
 - ・「東北地方太平洋沖地震による災害復旧に関する決議」を可決。
 - ・平成23年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会の設置を決定。 (特別委員会開催のため休憩)
- ⑤ 平成23年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会 場所:大会議室
 - 正副委員長互選
- ⑥ 本会議(午後3時4分再開) 場所:大会議室
 - ・付託議案の審査結果についての常任委員長報告及び予算特別委員長報告は、報告書の配布のみで口頭による報告を省略、採決。
 - ・追加議案 (震災に係る平成22年度補正予算 (総額200億円増額)) の委員会付託を省略,即決。
 - ・全日程を終了し、午後3時27分、2月定例会を閉会。

2 議会事務局

く発災当日>

発災後,議会事務局においては,臨時の本会議開催の調整に当たったほか,議会庁舎の被害状況確認を行った。

※議会庁舎の被害状況

- ・議場・・・天井ボード破損、天井からの落下物多数
- ・委員会室・・・天井照明破損, 出入り口損傷
- ・その他・・・各部屋、廊下、ロビーの天井材、タイル等落下、壁面のひび割れ、 機器の転倒、落下等多数あり。外壁タイル落下あり。

午後4時30分,議会事務局課長会議を開催し、非常配備体制(計4人,午前8時30分と午後6時に交代)を敷いた。





議会庁舎4階(会派控室)の状況

<本会議開催まで>

12日(土)及び13日(日)は正副議長等との連絡調整,災害状況の把握,執行部との調整,議員等の安否確認などを行った。

14日(月)に前述のとおり、正副議長の指示のもと、会派代表、執行部とも協議し、議員全員に本会議開催の連絡を直接又は電話で行った。しかしながら、この時点では通信事情が非常に悪く、直接電話がつながらない議員もいた。直接電話がつながらない議員については、会派にも開催の連絡の依頼をしたが、最終的に、本会議の開催が伝わらなかった議員も数人いた。

※発災直後のライフラインの状況

3月11日(金) 午後5時 議会庁舎給水制限

午後6時 議会庁舎電力供給(自家発電装置)停止

午後11時 議会庁舎電力供給(行政庁舎から電力供給)再開

3月14日(月) 午前7時40分 議会庁舎給水制限解除

<県災害対策本部設置に伴う対応>

県地域防災計画では県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は,災害対策本部が 設置されることとなっている。この地震においても発生と同時に設置され,同時に災 害対策本部事務局が開設された。

議会事務局は県災害対策本部の構成メンバーとなっていないことから、発災直後から県議会災害情報連絡事務局を災害対策本部事務局に設置した。3月11日から5月8日まで議会事務局職員を配置し、常時情報を得る体制をとった。

なお、地域防災計画における議会及び議会事務局の事前の役割はなかったが、災害対策本部からの要請により、県災害対策本部事務局の応援要員として3月14日から4月30日まで1日あたり最大5人を派遣した。これとは別に危機対策課業務の応援要員として4月1日から30日まで1人を派遣。また、執行部(人事課)からの要請により被災市町の応援要員として4日間のスパンで延べ7名派遣した。

当時を振り返って



中村 功

〔前議長 (H23.11~H25.12)〕

あの忌しい東日本大震災から4年が経過しました。

今なお仮設住宅には68,000人が暮らし、多くの地域に震災の傷跡が当時のままの 状態で残っております。

当時を振り返りますと、震災から約半年後の11月の議長に就任し、その翌日から 佐々木副議長とともに文字通り休むことのない2年間でありました。

まず最初に解決しなければならないことは、あの大量の震災がれきの処理でありました。あの猛暑の中での大量のハエの発生、あるいは大変な悪臭の中、仮設住宅で生活している被災者のことを思うと何をおいても最優先の課題でありました。

議会内でも、県内業者による県内処理を主張する、私には全く理解に苦しむ意見もありましたが、県内どこの自治体も業者も対応能力はないに等しく、かろうじて仙台市に周辺自治体分の一部を協力いただきましたが、計画年度内に処理を終了するには県外にも協力をお願いするしかないと決断し、佐々木副議長、小野特別委員長、坂下副委員長の協力のもとに全国16都道府県等に災害廃棄物広域処理の協力要請に奔走した結果、県外からの協力を得られ、計画年度内に処理を終了することが出来ました。このことは、県と議会が一丸となって本県の復旧・復興に大きな役割を果たしたと思っております。

また,この震災を契機として県市議会議長会・町村議会議長会との連携が強まったと感じております。

特に,仙台市議会とはこれまで殆ど交流がなかったと聞き,今後は定期的に意見 交換の場を持つことで合意をしました。

また,両議長会とも協力しながら,復旧・復興に係る要望を国等に対し繰り返し 行ってまいりました。今後も更なる連携強化を望むところであります。

結びに、完全な復興には長い時間が必要でありますが、一歩一歩着実に努力して まいりたいと思っております。

第2節 応急期・復旧期における活動記録

1 本会議の状況

(1) 平成23年

平成23年4月は統一地方選挙にあわせ県議会議員一般選挙が予定されており、県議会議員の任期も満了となる予定であったが、被災のため本県では選挙を適正に実施することは困難な状況であった。3月22日に臨時特例法が成立し、選挙期日の延期が可能となった。その後、選挙期日の再延期の法改正を経て、宮城県議会議員選挙の実施は11月となり、議員の任期も選挙の前日まで延期された。(詳細は第6節参照)

平成23年において、震災後は、5月定例会 (6月定例会を前倒し)、8月臨時会、9月定例会、11月定例会が行われた。なお、定例会を招集する時期は毎年2月、6月、9月、11月とされ、特別の事情があるときは、招集を前月に繰り上げ又は翌月に繰り下げできる旨が告示されている。5月定例会は震災に係る審議を急ぐため6月定例会を2週間程度前倒しで行ったものである。

また、議場は地震による損傷のため使用可能となったのは9月定例会からであり、 5月定例会及び8月臨時会の本会議は大会議室で行った。

イ 5月定例会

〔震災後初の定例会,震災関連の補正予算案等を審議,専決処分に対し附帯意見〕

5月定例会は、震災関連の補正予算案の審議などを中心に、5月31日から6月20日までの21日間の会期で開催した。

震災に対応するための平成23年度補正予算案(当初提案の他,補正予算案の追加提案あり)などの他,専決処分の承認を求める77件を含む知事提出議案107件が提出され,原案のとおり可決,同意,承認した。

なお, 専決処分の承認を求める議案の主な内容は,

- ・平成22年度及び平成23年度補正予算(一般会計及び特別会計等)
 ※平成22年度(48億円,129億,△77億円(計数整理))
 平成23年度(2688億円,193億円)
- ・東日本大震災被災者の各種手数料を免除するための条例改正
- ・災害等廃棄物処理の事務の受託

などであった。これについて、金額の大きさ等を問題とし、「東日本大震災に迅速に 対応するため、発災直後より4回にわたり補正予算を専決処分として行ってきたこ とはやむを得ない状況があったと認められるが、議会に対しての事後の報告は、そ の内容や説明に十分配慮し、今後は極力、臨時会の開会をもって対処されたい。」 との附帯意見を付した。

また、議員提案による条例案1件、震災対策等に係る意見書7件を可決、請願3件を採択した。なお、7件の意見書のうち国の2次補正予算の早期成立を求めるものと、津波対策推進法案の早期成立求めるものの2件の意見書については、国の早急な対応を求めるため、会期途中(6月10日)で議決し国に提出した。

一般質問は4日間で17人が行い,水産業復興特区¹構想の必要性や効果,応急仮設住宅への入居完了時期,津波被害により大量に発生した災害廃棄物の処理の見通しなどを内容とする質問が行われた。

(平成22年度予算)

| | 2月現計予算 (3月15日追加後) ※1 | 3月16日 専決処分 補正額 ※2 | 3月28日 専決処分 補正額 ※3 | 3月31日 専決処分 補正額 ※4 | 最終予算額 |
|---------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------|
| 一般会計 | 8888億円 | - | 129億円 | △73億円 | 8944億円 |
| 特別会計 | 2386億円 | 3億円 | _ | △1億円 | 2388億円 |
| 準公営企業会計 | 247億円 | 32億円 | - | - | 279億円 |
| 公営企業会計 | 595億円 | 14億円 | _ | △3億円 | 606億円 |
| 計 (総会計) | 1兆2117億円 | 48億円 | 129億円 | △77億円 | 1兆2218億円 |

- ※1 一般会計の8888億円は、2月現計予算8688億円に対し3月15日の本会議で災害対応のための予備費200億円の増額補正をしたもの。
- ※2 流域下水道施設及び浄水・送水施設などの災害復旧費等,特別会計に係る災害復旧費等について予算 化したもの。
- ※3 震災に係る避難所の設置、食品等の提供、埋葬などの災害救助費について予算化したもの。
- ※4 震災関連の予備費について、災害復旧工事などの執行状況に応じ減額等をしたもの。
- <四捨五入のため積み上げと表の数字が一致しない箇所がある。(以下同様の表において同じ)>

(平成23年度予算)

| | 当初予算額 | 4月1日 専決処分 補正額 ※1 | 5月13日 専決処分 補正額 ※2 | 5月定例会 補正額 ※3 | 5月定例会 補正額 (6月追加分) ※4 | 補正後予算額 |
|---------|----------|---------------------------|----------------------------|--------------------|-------------------------------|----------|
| 一般会計 | 8400億円 | 2553億円 | 193億円 | 3901億円 | 510億円 | 1兆5558億円 |
| 特別会計 | 2250億円 | 5億円 | _ | 211億円 | ı | 2466億円 |
| 準公営企業会計 | 242億円 | 123億円 | _ | 283億円 | ı | 648億円 |
| 公営企業会計 | 285億円 | 6億円 | _ | 7億円 | _ | 297億円 |
| 計 (総会計) | 1兆1176億円 | 2688億円 | 193億円 | 4402億円 | 510億円 | 1兆8969億円 |

- ※1 震災に係る避難所や応急仮設住宅の設置,埋葬などの災害救助経費,災害弔慰金や災害援護資金などの災害援護費,災害廃棄物処理経費,流域下水道や河川等の施設災害復旧費等について予算化したもの。
- ※2 震災に係る河川や水産基盤施設などの災害復旧費,仙台空港旅客ターミナルビルに係る復旧貸付金, 被災船舶の解体処理費等について予算化したもの。
- ※3 社会福祉施設,商工関係施設及び農林水産業施設等に係る災害復旧経費,避難所や応急仮設住宅などの災害救助費などに被災船舶の解体処理費等について予算化したもの。
- ※4 災害廃棄物の処理経費について予算化したもの。

口 8月臨時会

[県の「東日本大震災復興基金」の創設等について審議]

8月臨時会は、8月19日から8月23日までの5日間の会期で開催。

平成23年度一般会計補正予算案,地域の実情に応じた単独事業を実施するための

¹ 養殖業への民間による参入や資本の導入促進を目的とし、漁業法で規定されている区画漁業権の免許の優先順位1位である漁業協同組合のほか、地元漁業者中心の法人についても同位としようとするもの。平成23年5月開催の国の東日本大震災復興構想会議において知事が創設を提案した。その後、宮城県漁業協同組合は「企業は経営状態が悪くなると撤退する」等を理由に知事及び県議会に撤回を求める要望(請願)書を提出した。

「東日本大震災復興基金条例」案など知事提出議案3件を原案のとおり可決。震災 関連の請願1件を採択した。

| | 既決予算額 (5月定例会 終了後時点) | 8月臨時会 補正額 ※1 | 補正後予算額 |
|---------|---------------------------|--------------------|----------|
| 一般会計 | 1兆5558億円 | 1207億円 | 1兆6765億円 |
| 特別会計 | 2466億円 | _ | 2466億円 |
| 準公営企業会計 | 648億円 | _ | 648億円 |
| 公営企業会計 | 297億円 | - | 297億円 |
| 計 (総会計) | 1兆8969億円 | 1207億円 | 2兆 176億円 |

^{※1} 国の第二次補正予算等に対応した水産業等に係る災害復旧費,漁場の再生等に係る災害対策費,原 発事故に伴う放射性物質の影響等への対策に要する経費,「東日本大震災復興基金」への積み立て等 について予算化したもの。

ハ 9月定例会

[「宮城県震災復興計画」等について審議]

9月定例会は、9月15日から10月19日までの35日間の会期で開催。

平成23年度補正予算案(当初提案の他,補正予算案の追加提案あり),「宮城県震災復興計画」,災害廃棄物処理業務に係る工事委託契約など知事提出議案42件を原案どおり可決,認定,同意した。開会日に提案された平成23年度一般会計補正予算案のうち,原発事故に伴う県民を対象とした健康調査の必要性を検討する有識者会議の設置に関し,「県民が放射性物質による健康への不安を抱きつつある中で,県においては,早急に所要の対策を講じ,万全を期すること。」との附帯意見を付した。

本定例会で可決した「宮城県震災復興計画」は、平成32年度までの10年間を復旧期(3年)、再生期(4年)、発展期(3年)に区分し、復興の道筋を示すものであり、後述する特別委員会において、議会としてもその素案から最終案まで議論を交わしている。

また、水産業復興特区創設の撤回を求める宮城県漁業協同組合の請願について、付託された産業経済委員会では附帯意見付きで採択すべきとしたものの、本会議においては、賛成・反対それぞれの立場から討論がなされ、特区の導入には漁業関係者等との合意形成が重要であるとの方向性は賛成派・反対派とも同じあったが、記名投票の結果、否決とした(賛成20、反対37、無効1、棄権1)。

その他、「東日本大震災で犠牲となられた方々への追悼と復興に関する決議」及び「東日本大震災の被災地での救助・救援等支援活動に感謝する決議」の決議2件並びに「大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書」など意見書3件を可決し、原発事故に係る請願1件を採択した。

代表質問は1日間で2人,一般質問は4日間で17人が行い,高台移転時の被災者の負担軽減,防潮堤や防災道路の完成時期,農産物の風評被害の払拭,県民の健康調査,監視体制の整備等の放射能汚染対策,応急仮設住宅の防寒対策や災害復興住宅の整備計画などを内容とする質問が行われた。

| | 既決予算額 (8月臨時会 終了後時点) | 9月定例会 補正額 ※1 | 9月定例会 補正額 (10月追加分) ※2 | 補正後予算額 |
|---------|---------------------------|--------------------|--------------------------------|----------|
| 一般会計 | 1兆6765億円 | 657億円 | 1093億円 | 1兆8515億円 |
| 特別会計 | 2466億円 | 135億円 | - | 2600億円 |
| 準公営企業会計 | 648億円 | 38億円 | 1 | 686億円 |
| 公営企業会計 | 297億円 | △6億円 | _ | 291億円 |
| 計 (総会計) | 2兆 176億円 | 823億円 | 1093億円 | 2兆2093億円 |

^{※1} 農地や漁港施設等の災害復旧費,「東日本大震災復興基金」への積み増し,「東日本大震災みやぎこども育英基金」の創設,中小企業グループ関連基金に対する貸付金(特別会計)等について予算化したもの。

ニ 11月定例会

〔改選後初の定例会,震災に係る補正予算案等を審議〕

延期されていた宮城県議会議員選挙が11月に実施され、改選後初めての定例会となった11月定例会は、11月28日から12月21日までの24日間の会期で開催した。

平成23年度補正予算案(当初提案の他,補正予算案の追加提案あり)など知事提 出議案64件を可決,承認,同意した。

「東日本大震災被災者の保険医療機関における一部負担金免除の期間延長を求める意見書」など意見書8件、条例案1件を可決、請願2件を採択した。

一般質問は4日間で17人が行い,災害公営住宅の整備計画と県による整備戸数, 汚染稲わらの保管場所の選定,健康調査の対象拡大,除染計画を策定する市町村の 支援等の放射能汚染対策のほか,JR仙石線の復旧,学校の防災対策などを内容と する質問が行われた。

| | 既決予算額 (9月定例会 終了後時点) | 11月定例会 補正額 ※1 11月定例会 補正額 (12月追加分) ※2 | | 補正後予算額 |
|---------|---------------------------|--|--------|----------|
| 一般会計 | 1兆8515億円 | 3510億円 | 1220億円 | 2兆3245億円 |
| 特別会計 | 2600億円 | 1億円 | I | 2601億円 |
| 準公営企業会計 | 686億円 | I | 1 | 686億円 |
| 公営企業会計 | 291億円 | 0億円 | | 292億円 |
| 計 (総会計) | 2兆2093億円 | 3511億円 | 1220億円 | 2兆6824億円 |

^{※1} 国の第三次補正予算等に対応して、水産業関連施設や公共土木施設の復旧・復興費、各種の災害復旧費や応急救助などの災害対策費を追加。また、「東日本大震災復興基金」を積み増し、市町村への交付金や被災者の住宅再建支援費や商工業者の施設設備復旧支援費などについて予算化したもの。

^{※2} 国が東日本大震災復旧・復興予備費の活用を決定したことを受け、中小企業等の復旧復興支援費を 追加して予算化したもの。

^{※2} 国の第三次補正予算のうち、本県への配分が確定したものについて追加したもの。医療、福祉、雇用等に係る基金への積み増しとともにその事業費を計上、鉄道や漁港施設等の各種施設等の災害復旧費等の震災復興経費について予算化したもの。

(2) 平成24年

平成24年においては、2月定例会、5月臨時会、6月定例会、9月定例会、11月定 例会が行われた。

イ 2月定例会

[復興元年となる平成24年度当初予算等を審議]

2月定例会は、2月16日から3月16日までの31日間の会期で開催。

平成23年度補正予算案(当初提案の他,補正予算案の追加提案あり),総会計の合計で1兆9858億円(うち震災関連費9363億円)と過去最高となった平成24年度当初予算案(当初提案の他,補正予算案の追加提案あり)など128議案を原案どおり可決,承認,同意した。なお,平成24年度一般会計予算案のうち,被災市町において震災瓦れきを防潮堤の資材として活用する希望があることに関し,「復旧・復興事業の予算執行の適正管理について万全を期し,事業実施に当たっては,地元の声を尊重し,十分な調整を図りつつ推進すること。」との附帯意見を付した。また,平成23年度一般会計補正予算案及び平成24年度一般会計補正予算案については,国から通知された復興交付金事業の交付可能額が申請を大幅に下回ったことから,「東日本大震災復興交付金について,歳入予算額と国から通知された交付可能額との間に大きな乖離があることから,今後,必要な財源の確保に努めるとともに,歳出予算の執行管理について万全を期されたい。」との附帯意見を付した。

この他、「東日本大震災からの完全復興と、未来志向の東北を構築するための一層の対策を国に求める意見書」など意見書10件、条例案1件を可決、請願4件を採択した。

代表質問は1日間で2人、一般質問は5日間で19人が行い、復興財源の確保や緊縮型とした通常予算等、平成24年度予算の編成方針、県外自治体の協力による災害廃棄物の広域処理の推進、公共工事の入札不調対策、学校給食の検査や住民とのリスクコミュニケーション等、放射能汚染対策、災害公営住宅の整備目標と進捗状況などを内容とする質問が行われた。

(平成23年度予算)

| | 既決予算額 (11月定例会 終了後時点) | 2月定例会 補正額 ※1 | 2月定例会 補正額 (3月追加分) ※2 | 最終予算額 |
|---------|----------------------------|--------------------|-------------------------------|----------|
| 一般会計 | 2兆3245億円 | 594億円 | 662億円 | 2兆4501億円 |
| 特別会計 | 2601億円 | △47億円 | _ | 2554億円 |
| 準公営企業会計 | 686億円 | △107億円 | _ | 579億円 |
| 公営企業会計 | 292億円 | △3億円 | 2億円 | 291億円 |
| 計 (総会計) | 2兆6824億円 | 437億円 | 664億円 | 2兆7925億円 |

^{※1} 国の第三次及び第四次補正予算の成立に伴い本県への配分が確定したものについて追加したもの。 環境、医療、福祉、雇用、教育等に係る各基金について、積み増すとともにその事業費を計上、また、 水産業関連施設や公共土木施設の復旧復興費等について追加して予算化等、併せて歳出予算の執行額 の確定等に伴う計数整理を行ったもの。

^{※2} 国からの東日本大震災復興交付金を受け入れ、同交付金基金を創設して、その事業費を予算化、また、翌年度への繰越事業について調製したもの。

(平成24年度予算)

| | 当初予算額 | 2月定例会 補正額 (3月追加分) ※1 | 補正後予算額 |
|-----------|----------|-------------------------------|----------|
| 一般会計 | 1兆6823億円 | 639億円 | 1兆7461億円 |
| (うち震災対応分) | (9048億円) | (639億円) | (9687億円) |
| 特別会計 | 2266億円 | - | 2266億円 |
| (うち震災対応分) | (60億円) | | (60億円) |
| 準公営企業会計 | 499億円 | - | 499億円 |
| (うち震災対応分) | (251億円) | | (251億円) |
| 公営企業会計 | 271億円 | - | 271億円 |
| (うち震災対応分) | (3億円) | | (3億円) |
| 計 (総会計) | 1兆9859億円 | 639億円 | 2兆 498億円 |
| (うち震災対応分) | (9363億円) | (639億円) | (1兆 1億円) |

※1 東日本大震災復興交付金基金の事業を予算化したもの。

口 5月臨時会

5月臨時会は、5月24日から5月25日までの2日間の会期で開催。

災害廃棄物処理施設建設工事費を含む災害廃棄物処理業務の工事請負契約の締結 など知事提出議案6件を原案どおり可決、承認した。

ハ 6月定例会

[国の震災復興交付金の配分に応じた補正予算案等を審議]

6月定例会は、6月15日から7月12日までの22日間の会期で開催。

平成24年度補正予算案(当初提案の他,補正予算案の追加提案あり)など知事提出議案34件を原案どおり可決,同意した。平成24年度一般会計補正予算案については、中小企業の生産施設や商店街施設等の復旧を支援する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)¹について、応募数と認定数に乖離があり、多くの被災した中小企業が今後もこの補助金の活用を希望していることから、「中小企業等復旧・復興支援事業費については、中小企業復興のため、応募にこたえられるよう、予算の確保に全力で努められたい。」との附帯意見を付した。

また、「『いのちを守る森の防潮堤』実現に向けた決議」など決議2件、発議1件を可決、請願2件を採択した。

一般質問は4日間で16人が行い,国の指針に盛り込まれていない本県の農林水産物や観光業の風評被害の賠償,汚染稲わら等の指定廃棄物の最終処分場の確保,原発事故への対応,広域処理が進まない震災廃棄物の県内処理の拡大,県独自の中小企業復旧支援事業の継続,復旧する防潮堤の計画高や震災瓦れきを活用した「森の防潮堤構想」などを内容とする質問が行われた。

1 復興事業計画を作成した中小企業等のグループに対し、県及び国の審査を経て、施設設備等の復旧・整備に 係る補助金を交付するもの。

| | 既決予算額 (2月定例会 終了後時点) | 6月定例会 補正額 ※1 | 6月定例会 補正額 (追加分) ※2 | 補正後予算額 |
|-----------|---------------------------|--------------------|-----------------------------|------------|
| 一般会計 | 1兆7461億円 | 593億円 | 165億円 | 1兆8219億円 |
| (うち震災対応分) | (9687億円) | (561億円) | (165億円) | (1兆 413億円) |
| 特別会計 | 2266億円 | _ | - | 2266億円 |
| (うち震災対応分) | (60億円) | | | (60億円) |
| 準公営企業会計 | 499億円 | - | - | 499億円 |
| (うち震災対応分) | (251億円) | | | (251億円) |
| 公営企業会計 | 271億円 | 2億円 | - | 272億円 |
| (うち震災対応分) | (3億円) | (0億円) | | (4億円) |
| 計 (総会計) | 2兆 498億円 | 594億円 | 165億円 | 2兆1257億円 |
| (うち震災対応分) | (1兆 1億円) | (561億円) | (165億円) | (1兆 728億円) |

^{※1} 国の東日本大震災復興交付金の第2回配分に係る県の基金への積み増し、水産関係施設の災害復旧費、応急仮設住宅に係る経費、放射性物質の影響等への対策に要する経費などを予算化したもの。

※2 国庫補助金の追加交付に伴い、中小企業等復旧・復興支援費を追加して予算化したもの。

ニ 9月定例会

[補正予算案,水産業復興特区等について審議]

9月定例会は、9月11日から10月11日までの31日間の会期で開催。

平成24年度補正予算案など知事提出議案55件を原案どおり可決,認定した。なお、 平成24年度一般会計補正予算案のうち、民間法人に漁業権を開放して投資を呼び込む「水産業復興特区」について、漁業関係者の反対やコミュニティの分断の懸念から、「水産業の振興に関する予算の執行に伴う水産業復興特区の申請については、関係者との合意を得られるよう特段の配慮をされたい。」との附帯意見を付した。

この他、「住民合意を尊重した海岸防潮堤の建設についての決議」、「被災地の住宅 再建に関する意見書」など意見書10件、請願2件を採択した。

代表質問は1日間で2人,一般質問は4日間で16人が行い,「水産業復興特区」に係る宮城県漁業協同組合との利害調整や特区導入の効果,対象法人に対する県独自の施設整備支援の是非などについて議論がなされた他,被災者の住宅再建支援,原発事故による風評被害の賠償と風評の払拭対策,震災の風化防止などを内容とする質問が行われた。

| | 既決予算額 (6月定例会 終了後時点) | 9月定例会 補正額 ※1 | 補正後予算額 |
|-------------------|---------------------------|--------------------|------------------------|
| 一般会計 (うち震災対応分) | 1兆8219億円 (1兆 413億円) | 188億円 (92億円) | 1兆8407億円 (1兆 505億円) |
| 特別会計 | 2266億円 | 3億円 | 2269億円 |
| (うち震災対応分) | (60億円) | (△1億円) | (59億円) |
| 準公営企業会計 | 499億円 | 1億円 | 501億円 |
| (うち震災対応分) | (251億円) | (-) | (251億円) |
| 公営企業会計 | 272億円 | 0億円 | 273億円 |
| (うち震災対応分) | (4億円) | (0億円) | (4億円) |
| 計 (総会計) | 2兆1257億円 | 194億円 | 2兆1450億円 |
| (うち震災対応分) | (1兆 728億円) | (91億円) | (1兆 819億円) |

^{※1} 農地や水産業関連施設の整備,雇用の拡充,放射性物質の対策等に係る復旧・復興に係る経費を予算化したほか,宮城県住宅供給公社の宅地分譲事業借入金に係る損失補償等経費等を予算化したもの。

ホ 11月定例会

[補正予算案等を審議,大震災復旧・復興対策調査特別委員会の中間報告]

11月定例会は、11月22日から12月13日までの22日間の会期で開催。

平成24年度補正予算案(当初提案の他,補正予算案の追加提案あり)など知事提出議案75件を原案どおり可決、同意した。

また、発議1件、意見書4件を可決、請願3件を採択した。

その他、「大震災復旧・復興対策調査特別委員会」から中間報告書が提出された (詳細は次章を参照)。また、この特別委員会について定数を全議員から15人に変更し、新たに4つの特別委員会を設置した。

一般質問は4日間で16人が行い、被災市町の土地利用計画や災害復旧事業との調整の必要性から補助金交付決定後の事業着手が遅れているグループ補助金、国に2度の事故繰越しや手続の簡素化を要望している復興予算の繰越し、被災者を対象とする住宅再建支援の格差を解消するための財源の確保などを内容とする質問が行われた。

| | 既決予算額 (9月定例会 終了後時点) | 11月定例会 補正額 ※1 | 11月定例会 補正額② ※2 | 11月定例会 補正額③ ※3 | 補正後予算額 |
|----------------------|---------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 一般会計 (うち震災対応分) | 1兆8407億円 (1兆 505億円) | 2170億円 (2029億円) | 13億円 (-) | 774億円 (774億円) | 2兆1364億円 (1兆3301億円) |
| 特別会計 (うち震災対応分) | 2269億円 (59億円) | 347億円 (347億円) | - | - | 2616億円 (406億円) |
| 準公営企業会計 (うち震災対応分) | 501億円 (251億円) | _ | _ | - | 501億円 (251億円) |
| 公営企業会 (うち震災対応分) | 273億円 (4億円) | 1 | _ | 1 | 273億円 (4億円) |
| 計 (総会計) (うち震災対応分) | 2兆1450億円 (1兆 819億円) | 2517億円 (2376億円) | 13億円 (-) | 774億円 (774億円) | 2兆4753億円 (1兆3969億円) |

^{※1} 国庫補助金の追加交付を受けた中小企業等の復旧復興に係る経費,災害廃棄物の処理,応急救助や 災害援護に係る経費,農林水産業関係の復旧復興経費などを予算化したもの。

(3) 平成25年

平成25年においては、2月定例会、6月定例会、9月定例会、10月臨時会、11月定 例会が行われた。

イ 2月定例会

[「復旧期」の最終年度となる平成25年度当初予算等について審議]

2月定例会は、2月19日から3月19日までの29日間の会期で開催。

総会計の合計で1兆5213億円(うち震災関連費7415億円)となった平成25年度当初予算案,平成24年度補正予算案(当初提案の他,補正予算案の追加提案あり)及び東日本大震災が発生した3月11日を「みやぎ鎮魂の日」に定める条例案など知事

^{※2} 平成24年12月執行の衆議院議員総選挙等に要する経費を予算化したもの。

^{※3} 国の東日本大震災復興交付金の第4回配分を受け、県の同基金への積み増しや同基金事業の事業費を予算化したもの。

提出議案119件を原案どおり可決,同意した。なお,平成24年度一般会計補正予算案のうち,災害復旧費が,いわゆる請差や執行残・事業の進行管理により,農林水産業施設等で796億円,土木施設等で1073億円の減,災害等廃棄物処理費は事業量の精査等により1053億円の減となったことから,「平成24年度補正予算案の多額の減額の理由として,資材高騰,労働者不足等複合的要因による施工確保困難が挙げられるが,このことは特に農業や漁業を中心とする本県一次産業の再生に深刻な影響を与えるものである。県は一日も早い復旧・復興を実現するため,あらゆる手だてを講じ,復旧・復興事業関連予算を適正に執行するよう万全を期すこと。」との附帯意見を付した。また,被災者の医療費等の窓口負担金免除が,国による全額負担が平成24年9月に,国と県の負担による措置が平成25年3月に終了することから,「東日本大震災被災者の医療費一部負担金及び介護保険利用料の免除措置については,県は国に対し,自治体負担部分についても国が財政支援を行うよう求めるとともに,対象者を限定する等あらゆる手だてを講じ,免除措置が継続できるよう万全を期すこと。」との附帯意見を付した。

また、発議5件、決議3件、「東日本大震災で危機的状況にある国保特別会計への 財政支援措置を求める意見書」など意見書7件を可決、請願1件を採択した。

代表質問は1日間で2人、一般質問は5日間で20人が行い、災害廃棄物の処理や 津波被害を受けた農地の復旧の見通し、補正予算で措置される被災者の住宅再建時 の支援や災害公営住宅整備の進捗状況等、住宅再建の見通し、資材の不足や高騰に よる入札不調を解決するための入札制度の見直しのほか、財政運営の基本方針、広 域防災拠点構想、ドクターへリの導入などを内容とする質問が行われた。

(平成24年度予算)

| | 既決予算額 (11月定例会 終了後時点) | 2月定例会 補正額 ※1 | 2月定例会 補正額② ※2 | 2月定例会 補正額③ ※3 | 最終予算額 |
|----------------------|----------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|------------------|
| 一般会計 | 2兆1364億円 | △3494億円 | 1829億円 | 82億円 | 1兆9781億円 |
| (うち震災対応分) | (1兆3301億円) | (△3670億円) | (1493億円) | (82億円) | (1兆1213億円) |
| 特別会計 (うち震災対応分) | 2616億円 (406億円) | △26億円 (△2億円) | - | - | 2590億円 (404億円) |
| 準公営企業会計 (うち震災対応分) | 501億円 (251億円) | △71億円 (△68億円) | _ | _ | 430億円 (183億円) |
| 公営企業会 | 273億円 | 1億円 | 2億円 | _ | 276億円 |
| (うち震災対応分) | (4億円) | (△1億円) | (-) | | (3億円) |
| 計 (総会計) | 2兆4753億円 | △3590億円 | 1831億円 | 82億円 | 2兆3077億円 |
| (うち震災対応分) | (1兆3969億円) | (△3741億円) | (1493億円) | (82億円) | (1兆1803億円) |

^{※1} 国からの交付金に係る医療、福祉、雇用に係る各基金への積み増し、国の東日本大震災復興交付金の第5回配分に係る県の同基金への積み増しなどを予算化し、併せて歳出予算の執行額の確定等に伴う計数整理を行ったもの。

^{※2} 国の緊急経済対策に伴う補正予算に対応して、県の基金事業等について予算化したもの。

^{※3} 国の東日本大震災復興交付金の第5回配分が確定したことに係る県の同基金への積み増しを予算化したもの。

(平成25年度予算)

| | 当初予算額 |
|-----------|----------|
| 一般会計 | 1兆5213億円 |
| (うち震災対応分) | (7415億円) |
| 特別会計 | 2621億円 |
| (うち震災対応分) | (1億円) |
| 準公営企業会計 | 224億円 |
| (うち震災対応分) | (15億円) |
| 公営企業会計 | 278億円 |
| (うち震災対応分) | (5億円) |
| 計 (総会計) | 1兆8336億円 |
| (うち震災対応分) | (7435億円) |

ロ 6月定例会

[震災復興に係る補正予算案等について審議]

6月定例会は、6月14日から7月8日までの25日間の会期で開催。

平成25年度補正予算案,地方交付税の削減に伴う職員給与に係る条例案など知事 提出議案51件を原案どおり可決,承認,同意した。

また、「放射性物質を含む汚染水対策の徹底を求める意見書」など意見書 5 件を可決、請願 1 件を採択した。

一般質問は4日間で16人が行い,災害公営住宅の必要戸数の確保,仮設商店街の活性化等,新たなまちづくりの支援,防潮堤の整備と地域住民との協議,多くの被災者が従事している災害廃棄物処理業務終了後の雇用確保や沿岸市町への企業立地,学校における防災教育の充実と防災主任の配置などを内容とする質問が行われた。

| | 当初予算額 | 6月定例会 補正額 ※ | 補正後予算額 |
|-----------|----------|-------------------|----------|
| 一般会計 | 1兆5213億円 | 267億円 | 1兆5480億円 |
| (うち震災対応分) | (7415億円) | (235億円) | (7650億円) |
| 特別会計 | 2621億円 | 34億円 | 2655億円 |
| (うち震災対応分) | (1億円) | (-) | (1億円) |
| 準公営企業会計 | 224億円 | 11億円 | 235億円 |
| (うち震災対応分) | (15億円) | (-) | (15億円) |
| 公営企業会計 | 278億円 | 77億円 | 355億円 |
| (うち震災対応分) | (5億円) | (-) | (5億円) |
| 計 (総会計) | 1兆8336億円 | 389億円 | 1兆8725億円 |
| (うち震災対応分) | (7435億円) | (235億円) | (7670億円) |

[※] 県の緊急雇用基金や地域医療再生基金等の各種基金の事業に係る経費,海岸防災林や水産業関係施設等の復旧復興経費を予算化したもの。

ハ 9月定例会

[震災復興に係る補正予算案等を審議, 専決処分の要件を緩和]

9月定例会は、9月3日から10月3日までの31日間の会期で開催。

平成25年度補正予算案,平成24年度決算など知事提出議案81件を原案どおり可決, 認定,同意した。

また, 震災からの復旧・復興の本格化に伴い, 議会の議決を要する工事請負契約,

変更契約の大幅な増加が見込まれることが関係常任委員会における執行部の説明や 関係団体の陳情等で明らかになった。これを受けて議会では、復旧・復興事業の迅速化を図るため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく知事の専決処分として指定している「契約の変更」について、これまで契約金額の「1割以内かつ5000万円以内」としていた専決処分の対象を、東日本大震災からの復旧・復興事業に限り契約金額の「2割以内」に改めた。

この他,「国による放射性物質を含む汚染水対策の徹底強化を求める決議」,「被災者の心のケア対策充実のための継続した財源の確保等に対する意見書」など意見書9件,請願1件を可決,採択した。

代表質問は1日間で2人、一般質問は4日間で16人が行い、被災地の人口流出の防止や定住促進、雇用の創出、災害公営住宅の家賃の低減、観光施策の柱となる復興ツーリズムの強化、医療費等の窓口負担金の減免再開のほか、防潮堤の計画高に係る地元合意の見通しなどを内容とする質問が行われた。

| | 既決予算額 | 9月定例会 補正額 ※ | 補正後予算額 |
|-----------|----------|-------------------|----------|
| 一般会計 | 1兆5480億円 | 372億円 | 1兆5852億円 |
| (うち震災対応分) | (7650億円) | (286億円) | (7936億円) |
| 特別会計 | 2655億円 | 257億円 | 2912億円 |
| (うち震災対応分) | (1億円) | (240億円) | (241億円) |
| 準公営企業会計 | 235億円 | △1億円 | 234億円 |
| (うち震災対応分) | (15億円) | (0億円) | (15億円) |
| 公営企業会計 | 355億円 | _ | 355億円 |
| (うち震災対応分) | (5億円) | (-) | (5億円) |
| 計 (総会計) | 1兆8725億円 | 627億円 | 1兆9352億円 |
| (うち震災対応分) | (7670億円) | (527億円) | (8197億円) |

[※] 漁港や農地,道路や港湾等に係る復旧復興に係る経費,国の内示等に伴う公共事業等について予算化 したもの。

ニ 10月臨時会

10月臨時会は、10月30日から31日までの2日間の会期で開催。

災害復旧工事等の工事請負契約の締結など知事提出議案7件を原案どおり可決したほか,請願1件を採択した。

ホ 11月定例会

[補正予算案等について審議]

11月定例会は、11月22日から12月13日までの22日間の会期で開催。

平成25年度補正予算案など知事提出議案70件を原案どおり可決した。

また、決議1件、「仮設住宅からの移転に関する費用等の制度化を求める意見書」など意見書7件を可決、請願5件を採択した。

一般質問は5日間で18人が行い,災害廃棄物の処理,災害公営住宅の整備,防災 集団移転等,「宮城県震災復興計画」で本年度までとされている「復旧期」における 震災関連事業の進捗状況,松島湾観光の魅力アップや海外からの観光客受け入れ等, 観光活性化策,震災後の不登校の児童の増加と心のケア,国が東北で1校の新設を 認めた医学部の設置への県の支援方針などを内容とする質問が行われた。

| | 既決予算額 | 11月定例会 補正額 ※ | 補正後予算額 |
|-----------|----------|--------------------|----------|
| 一般会計 | 1兆5852億円 | 1099億円 | 1兆6950億円 |
| (うち震災対応分) | (7936億円) | (923億円) | (8859億円) |
| 特別会計 | 2912億円 | _ | 2912億円 |
| (うち震災対応分) | (241億円) | (-) | (241億円) |
| 準公営企業会計 | 234億円 | _ | 234億円 |
| (うち震災対応分) | (15億円) | (-) | (15億円) |
| 公営企業会計 | 355億円 | _ | 355億円 |
| (うち震災対応分) | (5億円) | (-) | (5億円) |
| 計 (総会計) | 1兆9352億円 | 1099億円 | 2兆 451億円 |
| (うち震災対応分) | (8197億円) | (923億円) | (9120億円) |

[※] 災害廃棄物の処理経費,東日本大震災復興交付金に係る経費,農林水産業関係の復旧事業等,震災関連の復旧復興経費のほか,子育てに係る基金事業等について予算化したもの。

(4) 平成26年

イ 1月臨時会

1月臨時会は、1月16日から17日の2日間の会期で開催。

財産の取得(震災で被災した高校の建設用地),災害復旧工事の工事請負契約の締結など知事提出議案11件を原案どおり可決した。

ロ 2月定例会

[「再生期」(震災復興計画)の初年度となる平成26年度当初予算等について審議] 2月定例会は、2月18日から3月20日の31日間の会期で開催。

総会計の合計で1兆4580億円(うち震災関連費6469億)となり、過去3番目の規模となった平成26年度当初予算案,平成25年度補正予算案など知事提出議案155件を原案どおり可決した。なお、平成26年度一般当初予算案については、災害公営住宅の完成率が2%にとどまっていること、宮城野原地区への整備が予定される広域防災拠点整備構想に係る決定の経過が不明確で、県民への説明、地域の防災を担う市町村との連携が不十分であること等から、「災害公営住宅については、より一層の建設促進を図ること。また、広域防災拠点の整備についても、市町村と緊密な連携を図りつつ、県民理解のもと、事業の執行に努めること。」との附帯意見を付した。

また、「東日本大震災被災地の子どもを支援する事業の継続を求める意見書」など 意見書9件を可決、請願3件を採択した。

代表質問は1日間で2人,一般質問は5日間で20人が行い,震災復興計画の「再生期」初年度の予算である平成26年度当初予算案における富県戦略と震災復興との結びつき,財政運営の見通しと財政健全化への取り組み,災害公営住宅整備の遅れの原因となっている用地確保や人材不足への対応,防潮堤の高さをめぐる地域との合意形成,県立による医学部新設の検討の有無,漁港や水産流通施設の復旧状況を内容とする質問が行われた。

(平成25年度予算)

| | 既決予算額 | 2月定例会 補正額 ※1 | 2月定例会 補正額② ※2 | 最終予算額 |
|-----------|----------|--------------------|---------------------|----------|
| 一般会計 | 1兆6950億円 | 581億円 | △1377億円 | 1兆6154億円 |
| (うち震災対応分) | (8859億円) | (541億円) | (△1173億円) | (8227億円) |
| 特別会計 | 2912億円 | - | △32億円 | 2880億円 |
| (うち震災対応分) | (241億円) | (-) | (△0億円) | (241億円) |
| 準公営企業会計 | 234億円 | - | 1億円 | 235億円 |
| (うち震災対応分) | (15億円) | (-) | (△0億円) | (15億円) |
| 公営企業会計 | 355億円 | 1億円 | 1億円 | 357億円 |
| (うち震災対応分) | (5億円) | (-) | (△0億円) | (4億円) |
| 計 (総会計) | 2兆 451億円 | 581億円 | △1407億円 | 1兆9625億円 |
| (うち震災対応分) | (9120億円) | (541億円) | (△1174億円) | (8487億円) |

- ※1 国の経済対策に係る補正予算に対応し、公共事業費や中小企業に係る復旧復興支援に係る経費のほか、県の各種基金について予算化したもの。
- ※2 中小企業, 医療機関や保育所の復旧に係る経費などのほか, 国の東日本大震災復興交付金の第8回 配分に係る県の同基金への積み増し等について予算化, 併せて歳出予算の執行額の確定等に伴う計数 整理を行ったもの。

(平成26年度予算)

| | 当初予算額 |
|-----------|----------|
| 一般会計 | 1兆4580億円 |
| (うち震災対応分) | (6469億円) |
| 特別会計 | 3319億円 |
| (うち震災対応分) | (17億円) |
| 準公営企業会計 | 219億円 |
| (うち震災対応分) | (11億円) |
| 公営企業会計 | 277億円 |
| (うち震災対応分) | (4億円) |
| 計 (総会計) | 1兆8396億円 |
| (うち震災対応分) | (6500億円) |



本会議(平成23年3月)



本会議(平成23年9月)

2 特別委員会の活動

(1) 平成23年大震災対策調査特別委員会 (平成23年3月から同年11月まで)

イ 設置

議長の指示により、副議長、会派代表等及び議会事務局が調整し、発災直後の悲惨な状況に直面し、議会として救助・救援・復旧に対しての決議を踏まえ、あらゆる努力を傾注できるよう、震災対応の一元化と活動の企画調整等を目的として議員全員60人で構成する「平成23年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会」(※3月29日に標記名称に改称)を平成23年3月15日に設置した。

ロ 設置直後の活動

特別委員会設置直後は、議員全員による会議の開催はせず、正副委員長が中心となり活動を行った。最初の対外活動は、3月17日に知事に対して、①早急な県民向け知事メッセージの配信、②燃油の確保と給油、③高速道路緊急車両通行の規制緩和の3点について、緊急申し入れを行ったことであった。

その後、各会派から推薦のあった委員を加えた世話人会を3月22日に開催し、震災被害等の対応状況の確認等を行うとともに、理事会の設置が決定された。第1回目の理事会は3月25日に行われ、これまでの経過報告、知事への緊急要望を協議するとともに、4月1日付けの教職員の人事異動の凍結を申し入れることを決定した。なお、申し入れは、3月25日に教育長に対し行った。

ハ 委員会審議等について

3月29日に初めて全委員による委員会が開催された。以後計7回にわたり、東日本大震災直後からの復旧・復興対策についての執行部から説明や各種の議会活動に係る企画調整を行うとともに、復旧等当面の措置に係る予算措置等や素案から最終案に至るまで、「宮城県震災復興計画」について議論を交わした。審議等の内容は次のとおり。

| 年月日 | 審議等内容 |
|-----------|------------------------------|
| Н23. 3.29 | ○委員長からこれまでの世話人会、理事会において協議された |
| | 結果の報告 |
| | ○執行部説明及び質疑 |
| | ・被害状況、救助・救援活動、復旧に向けた対策等 |
| | (※執行部側出席者は総務部長及び財政課長のみ) |
| | ○「知事への緊急要望」の内容について審議 |
| | (→4月4日に知事に要望) |
| H23. 4.11 | ○執行部説明及び質疑 |
| | •「宮城県震災復興基本方針素案」 |
| | ・補正予算に関するこれまでの専決処分の概要 |
| H23. 5.20 | ○執行部説明及び質疑 |
| | ・東日本大震災に対処するための特別立法等の概要等 |

| H23. 6.20 | ○執行部説明及び質疑 |
|-------------|-----------------------------|
| | •「宮城県震災復興計画 (第1次案)」 |
| H23. 7.21 | ○執行部説明及び質疑 |
| | ・原発事故以降に収集された稲わらの利用状況と今後の対応 |
| | ・「宮城県震災復興計画(第2次案)」の概要 |
| | ・東日本大震災による当初予算の見直し |
| H23.10. 6 | ○議案(宮城県震災復興計画)の審議 |
| H23. 10. 11 | ○議案(宮城県震災復興計画)の採決 |
| | (→9月定例会において議決) |

ニ 現地調査について

被災地域及び被災住民の現状と復旧・復興に向けた地域の要望を的確に把握し、 今後の復旧・復興計画等の策定や具体的な施策の実現に向けての総合的な取り組み の一環として、特に甚大な被害を受けた本県沿岸部被災地域を5ブロック(「気仙沼 市・南三陸町地域」、「石巻市・女川町地域」、「東松島市・松島町・塩釜市地域」、「七 ケ浜町・多賀城市・仙台市・名取市地域」、「岩沼市・亘理町・山元町地域」)に分け、 平成23年4月14日から4月20日までの5日間で延べ115名の委員の参加による現地 調査を実施した。

現地調査は、被災市町災害対策本部などで、避難所や魚市場、漁港、埠頭、工業団地など各地域をくまなく巡り調査を行い、各市町からは、仮設住宅建設用地選定への柔軟な対応と必要数の確保及び早期建設、海底堆積物も含めた瓦れきの早期処理、農地や漁港の早期復旧・整備、観光産業の復興支援などの要望が出され、特別委員会は、要望の実現に向けて全力で取り組むことを伝えた。

| 年月日 | 調査先 | 参加議員数 |
|-----------|--------------------------------|-------|
| H23. 4.14 | ○気仙沼市・南三陸町地域 | 19 人 |
| | 市災害対策本部・気仙沼向洋高校・南三陸町内 他 | 19 八 |
| H23. 4.15 | ○石巻市・女川町地域 | 0.0 1 |
| | 石巻港・石巻魚市場・女川町立病院・女川港 他 | 23 人 |
| H23. 4.18 | ○東松島市・松島町・塩竈市地域 | 23 人 |
| | 東松島市災害対策本部・松島海岸・塩釜漁港 他 | 23 八 |
| H23. 4.19 | ○七ヶ浜町・多賀城市・仙台市・名取市地域 | |
| | 町・市災害対策本部・JA仙台七郷支店・仙台 | 30 人 |
| | 空港ビル 他 | |
| H23. 4.20 | ○岩沼市・亘理町・山元町地域 | 20 人 |
| | 町災害対策本部・県南浄化センター 他 | 20 人 |

ホ 意見交換について

(イ)政府関係者等との意見交換

特別委員会では、機会を捉え政府関係者等と、被災地域におけるニーズの政策

への反映を目的として,復興に向けての被災地域の状況と課題等を初めとする意 見交換を行った。意見交換先等は以下のとおり。

| 年月日 | 意見交換先 | 参加議員数 |
|-----------|--------------|-------|
| H23. 5. 6 | 横路孝弘 衆議院議長 | 2 人 |
| Н23. 6.16 | 東祥三 内閣府副大臣 | 6 人 |
| H23. 6.25 | 阿久津幸彦 内閣府政務官 | 13 人 |
| H23. 7. 8 | 末松義規 内閣府副大臣 | 14 人 |
| H23. 9.21 | 安住淳 財務大臣 | 6 人 |

(ロ) 市町との意見交換

震災からまもなく半年になろうとする中,災害廃棄物処理を初め,市町村の復旧・復興対策の進度に差が生じ始めていたことなどから,被災地域における現状等の把握,課題等に対する共通認識を醸成し,復旧・復興対策等の実現に向けた被災市町議会等との連携体制を確立するとともに,県議会を含む地方議会の施策提言に資することを目的とし,沿岸部の6市町議会との意見交換会を実施した。

県議会からは正副議長,正副委員長など延べ85名の議員が出席し,それぞれ市町の現状を調査するとともに,市町議員等と復旧・復興の課題について意見を交換した。

市町議員からは、集団移転や高台移転等に関する財源確保や被災企業に対する 支援制度の拡充、土地等の利用規制緩和などの意見が出され、県執行部へこれら の意見をつなげるとともに、県議会としても、市町議会の意見を、県の復興計画 の審議や国への要望活動に反映させる活動を展開していった。

| 年月日 | 意見交換先 | 参加人数 |
|-----------|--------|------|
| H23. 8.30 | 亘理町議会 | 13人 |
| H23. 8.31 | 女川町議会 | 9 人 |
| H23. 9. 5 | 石巻市議会 | 19人 |
| H23. 9. 6 | 気仙沼市議会 | 13人 |
| H23. 9. 8 | 岩沼市議会 | 14人 |
| H23. 9. 9 | 南三陸町議会 | 17人 |

へ 要望活動等

壊滅的な被害を受けた本県の復旧・復興に向け、復旧・復興施策に係る地域の要望を取りまとめ、本県議会及び県内市町村議会が一体となり、政府、政党、経済団体等に対し要望活動を実施した。(詳細は「4 要望活動等」参照)

(2) 大震災復旧・復興対策調査特別委員会 (平成23年12月から平成24年11月まで)

イ 設置

平成23年大震災対策調査特別委員会は、議員の任期満了に伴い、平成23年11月12日に活動を終了した。しかし、発災後9ヶ月を経過してもなお、津波により壊滅的被害を受けた沿岸被災地域を中心に、被災者の生活再建や産業の再生を初めとする課題が依然として山積しており、復興への歩みは緒についたばかりという状況であった。

そのような状況に即し、県内被災地域が抱える復旧・復興に係る諸課題に組織的かつ効果的に対応し、もって本県の早期の復興に資するべく引き続き、議員全員59人で構成する「大震災復旧・復興対策調査特別委員会」を平成23年12月21日に設置した。

なお、存続期間については、調査終了の議決を経るまでとされた。

口 活動内容

本委員会は復旧・復興に関する進捗状況の把握,管理等の役割を担うほか,多岐にわたる課題に対し機能的なアプローチを図る必要があるため,委員会のもとに小委員会として5つの専門部会を設置し,各専門部会ごとに特定分野に関する調査項目を設定し,調査活動を実施することとした。

また,各専門部会間の活動等に係る協議・調整の場として専門部会長・副部会長 会議を設置し必要に応じ開催した。

さらに、委員会及び専門部会の活動に係る総合的な企画・調整の場として12人の 理事で構成する理事会を計9回開催し、特別委員会全体の円滑な運営について協議 を重ねてきた。

ハ 委員会の活動状況

(イ) 委員会の審議内容等

委員会においては、各専門部会の調査項目の枠を超えた重大な案件について、情報を共有し、一元的な課題への対応について協議する場として開催した。委員会の開催状況は以下のとおり。

| 年月日 | 審議等内容 |
|-----------|--------------------------|
| H23.12.21 | 正副委員長互選, 理事選任, 専門部会設置 |
| H24. 9.11 | 復興の進捗状況に係る知事説明聴取、質疑 |
| H24.11.20 | 各専門部会の活動報告、中間報告書案についての審議 |
| | (→中間報告書として11月定例会において報告) |

(ロ) 意見交換会について

各専門部会の活動を通じて把握した,復旧・復興に関するさまざな課題について下記のとおり意見交換会を開催した。

| 年月日 | 意見交換先 | 参加議員 |
|----------|----------------------|------|
| H24.5.25 | 郡和子 復興大臣政務官,復興庁宮城復興局 | 22人 |

(ハ) 要望活動について

災害廃棄物の広域処理など復旧・復興に関して緊急に対応が必要な事項について、単独又は合同で他県議会や国等に対し要望活動を実施した。(詳細は「4 要望活動」参照)

ニ 専門部会の活動状況

復旧・復興に係る多岐にわたる課題について、機能的なアプローチを図るため、「生活再建支援」、「地域権限強化」、「防災ネットワーク」、「地域産業復興」、「再生可能エネルギー」の5つの専門部会を設置し、各調査項目に即し各専門部会が独立して調査活動に当たった。

(1) 生活再建専門部会

<調査テーマ>

- ・復興住宅に関する課題について
- ・応急仮設住宅等に居住する被災者のサポートについて

<活動の状況>

| 年月日 | 内 容 |
|-----------|-------------------------------|
| H24. 3. 1 | 専門部会開催 (調査テーマの検討) |
| H24. 3.21 | 専門部会開催 (現地調査及び調査箇所の決定) |
| H24. 4.13 | 現地調査 |
| | 気仙沼市役所等(集団移転),南三陸町役場等(仮設住宅) |
| H24. 4.19 | 専門部会開催(執行部事業概要説明) |
| H24. 5.22 | 専門部会開催, 現地調査 |
| | 名取市議会 (閖上土地区画整理事業) |
| H24. 9.12 | 専門部会開催 (部会員間討議) |
| H24.10.24 | 県外調査実施 |
| ~ 26 | 新潟県長岡市山古志支所 (集団移転), 兵庫県芦屋市あしや |
| | 喜楽苑 (復興公営住宅へのアドバイザー事業), 同県神戸市 |
| | 会(生活再建支援策等),同県芦屋市議会(住宅再建支援策 |
| | 等) |
| H24.11. 9 | 専門部会開催(活動報告について審議) |
| | 〔→委員会として11月定例会に報告〕 |

(口) 地域権限強化部会

<調査テーマ>

・復興を目指す地域権限のあり方について(復興交付金,復興特区)

<活動の状況>

| 年月日 | 内 容 |
|-----------|-------------------|
| H24. 3. 1 | 専門部会開催 (調査テーマの検討) |
| H24. 4.19 | 専門部会開催(執行部事業概要説明) |

| H24. 5.16 | 現地調査 |
|-------------|--------------------------------|
| | 石巻市役所(復興交付金,復興特区),同市中心市街地商店 |
| | 街 (現地視察), 塩竈市役所 (復興特区) |
| H24. 7.20 | 専門部会開催 (今後の活動について) |
| H24. 9.12 | 専門部会開催 (部会員間討議) |
| H24. 10. 22 | 県外調査実施 |
| ~ 24 | 北海道檜山振興局 (災害対応, 市町からの要望), 同函館市 |
| | (地域防災計画等), 同奥尻町(災害対応等) |
| H24.11. 9 | 専門部会開催(活動報告について審議) |
| | 〔→委員会として11月定例会に報告〕 |

(ハ) 防災ネットワーク専門部会

<調査テーマ>

- ・広域連携の現状及び課題について
- ・初動体制のあり方について

<活動の状況>

| 年月日 | 内 容 |
|-----------|--------------------------------|
| H24. 3. 1 | 専門部会開催 (調査テーマの検討) |
| H24. 4.19 | 専門部会開催(執行部事業概要説明) |
| H24. 5.22 | 専門部会開催(執行部事業概要説明) |
| H24. 6. 8 | 現地調査 |
| | 県東部地方振興事務所(管内市町との連携),女川町役場(県 |
| | 合同庁舎との連携等) |
| H24. 7. 5 | 専門部会開催(執行部事業概要説明) |
| H24. 8.22 | 専門部会開催 (部会員間討議) |
| H24.10.18 | 専門部会討議 (部会員間討議) |
| H24.10.23 | 県外調査実施 |
| ~ 25 | (公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構(災害の検証作業), |
| | 兵庫県庁・(株)サンテレビジョン (公共情報コモンズ), 大 |
| | 阪府議会 (防災ネットワークシステム等) |
| H24.11. 9 | 専門部会開催(活動報告について審議) |
| | 〔→委員会として11月定例会に報告〕 |

(二) 地域産業復興専門部会

<調査テーマ>

・商工業の復興と雇用対策に関する諸施策の充実強化について

<活動の状況>

| 年月日 | 内 容 |
|-----------|-------------------|
| H24. 3. 1 | 専門部会開催 (調査テーマの検討) |

| H24. 4.19 | 専門部会開催 (執行部事業概要説明) |
|-------------|-------------------------------|
| H24. 6. 6 | 現地調査 |
| | 塩釜商工会議所(商工業復興と雇用対策), 女川町商工会議 |
| | 所 (商工業復興と雇用対策) |
| H24. 9.20 | 専門部会開催 (部会員間討議) |
| H24. 10. 22 | 県外調査実施 |
| ~ 24 | 石川県議会 (産業復興),輪島市商店街・輪島市議会 (中小 |
| | 企業者への復興支援),柏崎市議会(産業復興,雇用創出) |
| H24.11. 9 | 専門部会開催(活動報告について審議) |
| | 〔→委員会として11月定例会に報告〕 |

(ホ) 再生可能エネルギー専門部会

<調査テーマ>

・再生可能エネルギーの導入促進と地域づくりについて

<活動の状況>

| 年月日 | 内 容 |
|-----------|--------------------------------|
| H24. 3. 1 | 専門部会開催 (調査テーマの検討) |
| H24. 4.19 | 専門部会開催 (執行部事業概要説明) |
| H24. 5.29 | 現地調査 |
| | 電源開発(株)鬼首地熱発電所・東北電力(株)仙台太陽光発電 |
| | 所 (再生可能エネルギー導入事例) |
| H24. 6.27 | 専門部会開催 (今後の活動について) |
| H24. 7.23 | 県外調査実施 |
| ~25 | 群馬県太田市エコハウス等・(株)吾妻バイオパワー吾妻木質 |
| | バイオマス発電所・長野県議会・大町市議会・星野温泉第3 |
| | 発電所(再生可能エネルギー導入事例),軽井沢町役場(環境 |
| | 保護に向けたまちづくり), 資源エネルギー庁 (国の施策につ |
| | いて) |
| H24.11. 9 | 専門部会開催 (活動報告について審議) |
| | 〔→委員会として11月定例会に報告〕 |

(3) 大震災復旧・復興対策調査特別委員会 (平成24年11月から)

イ 設置要綱の改正

本特別委員会の活動については、企画、調整の場として理事会(正副議長、理事12名による構成)を開催してきたが、この中で、被災地における様々な課題に対し県議会としてより機動的なアプローチを図るべく、特別委員会のあり方について検討を重ねてきた。この結果、理事会及び各専門部会を廃止したうえ、全議員による構成を改めることとし、平成24年11月22日より委員15人の新体制とするよう設置要綱を改

正した。存続期間については変更なく,調査終了の議決を経るまででとなっている。 平成26年3月までの活動の概要は次のとおりである。

口 委員会審議等

震災からの復旧・復興に係る課題の調査,またその解消に向け,国等への要望について審議が行われた。

なお、設置から 1 年となる平成25年11月に中間報告として11月定例会において報告を行っている。

| 年月日 | 審議等内容 |
|-------------|---|
| H24.11.22 | 委員長辞任, 互選 |
| H24. 12. 20 | 執行部概要説明聴取(復旧・復興の進捗,県内風評被害状況) |
| | 活動方針及びスケジュールの決定 |
| H25. 3. 5 | 県内調査結果(H25年1月実施,下記参照)の取りまとめ |
| | 国との意見交換対象項目の決定 |
| H25. 4.22 | 風評被害に係る調査の実施決定 |
| H25. 5.17 | 参考人意見聴取(風評被害の実施について(宮城県漁業協同組 |
| | 合, 宮城県農業協同組合中央会, 宮城県森林組合連合会)) |
| H25. 5.22 | 東京電力への要望活動,県外調査の実施決定 |
| H25. 6.13 | 参考人意見聴取(風評被害に係る賠償の状況(東京電力(株)東 |
| | 北補償相談センター) |
| H25. 8. 8 | 国への要望事項の取りまとめ |
| H25.10.23 | 特別委員会中間報告書について審議 |
| H25.11. 7 | 特別委員会中間報告書について審議 |
| | 〔→中間報告書として11月定例会において報告〕 |
| H25.12.18 | 副委員長辞任, 互選 |
| | 活動方針の決定, 県内調査の実施決定 |
| H26. 1.30 | 参考人意見聴取 (放射性物質汚染廃棄物の対応(環境省)) |
| | 参考人意見聴取 (// // // // // // // // // // // // / |
| H26. 2.10 | 執行部概要説明聴取(国民健康保険の一部負担金免除関連) |

ハ 県内調査

復旧・復興に係る諸課題の実態調査及び意見交換のため、平成25年1月の沿岸13 市町の議会との意見交換会等、以下のとおり県内調査を実施した。

| 年月日 | 調査先等 |
|-----------|--------------------------------|
| H25. 1.22 | 女川町議会・南三陸町議会 (復興の進捗状況及び課題について) |
| H25. 1.23 | 東松島市議会・七ヶ浜町議会(復興の進捗状況及び課題について) |
| H25. 1.29 | 気仙沼市議会・石巻市議会(復興の進捗状況及び課題について) |
| H25. 1.30 | 山元町議会・亘理町議会(復興の進捗状況及び課題について) |
| H25. 2. 1 | 塩竈市議会・名取市議会(復興の進捗状況及び課題について) |

| H25. 2. 6 | 多賀城市議会・岩沼市議会 (復興の進捗状況及び課題について) |
|-----------|----------------------------------|
| H25. 2.15 | 仙台市議会 (復興の進捗状況及び課題について) |
| H25. 5.22 | 丸森町役場・旅館かつらや(白石市)・白石市役所・松島町役場(観 |
| ~23 | 光業に係る風評被害) |
| H26. 1.22 | 東松島市議会・気仙沼市議会・南三陸町議会・石巻市議会(復旧・ |
| ~23 | 復興の進捗状況, 現地調査), 登米市役所(放射性物質汚染廃棄物 |
| | への対応, 現地調査) |
| H26. 1.28 | 女川町議会(復旧・復興の進捗状況について),蔵王町役場(放射 |
| | 性物質汚染廃棄物への対応,現地調査) |

ニ 意見交換

復興副大臣等と,東日本大震災からの復旧・復興に向けた諸課題について,以下 のとおり意見交換会を開催した。

| 年月日 | 意見交換先 |
|-----------|-----------------------|
| H25. 4. 1 | 谷公一 復興副大臣,復興庁宮城復興局 |
| H25. 8.29 | 根本匠 復興大臣,復興庁(要望書提出含む) |
| IJ | 菅義偉 官房長官,内閣府(要望書提出含む) |

ホ 県外調査

以下のとおり県外調査を実施した。

| 年月日 | 調査先等 |
|-----------|---------------------------|
| H25. 7.25 | 東京電力(株)福島復興本社・福島第一原発,消費者庁 |
| ~26 | (風評被害対策関連)※東京電力(株)は要望活動含む |

へ 要望活動

復旧・復興に関し、国、東京電力株式会社等に要望活動を実施した。(詳細は「4 要望活動」参照)

ト 今後の活動について

本委員会の調査活動については、3年目に入ったところであるが、引き続き、① 沿岸部を中心とした県内被災地の復旧・復興に係る課題、②原発事故に起因する県内産業の風評被害を対象に、県内自治体や関係団体等を対象とした調査を実施するとともに、課題の解消に向け、県議会として国や関係機関への働きかけを重点的に行うこととしている。

3 常任委員会の活動

(常任委員会の設置状況)

※人数は平成26年11月の委員数

| 委員会名 | 所管事項 |
|---------------|--|
| 総務企画 | 総務部,震災復興・企画部(※平成23年4月21日以前は企画部,委員会条例は同年 |
| (10人) | 5月31日改正)及び出納局の分掌に属する事項並びに選挙管理委員会, |
| | 人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会 |
| | の所管に属しない事項 |
| (H23.11.13以前) | 環境生活部の分掌に属する事項 |
| 環境生活 | |
| (H23.11.13以後) | 環境生活部及び農林水産部の分掌に属する事項並びに海区漁業調整 |
| 環境生活農林 | 委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項 |
| 水産 (10人) | 安貞云及い四小田儒物官理安貞云の別官に属する事項 |
| 保健福祉(9人) | 保健福祉部の分掌に属する事項 |
| (H23.11.13以前) | 経済商工観光部及び農林水産部の分掌に属する事項並びに労働委員 |
| 産業経済 | 会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項 |
| (H23.11.13以後) | 経済商工観光部の分掌に属する事項及び労働委員会の所管に属する |
| 経済商工観光 | 推併的工概儿前の万事に属する事項及の方側安貝云の所官に属する 事項 |
| (10人) | 事 |
| 建設企業 | 土木部の分掌に属する事項並びに企業局及び収用委員会の所管に属 |
| (10人) | する事項 |
| 文教警察 | |
| (10人) | 教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項 |

常任委員会は、開会中においては、議会運営委員会において議事日程の中でその開催 日が決定され、本会議から付託された予算外議案の審査及び請願審査等並びに執行部か らの報告等が行われる。

閉会中においては、毎月21日 (21日が土日の場合はその前の平日) に開催することを慣例としており、請願審査、執行部からの報告、所管事務についての質疑等が行われる。なお、閉会中でも定例会招集日及び閉会日に係る週は開催しないこととされている (常任委員長会議申し合わせ)。

以下、常任委員会ごとに、震災に係る主な活動状況について記載していく。

(1) 総務企画委員会

総務企画委員会は、総務部、震災復興・企画部及び出納局の分掌に属する事項等を所管としている。総務部は災害の総合的対応等を担当し、また、震災復興・企画部は「宮城県震災復興計画」の策定等を担当しているため、震災に対する応急対応、復旧及び復興に関し全般的な事項について、当委員会の所管事項となっている。

イ 平成23年4月~12月

震災後初の開催となった4月21日の委員会においては, 震災の被害, 予算外の議決案

件に係る専決処分、宮城県復興計画を審議する宮城県震災復興会議の設置等について 執行部から報告がなされ、それについての質疑等がなされた。

5月定例会中の委員会(6月16日及び17日開催)においては、4度にわたり行われた総額 2,880億円の補正予算など専決処分の承認を求める議案の審議の際,専決処分のあり方について質疑,意見等が交わされ、附帯意見を付し承認すべきとした(附帯意見の内容については、1(1)イのとおり。)。また、私立学校等において給食や校庭等の放射線量測定等の実施を求める請願が提出され、さまざまな意見が交わされたのち、採択すべきとした。この他、この期間の委員会においては、津波で被災した県合同庁舎(石巻、気仙沼)の復旧等工事、震災の復旧・復興に係る財源確保等について質疑がなされた。

県内調査については、9月に県内の私立学校2カ所を調査先として、震災被害状況 及び被災生徒への対応を調査事項として1日間行った。

口 平成24年1月~12月

2月定例会中の委員会(3月2日,5日,15日開催)においては、「新公益法人への移行期限延長に関する意見書の提出を求めることについて」の請願¹について、審議の結果、採択すべきとし、国に対する意見書の提出となった。

この他,平成24年の委員会においては,震災復旧に対応した執行部の組織改編,津波で被災した鉄道等の復旧状況・計画,復興交付金等について質疑がなされた。

県内調査については、6月に山元町及び名取市等を調査先として、震災後の人的・ 財政的状況及び復興事業の現状と課題等を調査事項として1日間行った。

県外調査については、8月に兵庫県、長崎県島原市、佐賀県を調査先として、阪神 大震災復興戦略ビジョン、島原市復興振興計画等を調査事項として3日間行った。

ハ 平成25年1月~平成26年3月

6月定例会中の委員会 (6月28日開催) では、職員等の給与等の減額に係る条例²の議案審査の際、これを疑問視する質疑等がなされ、附帯意見 (今回の引き下げは遺憾であり、来年度以降、同様の措置がなされないよう全国知事会を通じ、国に対し強く要請するよう求める趣旨) を付し可決すべきとした。

同じく6月定例会中の委員会(7月4日開催)では、建設工事について、工事発注の議会承認案件の金額引き上げ、建設技術者の配置緩和及び提出書類の軽減等を求める陳情があり、活発な議論が交わされた。また、複数回の委員会において、復旧復興の建設工事に係る入札不調や工事発注の迅速化について質疑がなされた。これらは結果的に、9月定例会において復旧復興工事に係る知事の専決処分の範囲を拡大する決定につながった(決定の内容は1(3)小参照)。

この他,この期間の委員会においては、震災後の職員の業務量増加やそれに対するケア体制、震災遺構の保存等に関し質疑がなされた。

¹ 旧民法法人が新制度に移行するための申請は法令により平成25年11月末日までであり、法人で実施する事業について内容・予算等を明確にして申請する必要があるが、被災地では、事業内容そのものの見直しを要するなど事業計画の策定に時間を要する法人もあるため、申請期限延長を求めるもの。

² 復旧・復興の財源確保のため国家公務員の給与が減額に伴い、全国の自治体において、地方交付税の減額と共 に、職員給与の減額が要請された。

県内調査については、8月に栗原市や大崎市等を調査先として、復興事業の現状と 課題等を調査事項として2日間行った。

(2) 環境生活委員会(H23.11.13以前)・環境生活農林水産委員会(H23.11.13以後)

環境生活委員会は,環境生活部の分掌に属する事項を所管としている。環境生活部は, 廃棄物対策,原子力施策,NPOに係る施策等を担当している。

また、平成23年11月には、常任委員会の再編が行われ、環境生活農林水産委員会となり、環境生活部の分掌に属する事項に加え農林水産部の分掌に属する事項等についても所管となった。農林水産部は、農業・林業・水産業 (漁港等の建設含む)等の分野を全般的に担当している。

イ 平成23年4月~12月

4月21日の委員会においては,執行部からの被害概要の報告の後,災害廃棄物処理¹,原発事故に伴う県内の放射線量測定 (空間,農林水産物等),埋葬火葬の状況,震災に係るNPO活動に対する助成事業等について執行部からの報告に対し質疑がなされた。

その後の委員会においても、災害廃棄物処理関連では、国の財源負担割合、二次仮置場の用地確保、プロポーザル方式で行われた業者選定の審査会での評価過程、処理における放射性物質及びアスベスト等の対策、作業員の健康管理及び安全確保、地元経済への波及効果(地元雇用)、県外処理計画の状況等について、また、原発事故関連では、放射線量の測定体制及及び測定結果、基準値を超えた稲わら(飼育牛の飼料等に供される)及びそれを供与された牛肉の流通状況、野生鳥獣の放射線量、県内の除染対策、風評被害対策等について質疑がなされた。

5月定例会中の委員会(6月16日~17日)では、原発事故に係る請願(東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う、宮城県の子どもたちが安全に暮らせるように情報の公開を求めることについて)について審議がなされ、7月21日の委員会で採択すべきとされた。

11月に環境生活農林水産委員会となったが、その後、農林水産関係では、原発事故の農林水産生産物に及ぼす影響、農地(ガレキ除去、除塩等)・農地海岸堤防等の復旧、漁港施設(県管理27港、市町管理115港の計142港すべてが被災)の復旧及び漁港の集約・再編計画に係る地元漁業者への説明等について質疑がなされた。

口 平成24年1月~12月

災害廃棄物処理,農業関連施設及び漁港施設の復旧等は事業期間が数年を要するものであるため、また、原発事故に係る対応は時を経るごとに状況やその課題が変わるため、平成24年においても活発な質疑がなされた。

¹ 災害廃棄物処理は法律上,市町村の役割であるが,膨大な量(県内の一般廃棄物排出量の23年分に相当)の災害廃棄物の発生と被災市町の行政機能の低下に鑑み,県が地方自治法に基づき事務を受託したもの。最終的に仙台市及び利府町を除く沿岸13市町から受託。

処理スキームとしては、一次仮置場に廃棄物を集積の後、新たに造成する二次仮置場に運搬し、そこで分別・破砕・焼却等の中間処理を行い、焼却灰やリサイクルできないものを最終処分場において処理するもの。なお、受託の範囲は市町ごとに異なるが、県は主に二次仮置場の造成及びそこでの処理以降の業務を受託。

災害廃棄物処理関連では、各二次仮置場での処理の進捗状況、処理における環境配慮(土壌汚染、騒音、粉じん、排水等の対策)、地元住民の理解及び交通渋滞等への配慮、雇用等地元経済への波及効果、二次仮置場での処理後の焼却灰等の最終処分先の確保、海中ガレキの回収、広域(県外)処理並びに災害廃棄物(木質類)の防潮堤への活用等について質疑がなされた。なお、災害廃棄物の広域処理については、反対の陳情が数多く寄せられ、委員会に報告がなされた。また、災害廃棄物の防潮堤への活用については、結果的に6月定例会において、「『いのちを守る森の防潮堤』実現に向けた決議」がなされている。

農地海岸堤防等及び漁港施設等の復旧については、復旧工事の入札に係る問題(入札不調,落札率、業者失格等),総合評価方式(価格の評価点及び価格以外の評価点を合計し、落札業者を決定するもの)で行われた入札の際の評価方法、入札の要件緩和、雇用等地元経済への波及効果、防潮堤の計画高及びそれに係る地元への説明責任、水産基盤の復旧・復興を図るための地区計画(漁港機能の集約・再編計画の名称を変更したもの)、それらの工事の進捗状況、水産業復興特区等について質疑がなされた。なお、防潮堤の計画高については結果的に、9月定例会で、「住民合意を尊重した海岸防潮堤の建設についての決議」がなされている。また、水産業復興特区については、同じく9月定例会において補正予算案について関係者の合意を得られるよう特段の配慮を求める附帯意見を付している(1(2)=参照)。

放射能対策関連では、空間放射線量の測定体制及び測定結果、除染対策、農林水産物等の放射性物質検査体制及び基準、東京電力株式会社への損害賠償請求に係る支援、指定廃棄物¹の処理計画、風評被害への対策と損害賠償請求等について質疑がなされた。なお、2月定例会では、乳業事業者への損害賠償に係る請願について採択すべきとされた。

その他の事項では、海岸林の再生、女川原発の安全対策、震災後の消費生活相談、 地震で被害を受け使用中止になった宮城県民会館の再開等について質疑がなされた。 なお、宮城県民会館の再開に係る請願について2月定例会で採択すべきとされた。

県内調査は、4月に石巻市内及び名取市内の二次仮置場を調査先として、災害廃棄物の処理状況を調査事項として1日間行った。

県外調査は、7月に福島県、中部電力浜岡原発 (静岡県御前崎市)等を調査先として、原発事故に係る対策と今後の復興に向けての取り組み、原発の安全性の確保に対する取り組み等を調査事項として2日間行った。

ハ 平成25年1月~平成26年3月

前年に引き続き,災害廃棄物処理,農地海岸堤防等及び漁港施設等の復旧,放射能対策等を中心に質疑が行われた。

災害廃棄物処理関連では、処理量の再計算及びそれに伴う広域処理の必要性、処理 における放射線量測定体制、処理の発注内容、進捗及び今後の見通し、海中ガレキの 処理等について質疑がなされた。

¹ 放射性物質汚染対処特別措置法により、環境大臣が指定した 8000 ベクレル/kg 以上の放射性物質を含む廃棄物 を指定廃棄物とし、処理は国の責任によって行い、排出された都道府県内で処理することを基本とする方針が示 された。主に稲わら・牧草、浄水発生土(原水を浄水処理する際に除去された微細な土砂等を脱水処理したもの)。

農地海岸堤防等並びに漁港施設等の復旧関連については、入札不調や施工確保に向けた入札等の制度のあり方、工事の進捗及び内容、水産業復興特区に係る漁業関係者の同意等について質疑がなされた。また、防潮堤の計画高についても活発に質疑がなされ、5月20日の委員会においては、「大津波の備えについて」と題して、学識経験者を招致し、意見を伺った。また、平成26年2月定例会中の委員会(3月18日・19日開催)においては、「政府及び国会に対し塩竈市浦戸諸島(無人島)における土砂流出等の防止対策に関する意見書の提出を求めること」に係る請願¹が提出され、審議の結果、採択すべきとし、国に対する意見書の提出となった。

放射能対策関連では、福島第一原発における汚染水問題、空間及び農林水産物の放射線量測定体制及び測定結果、除染対策、指定廃棄物の最終処分場候補地、風評被害対策等について質疑がなされた。

これら以外では,女川原発の震災後の状況及び安全性並びに事故時の避難計画,被 災により悪化した土地改良区の財政等について質疑がなされた。

県内調査は、6月に、山元町及び亘理町を調査先として、いちご産地の再生、災害 廃棄物の処理状況等を調査事項として行った。

県外調査は、7月に、富山市等を調査先として、小水力発電の利活用等を調査事項 として行った。

(3) 保健福祉委員会

保健福祉委員会は、保健福祉部の分掌に属する事項を所管としている。保健福祉部は、 避難所や仮設住宅の設置等を定めた災害救助法や、医療・介護・福祉等の保健福祉分野 を全般的に担当している。

イ 平成23年4月~12月

4月21日の委員会においては、執行部からの被害概要の報告の後、プレハブ仮設住 宅の設置やサポート体制、民間賃貸住宅の借り上げの手続き、避難所の環境改善、医 療施設及び福祉施設の被災状況並びに医療及び福祉の供給体制、被災者の健康管理・ 心のケア、義援金等に係る事項について質疑がなされた。

これらの事項は、時を追うごとに課題が変わってくるため、その後の委員会においても活発な質疑がなされた。この他、平成23年中の委員会においては、建設中に津波により被災した県の教育・福祉複合施設(愛称「まなウェルみやぎ」、平成25年4月に開所)の状況、本来市町村が行う災害関連死の判定に係る審査会等の事務の受託、東日本大震災みやぎこども育英基金(一般からの募金を財源として、震災孤児遺児に支援金・奨学金を給付する制度)等に係る事項について、委員から質疑がなされた。

また,5月定例会中の委員会(6月16日開催)においては,保育所において給食や園庭等の放射線量測定の実施等を求める請願が提出され,様々な意見が交わされたのち, 採択すべきとした。また,福島県では国の財政措置により18歳以下のすべての子ども

¹ 塩竈市浦戸諸島の防潮堤災害復旧工事について,防潮堤が守る農地の耕作が見込まれず,災害復旧工事の対象 外となることが見込まれた。

を対象に放射線の影響を調べる健康調査が実施されていることから、本県での健康調査の必要性については、その後の委員会においてもたびたび質疑がなされ、12月21日の委員会においては、子ども等の健康調査の実施等を求める請願が提出され、審議の結果、継続審査とした。

県内調査については、6月に東松島市及び石巻市のプレハブ仮設住宅並びに石巻市 役所を調査先として、仮設住宅の設置状況、津波で被災した石巻市立病院の被害状況 と診療再開の状況を調査事項として1日間行った。

口 平成24年1月~12月

前年に引き続き、原発事故に係る子ども等の健康調査の実施等を求める請願について質疑、討議がなされた。1月には、福島県境にある丸森町の独自実施の健康調査等について県内調査を行い、また、2月定例会中の委員会(3月15日開催)においては、宮城県健康影響に関する有識者会議の座長や請願者等6人に対し参考人意見聴取を行った。その後の委員会においても、質疑、討議がなされ、最終的に、6月定例会中の委員会(7月4日開催)において、健康調査を行う体制を確保し、経費を国と東京電力株式会社に求める旨を内容とした請願について、採択すべきとした。なお、国の動きとして6月に原発事故に係る「子ども被災者支援法」が成立しているが、その具体化についてその後も質疑が行われた。

同じく6月定例会中の委員会においては、被災者の介護保険利用負担減額等の継続 に関する請願について審議が行われ、採択すべきとし、国に対する意見書の提出となった。

この他,平成24年中の委員会においても,プレハブ仮設住宅の環境改善(暑さ・寒さ対策,風呂の追い焚き機能追加等),仮設住宅におけるサポート体制及び健康管理,仮設住宅の供与期間延長に伴う民間賃貸住宅借り上げの更新手続,医療費及び介護保険利用料の一部負担金の減免措置の継続(減免措置は平成25年3月末で終了することからその継続を求めるもの),地域医療の復旧及び再生,東日本大震災みやぎこども育英基金,災害ボランティア,災害関連死の判定に係る審査会等について質疑がなされた。

県内調査については、前述のとおり1月に丸森町において行った。

県外調査については、8月に兵庫県神戸市や尼崎市等を調査先として、阪神大震災後の高齢者の安心対策や健康対策等を調査事項として行った。

ハ 平成25年1月~平成26年3月

前年に引き続き、医療費及び介護保険利用料の一部負担金の減免措置の継続について質疑がなされた。6月定例会中の委員会(7月4日開催)においては、平成25年3月末をもって減免措置が終了したため、減免措置の再開を求める請願について審査がなされ、採択すべきとした。それ以降の委員会においても執行部に対し減免措置再開に係る質疑が行われた。一方、執行部と連携し、対象者を限定した上での減免措置を求める働きかけを国等に強く行った結果、12月に新たに国民健康保険に係る国からの財政支援が決定し、全市町村において、平成26年4月から対象者を限定して医療費及び介護保険利用料の一部負担金の減免措置の再開につながった。

この他,この期間の委員会においては,原発事故に係る健康影響調査,地域医療の復旧及び再生,仮設住宅入居者の健康調査やサポート体制,介護施設の復旧状況,震災に係る県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会の役割,災害公営住宅建設の進捗及び転居に係る諸問題等について質疑がなされた。

県内外調査については、6月に本県及び岩手県の聴覚障害者情報センター並びに仙台市及び石巻市の心のケアセンターを調査先として2日間行った。

(4) 産業経済委員会(H23.11.13以前)・経済商工観光委員会(H23.11.13以後)

産業経済委員会は、経済商工観光部、農林水産部及び労働委員会等の分掌(所管)に属する事項を所管としている。経済商工観光部は商工業及び観光分野を、農林水産部は、農業・林業・水産業(漁港等の建設含む)等の分野を全般的に担当している。

平成23年11月には、常任委員会の再編が行われ、経済商工観光委員会となり、経済商工観光部の担当する事務のみが所管となった。なお、前述のとおり、農林水産部の担当する事務については、環境生活農林水産委員会の所管となった。

イ 平成23年4月~12月

4月21日の委員会においては、震災被害概況等について執行部から報告が行われた後、農林水産業の復興に係る国の考え方、農地海岸や漁港区域内等の海岸防潮堤の復旧、農業用施設(用排水路等)や農地の復旧、農地転用許可手続きの迅速化(津波で浸水しかつ平地の少ない沿岸部において農地を宅地等に転用する需要があるため)、漁場の瓦れき除去及び処理、漁港施設等の復旧を初めとする水産業の復旧支援、震災による失業者の緊急雇用対策、商工会議所・商工会(被災した中小企業の相談窓口となるが沿岸部ではその建物自体も損傷した)の復旧支援等について質疑がなされた。

その後の委員会では、水産業復興特区について質疑がなされた。6月定例会中の委員会(6月16日・17日開催)においては、宮城県漁業協同組合から提出された特区の撤回を求める請願について請願者の意見聴取の後、委員間で討議がなされた結果、その後の経過を見ることとし、継続審査とした。その後においても審議がなされ、9月定例会中の委員会(10月14日開催)において再度、請願者の意見聴取を行い、「漁業協同組合及び漁業者が協議し、本県水産業のあり方について、合意形成に努めることを求める」旨の附帯意見を付し、請願を採択すべきとした。なお、本会議においては、不採択となっている。(詳細は1(1)へ及びP16の脚注参照)

その他、この期間の委員会においては、農林水産物の放射性物質検査体制及びその基準値、風評被害に係る損害賠償、放射性物質検査において基準値を超えた牧草や稲わら及びそれらを供与された飼育牛の全頭検査、農業用施設及び農地の復旧(除塩)事業,漁船の手当や漁港施設等の復旧及び背後地(加工施設等)の復旧支援など水産業復興への取り組み、中小企業の復旧支援(融資制度、再開の相談等を行う県産業復興相談センター等)、観光の復興に係る取り組み、被災地における雇用支援事業等について質疑がなされた。なお、8月臨時会中の委員会(8月23日開催)においては、「県の責任で肉用牛について全頭検査すべき」旨の意見が出され、関係する補正予算を審査した予算特別委員会産

業経済分科会と調整の上,予算特別委員会(全体会)における分科会主査報告においてその旨報告された。

県内調査については、6月に石巻市及び東松島市を調査先として漁港の被害状況及び復旧工事の内容並びに農産物の被害及び復旧支援事業等を調査事項として1日間、7月に石巻市雄勝を調査先として漁港の被害状況及び復旧工事の内容等を調査事項として1日間、8月に亘理町、栗原市及び大崎市を調査先として漁港の被害状況及び復旧工事の内容並びに放射性物質汚染稲わらに係る現状等を調査事項として1日間、9月には南三陸町志津川を調査先として漁港の被害状況及び復旧工事の内容等を調査事項として1日間行った。

口 平成24年1月~12月

この期間の委員会においては、グループ補助金及び事業者の二重ローン対策等の中小企業の復旧支援、被災地における雇用創出事業及び雇用のミスマッチ、震災後の企業誘致の現状、観光の復興、原発事故に係る風評被害及びそれに係る損害賠償等、いわゆる復興ツーリズム、津波で被災した県産業交流センター(愛称「夢メッセみやぎ」、7500㎡の展示棟等を有する。)等について質疑がなされた。

特にグループ補助金については、事業者が速やかに活用できるよう、対象事業や採択状況についてほぼ毎回質疑がなされた。なお、2月定例会においては、事業費の増額やより多くの中小企業が活用できるよう制度の改善を行うよう求める国に対する意見書の提出が議決された。また、9月定例会中の委員会(10月1日・2日開催)においては、歯科技工所へこの補助金等の適用を求める請願について審議され、採択すべきとした。

県内調査については、4月に大崎市及び石巻市を調査先として、観光の復興と風評被害の現状及び商工業者の事業再開に向けた取り組み等を調査事項として2日間行った。

県外調査については、8月に北海道伊達市及び札幌市等を調査先として、緊急雇用 創出推進事業に係る宮城県の被災イチゴ農家の受入れ状況及び観光業に係る風評被害 への対応等を調査事項として3日間行った。

ハ 平成25年1月~平成26年3月

この期間の委員会においては、前年に引き続き、グループ補助金、事業者の二重ローン対策等の中小企業の復旧支援、被災地における雇用創出事業等ついて質疑がなされた。この他、県が5月に提示した「産業再生アクションプラン」(早期の産業復興と再生を実現するため取り組むべき課題と取り組みの方向性を示したもの)、国が新たに制度化した津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金¹、外国人の誘客を含めた観光の復興等について質疑がなされた。

県内調査については、5月に塩竈市及び仙台市内を調査先として、水産加工品及び 観光業に対する風評被害等を調査事項として1日間行った。

¹ 東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県等 5 県の産業復興を加速するため、工場、コールセンター等の新増設に対し、一定の新規雇用創出を条件に補助金を交付するもの。

(5) 建設企業委員会

建設企業委員会は、土木部及び企業局等の分掌 (所管) に属する事項等を所管としている。土木部は道路・河川・港湾・海岸・下水道等の公共土木行政及び建築行政 (プレハブ 仮設住宅及び復興住宅の建設支援含む) 等を担当しており、企業局は広域水道事業 (県内25市町村に対し水道水を供給) 及び工業用水道事業等を行っている。

イ 平成23年4月~12月

4月21日の委員会では、執行部からの被害状況の説明及び今後の取り組み等に係る報告に対し、県の地方公所である土木事務所の体制及び権限強化、住宅等の罹災及び危険度判定の状況、県営住宅の被害状況及び家賃等の減免、海岸保全施設及び河川施設等の復旧、プレハブ仮設住宅の建設状況等に係る質疑がなされた。

その後の委員会においては、道路・河川・港湾・下水道施設等の公共土木施設の復旧状況及び今後のスケジュール、プレハブ仮設住宅の建設状況及び災害公営住宅の整備計画、復旧事業等に係る地元経済への波及効果、内陸部の宅地被害、「宮城県社会資本再生・復興計画」(県が10月に作成した土木部門の復興計画)、仙台港における外国船利用に係る風評被害及びコンテナ取扱量の回復状況、仙台空港の民営化、放射性物質検査において基準値を超過した浄水発生土及びその保管状況等について質疑がなされた。

県内調査については、8月に南三陸町を調査先として、プレハブ仮設住宅の建設状況及び道路(橋梁)の復旧状況等を調査事項として1日間行った。

口 平成24年1月~12月

この期間の委員会においては,道路・河川・港湾・下水道施設等の復旧工事の内容,復旧工事の入札に係る問題 (入札不調,落札率,業者失格等),総合評価方式で行われた入札の際の評価内容,入札の要件緩和,地元企業への優先発注,復旧工事における事故防止及び建設資材の確保,災害公営住宅の整備状況,放射性物質が検出された浄水発生土の処理方針等について質疑がなされた。

県内調査については、1月に東松島市及び石巻市を調査先とし建設海岸・道路(橋梁)・港湾等の復旧工事の状況等を調査事項として1日間、6月に気仙沼市等を調査先とし防災集団移転促進事業等を調査事項として2日間行った。

県外調査については、7月から8月に兵庫県神戸市及び芦屋市等を調査先とし、神戸港の事業概要及び災害公営住宅の概要等を調査事項として3日間行った。

ハ 平成25年1月~平成26年3月

復旧工事契約及び変更契約に係る議案がさらに増えたことから,道路・河川・港湾・海岸保全施設等の復旧工事の内容及び変更契約の変更内容,復旧工事の入札に係る問題(入札不調,落札率,業者失格等),総合評価方式で行われた入札の際の評価内容,入札の要件緩和(入札参加機会の拡大),地元企業への優先発注,復旧工事における事故防止及び建設資材の確保,賃金水準又は物価水準に対する対応(インフレスライド)等について質疑がなされた。また,災害公営住宅の整備状況(用地確保や人手不足等から整備が遅れ,完成率は平成26年2月時点で2%),放射性物質が検出された浄水発生土の処理方針等についても

昨年度から引き続き質疑がなされた。

この他, 広域防災拠点, 仙台空港の民営化, 海岸防潮堤の計画高, 県の人員体制等 について質疑がなされた。

県内調査については、5月に女川町等を調査先とし復興まちづくり事業及び河川施設の復旧工事等を調査事項として2日間、6月に石巻市及び東松島市を調査先として道路(橋梁)及び港湾施設等の復旧工事等を調査事項として1日間行った。また、平成26年2月に仙台港等を調査先として、仙台港区内の復旧状況等を調査事項として1日間行った。

県外調査については、7月に関西国際空港及び和歌山県等を調査先とし、空港の民営化及び海岸における津波対策等を調査事項として3日間行った。

(6) 文教警察委員会

文教警察委員会は,教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項を所管としている。

イ 平成23年4月~12月

4月21日開催の委員会では、執行部からの被害状況の説明及び今後の取り組み等に係る報告が行われた後、教育関係では、4月1日付けで行われた教職員の人事異動¹、県立学校の再開、通学手段確保の支援²、県立学校の授業料・入学金の免除等について質疑がなされた。警察関係では、被災地における窃盗等の犯罪、拾得物の処理等について質疑がなされた。

5月定例会中の委員会(6月16日開催)においては、公立学校において給食や校庭等の放射線量測定の実施等を求める請願が提出され、質疑及び討議の結果、継続審査とした。その後の委員会においても審議が行われ、9月定例会中の委員会(10月7日開催)においてその趣旨を採択すべきとした。

この他,この期間の委員会においては,教育関係では,市町村教育委員会への支援,教職員の増員配置,児童生徒の心のケア,児童生徒の運動不足への懸念,県立学校の生徒を対象に行われる貸付型の奨学金制度,津波で被災し使用不能となった県立学校4校の再建計画,教職員の健康への配慮等について質疑がなされた。警察関係では,津波により各人が紛失した運転免許証等の再交付,行方不明者の捜索活動の状況,捜索活動に当たった警察官の健康への配慮等について質疑がなされた。

県内調査については、7月に石巻市及び東松島市を調査先として、津波により被災 した県立高校・小学校・社会教育施設の被害状況及び間借り先での授業再開の状況等 を調査事項として1日間行った。

¹ 当県教職員の4月1日付け人事異動については、大震災対策調査特別委員会として3月25日に県教育委員会へ 凍結の申し入れを行っており、同月29日の同委員会において、県教委から「異動元の学校職員として引き続き業 務に当たれるよう兼務発令を行い、兼務期間はおおむね夏季休業前までの間で、当該市町村教育委員会の意向を 十分に踏まえ対応する」との報告がなされていた。

² 公共交通機関の寸断,避難所からの通学,間借りした他校への通学(もとの校舎が津波被災し使用不能のため)などにより,通学が困難となった児童生徒への通学手段の確保が課題となった。

口 平成24年1月~12月

この期間の委員会においては、教育関係では、今後の防災教育、児童・生徒の心のケア、教職員の増員配置及び健康管理、学校における除染及び給食における放射性物質検査、津波で被災し使用不能となった県立学校の再建計画 (用地確保含む)、震災における各学校等の対応等に関する調査結果、各社会教育施設 (いわゆる「自然の家」、県サッカー場等)、震災により損傷した文化財の補修及び今後の災害からの保護施策等について、警察関係では、復旧・復興事業に係る暴力団の排除等について質疑が行われた。

県内調査については、2月に石巻市及び気仙沼市を調査先とし津波により被災した 県立学校の被害状況及び仮設校舎での授業再開の状況等を調査事項として、また、5 月にも名取市を調査先として同様の事項等を調査事項として各1日間行った。

ハ 平成25年1月~平成26年3月

この期間の委員会においては、教育関係では、石巻市立大川小学校事故検証委員会¹ の概要、学校における防災マニュアル、不登校に係る震災の影響、津波で被災し使用不能となった県立学校の再建計画 (用地確保含む) 等について、警察関係では、津波で被災し使用不能となった警察署及び交番等の復旧の見通し等について質疑が行われた。



特別委員会における沿岸市町議会との意見交換会 (平成23年8月, 亘理町)



常任委員会(保健福祉委員会)における県内調査 (平成23年6月,東松島市)

4 要望(要請)活動

(1) 執行部に対する要望等

2(1)口に記載のとおり、特別委員会設置直後は議員全員による会議の開催は行わず、 正副委員長を中心に知事への緊急の要望を取りまとめ、3月17日に知事へ要望を行った。 その後の特別委員会の世話人会及び理事会において、4月1日付け教職員人事異動の 凍結についての教育委員会への申し入れ、被災者対策・応急対策等の緊急に実施すべき 事項についての知事への申し入れを協議し、それぞれ教育委員会へ3月25日に、知事へ 4月4日に申し入れを行った。

| | 年月日 | 要望活動・内容 |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | H23. 3.17 | ○知事に対する緊急要望 |
| | | 【内容】県民の不安解消に向けた知事メッセージの発信,燃油確保, |
| | | 緊急車両通行規制の緩和 他 |
| 2 | H23. 3.25 | ○県教育委員会に対する教職員の人事異動に関する申し入れ |
| | | 【内容】被災地の児童生徒のケア及び学校再建のため4月1日付け |
| | | 教職員人事異動の凍結 |
| 3 | H23. 4. 4 | ○知事に対する緊急要望 |
| | | 【内容】埋葬対策,自宅避難者を含めた生活関連物資等の提供, |
| | | 応急仮設住宅の早期建設 他 |

(2) 国等に対する要望(要請)

発災直後から随時行ってきた特別委員会における現地調査や市町との意見交換等を通じて把握した地域の現状及び課題について、県議会単独のほか、県内市町村議会や民間団体と合同で政府・政党・経済団体等に対し要望(要請)活動を行ってきた。なお、その多くは大震災に係る特別委員会の活動として行っている。

特に、平成23年6月27日には、本県議会議員42人、市町議会議員43人が分担して各省 庁幹部及び本県選出等国会議員に対し要望及び意見交換を行った。(次表のうちNo.5)

また、平成24年1月から2月にかけては、当時喫緊の課題であった災害廃棄物処理推進について、被災地以外の地方公共団体の協力を得るため、正副議長及び特別委員会正副委員長が2人1組となり、分担して各都道府県議会等を個別に訪問し要請及び意見交換を行った。(次表のうちNo.8)

また、平成24年8月28日には沿岸部における産業再生に係る課題が鮮明となったため、 宮城県商工会議所連合会及び宮城県商工会連合会と連携して、グループ補助金の継続や 雇用創出事業の柔軟な運用等について関係省庁等に要望した。(次表のうちNo.11)

なお、平成26年3月までに行った要望(要請)活動は次表のとおり。

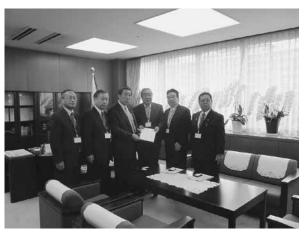
| | 年月日 | 要望(要請)活動・内容・要望先 |
|----|-----------|---|
| 1 | H23. 3.17 | ○宮城県・岩手県・福島県3県議会議長合同による国等に対する緊急要請 |
| | | 【内容】被災者の速やかな救出と救援の強化等 |
| | | 【要請先】内閣総理大臣,民主党幹事長,自由民主党総裁 |
| | | ※全国都道府県議会議長会の要望(第4節「1議長会」参照)と同時に,同議長会において 関係箇所に手交 |
| 2 | H23. 4. 1 | ○国に対する政府調査団派遣についての要請(県議会単独) |
| | | 【内容】被災地域の復旧・復興の取り組みに向けた調査団の派遣 |
| | | 【要請先】內閣総理大臣,衆議院議長,参議院議長 |
| 3 | | ○国会に対する超党派による調査団派遣についての要請(県議会単独) |
| | | 【内容】被災地域の復旧・復興の取り組みに向けた調査団の派遣 |
| | | 【要請先】衆議院議長,参議院議長 |
| 4 | H23. 4.12 | ○国等に対する要請 (県議会単独) |
| | ~ 4.13 | 【 内 容 】 既存制度の大幅拡充と柔軟な運用及び新たな法制度の整備等 |
| | | 【要請先】內閣総理大臣,民主党幹事長 他 |
| 5 | H23. 6.27 | ○宮城県議会・宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会合同による |
| | | 国等に対する要請及び意見交換 |
| | | 【内容】復興に向けての財政措置,制度改善,地域産業再生支援, |
| | | 被災住民等生活支援 等 |
| | | 【要請先】各省庁幹部,県選出国会議員等 |
| 6 | H23. 7. 6 | ○民主党総務部門会議におけるヒアリング(東日本大震災被災県の現状 |
| | | 並びに復旧及び復興に関する要請等に係る意見交換,県議会単独) |
| | | ※No5 の要請の内容説明 |
| | | 【要請先】総務副大臣,民主党国会議員 他 |
| 7 | H23. 8. 2 | ○県内経済団体等に対する県・市・町村議会要請 |
| | | (県議会・市議会議長会・町村議会議長会合同) |
| | | 【 内 容 】 商工業者支援, 雇用対策, 風評被害払拭, 国への働きかけ, |
| | | 防災機能を付加したJRの全線復旧 他 |
| | | 【要請先】県内各種経済団体(5団体), JR東日本仙台支社 |
| 8 | H24. 1.16 | ○災害廃棄物広域処理推進に向けた各都道府県議会等への要請 |
| | ~2.14 | 【内容】災害廃棄物の広域処理受け入れ、国への働きかけ |
| | | 【要請先】16都道府県議会等(山形県議会、秋田県議会、北海道県議会、青森県議会、 |
| | | 千葉県議会, 茨城県議会, 栃木県議会, 埼玉県議会, 東京都議会, 神奈川県議会, 三重県議会, 大阪府議会, 関西広域連合, 兵庫県議会, 富山県議会, 石川県議会 ※要望順) |
| 9 | H24. 3. 6 | ○東日本大震災復興交付金に関する緊急要請(県議会・仙台市議会合同) |
| | ~ 7 | 【内容】復興交付金に係る申請手続きの緩和及び柔軟な運用等 |
| | | 【要請先】復興庁,宮城復興局 |
| 10 | H24. 4.18 | ○宮城県議会・宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会による合同 |
| | | 要請 |
| | | 【 内 容 】 復旧・復興に向けた地域の実情に応じた対応,放射性物質の |
| | | 拡散に係る対応,災害廃棄物の処理の一層の促進 |
| | | 【要請先】復興庁,民主党,県選出国会議員 |

| 11 | H24. 8.28 | ○宮城県議会・宮城県商工会議所連合会・宮城県商工会連合会による |
|----|------------|----------------------------------|
| | 1124. 0.20 | |
| | | 合同要請 |
| | | 【内容】中小企業等グループ施設等復旧整備事業の継続,事業復興型 |
| | | 雇用創出事業の改善,二重債務問題に係る被災者への支援 |
| | | 【要請先】復興庁,経済産業省,民主党,県選出国会議員 |
| 12 | H24.10.30 | 〇中小企業等グループ施設等復旧整備事業に関する要請(県議会単独) |
| | | 【内容】標記事業の継続,繰越手続等の弾力化運用等 |
| | | 【要請先】復興庁,経済産業省,民主党,県選出国会議員 |
| 13 | H25. 1.24 | ○震災復興対策に関する要望 |
| | | (宮城県議会・宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会合同) |
| | | 【内容】復興交付金・基金等における財政支援の継続・拡充, |
| | | 住宅再建の支援拡充、産業再生支援の強化等 |
| | | 【要望先】県選出国会議員,各省庁等 |
| 14 | H25. 7.25 | ○東京電力株式会社福島復興本社への要望(県議会単独) |
| | | 【内容】 風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施,原発事故の |
| | | 早期完全収束の実現 |
| | | 【要望先】東京電力株式会社福島復興本社 |
| 15 | H25. 8.29 | ○復興庁等に対する要望(県議会単独) |
| | | 【内容】復旧・復興関連予算の確保,東日本大震災復興交付金制度の |
| | | 継続及び拡充、被災者生活再建支援制度の拡充等 |
| | | 【要望先】復興庁,內閣府,県選出国会議員 |

また、このほか、全国都道府県議会議長会や北海道・東北六県議会議長会など本県議長等が構成員となっている団体を通じて要望活動を行った (詳細は第4節1参照)。



知事への要請(平成23年4月)



農林水産省への要望(平成25年1月)

素早い救援の関西広域連合とカウンターパート方式

小野 隆

〔元副議長 (H21.7~H23.11) /

前大震災復旧·復興対策調査特別委員長(H23.11~H24.11)]

東日本大震災は、平成23年3月11日金曜日午後2時46分に国内観測史上最大のマグニチュード9.0、栗原市で最大震度7という未曾有の大きさで、県内全域が激しく揺れた。

その日のうちに「関西広域連合」は府県ごとに「カウンターパート方式」で被災 県を受け持つ対口支援へと力強く動き出した。

岩手県には大阪府・和歌山県が、福島県には京都府・滋賀県が、そして宮城県には兵庫県・徳島県・鳥取県が支援を担当することになった。

救援活動は,早速翌日から開始された。

7府県が同年4月10日までに、全体で派遣した行政職員、医師、看護師らの数は延べ8,643人。被災地に送った支援物資も、乾パン19万食、飲料水44万本、インスタント米26万食、即席麺12万食、小児用おむつ50万枚などに上った。

機動性と阪神大震災の経験を踏まえた的確な支援活動に、ただ、感謝、感謝であったことを忘れてはいない。

東日本大震災の前年の12月,2府5県が参加した「関西広域連合」は発足した。 都道府県レベルの広域連合では全国で初めて独自の予算や事業計画を持っている。

広域防災、観光・文化、産業振興、資格試験、医療、環境保全、職員研修の各分野で府県境を超えた協力体制をつくるほか、国の出先機関の受け皿となることを目指している。

これからもありうる災害に向けて、「東北の広域連携」の創設を宮城県村井知事は 提起したが、各県知事の考え方の温度差があり、いまだに実現していない。

第3節 各議員の活動状況

※この節においては、議員を対象として行ったアンケート調査をもとに、発災当日の様子、各時期における活動の状況、活動の支障となった事項等を記載した。

1 発災直後

く地震発生>

前述のとおり地震の発生した3月11日は、定例会中であり常任委員会の開催日であった。地震発生時、6常任委員会のうち1委員会は開催中、5委員会については終了していた。多くの議員が議会庁舎にとどまっており、十数名は帰宅途中、既に地元の自身の事務所にいる者も数人いた。

当日は、公共交通機関はほぼ遮断、道路も地震による損壊や津波により通行止めとなった箇所が多く、激しい渋滞が発生し、帰宅には普段の数倍程度の時間を要した。また、携帯電話を初め通信状況は大変悪く、議員が個人で情報を収集することは困難な状況であった。

<発災から数日後までの活動>

自家用車や議会庁舎(又は県庁舎)のテレビやラジオで沿岸各地に押し寄せる津波を知り、また、実際に沿岸部の状況を見て、予想をはるかに超える被害に議員といえども誰もが驚愕し、ある者は想像を超える被害状況に人間の無力さを感じ、ある者は津波にのみ込まれ瓦れきと化した郷里を前に議員としての自身の使命の重大さを思った。沿岸部のみならず県下すべてで避難者が多数いる状況の中、議員それぞれが発災直後から、さまざまな議員活動に当たった。

地元の市町村の災害対策本部にオブザーバー (一部の市町村には県議席を設けているところもあり)として出席しての被害状況や要望等の把握,被災地区の現地調査(浸水地域の排水の状況,県道・海岸堤防等の県管理公共土木施設の被災状況等),地元避難所の運営支援や必要な物資等の手配,県災害対策本部(県庁)・県議会・県災害対策本部地方支部(県合同庁舎)・国の出先機関における情報収集のほか,行方不明者の捜索,遺体収容への協力,病院関係(人工透析,教急搬送)の支援,福祉施設・高齢者宅等への物資支援などを行った。内陸部の議員は沿岸部の避難所等へ物資の手配を行った。

沿岸部を中心に10人程度の議員が自宅又は事務所若しくはその双方が流出・全壊・浸水等の重大な被害を受けた。それ以外の者も自宅等が半壊又は一部損壊となるなど、ほとんどの議員が何らかの被害を受けた。また、震災により身近な親族を亡くす議員もいた。家族の安否がなかなか確認できない、車中や自宅以外の場所に宿泊せざるを得ないなど不自由な状況の中での活動であった。

2 応急・復旧期

(1) 応急期 (発災から概ね半年間)

発災から数日間は、停電や通信設備の喪失により情報収集や発信に支障があり、また、 自家用車の流失、道路の通行規制やガソリン不足により思うような活動ができない場合 も多かった。その後、議員の自家用車を緊急車両として指定することが可能となったこ とにより「高速道路等を通行できるようになり、ガソリンも緊急車両の指定を受けること により事実上入手が可能となった。なお、ガソリンの供給状況は発災から3週間程度で 一般車両も含め仙台市等を中心に改善されつつあった。また、通信状況も沿岸部におい て通信設備が喪失したところを除き回復しつつあった。そのような状況において、議員 らはガソリンが入手できない期間は徒歩又は自転車で、入手可能となってからは自家用 車で各自又は所属する政党と連携して支援活動に当たった。

市町村との関係では、地元の避難所や在宅避難者宅等において把握した要望の市町村への伝達、避難所運営や町内会活動及び消防団活動への参加又は支援、市町村災害対策本部の会議への出席、市町村関係者や自衛隊等との被災現場の調査などを行った。また、これらの活動で把握した要請・要望事項を議会活動に生かしたり、県執行部等や政府あるいは県選出国会議員や自身の所属政党に要請したりした。

また,政党や他県等の議員仲間,支援団体や企業,友人等から支援物資・義援金等を 市町村や避難所,町内会,福祉団体等につなぐなどもした。

その他, 医療支援チームやボランティア団体のあっせん・仲介や国及び他自治体の議員視察の引き受けなど, 多忙な市町村職員に代わり, 議員が行った場面も多かった。

(2) 復旧期 (発災から概ね半年から3年間)

復旧期においても、応急期と同様、住民の要望を把握し市町村や県につなぐ、市町村の要望を取りまとめ県や国等につなぐ役割を果たした。この時期は被災者が仮設住宅に入居し、各種の復旧事業が本格化した時期であり、仮設住宅の風呂の追い焚き機能の追加の要望や寒さ等の対策、被災事業者のグループ補助金制度の活用における課題、防潮堤の計画高に係る住民合意など、そのときどきにより新たな課題が発生していた。また、内陸部の宅地における地すべり被害対応など地元特有の課題も目立ち始めた時期であり、各議員はそれら個別の案件について対応した。また、法令や制度の不備が目立ち始めたため、県議会としてのほか、議員連盟や会派(政党)、議員個人の立場で、国等への要望や提言、交渉活動などを行った。

また、被災者への支援等について応急期のような活動を行ったほか、これまで交流の ある他県の議員団や市民団体等の現地調査(ツアー)の受け入れ、各種メディアの取材 調整、仮設住宅等におけるイベントの仲介・斡旋等を行った。

警本部に依頼した。県警本部が警察庁と協議した結果、特別委員会の調査活動として指定が可能である旨の回答を得、3月17日に議会事務局から各議員にこれをファクシミリで連絡した(一部の議員には通信事情等により連絡がいかず)。指定の手続きは各議員が個別に行った(車検証等や免許証が必要であったため)。

第4節 他団体との連携

1 議長会

(1) 北海道・東北六県議会議長会

北海道・東北六県議会議長会は、当該地域の発展のため相互に意見交換等を行うとともに、それを遂行する目的で設立され、当該道県の議長及び副議長を構成員としている。

本県議会を含む各道県議会が抱える政策課題を議案として提出し、会議の承認を得て、 北海道・東北六県議長会として国等に要望するとともに、全国都道府県議会議長会を通 じて要望を行っている。

震災に関連して, 行った要望活動は以下のとおり。

| 120 | | , 11 7 に安全に勤は外 1 ~ 2 40 7 。 |
|-----|-----------|---|
| | 年月日 | 要望内容・要請先 |
| 1 | H23. 6. 2 | 【要望内容】財政等支援措置と既存制度の拡充・弾力的運用 他 |
| | | 【要 望 先】各省庁,各道県選出国会議員等 |
| | | ※内閣官房副長官,民主党副幹事長には議長,副議長が手交 |
| 2 | H23. 9.21 | 【要望内容】財政等支援措置と既存制度の拡充・弾力的運用 他 |
| | | 【要 望 先】各省庁,各道県選出国会議員等 |
| | | ※内閣府特命担当大臣(防災),内閣官房長官,民主党幹事長代理には議長,副議長が手交 |
| 3 | H24. 3月 | 【要望内容】風評被害の対応について |
| | | 【要 望 先】衆議院・参議院,内閣府,東京電力株式会社等 |
| | | ※会長県において郵送にて提出 |
| 4 | H24. 7月 | 【要望内容】震災に係る補正予算の速やかな編成,原発事故対策等 |
| | | 【要 望 先】各省庁,各道県選出国会議員等 |
| | | ※各県が分担し要望活動,本県担当分は事務局で対応 |
| 5 | H24.11月 | 【要望内容】財政支援の継続,人的支援の拡大,原発事故対策等 |
| | | 【要 望 先】各省庁,各道県選出国会議員等 |
| | | ※各県が分担し要望活動、本県担当分は事務局で対応 |
| 6 | H25. 7月 | 【要望内容】財政支援の継続,人的支援の拡大,原発事故対策等 |
| | | 【要 望 先】各省庁,各道県選出国会議員等 |
| | | ※各県が分担し要望活動,本県担当分は事務局で対応 |
| 7 | H25.10 月 | 【要望内容】財政支援の継続,人的支援の拡大,原発事故対策等 |
| | | 【要 望 先】各省庁,各道県選出国会議員等 |
| | | ※各県が分担し要望活動,本県担当分は事務局で対応 |
| | | |

(2) 全国都道府県議会議長会等

全国都道府県議会議長会は、都道府県議会間の連絡を保ち、地方自治の発展を図ることを目的として、都道府県議会議長を構成員とする全国的連合組織である。

(1)に記載のとおり、北海道・東北六県議会議長会で決定した要望事項については、全国都道府県議長会にも送付し、全国都道府県議長会においては、総会で決議し、全国都道府県議会議長会として要望活動を行っている。

震災に関連して, 行った要望活動は以下のとおり。

| | | , 1] つた安全位期は以下のこねり。 西望中空、西望上 |
|----|-----------|------------------------------------|
| | 年月日 | 要望内容・要望先 |
| 1 | H23. 3.17 | |
| | | 【要 望 先】内閣総理大臣,各大臣,民主党幹事長,自由民主党総裁 等 |
| | | ※全国都道府県議会議長会において面談及び提出 |
| 2 | H23. 4.12 | 【要望内容】既存制度の拡充と弾力的な運用及び新たな特別法の制定等 |
| | | 【要 望 先】内閣総理大臣,各大臣,民主党幹事長,自由民主党総裁 等 |
| | | ※全国都道府県議会議長会において面談(本県議長同行)及び提出 |
| 3 | H23. 5.24 | 【要望内容】東日本大震災に係る被災者生活再建支援法の特例措置 |
| | | 【要 望 先】内閣総理大臣,各大臣,民主党幹事長,自由民主党総裁 等 |
| | | ※全国都道府県議会議長会において面談(本県議長同行)及び提出 |
| 4 | H23. 7.28 | 【要望内容】財政等支援措置,被災者の生活再建,地域産業の復興, |
| | | 原発事故対策,菅内閣総理大臣の退陣 等 |
| | | 【要 望 先】総務大臣政務官,民主党幹事長,自由民主党総裁 等 |
| | | ※全国都道府県議会議長会において面談及び提出 |
| 5 | H23.11. 8 | 【要望内容】財政等支援措置,市街地復興対策,原発事故対策,風評被 |
| | | 害対策、放射線に係る情報提供と測定体制の整備 等 |
| | | 【要 望 先】内閣官房副長官,民主党幹事長代行他各政党代表 等 |
| | | ※全国都道府県議会議長会において面談及び提出 |
| 6 | H24. 1.25 | 【要望内容】災害廃棄物の広域処理の推進 |
| | | 【要 望 先】内閣総理大臣,内閣府等関係省庁政務三役,各政党担当 等 |
| | | ※全国都道府県議会議長会において面談(本県議長同行)及び提出 |
| 7 | H24. 7.26 | 【要望内容】エネルギー政策の具体的な施策の展開,風評被害対策の拡 |
| | | 充,災害査定の弾力的運用,原子力事故への対応 等 |
| | | 【要 望 先】各政党代表 等 |
| | | ※全国都道府県議会議長会において面談及び提出 |
| 8 | H24.11. 2 | 【要望内容】財政支援の継続,人的支援等の拡大,原発事故対策等 |
| | | 【要 望 先】各政党代表 等 |
| | | ※全国都道府県議長会において面談(本県議長同行)及び提出 |
| 9 | H25. 7.31 | 【要望内容】財政支援の継続,人的支援等の拡大,原発事故対策等 |
| | | 【要 望 先】各政党代表 等 |
| | | ※全国都道府県議会議長会において面談及び提出 |
| 10 | H25.11.13 | 【要望内容】財政支援の継続,人的支援等の拡大,原発事故対策等 |
| | | 【要 望 先】内閣官房,各政党 等 |
| | | ※全国都道府県議会議長会において面談及び提出 |
| | | |

また、全国都道府県議会議長会のほか、大都市を有する都道府県に共通する問題を解決する目的で組織された13都道府県議会議長会(1都1道2府9県で組織、本県は平成25年度に入会)、原子力発電に伴う諸問題について協議し、住民福祉の向上に寄与する目的で組織

された原子力発電関係道県議会議長協議会 (1道12県で組織 (※平成26年11月現在)), 活動火山 又は大規模地震が発生した地域を有する都道県議会の連絡提携により, これらによる災 害の防止, 災害発生時における諸制度の整備を促進する目的で組織された活動火山・大 規模地震対策都道県議会協議会 (1都1道21県で組織) 等の本県が入会している各議長会組 織等において, 震災関連対策の促進や原発事故の対応等について要望活動を行った。

2 市町村議会

(1) 宮城県市議会議長会·宮城県町村議会議長会(県内各市町村議会)

本県議会においては、宮城県市議会議長会 (県内13市議会議長で組織)、宮城県町村議会議 長会 (県内21町1 村議会議長で組織)と連携し、意見交換や要望 (要請)活動等を行ってきた。

平成23年4月14日から20日にかけて行った沿岸14市町における現地調査 (第2節2(1)= 参照) において把握した課題及び要望事項について取りまとめ、6月27日に宮城県議会・宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会合同で各省庁に対し、意見交換及び面談での要望活動を行った。また、同様に8月2日には、県内の経済団体等に対し、震災からの早期復興に関しての要請活動を行った。

その後においても、各市町村議会との意見交換会、3団体合同での要望(要請)活動等を行った。宮城県市議会議長会、宮城県町村議会議長会及び県内各市町村議会と連携して行った活動は以下のとおり(第2節2及び4の再掲)。

| | 11 2 /2 11 23 13 | 以 V C わり (第2即2及い4の円摘)。 |
|---|------------------|---|
| | 年月日 | 活動内容 |
| 1 | H23. 4.14 | ○沿岸14市町における現地調査 |
| | ~20 | (気仙沼市,南三陸町,石巻市,女川町,東松島市,松島町,塩竈市,七ヶ浜町, 多賀城市,仙台市,名取市,岩沼市,亘理町,山元町 ※訪問順) |
| 2 | H23. 6.27 | ○本県議会・宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会による各省 |
| | | 庁との意見交換,要請活動 |
| | | <意見交換> |
| | | 【対応者】内閣府副大臣他関係省庁副大臣等計5人 |
| | | 【出席者】本県選出等国会議員16人(代理含む) |
| | | 【本県側参加者】本県議会議員42人,市議会議長会19人, |
| | | 町村議会議長会24人 |
| | | <要請活動>7グループ (1グループ11~13人) に分かれ,要請活動を実施 |
| | | 【要請先】內閣官房長官,総務副大臣等各省庁,経済団体,JR東日本 |
| | | 【本県側参加者】本県議会議員42人,市町村議会議員43人 |
| 3 | H23. 8. 2 | ○県内経済団体等に対する要請活動 |
| | | 【要請先】県内各種経済団体(5団体), JR東日本仙台支社 |
| | | 【要請側参加者】本県議会議員4人,市議会議長会4人, |
| | | 町村議会議長会4人 |
| 4 | H23. 8.30 | ○沿岸6市町議会との意見交換 |
| | ~ 9. 9 | (亘理町議会,女川町議会,石巻市議会,気仙沼市議会,岩沼市議会,南三陸町議会 ※訪問順) |
| 5 | H24. 4.18 | ○本県議会・宮城県市議会議長会・宮城県町村議長会による合同要請 |
| | | 【要望先】復興庁,民主党,県選出国会議員 |
| | | 【要望側参加者】本県議会議員4人,市議会議長会3人, |
| | | 町村議会議長会3人 |
| 6 | H25. 1.22 | ○沿岸13市町議会との意見交換 |
| | ~2.15 | (女川町議会,南三陸町議会,東松島市議会,七ヶ浜町議会,気仙沼市議会,石巻市議会,山元町議会,亘理町議会,塩竈市議会,名取市議会,多賀城市議会,岩沼市議会,仙台市議会 ※訪問順) |
| | | |

| 7 | H25. 1.24 | ○本県議会・宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会による合同 |
|---|-----------|---|
| | | 要望(7グループ(1グループ6~7人程度)に分かれ、要望活動を実施) |
| | | 【要望先】県選出国会議員,各省庁等 |
| | | 【要望側参加者】本県議会議員3人,市議会議長会9人, |
| | | 町村議会議長会7人 |
| 8 | H26. 1.22 | ○沿岸5市町議会との意見交換会 |
| | ~28 | (東松島市議会, 気仙沼市議会, 南三陸町議会, 石巻市議会, 女川町議会 ※訪問順) |

(2) 仙台市議会との正副議長懇話会

本県議会と仙台市議会の連携に関して、所属政党を通じてなどの議員間の連携を除いては、議会同士の連携はこれまであまりなされてこなかったが、平成23年11月に仙台市議会から議長懇話会の開催について提案があった。

震災からの復旧・復興に対する議会としての取り組みや議会としての自主的・自律的な活動のあり方等直面する諸課題について、意見交換を行い情報の共有化を図るとともに、課題解決に向けた協動体制の確立などを図り、両議会の連携を促進する目的で、平成23年12月に両議会の正副議長による初めての懇話会を開催した。また、以後も数回にわたり正副議長同士の懇話会を開催している。

震災に係る内容の開催については以下のとおり。

| | 年月日 | 主な意見交換テーマ |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | Н23.12.22 | ・東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み |
| | | ・両議会の議員選挙の期日統一 (※震災により別の時期に施行された) |
| | | ・政府等への要請活動 (両議会の協力) 等 |
| 2 | H24. 2.27 | ・政府等への要請活動 |
| | | ・両議会の議員選挙の期日統一 |
| | | ・災害廃棄物の処理促進 等 |
| 3 | H24. 7. 9 | ・要望活動等の取り組み状況、市議会議長会・町村議会議長会との |
| | | 連携のあり方 |
| | | ・復旧・復興に向けた主要課題 |
| | | ・被災住宅等の再建等に係る独自支援策 等 |

3 民間団体からの請願・陳情

東日本大震災に関する要望事項について,請願(紹介議員が必要,所管委員会に送付し,審査が終了し決定がなされると,本会議において採択・不採択を議決する)や陳情(紹介議員は不要,所管委員会に送付されるが採択や不採択の決定はなされない。)が数多く寄せられた。請願については,所管する常任委員会で議論され,意見書の提出等につながったり,陳情については所管する常任委員会の議論の契機になったりした。なお,採択された請願については,その内容に応じて,宮城県知事,宮城県公安委員会,宮城県教育委員会等に送付される。

震災発災から平成26年3月まで本県議会に寄せられた請願・陳情は以下のとおりである。

<請願> ※震災に直接関連しない件も含む。

| 受理年月日 | 件名 | 付託委員会 | 審査結果 | 備考 |
|-----------|---|--------------|-------------------------------|--------------|
| H23. 6. 9 | 水産業復興特区創設の撤回に関すること について | 産業経済 | (議決年月日) 不採択 (H23.10.18) | |
| H23. 6. 9 | 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴 う,宮城県の子どもたちが安全に暮らせる ように情報の公開を求めることについて | 環境生活 | 採択 (H23. 8. 19) | |
| H23. 6. 9 | 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴 う,宮城県の子どもたちが安全に暮らせる ように情報の公開・共有・教育機関などへ の指導及び環境への配慮を求めることに ついて | 文教警察 | 採択 (H23.10.18) | |
| H23. 6. 9 | 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴 う、宮城県の子どもたちが安全に暮らせる ように情報の公開・共有・教育機関などへ の指導及び環境への配慮を求めることに ついて | 総務企画 | 採択 (H23.6.20) | |
| Н23. 6. 9 | 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴 う,宮城県の子どもたちが安全に暮らせる ように情報の公開・共有・教育機関などへ の指導及び環境への配慮を求めることに ついて | 保健福祉 | 採択 (H23.6.20) | |
| H23.12. 7 | 私立高等学校等への助成強化に関するこ とについて | 総務企画 | 採択 (H23.12.21) | |
| H23.12. 8 | 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴 う放射能汚染から県内の子どもと妊産婦 の健康を守るための健康調査に関するこ とについて | 保健福祉 | 撤回 (H24.3.1) | |
| H23.12. 8 | 私学助成増額について | 総務企画 | 採択 (H23.12.21) | |
| H24. 2.28 | 新公益法人への移行期限延長に関する意 見書の提出を求めることについて | 総務企画 | 採択 (H24.3.16) | 国等に意見 書提出 |
| H24. 2.29 | 宮城県民会館(東京エレクトロンホール宮 城)の再開に関することについて | 環境生活 農林水産 | 採択 (H24.3.16) | |
| H24. 2.29 | 宮城県総合運動公園(グランディ・21)内施設 総合体育館(セキスイハイムスーパーアリーナ)及び宮城スタジアムのコンサート会場への活用に関することについて | 文教警察 | 採択 (H24.3.16) | |
| H24. 2.29 | 子どもたちと妊産婦を放射能から守るた めの体制の確立を求めることについて | 保健福祉 | 撤回 (H24.5.25) | |
| H24. 2.29 | 東京電力福島第一原子力発電所の事故に よる宮城県内の中小乳業事業者への適切 な賠償に関することについて | 環境生活 農林水産 | 採択 (H24.3.16) | |

| | | | 7 | , |
|------------|--|--------------|--------------------|--------------|
| H24. 6.25 | 私学助成制度を拡充し、学費の公私間格差 を是正することをもとめる意見書の提出 について | 総務企画 | 採択 (H24.10.11) | 国等に意見 書提出 |
| H24. 6.25 | 子どもたちと妊産婦を放射能から守るた めの体制の確立を求めることについて | 保健福祉 | 採択 (H24.7.6) | |
| H24. 6.26 | 東日本大震災被災者の介護保険利用者負担減額・免除認定証の継続に関する意見書の提出を求めることについて | 保健福祉 | 採択 (H24.7.6) | 国等に意見 書提出 |
| H24. 9.24 | 政府及び国会に対し私学助成に関する意 見書の提出を求めることについて | 総務企画 | 採択 (H24.10.11) | 国等に意見 書提出 |
| H24. 9.25 | 子どもの看護休暇・結婚休暇に関すること について | 文教警察 | 不採択 (H24.12.13) | |
| H24. 9.25 | 被災地における歯科技工所の補助金等の 適用に関することについて | 経済商工 観光 | 採択 (H24.10.11) | |
| H24.12. 4 | 石油製品高騰への特別対策と石油製品の 適正価格・安定供給を実現する行政施策強 化の意見書提出を求めることについて | 環境生活 農林水産 | 採択 (H24.12.13) | 国等に意見 書提出 |
| H24.12. 4 | 私立高等学校等への助成強化に関するこ とについて | 総務企画 | 採択 (H24.12.13) | |
| H24.12. 5 | 私学助成増額について | 総務企画 | 採択 (H24.12.13) | |
| H25. 2.27 | 中学校で使用する歴史・公民教科書の採択 に関して宮城県教育委員会の指導強化を 求めることについて | 文教警察 | 採択 (H25.10.30) | |
| H25. 3. 1 | 安全・安心の医療・介護、地域医療の充実 を求めることについて | 保健福祉 | 不採択 (H26.2.18) | |
| H25. 3. 4 | 地域医療の充実に関することについて | 保健福祉 | 採択 (H25.3.19) | |
| H25. 3. 4 | 保険薬局への無料低額診療事業に関する ことについて | 保健福祉 | 不採択 (H25.3.19) | |
| H25. 6.26 | 乳幼児医療費助成制度の拡充を求めるこ とについて | 保健福祉 | 継続審査 | |
| H25. 6.26 | 被災者の医療・介護の負担免除を求めるこ とについて | 保健福祉 | 採択 (H25.7.8) | |
| H25. 9.13 | 政府及び国会に対し私学助成に関する意 見書の提出を求めることについて | 総務企画 | 採択 (H25.10.3) | 国等に意見 書提出 |
| H25.12. 3 | 私立高等学校等への助成強化に関することについて | 総務企画 | 採択 (H25.12.13) | |
| H25. 12. 4 | 石油製品高騰への特別対策と石油製品の 適正価格・安定供給を実現する行政施策強 化の意見書提出を求めることについて | 環境生活 農林水産 | 採択 (H25.12.13) | 国等に意見 書提出 |
| H25.12. 5 | 国立ハンセン病療養所の療養体制等の充 実を求めることについて | 保健福祉 | 採択 (H25.12.13) | 国等に意見 書提出 |
| Н25.12. 5 | 免税軽油制度の継続を求める意見書提出 に関することについて | 総務企画 | 採択 (H25.12.13) | 国等に意見 書提出 |
| H25.12. 5 | 私学助成増額について | 総務企画 | 採択 (H25.12.13) | |
| H26. 3. 3 | 政府及び国会に対し塩竈市浦戸諸島(無人島)における土砂流出等の防止対策に関する意見書の提出を求めることについて | 環境生活 農林水産 | 採択 (H26.3.20) | 国等に意見 書提出 |
| H26. 3. 4 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成 の拡充に関することについて | 保健福祉 | 採択 (H26.3.20) | 国等に意見 書提出 |
| H26. 3. 5 | 名取スポーツパーク愛島野球場の存続に 関することについて | 文教警察 | 採択 (H26.9.17) | |

<陳情>

○平成23年(発災後から) 33件

【主な内容】

- ・東日本大震災に関する緊急要望(応急対策,被災者支援等)について
- ・宮城県に対する要望について(風評被害の打破等,産業復興等)
- ・県立文化施設の早期復旧及び芸術文化関係予算の充実に関する要望について
- ・東京エレクトロンホール宮城など県立文化施設の早期復旧に関する要望について
- ・ JR常磐線山下駅・亘理間早期開通促進に関する要望について 等
- ○平成24年 743件

【主な内容】

- ・震災がれきの広域処理中止に関することについて
- ・平成25年度県予算編成並びに施策に関する要望について
- ・東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求めることについて
- ・福島第一原発事故・避難者に関しての要望について 等
- ○平成25年 33件

【主な内容】

- ・東日本大震災被災者の介護保険利用者負担減免の継続を求めることについて
- ・農林畜産物の放射能汚染対策に関する要望について
- ・平成26年度県予算編成並びに施策に関する要望について 等
- ○平成26年(3月まで) 13件

【主な内容】

- ・「東日本大震災被災者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療費並びに介護保険 利用者一部負担金の財政的支援拡充を行うこと」を求める要望について
- ・「宮城県原子力発電所の安全性に関する検討委員会」の設置を求めることについて
- ・宮城県における指定廃棄物最終処分場候補地3カ所への建設反対の要望について

等

天災は忘れずにやってきた!

佐々木 征治 〔前副議長 (H23.11~H25.12)〕

「天災は忘れた頃にやってくる」用心を怠らないこと,油断は禁物であるという 戒めのことわざとして使われてきました。

特に我が県は、三陸沖の海溝型地震が多発する地域とされてきましたが、その中で私がこれまで経験した大きな地震は4つあります。

1つは昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震。マグニチュード7.4、最大震度は5強を観測しました。

2つ目が平成15年7月26日に発生した宮城県北部連続地震。当時の鳴瀬町、矢本町、河南町周辺を震源として連続的に発生した地震で、マグニチュード6.4、最大震度6弱を超える地震が1日の内に3回発生し、私の地元である旧鹿島台町では、役場庁舎や公立の病院などが全壊しました。

3つ目が平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震。マグニチュード7.2, 最大震度6強を観測し、栗駒山周辺を初めとする山体崩壊や土砂崩れが発生しました。

4つ目が今回、平成23年3月11日に発生した東日本大震災であります。

地震の発生時の記憶をたどってみました。発災当日午後2時46分地震発生時刻, 私の所属する環境生活委員会はこの日の活動を終え,私が議員控室の自席にいたと き,地響きと共に議会棟がガタガタと音をたてて揺れだし、書棚にあった書類が全 て床に散乱,私は椅子に腰掛けたまま書棚が倒れないように両手で押しているのが 精一杯の状況でした。

携帯電話のテレビチャンネルも全ての局が地震情報を配信。大変な事が起きている、地元の大崎はどんな状況か、すぐに自宅に電話をしたが通じるわけもない。地下駐車場で見た車載テレビでも沿岸部には津波への警報が出されている。1時間後位にはヘリコプターから撮影された名取市閖上港付近での津波到来の映像が映し出されている。大惨事である。

当時の畠山議長は、残っていた議員を議会棟前の広場に集め、被災の全容を把握するため会期の延長を宣言、それぞれ帰宅することとなりました。

午後5時過ぎ車で議会庁舎を出発したものの、仙台市内は大渋滞、歩道は徒歩で帰宅する羽目となった通勤者が長蛇の列となっている状況で、結局仙台市内を抜け出すまで5時間ほどを要し、我が家に帰宅できたのが午後11時過ぎだったと記憶しています。

翌日からは、地元の被害調査と、大崎広域水道の配水管が至るところで被害を受け、末端の松山・鹿島台地域は復旧まで15日間を要したことから、その間仙台の知人から借りた2トンタンク2機と1トンタンク1機をトラックに積み、水運びに奔走する日々でありました。

天災は忘れずにやってきた! 大震災からの早期の復旧・復興を図ることはもちろんですが,今後も天災は忘れずに必ずやってきます。有事の際に県民の尊い生命と財産を守るため,減災をテーマに活動を続けてまいります。

第5節 他議会等からの支援等

本県には、発災直後から全国都道府県議会議長会を初め他自治体の議会及び議会関係者から支援物資や見舞金・義援金など多大なる支援を受けた。

また,本県議会あて直接又は本県議会議員を通じて,国内外の団体から県全体に対しての飲料水や食料などの支援物資も多数提供された。

支援物資については県執行部等や議員を通じて被災者に配布され、金銭的支援について は寄附者の意図により見舞金、寄附金、義援金、東日本大震災みやぎこども育英募金に充 当された。

また、議会庁舎の1階ラウンジ(ロビー)及び玄関ホールは、支援物資(県執行部受付分を含む)の一次保管場所として5月上旬まで使用された。

(宮城県に寄せられた主な支援) ※県全体に寄せられたもの。平成26年3月末時点。

- ・見舞金 434,220千円 (地方自治体から地方自治体に対する公費による見舞金)
- ・ 寄附金 29,710,087千円 (県の一般財源として復旧・復興に活用されるもの)
- ・義援金 26,468,979千円 (被災者の生活再建等のため市町村を通じ被災者(世帯)に配分するもの) ※この他に日本赤十字社等全国的な義援金受付団体及び内閣府からの配分180,433,502千円あり。
- ・東日本大震災みやぎこども育英募金 7,315,093千円 (震災による遺児・孤児の支援に充てられるもの)



応援の横断幕(議会庁舎ロビーに掲示)

第6節 県議会議員選挙の実施

宮城県議会議員一般選挙は、第17回統一地方選挙にあわせ、選挙期日が平成23年4月10日(日)、告示が4月1日(金)の予定であり、震災が発生した3月11日には既に立候補を表明している者も多数いた(なお、知事選については平成21年10月に行われており当初から別日程)。

しかしながら、選挙執行に当たっては、特に沿岸市町において、有権者の把握、選挙管理委員会事務局職員や投開票事務従事職員・投票立会人などの人員の確保、流失した選挙物品の確保、損壊した投・開票所の代替施設の確保、ポスター掲示場の確保など多くの課題が震災により生じていた。

3月22日に公布・施行された「平成23年東北太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」(5月27日に「東日本大震災に伴う~」に法律の名称を改正)により、県議選は9月22日まで延期することが可能となった。

7月7日に開催した県選挙管理委員会では、一部の被災市町において、有権者の把握や投票所の代替施設の確保に課題があり、9月22日までに県議選を適正に執行することは困難な状況にあると判断し、被災地の状況を国に伝えることとされた。その後、国会において、12月31日を期限とする選挙期日等の再延期法が成立し、8月10日に公布・施行された。

9月7日に開催した県選挙管理委員会において、沿岸市町との調整、他都道府県の協力の見込み等から、課題に対応できるとの見通しがついたことにより、選挙期日は11月13日(日)、告示は4日(金)と決定された。

なお、平成22年度の国勢調査の結果を反映した定数条例改正により、議員定数は61人から59人と2人減となった。また選挙区は2選挙区が1選挙区に合区され、24選挙区から23選挙区となった。

11月4日の告示日には、23選挙区に90人が立候補の届け出を行った。うち9人が立候補した6選挙区で無投票となり、17選挙区において投票が実施されることになった。

今回の選挙戦は、震災からの復興のあり方等を問う極めて重要な選挙であった。

投票率向上のためさまざまな取り組みが選挙管理委員会で行われたが、復興以外の争点が見えにくかったことや選挙どころではないとの心情もあり、沿岸被災地の投票率が低下したことから投票結果は以下のとおりとなった。

- · 投票者数 667,809人
- ・選挙当日の有権者数:1,601,821人
- ・投票率:41.69%(前回(平成19年):50.45% △8.76ポイント ※過去最低)

当時を振り返って



相沢 光哉

〔元 平成23年大震災対策調査特別委員長(H23.3~H23.11)〕

平成23年3月11日午後2時46分,それまで経験したことのない激しい揺れが襲ったとき、ちょうど議会庁舎4階の会派控室にいたため、直前の緊急地震速報を耳にしたことを記憶している。マグニチュード9.0という途方もない巨大地震と甚大な被害をもたらした巨大津波の発生だった。後に東日本大震災という名称になった。

2月議会開会中で、かつ4月の統一地方選挙の目前だった。全てが機能停止し、通信・食料・輸送が途絶え、特に深刻な燃油不足が起こった。一刻を争う救援・復旧活動に向け、県は災害対策本部を立ち上げたが、議会としても被災地の状況把握と被災者支援、国・他自治体への緊急対策支援要請など、早期復旧を迅速かつ総合的に推進するため、3月15日の議会最終日に「平成23年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会」(のちに「平成23年大震災対策調査特別委員会」と改称)を設置し、青葉区選出の私と菅間進議員が正副委員長に選ばれた。また、被災県のうち岩手・宮城・福島の3県議会議員の任期が特例措置で最長12月まで延長可能となった。

当時は、甚大な津波被害を受けた沿岸部選出議員が県議会に来ることすら困難な状況であった。また、東北新幹線を初め鉄道輸送が壊滅的被害のため不通のうえ、東北自動車道も自衛隊や警察消防など災害救援の緊急用途のみと厳しく制限されていたが、一般用緊急車両の通行やガソリンの割当枠拡大を粘り強く要請し、実現につなげることができた。

特別委員会は全員構成であったが,正副委員長をヘッドに2班編制とし,沿岸被災市町を6ブロックに分け,それぞれの地区を視察し,首長・市町議会議員との意見交換を精力的に行った。緊急を要する案件は,迅速な予算措置とともに,法・制度改正にとどまらず,新法・新制度の創設実現に向け,県執行部や県災害対策本部と連携し,国・政党へ働きかけた。沿岸被災市町への調査活動は,現地選出県議の協力を得て,1回に終わらず数カ月後に改めて訪問調査し,復旧状況の確認と新たな課題への対応をきめ細やかに行った。

我が国は自然災害の多い国であるが、東日本大震災はまさに400~500年に一度の未曾有の大災害であった。発災から既に4年を経過しても、復旧復興はいまだ道半ばの地域が少なくない。福島第一原発事故に起因する放射性物質の汚染処理問題も未解決である。災害大国日本として、将来必ず起こるであろう地震・津波災害に対する備えや対策は、東日本大震災での教訓を生かし、法・制度・予算面での万全を期すとともに、防災・減災の物心両面にわたって、日本人らしさと英知を結集するものであってほしいと強く念願する。

最後に、多くの犠牲者の方々に改めて哀悼の誠を捧げ、今なお不自由な生活を送っている被災者の皆様をお慰め申し上げるとともに、救出救援から復旧復興に全力を傾注していただいた全ての方々に、心からの感謝を表します。

第3章 震災対応の検証及び提言

- 第1節 検証
- 1 検証の目的と方法

<検証の目的>

東日本大震災の発災から3年間の議会の活動について検証を行うことにより、今後の 大規模災害時における議会活動につなげるとともに、他都道府県議会における災害対策 の参考としていただくことを目的とする。

く検証方法>

宮城県震災復興計画(平成23年度~平成32年度)の復旧期(平成23年度~平成25年度)である東日本大震災発災直後から3年間における宮城県議会の復旧・復興に関する活動について、議会運営、各委員会活動、議員活動などの視点から検証を行った。

検証に際しては、各議員に対して実施したアンケート調査の結果や特別委員会の報告 書、各種議事録などを参考にした。

2 検証項目

(1) 議会運営

イ 会期の延長

3月11日の地震発生時は、2月定例会(会期:平成23年2月14日~3月15日)の終盤に差しかかっていた。午前中から6つの常任委員会が開催され、保健福祉委員会を除き終了していた状況で、地震発生約20分後に本会議を開催し、会議を開催できるときまで会期を延長したことは、今後の議会運営の可否が不透明な状況で、以後の本会議予定日に定足数に達せず開催できない可能性があったことを踏まえれば、的確な判断であった。

また、屋外で本会議を開催したことは余震が頻発し庁舎の安全確認ができない中、 定足数を満たす議員が一堂に会していた状況を利用した臨機応変の判断であった。

ロ 3月15日開催の本会議1

(総括)

アンケートでは3月15日の開催は早すぎたのではとの声もあったが、おおむね審議が終了していた平成23年度当初予算案等の議案の採決等が残されていたほか、震災対策関連予算(平成22年度補正予算)案等の議案は迅速な復旧・復興活動を行うため可及的速やかに追加提案、議決を行う必要があることから、正副議長が会派会長や執行部と調整の上、準備等を勘案して、確実に定足数を満たせるとの判断から最短の期間で開催したものであり、早期に議決したことは、その後の迅速な復旧・復興活動につながった。

また、「東北地方太平洋沖地震による災害復旧に関する決議」を議決したことは、議会としての東日本大震災からの復旧・復興にかける思いと決意を県民に表明できた。

さらには、被災者の救済、公共災害及び一般住宅被害の復旧を迅速かつ総合的に推進するため、議員全員で構成する「平成23年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会」を設置した。震災対応に特化したこの委員会は、閉会中でも活動可能で、国への要望活動や被災市町の調査、意見交換など、議会の震災対応に大きな役割を果たすことになる。発災直後に、知事による招集を待たずに議会の意思で活動することができる組織を立ち上げたことは、大規模災害時の議会のあり方として、今後も引き継ぐべきである。

また,執行部側の出席者を知事,総務部長,財政課長のみに限定して本会議を開催 したことは,執行部側の負担の軽減につながった。

(招集)

3月15日の本会議開催については、3月14日に決定し、議員全員に携帯電話等で連

¹ 前述のとおり、2月定例会の会期は当初は3月15日までの予定であったが、3月11日の地震後の議会庁舎玄関前における本会議において、2月定例会の会期を「会議を開催できるときまで、延長する」旨決定した。3月14日に議員や執行部の状況等を勘案し、本会議を開催できる見込みとなったことから、3月15日の本会議開催となった。

絡を図った。電話が不通であった議員については会派を通じて連絡を図ったが、停電や通信施設の故障・滅失等により、被害の大きかった沿岸部を中心に連絡がつかない議員が複数いた。

当時の通信状況を勘案すればやむを得ないものと思われるが、アンケート調査によれば電子メールやSNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) などにより議員間で情報共有を図った事例もあったことから、早急に、多様性を持った連絡体制の構築が必要である。(#意1)

また,当時の状況として,公共交通機関はほぼ途絶しており,自家用車に関しても, 道路の損壊,ガソリンの不足といった理由から招集時間まで参集できない可能性もあった。

ハ 議会の災害対応

(県災害対策本部との関係)

災害対策基本法には,議会の役割等については規定がなく,宮城県地域防災計画に おいても議会の位置づけはなされていない。

こうしたことから、大規模地震が発生した際の議会の対応については、「大規模地震発生時の県議会の対応について」(平成19年11月30日各会派代表者会議申し合わせ事項,以下「大地震発生時申し合わせ事項」)により、対応することとされていた。

議会事務局が県災害対策本部の構成員となっていなかったため、県災害対策本部事務局内に県議会災害情報連絡事務局を設置し、議会事務局職員が陪席し、常時情報収集に当たった。

県災害対策本部から得た情報については、議会庁舎4階及び5階の各会派受付を通じて各議員へ配布したが、議員アンケートでは議会に来ても有益な情報が得られなかったとの意見もあり、議会内における情報の共有化に問題があった。

また、議会に登庁できない議員には情報を伝達する手段がなく、議員アンケートからは、県の出先機関に情報を集積するスキームの必要性を指摘する意見もあった。そのため、執行部とも協議しながら、情報の伝達手段を検討しておく必要がある。(概言1)

被害や対応の状況等の情報収集のため、また復旧に向けた議会活動に取り組む上でも、県災害対策本部との情報共有・連携の方法、収集した情報の議員や会派への提供 方法・場所等を定めておく必要がある。

なお、議会事務局職員については、発災後1カ月余りの間、県災害対策本部事務局の応援要員や被災市町の応援要員等として応急対策に従事した。発災後、議会活動が可能となるまでの間、議会事務局職員の職務は、情報収集・伝達、連絡調整が中心となることから、災害対策本部の応急対策に職員を従事させることが適当であり、これについてもあらかじめ、執行部と協議し、事務局職員の対応マニュアル等に定めておくべきである。(提言1)

(災害対応マニュアルの検証)

「大地震発生時申し合わせ事項」により、震度6以上の地震が発生した場合、議員は安否情報を報告すること、議長は被害状況等を勘案し、各会派代表者会議を開催することが定められていたが、議員への周知不足により、想定どおりに機能したとは言えない。

今回は、たまたま定例会中であり、多くの議員が庁舎内にいたことから、当日の安 否確認が比較的容易に実施できたが、<u>今後、閉会中など議員が庁舎内にいない場合に</u> おける安否確認の実施訓練等日頃からの対策を講じておく必要がある。(提言1)

また、今回は発災から4日後に本会議が開催されたため、各会派代表者会議は開催されなかったが、<u>閉会中などに大規模災害が発生した場合に備え、通信手段が不十分な状態も想定した上で、どのようにして各会派代表者会議を開催するか、開催の判断</u>や連絡方法等、あらかじめ定めておく必要がある。(機震1)

こうした反省をもとに、平成25年6月27日に「大地震発生時申し合わせ事項」を改正し、電子メールを利用した安否確認システムの導入、各会派代表者会議を、発災2日後の午後1時に特に開催の連絡がなくても自動的に開催することなどを定めた。また、副議長又は第一会派の代表が県災害対策本部にオブザーバーとして出席するとともに、議会事務局職員が県災害対策本部事務局にオブザーバーとして参加することとした。

しかしながら、「大地震発生時申し合わせ事項」を改正しても、議会内に周知徹底が なされなければ機能しないことから、継続的に実地訓練等を実施し、周知徹底を図る とともに、不都合な点は見直す等、適宜改正を加えて内容の充実を図るなど、平時か ら不断の準備を行うことが必要である。(提言1)

(会場等)

3月15日開催の本会議から平成23年8月臨時会までの間,議場の天井ボードの破損等により、安全が確保できないため、本会議を大会議室で開催した。

今回は、たまたま大会議室が使用可能であったが、<u>今後は、議会庁舎全体が使用できない場合の代替措置を平時から検討しておく必要がある。(提言1)</u>

また、今回の震災時には、自宅が被災し帰宅できずに庁舎内で寝泊まりした議員も いたことから、宿泊場所や寝具の確保についても検討する必要がある。

ニ 専決処分

(77件の専決処分)

3月15日の本会議終了後,5月31日に5月定例会が開催されるまでの間,震災対応 関係の補正予算や廃棄物処理の受託を初めとする計77件の事項について,知事は地方 自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行った。

当時の議長は、執行部が救命救急活動に専念できるよう、当分の間、専決処分を容認することとしたが、アンケートでは、専決処分については、件数の多さと補正予算

額が多額になったことから、議会が関与すべきとの意見もあった。(実質的には、地方 自治法第177条¹との関係もあり、減額の議決等は慎重を期す必要がある。)

緊急の復旧工事等に係る補正予算等,より緊急性の高いものについては,専決処分を行うことは当時の附帯意見²のとおりやむを得なかったものと判断される。しかしながら,被害規模が異なるため単純な比較はできないものの,同時期の専決処分の件数は,岩手県12件,福島県22件であり,岩手県は4月27日に,福島県は5月17日にそれぞれ臨時会を開催していることから,<u>執行部等の出席者を限定するなど執行部の負担を軽減した上での臨時会の早期開催を要請することも考えられたのではないか。(提言2)</u>なお,アンケート結果では,通年会期制の導入を図り専決処分をなくすべきとの意見もあったが,通年会期制の導入に関しては,議会改革推進会議において平成25年度に検討した結果,臨時会を開催して対応することも可能であるため,導入しないこととした。

(議会の指定する専決処分の要件の緩和)

復旧・復興工事が本格化したことに伴い,議会の承認を要する工事請負契約が大幅 に増加したことから,復旧復興事業の迅速化を図るため,東日本大震災関連工事に限 定して,地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会が指定する専決処分の要件の緩 和³を行った。

決定に至る過程では、議会の議決に付すべき契約金額の引き上げや議会指定の専決処分の要件の緩和による復興の加速化と議会の権限保持に関して、議会内で議論がなされた。その結果、臨時会の開催に積極的に応じることとして、議会の議決に付すべき契約金額の引き上げは行わず、また、工事請負契約のうち東日本大震災関連の復旧・復興事業に関する変更契約に限り要件を緩和することにより、議会の監視機能を保持しつつ復興の加速化が図られた。

ホ 復旧・復興加速化への取り組み

(臨時会の開催)

平成23年5月定例会において、専決処分に関しては、極力臨時会の開催をもって対

② 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費(以降,略)

地方自治法第177条 普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

① 略

² 平成23年5月定例会において,震災関連補正予算(計4回)に係る専決処分の承認を求める議案について,「東日本大震災に迅速に対応するため,発災直後より4回にわたり補正予算を専決処分として行ってきたことは緊急やむを得ない状況があったと認められるが,議会に対しての事後の報告は,その内容や説明に十分配慮し,今後は極力臨時会の開会をもって対処されたい。」との附帯意見を付したもの。

³ 地方自治法第180条の規定に基づく知事の専決処分事項(包括指定分)のうち、契約案件に係る部分については、「契約金額の1割以内で、かつ5000万円以内の変更」のみであったが、平成25年9月定例会において、「東日本大震災に係る災害復旧事業又は復興事業の工事の請負契約の契約金額の2割以内の変更」についても追加する旨の改正を行った。

[※]地方自治法第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項でその議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

処するよう附帯意見を付した (前ページ脚注2参照)。

このことから、平成23年8月19日から5日間の会期で8月臨時会を開催し、補正予算等の議案を審議した。また、以降、平成24年5月、平成25年10月、平成26年1月に臨時会を開催し、災害復旧工事に係る契約案件を中心に審議した。

この結果, 専決処分の数は, 震災前の水準まで減少しており, 議会の本来の役割である監視機能を果たすことができた。

(会期中の追加提案の積極的活用)

平成23年5月定例会において、震災廃棄物処理事務の委託など緊急を要する案件について、会期中に知事により追加提案がなされ、これについて審議した。

以降についても、会期中の知事による追加提案を積極的に活用することとし、各定例会において工事契約案件や国の補正予算に対応した補正予算の追加提案がされ、これにより早期の復旧・復興に議会側も対応する体制が整った。

(先議の積極的活用)

震災関連工事請負契約の締結等、緊急を要する案件については、閉会日の採決を待たずに、先議議案として開会日翌日等に議案の採決を行い、早期の復旧・復興が図れるよう議会としても対応を行った。

平成23年9月定例会以降の各定例会においても、積極的に先議を行い、早期の復旧・ 復興に対応する体制を整えている。

(議会の指定する専決処分の要件の緩和) ※再掲 前ページのとおり。

(2) 大震災に係る特別委員会の活動

(被災地の現状把握と要望活動)

3月15日の本会議において震災対応の一元化と活動の企画調整等を目的に議員全員で構成する「平成23年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会」を設置した。

設置直後は、全員での会議を行わず、正副委員長が中心となり活動し、燃油の確保 等について知事に対する緊急申し入れを実施するなど、議会として未曾有の震災にお ののく県民の思いを受け止め、喫緊の課題の解決を知事に要請する役割を果たした。

また、発災直後は、高速道路等の道路の通行規制が敷かれ、ガソリンの供給状況が厳しかったため、議員が行う調査活動に支障を来していた。宮城県警察本部と協議(県警からは警察庁へ協議)した結果、特別委員会の活動に資するものとして議員の自家用車等を緊急車両として指定することが可能である旨3月17日に回答があった。これにより高速道路等を通行できるようになり、ガソリンも緊急車両指定により事実上入手が可能となり、調査活動に大いに役立った。

その後,甚大な被害を受けた沿岸部の14市町の現地調査を4月に5日間で行ったほか,8月から9月には沿岸6市町の議会とも意見交換を行い,地元首長や議員,医療,教育,農業等の関係者から要望項目を聴取し,その後の政府への要望活動や震災復興計画の審議などにつなげており、精力的かつ機動的に活動を行うことができた。

要望活動については、来県した政府関係者や政府、政党、経済団体等に対して積極的に行っており、被災地域の現状や要望について直接働きかけを行った。

(宮城県震災復興計画の審議)

「宮城県震災復興計画」については、1次案、2次案の段階から、特別委員会において説明を受け、質疑を行った。本県では、「宮城県行政に係る基本的な計画を議決事件として定める条例」により、総合計画等を議決事件としているが、「宮城県震災復興計画」についても、これに該当するものとして、平成23年9月定例会に議案として提出された。同計画は、常任委員会ではなく当該特別委員会に付託され、1日かけて総括質疑を行った後に可決された。

復興に向けた宮城県の10年間の道筋を示す復興計画に案の段階から関わり、議決事件として、県民や調査等で把握した被災市町の意見を反映した質疑や提案を行い、審議したことは、震災後の将来を決める重要な政策の決定に、議決機関として関与したものと言える。

(専門部会の設置)

平成23年11月の改選に伴い、12月に「大震災復旧・復興対策調査特別委員会」を設置し、改選前と同様に議員全員で構成する特別委員会とした。同特別委員会の理事会における各理事の意見では、「6つの専門部会を設けて調査を実施したことは、特別委員会の活動をより機動的にするとともに分野ごとに議論が深まった」との評価の一方、「専門部会のテーマが必ずしも震災からの早期の復旧・復興になじまない」、「本来、特定の課題を専門的に取り上げて、いち早く解決する手段を探り、行動することが専

門部会の役割であったのに,通常の特別委員会と同様の運用の仕方をしてしまったため,当初の目的を果たせなかった」との活動の問題点を指摘する声もあった。

また、全体としての活動は復興の進捗状況に関する説明の聴取と質疑の実施1回にとどまるなど、復旧期における議員全員構成での委員会活動の難しさが顕著になった。 一方で、特別委員会では、理事会を中心に平成24年2月に発足した復興庁宮城復興局駐在の復興副大臣との意見交換会や政府への要望活動を実施するなど積極的に政府に対して、被災地の声を届けることができた。

(15人構成による機動力の強化)

平成24年11月からは、委員構成を被災の大きかった沿岸部の議員を主とした15人で活動を実施した。沿岸部の市町の復旧・復興に係る課題に加え、内陸部の市町に対しても原発事故による農林水産物と観光に関する風評被害や放射性物質汚染廃棄物への対応を主な課題として県内調査を実施し、農業協同組合宮城中央会や宮城県漁業協同組合等の生産団体、東京電力株式会社東北補償相談センター等を参考人として招致し意見聴取を行うなど、少人数となって機動力が上がったことによるメリットを生かし、積極的に被災地に赴き現場ニーズ等を把握した。

また,特別委員会の調査結果をもとに要望を取りまとめ,議会として政府や東京電力株式会社に対し要請活動を行うなど,特別委員会として活動を行った。

復興庁との意見交換や要望活動は、特別委員会の活動として予定されたものではなく、委員会が復興に取り組む中で必要性が生じて実施したものであり、様々なルートで、また、執行部も同じ方向性で要望等を行うことで復旧・復興を加速することができた。

(今後の課題)

現時点においては、特別委員会が実施している被災地の課題やニーズを把握し、それを知事や国に提案・要望するという方式が機能し、一定の効果を上げているが、震災後3年以上が経過し、復興が本格化しつつある中、今後の特別委員会の活動の方向性を模索する必要がある。

また、その後、知事から広域防災拠点の整備計画や医学部の新設などが打ち出されたが、これらは復興に係る重要な政策であっても、計画段階では議会は質疑という形でしか関わることができず、予算や契約議案として提案されるまで関与できなかったことが課題となっている。

(3) 常任委員会の活動

各常任委員会では、震災関連の予算外議案の審議を行い、附帯意見を付すなどして 議会の意思を知事に示したほか、参考人招致による有識者や県民からの直接の意見聴 取、県民からの請願の採択、国への意見書提出などの活動を行った。

また、閉会中においても毎月、定例の委員会において、所管事項に関して継続的な 調査や質疑を実施し、特に、定例会でも多くの質問があった防潮堤の計画高、被災者 の医療費等負担金の減免などについては、毎回、活発な質疑が行われた。

これらの活動は、各委員会の所管事項に限られるとは言え、特定の課題について継続的に10人程度の委員で議論を深めることができ、仮設住宅の風呂の追い焚き機能の追加の実現や防潮堤の整備等に係る執行部の住民に対するより丁寧な姿勢を引き出し、医療費減免については対象者を限定しての再開に結びつけるなど、本会議や震災に係る特別委員会の活動を補完する大変重要な役割を果たした。

(4) 要望活動

(執行部に対する要望)

平成23年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会設置後の3月17日から4月4日までの間に、燃油の確保や教職員の人事異動の凍結、応急仮設住宅の早期建設等について執行部に対し要望を行ったことは、県民のニーズを的確に汲み上げ、速やかに知事等に対する要望につなげることができたものである。

(国等に対する要望)

本県議会は、特別委員会の現地調査などで把握した被災地のニーズについて、あらゆる手段を駆使して、国等に対し要望活動を行った。

特に、岩手県議会・福島県議会と合同による緊急要望や、宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会との合同要望活動など積極的に他団体との協働による要望活動を 実施し、住宅再建支援の拡充やグループ補助金の継続などの成果があった。

このことは<u>、被災地の地方議会が一丸となった点で国等に対して大きなアピールに</u>なったものと推察され、今後とも継続していくべきものである。(機言4)

また、議会の要望活動は、執行部が実施している要望活動をバックアップする意味でも大きな役割を果たしている。行政と議会が一体となって県政の課題を国に要望することにより、一層効果的な要望活動となる。

(5) 復興に県議会が果たした役割

(震災復興計画への関与)

本県では、「宮城県行政に係る基本的な計画を議決事件として定める条例」により、総合計画等を議決事件に位置づけていることから、「宮城県震災復興計画」についても、 1次案、2次案の段階から、県民や調査等で把握した被災市町の意見を反映した質疑 や提案を行い、審議した。

このことは、震災後の将来を決める重要な政策の決定に議会が積極的に関与し、議会が執行部に対する監視機能を果たすとともに、執行部を補完する役割を果たしたと言える。

(審議の迅速化)

定例会における先議や追加提案を認め、また、臨時会の開催にも積極的に応じるなど審議の迅速化を図った。

さらには、議会の議決を要する工事契約の変更について、地方自治法第180条第1項に規定する議会が指定する専決処分の要件を緩和し、復旧・復興の迅速化を図った。

(県民の声の政策への反映)

急ピッチで復旧・復興事業が進む中、被災地の住民の声にきめ細やかに寄り添いながら執行部を補い、仮設住宅の風呂の追い焚き機能の追加や防潮堤の高さと景観の問題に係る住民への説明、国民健康保険加入者の医療費の減免措置の一部再開など、多方面にわたり県民のニーズを県の施策に反映できた点で、議会の政策提言及び監視機能を果たすことができた。

また,特別委員会の調査で丹念に被災地のニーズを調査し,あらゆる機会を捉えて, 国等に要望活動を行い,復興交付金や住宅再建支援制度など各種支援制度の創設・維持や国庫補助事業等の予算の繰越を初めとする諸手続きの簡素化の実現など,国政との政治的なつながりが深い議会の特徴を生かして,執行部の後押しを行い,さまざまな成果を上げた。

特に、被災東北3県(岩手県・宮城県・福島県)の県議会や、本県議会及び県内市町村議会において協働で実施した要望活動は、地方議会が一体となった要望という点で非常に有効であった。

(6) 議員活動

震度6以上の地震発生時の議会の対応を定めた「大地震発生時申し合わせ事項」では、「議員はそれぞれの地域において、被害状況の把握及び災害救援活動等に努めるものとする。」と規定されていた。

申し合わせの周知は不十分であったが、議員アンケートの結果から議員の多くは、 地元選挙区内の被害状況の把握や避難所運営の支援や物資の手配等、被災者等の支援 活動に携わっていたことがわかった。

地元市町村の災害対策本部に加わって、情報の収集や県との連絡調整を行ったり、 避難所の支援や物資の手配に奔走した議員がいる一方で、情報不足や燃料不足、交通 網の寸断などから効果的な活動ができない議員もいた。また、仙台市など、地元市町 村における県議会議員の役割が不明確となっているケースも見受けられた。

発災後3日間程度は、家族の安否確認や地元選挙区内の被害状況の把握や救援活動 を実施すべきと考えられる。

また,これらを含め,<u>平時から燃料の確保等や地元市町村内での役割を明らかにし</u>, 災害初動期における行動規範を設けるべきである。(場言3)

さらには、<u>災害情報の収集手段として県の地方機関や市町村の施設を有効に活用する方策について複数の議員から提案があったことから</u>,早期に関係機関と協議を行い、協定の締結等について検討を行う必要がある。(機言1)

議員と執行部の関係については、各議員が把握した地元要望を伝える県の災害対策本部の窓口が不明との意見もある一方で、災害対策本部側では、個々の議員からさまざまな要望が持ち込まれ対応に苦慮したとの話も聞かれた。この反省を踏まえ、「大地震発生時申し合わせ事項」を改定し、各会派の代表者に所属議員が収集した要望等を集約し、各会派代表者会議でこれらをさらに集約し、一本化することになったが、この内容について、各議員に周知を徹底する必要がある。(提言1、3)

第2節 提言

提言1 災害時における議会の対応マニュアルを策定すべき

①閉会時や夜間等における安否確認や情報の伝達方法の再構築を行うべき。

本県議会では、従前より「大地震発生時申し合わせ事項」を策定し、大規模地震の発生に備えてきたが、周知が不十分であったほか、具体的な活動や行動方針が定められていなかったこともあり、結果的には必ずしも有効に機能したとは言えず、収集した地元要望の伝達先等、混乱を来した部分もあった。また、東日本大震災は、議会開会中の発災であったこともあり、議員の安否確認や当面の間の議会活動を迅速に決定することができたが、その後は通信の混乱等から本会議開催の連絡が直接到達しなかったケースもあった。平成25年に上記の申し合わせを震災時の反省をもとに改正しているが、継続的に実地訓練等を実施し、周知徹底を図るとともに、閉会時や夜間等における安否確認や情報の伝達方法の再構築が急がれる。

②議場や議会庁舎が損傷した場合の代替議場の確保や選定の手順等をあらかじめ定めておくべき。

今後,議会庁舎が使用不能となるような災害が発生する可能性もあり,必要な代替 手段を講じない場合,議会が開会できないことにより専決処分が増加し,議会として の責任が果たせない事態にもなりかねない。このことを防ぐためにも代替議場につい てあらかじめ定めておくべきである。

③初動期における議会活動の標準体制等をあらかじめ定めておくべき。

今回の震災においては、早い時期に特別委員会を設置し、被災市町等からの課題・要望の聴取や国に対する要望活動を機動的に実施したことが有効であった。円滑な初動体制の構築を行うために標記を定めておく必要がある。

④緊急車両としての指定やガソリンの確保の方策について、平時から関係機関と協議しておくべき。

初動時において、高速道路等の通行規制やガソリン不足は、調査活動等を行うに当たり多大な支障となった。円滑な調査活動を行うためには、災害が発生してからではなく、平時から関係機関との協議を整えておくべきである。

⑤議会における総合的な災害対応マニュアルを策定するべき。

平成26年7月に議会改革推進会議の県外調査を実施した滋賀県大津市議会では、大津市議会BCP(業務継続計画)を制定し、災害の種類や時期に応じた議会活動を定め、災害に備えている。

本県議会においても、「大地震発生時申し合わせ事項」や大規模災害時の議会事務局の対応に係る「勤務時間外における地震等大規模災害発生時の職員配備マニュアル」を定めてはいるが、これらのマニュアルの内容及び上記の①~④の事項などを盛り込んだ県議会における総合的な災害対応マニュアルを新たに策定するべきである。

提言 2 災害時における専決処分のあり方、臨時会等の開催の整理をしておくべき

①専決処分は必要最小限とし、議会への十分な説明を執行部側に求めるべき。

平成23年3月15日に2月定例会を閉会してから同年5月31日に5月定例会を開催するまでの間に,77件の専決処分が行われた。専決処分が行われた内容を見ると,震災対応のための補正予算から条例の改正までさまざまである。非常時における専決処分はその有用性からは容認すべきと考えられるが,非常時であるからこそ,住民の代表である議会の関与の必要性もあるので,執行部側は専決処分について必要最小限にとどめ,その後はできるだけ速やかに十分な説明を議会側に対し行うべきである。

②平時から執行部側と協議を行い、臨時会等の開催のあり方や運営方法(執行部側の議場出席者、配布資料の簡略化等)等について検討しておくべき。

専決処分が増大したことについては、被害の甚大さから本会議の開催時期が見通せなかったことや、執行部において緊急的かつ広域的な初期対応が必要であったことがその一因と言える。専決処分を最小限にするためにも臨時会の弾力的な開催や運営が必要不可欠である。今回の震災では、震災以降、復旧・復興工事の請負契約の増加に伴い、臨時会の開催に積極的に応じ、復旧・復興工事の迅速化に効果を上げてきた。

平成24年の地方自治法の改正により、一定の条件下で議長に臨時会招集権が付与されたとはいえ、一義的には、定例会、臨時会ともに知事に招集権があることから、平時から執行部側と協議を行い、災害時の臨時会等の開催のあり方について検討しておくべきである。また、この場合の臨時会等の開催の仕方についても、執行部側の議場出席者を極力最小限としたり、議案等配布資料を簡略化するなど執行部側の負担を軽減する配慮が必要と考えられる。

提言3 災害発生時における議員活動の規範化を図るべき

①災害発生時においては、議員は県議会の公務に支障のない範囲で地域において支援活動や被害状況等の把握に努めるべき。

県議会議員は、県議会議員としての役割のほか、家族の一員、地域住民の一員、党 や会派の一員としての役割などさまざまな役割を持ち、日常の活動を通じて、県職員 よりも住民やさまざまな団体と密接な関係を築いており、各地域において地域と県議 会及び県執行部をつなぐことができる重要な立場にある。

従って,災害発生の初動期においては,議員は,自身や家族等の安否確認完了後は, 県議会の公務に支障のない範囲で,地域において支援活動や被害状況等の把握に努め るべきである。このことは,従前から「大地震発生時申し合わせ事項」にも記載され ている。

②大規模災害時における執行部への要請には一定のルールを設けるべき。

執行部に対して、地元の状況・要望を伝達することや地元に関する情報収集を行うことは、議員の本分であるが、広域的な災害の場合、多くの議員が一斉に行うことにより、執行部が混乱したり、指示を出すべき県幹部が長時間拘束されたりすることにより、結果的に救助活動や復旧作業に支障を来すおそれがある。

東日本大震災発生後に「大地震発生時申し合わせ事項」を改定し、地域の要望等については、各会派の代表者に集約し、各会派代表者会議を通じて、執行部に伝達することとされているが、この内容の周知徹底を図る必要がある。

③初動期における議員活動のあり方について検討し、規範化を図るべき。

今回の議員アンケートからは、地域の市町村の災害対策本部に参画し、情報の収集・提供等を行っていたとの回答もあった。このような活動は、県議会議員、市町村の双方にとって非常に有効であることから、各市町村と協議し、災害対策本部に参画できるよう事前調整しておくことが有用である。

初動期における議員活動のあり方(発災直後における議員の行動,執行部に対する要請の方法,地元市町村等の関係等)について検討し,規範化を図った上で,提言1で述べた県議会における総合的な災害対応マニュアルに盛り込むべきである。

提言4 平時から地方議会間の連携を構築すべき

①平時から地方議会間との連携を構築すべき。

今回の震災において、岩手県議会、福島県議会と合同による緊急要望や宮城県市議会議長会、宮城県町村議会議長会との合同要望活動など、積極的に他団体との協働による要望活動を実施し、各種制度の創設・拡充・継続などの成果があった。

このことは、被災地の地方議会が一丸となった点で国等に対して大きなアピールになったものと推察され、合同による要望活動は、大規模災害への対応や共通する政策課題の解決のため、今後とも継続していくべきものである。そのためには、平時から地方議会間の連携を構築することが重要である。

②県内市町村議会との災害時における相互の役割分担などについての協議の場を設けるべき。

県内市町村議会とは、宮城県市議会議長会及び宮城県町村議会議長会と協働で相互 に共通する課題の相互理解を図るため、不定期でセミナーを開催している。

現在は勉強会的な側面が強いが、今後はさらに発展させ、地域情報の収集を市町村議会が行い、政策提言や要望活動の企画を県議会が実施するなどの災害時における相互の役割分担などについて協議していく場を設けることも、連携の強化につながる。

③既存の組織の活用、新たな枠組みによる隣県議会との連携について検討するべき。

隣県の議会との連携については、山形県議会とは、「宮城県議会・山形県議会交流議員連盟」、岩手県議会とは、「宮城・岩手県境議員連盟」を設立し、相互に共通する課題の検討を行っており、また、北海道、東北の道県議会で組織する北海道・東北六県議会議長会も毎年2回総会を開催し、共通する課題を協議し、連携して要望活動を実施している。

こうした既存の組織を活用し、連携を深めていく一方、宮城県議会と福島県議会間 や政策分野ごとの連携など新たな枠組みによる連携についても検討していく必要がある。

④他都道府県で大規模災害が発生した場合に備え、議会として何ができるのか、どのような連携が有効かなどについて検討するべき。

今後想定される大規模災害に備え、隣県にとどまらない議会間の広域連携の手法に ついて、検討する必要性がある。

今回の震災において、議会においては、他県議会から義援金をいただいたほか、議員同士の交流により支援物資の提供を受けたケースがあった。また、執行部に対してではあるが関西広域連合からのカウンターパート方式による支援は大変効果的であった。

今後,本県のみならず,他都道府県で大規模災害が発生した場合に備え,議会として何ができるか,どのような連携が有効かなどについて,検討する必要がある。

提言 5 東日本大震災の風化を防ぐ活動を行うべき

〇東日本大震災の被害及び復旧・復興の状況について、国を初めとする行政機関や全国 の方々に継続的に発信し、理解と協力を求めていくことが重要である。

震災後3年以上が経過し、この間、全国各地でさまざまな災害が発生したことなどもあり、時間の経過とともに人々の東日本大震災の被災地への関心が薄れつつある。しかしながら、津波被害により壊滅的な被害を受けた被災地では、まちづくりを一から始めなければならず、資金面やマンパワーなど今後も継続的な支援を必要としており、被災自治体だけでは対処することができない。

本県議会は、意見書、要望活動、各種講演会などあらゆる手段を通じて、この事実 について、国を初めとする行政機関や全国の方々に継続的に発信し、理解と協力を求 めていく必要がある。

〇大規模災害時における議会のあり方について全国に発信すべき。

この規模の災害からの復旧・復興に関して議会がどう関わってきたかについて,詳細に記録し検証している議会は、現在までのところ把握できていない。

我々は、震災以降の3年余りを振り返り、この記録誌を取りまとめたことを契機として、本県を訪れる全国各地の方々に、この震災の経験、被災地の状況を伝える使命があることを改めて自覚しなければならない。

さらに、今後は、日本国内で発生が想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模災害に際し、「東日本大震災を経験した県議会」として、大規模災害時における議会のあり方を全国に広げる活動も必要である。

参考資料

〇 大震災に係る特別委員会の経緯及び名簿

- ●平成23年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会(H23.3.15設置) (H23.3.29に「平成23年度大震災対策調査特別委員会」に名称変更)
 - ・期間 設置の日から議会が調査終了の議決をするまで ※議員の任期満了に伴い,平成23年11月12日に調査活動を終了
 - · 構成 議員全員
 - ・委員会内の組織 理事会
 - ○理事名簿

 委員長 相沢 光哉
 副委員長 菅間
 進

 理 事 吉川 寬康
 須藤 哲 石川光次郎 佐々木喜藏皆川章太郎 本多祐一朗 横田 有史 小野寺初正安藤 俊威 藤倉 知格 髙橋 長律 今野 隆吉

- ●大震災復旧・復興対策調査特別委員会(H23.12.21設置)
 - ・期間 設置の日から議会が調査終了の議決をするまで
 - · 構成 議員全員
 - ・委員会内の組織 理事会

専門部会(生活再建支援専門部会,地域権限強化専門部会, 防災ネットワーク専門部会,地域産業復興専門部会, 再生可能エネルギー専門部会)

○理事名簿

副委員長 坂下 賢 委員長 小野 隆 三浦 一敏 堀内 周光 理 事 太田 稔郎 髙橋 伸二 本木 忠一 内海 岸田 清実 太 小野寺初正 渥美 巖 畠山 和純 藤倉 知格 相沢 光哉

○部会員名簿

| 生活再建支援専門部会 | 地域権限強化専門部会 | 防災ネットワーク専門部会 |
|-------------|-------------|--------------|
| 部 会 長 庄子 賢一 | 部 会 長 坂下やすこ | 部 会 長 岸田 清実 |
| 副部会長 村上 智行 | 副部会長 境 恒春 | 副部会長 渡辺 忠悦 |
| 部 会 員 菅原 実 | 部 会 員 仁田 和廣 | 部 会 員 藤倉 知格 |
| すどう 哲 | 齋藤 正美 | 藤原のりすけ |
| 本多祐一朗 | 横田 有史 | 伊藤和博 |
| 天下みゆき | 太田 稔郎 | 吉川 寬康 |
| 菊地 恵一 | 長谷川 敦 | 佐々木幸士 |
| 石川光次郎 | 只野九十九 | 髙橋 伸二 |
| 畠山 和純 | 佐藤 光樹 | 外崎 浩子 |
| 渡辺 和喜 | 中山 耕一 | 安部 孝 |
| 今野 隆吉 | 皆川章太郎 | 渥美 巖 |

| 生活再建支援専門部会 | 地域権限強化専門部会 |
|-------------|-------------|
| 部 会 長 池田 憲彦 | 部 会 長 川嶋 保美 |
| 副部会長 遠藤いく子 | 副部会長 ゆさみゆき |
| 部 会 員 内海 太 | 部 会 員 石橋 信勝 |
| 小野寺初正 | 坂下 賢 |
| 岩渕 義教 | 佐藤 詔雄 |
| 堀内 周光 | 三浦 一敏 |
| 石川 利一 | 寺澤 正志 |
| 細川 雄一 | 中島源陽 |
| 本木 忠一 | 長谷川洋一 |
| 千葉 達 | 小野 隆 |
| 相沢 光哉 | 中沢 幸男 |

※要綱改正(平成24年11月22日)

- ・理事会及び専門部会を廃止
- ・構成について、議員全員から定数15人へ

○委員名簿

(平成24年11月22日~平成25年12月13日) 委員長 畠山 和純 副委員長 坂下 賢 委 員 内海 本多祐一朗 小野寺初正 太 齋藤 正美 三浦 一敏 堀内 周光 石川 利一 寺澤 正志 佐藤 光樹 本木 忠一 池田 憲彦 渥美 巖 小野 隆 (平成25年12月13日~) 委員長 畠山 和純 副委員長 本多祐一朗 員 内海 坂 下 賢 委 太 石橋 信勝 齋藤 正美 三浦 一敏 堀内 周光 石川 利一 細川 雄一 寺澤 正志 佐藤 光樹 本木 忠一 長谷川洋一 佐々木征治

(平成26年3月31日現在)

〇 大震災に係る特別委員会設置要綱等

平成二十三年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会設置要綱

(平成23年3月15日制定)

計

平成二十三年三月十一日に発生した「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」は、我が国でかつて経験したことのないマグニチュード九・〇の強烈な地震と直後の大津波により、本県において多くの死者・行方不明者、負傷者を初め、家屋の流失、倒壊・焼失など未曾有の大被害が生じており、県民生活に与える影響は極めて甚大である。

よって、速やかに県民生活の安定確保を図るための被災者の救済措置並びよって、速やかに県民生活の安定確保を図るための被決者の救済措置並びに公共災害及び一般住宅被害の早期復旧を迅速かつ総合的に推進するため、官城県議会に「平成二十三年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会」を置く。

1 華

本委員会の委員は,県議会議員全員をもって充てる。

三 付議事件

被災者の救済措置並びに公共災害及び一般住宅被害の早期復旧の総合的な対策に関する諸施策について

四期間

設置の日から議会が調査終了の議決をするまで存続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。

平成二十三年大震災対策調査特別委員会設置要綱

(平成23年5月31日改正)

設置

平成二十三年三月十一日に発生した「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」は、我が国でかつて経験したことのないマグニチュード九・〇の強烈な地震と直後の大津波により、本県において多くの死者・行方不明者、負傷者を初め、家屋の流失、倒壊・焼失など未曾有の大被害が生じており、県民生活に与える影響は極めて甚大である。

よって、速やかに県民生活の安定確保を図るための被災者の救済措置並びに公共災害及び一般住宅被害の早期復旧を迅速かつ総合的に推進するため、宮城県議会に「平成二十三年大震災対策調査特別委員会」を置く。

: 構成

本委員会の委員は、県議会議員全員をもって充てる。

三 付議事件

被災者の救済措置並びに公共災害及び一般住宅被害の早期復旧の総合的な対策に関する諸施策について

相解

設置の日から議会が調査終了の議決をするまで存続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。

大震災復旧·復興対策調査特別委員会設置要綱

(設置)

第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災からの復旧・復興対 策の県議会としての一元化を図るとともに被災地域や県民生活の再生に向け た活動策について調査検討を行うため、宮城県議会に「大震災復旧・復興対 策調査特別委員会」を置く。

(構成)

委員長及び副委員長は、 委員会は、県議会議員全員をもって構成し、 委員会において互選する。 第二条

- 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に理事会を置く。 $^{\circ}$
 - 理事会は、委員長、副委員長及び理事をもって構成する。
 - 4 理事は、委員会で選任し、十二人とする
- 5 理事会は、委員長が招集する。

(専門部会)

宮城県議会会議規則第六十九条に 定める小委員会として、委員会に専門部会を置く。 第三条 付議事件の調査を円滑に行うため、

2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、部会長及び副

部会長は、専門部会において互選する。

3 専門部会の名称、定数、調査項目等については、委員会において定める

4 専門部会の運営は別に定める。

(付議事件)

第四条 東日本大震災からの復旧・復興の総合的な対策及び活動に関する諸施

策にしいた (期間) 閉会中も調査 設置の日から議会が調査終了の議決をするまで存続し、 ことができるものとす を行う 第五条

(委任)

委員会の運営に関し必要な事項は、 この要綱に定めるもののほか、 事会に諮って委員長がこれを定める。 第六条

団

(参考)

(平成23年12月21日制定)

大震災復旧·復興対策調査特別委員会専門部会運営要領

j一条 この要領は、大震災復旧・復興対策調査特別委員会設置要綱第三条に 規定する専門部会(以下「専門部会」という。)の運営について必要な事項を 定めるものとする。

(専門部会の名称、定数及び調査項目等) 第二条 専門部会は次のとおりとする。

第二条

| 定数 | -+ | -+ | -+ | -+ | -+ |
|------|---------------------------|----------------------------------|---|-------------------------|--------------------------------|
| 調査項目 | 被災者の生活再建支援に関する諸施策につ いて | 復旧・復興に向けての地域権限の強化に関す る諸施策について | 防災ネットワークの再構築に関する諸施策について | 地域産業の復興と雇用対策に関する諸施策について | 再生可能エネルギーと地域づくりに関する 諸施策について |
| 名秀 | 生活再建支援専門部会 | 地域権限強化専門部会 | 防災ネットワーク専門部会 | 地域産業復興専門部会 | 再生可能エネルギー専門部会 |

調査項目に基づく詳細等については、専門部会で定める。 調査を行った結果については、大震災復旧・復興対策調査特別委員会に報 告するものとする。 0 0

(専門部会員の任期) 第三条 専門部会員の任期は、選任の日から専門部会が調査を行った結果を委 員会に報告したときまでとし、閉会中も調査を行うことができるものとする。 ただし、委員会が専門部会における調査終了の決定をした場合はこの限りで はない。

(専門部会員の選任) 第四条 専門部会員(以下「部会員」という。) は、委員長が会議に諮って指? 第四条

د 専門部会の議事を整理 (専門部会長の議事整理、秩序保持権) 第五条 専門部会長(以下「部会長」という。)は、 秩序を保持する。

(部会長の職務代行)

第六条 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長が部会

長の職務を行う。 : 部会長及び副部会長にともに事故があるとき又は部会長及び副部会長がと もに欠けたときは、部会長のあらかじめ指定する部会員がその職務を行う。

(招集)

第七条 専門部会は、部会長が招集する。

2 部会員の定数の半数以上の者から調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、部会長は、専門部会を招集しなければならない。

(その他)

第八条「専門部会の定足数、専門部会の公開、専門部会への資料提出及び出席説明の要求、専門部会への参考人の出席、専門部会の記録については、委員会条例第十五条、第十八条、第二十条、第二十七条及び第二十八条の規定を準用する。

大震災復旧·復興対策調査特別委員会設置要綱

(平成24年11月22日改正)

(設置)

第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災からの復旧・復興対策の県議会としての一元化を図るとともに被災地域や県民生活の再生に向けた活動策について調査検討を行うため、宮城県議会に「大震災復旧・復興対策調査特別委員会」を置く。

(構成)

第二条 委員会は、委員十五人をもって構成し、委員長及び副委員長は、委員会において互選する。 (付議事件) 第三条 東日本大震災からの復旧・復興の総合的な対策及び活動に関する諸施

第四条 設置の日から議会が調査終了の議決をするまで存続し、閉会中も調査

(期間)

策にしいて

[No.1 宮城県・岩手県・福島県 3県議会議長合同による国等に対する緊急要請〕 ※ No. は 第2章 第2節 4要望(要請)活動(2)国等に対する要望(要請)の表の番号(以下同)

東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請

平成 23 年 3 月 17 日

 福島県議会議長
 佐藤
 廣
 保

 岩手県議会議長
 佐々木
 一
 榮

 宮城県議会議長
 島
 山
 和
 純

東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする平成23年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上例をみない規模の大地震で東日本各地に甚大な被害を与えている。

特に、福島県、岩手県及び宮城県では、地震によって発生した大津波が各地に壊滅的とも言える被害を与え、大津波により町自体がほとんど壊滅したとみられる地域もある。死者は1万人を超えるとみられ、現在、多数の行方不明者もいるため、さらに増加すると思われる。被災地では今なお懸命の救助活動と遺体収容作業が続けられている。

家屋の倒壊・焼失、道路・鉄道の損壊など被災状況は我々の想定をはるかに超え、また、電気、水道などライフラインは寸断されており、ガソリンの不足や通信手段のマヒさらに生活物資の不足も加わり、大規模な余震活動も続いている中で各県民の不安は日増しに増大している。

これらの甚大な被害に加え、福島県内の原子力発電所においては重大な事故が発生し、国や東京電力からの情報不足もあって、立地地域の住民を初め国民の多くに大きな不安を与えている。

今回の大地震災害は、この原子力発電所の深刻な事故も加わり、各県で対応できる災害対策レベルをはるかに超えている。

1 被災者の速やかな救出と救援の強化

被災者の救助を早急に進めるとともに、被災者の救援に際しては、高齢者、人口透析患者等の傷病者、障がい者、子ども、妊産婦といった災害弱者支援に万全を期すこと。そのためにも、通信手段の復旧を早急に進めること。

また、被災者に対しては、住宅の確保や生活資金の手当て等、経済的 支援を強化すること。

生活必需品及び医療提供体制の確保

被災者の避難や生活にも甚大な支障を来しているガソリン、重油、灯油等については、直ちに必要量を確保し被災地に届けること。

また、被災者救援のため、医師、看護師、医薬品等を確保し、医療提供体制を整えるとともに、食料品、飲料品等の生活必需品を1日も早く避難所へ届けること。

3 ライフライン等の早期復旧

被災者の避難生活や今後の生活復旧に当たっては、電気、ガス、水道や通信手段としての電話、鉄道やバス等の公共交通機関は必要不可欠であることから、一刻も早い復旧に向けた最大限の支援を行うこと。

また、今回の大地震により大きな被害を受けた道路・橋梁・港湾・空港等の公共土木施設、農林水産業用施設、文教施設等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講ずること。

4 原子力災害対策

原子力災害は、福島県のみならず広く東日本全体に関わることであり、 原子力災害への対応に全ての責任を有する国は、責任をもって事態の早 期収拾に全力で取り組むこと。

期収拾に全力で取り組むこと。 また、原子力発電所の立地地域住民の健康管理対策に速やかに取り組 むとともに、国民の不安払拭に繋がることから、事故の概要や原因、近 隣住民に与える影響等、主体的な情報公開を行い、不安解消に最善を尽 くすこと。

さらに、今回の原子力災害が極めて重大な局面を迎えていることから、 次の対応にも国が全面的な支援を行うこと。

- (1) 避難者へのスクリーニングや除染等の実施
- (2) 福島県内における避難者の受け入れ先に限界があることから、県 外避難先の確保
- (3) 県外避難のための移送手段の確保
- 避難先における生活物資の確保

(4)

国における総合的な現地支援体制の確立

平成23年3月17日

福島県議会議長 佐 藤 憲 保岩手県議会議長 佐々木 一 榮宮城県議会議長 畠 山 和 純

[No.2 国に対する政府調査団派遣についての要請]

平成23年4月1日

平成23年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部本部長 内閣総理大臣 菅 直人 殿

平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関する 政府調査団派遣についての要請書

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋 沖地震は、日本国内観測史上最大規模のマグニチュード9.0 を記録し、かつて経験したことのない激しい揺れと大津波に より、東北地方の広い範囲に壊滅的な被害を与えた。 特に本県においては、現在まで、死者及び行方不明者を合わせ1万3千人を超え、また、沿岸部においては、大津波により家屋がほとんど流出し、すべての機能がマヒするなど、町自体が壊滅したとみられる地域もあり、我々の想像をはるかに超えた未曽有の大災害となっている。

既に、地震発生から 21 日を経過し、国や他都道府県をはじめとする関係機関の協力・支援のもと、ライフラインや社会基盤の復旧、応急仮設住宅の建設など、懸命の災害復旧対策を着実に進めているところである。

しかしながら、1800 万トンに及ぶ瓦礫の解体・撤去や14万台に及ぶ大津波による流出自動車の処理、3万戸とも言われている応急仮設住宅の対応をはじめ、甚大な被害を受けた農林水産業や中小企業への対応など、県民生活の早期改善、地域経済活動の早期の正常化に向けた課題が山積している状況にある。

宮城県議会議長 畠 山 和 純

ついては、政府において、県民が安心するよう政府の対応 方針等の周知に努めるとともに、今後の被災地域の復旧・復 興の取り組みに向けた調査団を派遣いただき、一日も早く安 心して復旧・復興に向けて動き出すことが可能となる政策の 展開や財政措置等の支援を行うよう強く要望する。

[No.3 国会に対する超党派による調査団派遣についての要請]

平成 23 年 4 月 1 日

衆議院議長 横路 孝弘 殿

平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関す 超党派による調査団派遣についての要請書

3

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋 沖地震は、日本国内観測史上最大規模のマグニチュード9.0 を記録し、かつて経験したことのない激しい揺れと大津波に より、東北地方の広い範囲に壊滅的な被害を与えた。 特に本県においては、現在まで、死者及び行方不明者を合わせ1万3千人を超え、また、沿岸部においては、大津波により家屋がほとんど流出し、すべての機能がマヒするなど、町自体が壊滅したとみられる地域もあり、我々の想像をはるかに超えた未曽有の大災害となっている。

既に、地震発生から 21 日を経過し、国や他都道府県をはじめとする関係機関の協力・支援のもと、ライフラインや社会基盤の復旧、応急仮設住宅の建設など、懸命の災害復旧対策を着実に進めているところである。

しかしながら、1800 万トンに及ぶ瓦礫の解体・撤去や14万台に及ぶ大津波による流出自動車の処理、3万戸とも言われている応急仮設住宅の対応をはじめ、甚大な被害を受けた農林水産業や中小企業への対応など、県民生活の早期改善、地域経済活動の早期の正常化に向けた課題が山積している状況にある。

宮城県議会議長 畠 山 和 純

ついては、国会において、今後の被災地域の復旧・復興の 取り組みに向けた超党派による調査団を派遣いただき、県民 が一日も早く安心して復旧・復興に向けて動き出すことが可 能となる政策の展開や財政措置等の支援を行うよう強く要 望する。

[No. 4 国等に対する要請]

平成 23 年 4 月 13 日

内閣総理大臣

哲 直 人 殿

東日本大震災に関する要請書

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、日本国内観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録し、かつて経験したことのない激しい揺れと大津波により、東北地方の広い範囲に壊滅的な被害を与えました。

特に本県においては、これまで死者・行方不明者を合わせて1万4千人を超え、また、沿岸部においては、高さ10mを超える大津波により海岸から数キロメートルにも及ぶ地域が壊滅的な被害を受け、その被害額は2兆円を超え、今後大幅に増えると見込まれるなど、我が国災害史上例を見ない未曾有の大災害となっております。

国や他都道府県をはじめとする関係機関の協力・支援のもと、ライフラインや社会基盤の復旧、応急仮設住宅の建設など、懸命な災害復旧対策に努めているところでありますが、県民生活の早期改善、地域経済活動の早期の正常化に向け甚大な被害を受けた農林水産業や中小企業への対応や、何も無いゼロの状態から始めなければならない沿岸部の新たなまちづくりへの対応など、復興に向けた膨大な課題が山積している状況にあります。

被災地域の復旧・復興に向けては、県をはじめ被災自治体の財政規模や処理能力をはるかに超える対応が必要であり、国におかれましても既存の災害復旧制度にとらわれることなく、財政面や制度面などにおいて各種支援制度の拡充をはじめ特別立法措置を講ずるなど、国の総力をあげて、次の要望項目に早急に取り組まれますよう、強く要望いたします。

宮城県議会議長 畠山 和純

#》

劍

- 県内沿岸全域にわたり壊滅的な被害を受け、その範囲や規模は我が国災害史上最大の もので、その被害額は、被災自治体の年間予算をはるかにしのぐものであり、被災者の 生活再建及び被災地域の復旧・復興に向けては、既存制度の大幅な拡充と柔軟な運用を 図るとともに、災害復興に係る基本法の制定や財政融資、政府系金融機関等融資の元利 償還金の免除を含めた財政的援助・助成に係る特別法の制定など、被災地の復旧・復興 を促進する特別の法制度の整備を国の責任において早期に行うことを求めます。
- 今回の被災規模は、範囲、金額、件数など、想像を絶する膨大なもので、多くの行政 分野に及ぶことになり、また、復旧・復興に際しては、地域の実情に応じた迅速かつ機 動的・柔軟な対応が求められることから、各種の災害復旧事業費の全額国庫支出金化や 一括交付金化などの新たな交付金制度の創設や現行制度の隙間を埋め、被災者等の生 活・事業再建に向けた柔軟な対応を可能とする復興基金の創設など、既存制度における 国の財政支援制度等を超えた対応を行うことを求めます。
- 市街地や行政機能のほとんどが壊滅的な被害を受け、また、地形の変化や地盤の沈下、 防災機能の損壊など、多くの課題が山積している状況にあり、被災地域の市街地の復 旧・復興に向けては、元に戻すのではなく、あらゆる総力を結集し、新たに創り上げて いくことが求められることから、被災地域市街地復興計画の策定や既存制度の基準、要 件、制限等の柔軟な対応、被災地域市街地整備に向けた新たな法制度の整備など、国の 全面的な支援・援助を行うよう求めます。

《内閣府》

○ 今後、長期の復旧・復興の過程においては、都市基盤や社会経済構造等の再構築とと

もに、住民の安全・安心の確保が必要であることから、甚大な被害を受けた基盤となる 警察施設や交通安全施設等復旧への財政的支援、警察官等の緊急増員など、災害地域の 治安維持に向けた取り組みを早急に実施するとともに、地域の産業、経済、雇用、防災 等被災地域の新たな復興に向けての国の支援・援助など、内閣府の持つ総合戦略機能等 総力を結集し取り組むよう求めます。

《総務省》

- 行政庁舎の損壊・消失や職員の被災等壊滅的被害を受けた自治体の行政庁舎・設備の 復旧等行政機能の回復に向けた新たな財政的支援制度の創設や人的体制の支援を行う とともに、復旧・復興に向けての円滑・安定的な行政運営のため、極めて多額に上る災 害復旧等の行政活動に要する新たな制度の創設等財政的支援や資金繰り支援としての 地方交付税の繰上交付などの早期の実施を求めます。
- 今回の災害は、3月11日と年度末に近い発生であり、地方債の対象事業の一般財源対応や公営住宅使用料等の減免等処分の未確定、各種徴収金の減免や支払遅延に伴う歳入なかんあるいは、被災して減失した施設等に係る地方債残債や郵貯・簡保融資の償還など、自治体財政を一層圧迫・悪化させる多くの問題が生じており、事後的に地方債の発行等を可能とする新たな法制度の整備や歳入欠かん等債の要件緩和、地方債残債の繰上償還の免除、郵貯・簡保融資の元利償還金免除など、新たな財政支援制度の創設や既存制度の柔軟・弾力的な対応等国の財政的支援・援助を強く求めます。

《文部科学省》

○ 今回の災害では、公立、私立を問わず、幼稚園から高等学校まで、教育施設等が甚大な被害を受け、その施設の復旧をはじめとして、スクールバス等代替交通機関の確保、

通学困難者に対する寄宿舎の確保、学用品の給付を含めた経済的に困窮する世帯の児童生徒への対応、私立学校、各種学校施設の災害復旧費用や融資の償還等学校運営への対応など、早期に対応しなければならない課題が山積しており、災害復旧費に対する国庫支出金の対象範囲の拡大や交付率の嵩上げ等既存制度の弾力的な対応や通園・通学あるいは、就学等に係る被災世帯の負担軽減のための新たな制度の創設など、国の全面的な支援・援助を強く求めます。

 ○ 壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に、多くの児童生徒が亡くなったほか、自ら死の 危機に直面しあるいは、近親者や同級生が亡くなるなど、児童生徒が極めて大きな精神 的苦痛を受けている状況があり、児童生徒への心のケア、被災地域の学校に対する教職 員の増員等人的体制の強化、きめの細かい教育的支援を含めた一刻も早い正常な学校教育 活動の再開など、学校教育への早期の対応が必要であることから、被災学校に対する 教職員の手厚い配置が可能となる教職員定数の加配措置等の弾力的な措置や退職教職 員の活用、スケールカウンセラー及びソーシャルワーカーの拡充など、財政的措置を含 め国の全面的な支援・援助を強く求めます。

厚生労働省》

 ○ 今回の災害によって、これまでの災害とは比べものにならない死者数、行方不明者数、 避難者数となっており、災害救助費や災害弔慰金等が巨額に達し、また、救助に係る栄養管理等の種類、医療・輸送関係者等関係者の範囲が拡大しており、その地方負担が過大となっている状況にあり、災害救助により必要となる経費を全額国庫負担とする特別法の創設や現行制度上の国庫支出金交付率の嵩上げなど、国の全面的な財政的支援措置を拡充するともに、保健衛生施設等の災害復旧費や福祉避難所における介護職員の配置等人的体制の確保、民間賃貸住宅の遡及適用、被災世帯等への貸付等セーフティーネ

ット支援、両親を亡くした子どもへの対策など、被災住民の生活再建が可能となるきめ細やかな支援を国の責任において、早期に実施することを求めます。

- 高齢者をはじめとして、介護を必要とする、あるいは障害を持つ多くの方々が被災し、 また、地域の医療拠点病院をはじめ多くの医療機関が被災している現状にあり、介護施設や障害福祉施設等社会福祉施設・医療施設等への復旧支援はもちろんのこと、介護施設、障害福祉施設等入所先の確保及び施設等の人的体制の拡充、医療機関の機能回復及び医療従事者の確保・拡充など、国の全面的な財政支援を含めた総合的な対策を実施するとともに、介護保険料等の減免、国民健康保険、後期高齢者医療制度における一部負担金の減免措置、社会福祉施設の耐震化など、新たな制度の創設や財政支援を含めた抜本的な対策を措置するよう求めます。
- 今回の災害では、多くの方々が仕事を失ったり、事業活動の縮小等の影響を受け長期の休業者が発生している状況にあり、一方では、事業再開に向けた雇用の維持・確保に努力している事業者も多く存在しており、被災者の生活基盤の確保あるいは、生活再建のかなめとなる雇用対策を求められていることから、生活資金等の緊急融資制度の創設をはじめとして、雇用保険失業給付の拡充や雇用調整助成金の支給割合の拡充、職業転換あるいは、再就職への対応・支援、新規学卒者への対応など、国の財政的支援を含めた被災者が生活再建に向け歩き出すことが可能となる総合的な雇用対策を措置するよう強く求めます。

《農林水産省》

○ 今回の災害は、沿岸部を中心に多くの農業者の死亡・行方不明者を出し、また、農地への海水の流入、農業用施設の流出・崩壊等が広範囲にわたり、壊滅的な被害を受け、

県レベルの対応では、営農を再開することは困難な状況となっており、海水が流入した農地の排水を含めた塩害対策や耕作が不可能となった水田の減反用地への編入等地域間生産調整対策、農業関連団体等の施設復旧を含む農業用関連施設の復旧対策、国直轄災害復旧事業等に対する地方及び農家の負担免除をはじめとした災害復旧に係る既存制度の拡充及び新たな制度の創設、農畜産物被害の補填等や休耕補償等被災農業者への経済的補償対策など、本県の基幹産業の一つである農業の復興に向け希望を持って取り組むことが可能となる総合的な対策を、国の総力を結集し、国家プロジェクトとして、早期に取り組むことを強く求めます。

○ 今回の災害は、我が県の農業と並ぶ基幹産業である水産業関係者にも壊滅的な被害を与えており、家屋の流出等生活の基盤を失うとともに、地形が失われるほどの漁港施設や海岸施設の崩壊、漁船・漁具・養殖施設の流出、産地魚市場をはじめとした水産物加工・流通施設等水産業関連施設の損壊など、壊滅的・甚大な被害を受けており、水産業の消滅等存亡の危機に立っている状況であり、漁港や海岸施設、水産業関連施設の災害を同に係る既存制度の拡充や新たな制度の創設はもちろんのこと、海岸線の地形の変化・地盤沈下への対策、津波により打ち上げられた船舶の処理、海底に沈む瓦礫の撤去等漁場再生に向けた支障物の撤去、漁船・漁具の再導入、養殖施設等の再建、水産養殖生産物被害額への補てん等被災水産業関係者への経済的補償対策など、本県のみならず国の水産業の行方を左右する水産業の復興に向けた総合的な対策を、国の総力を結集し、国家プロジェクトとして、早期に取り組むことを強く求めます。

《経済産業省》

○ 沿岸部を中心に製造業をはじめ多くの商工業者が事業基盤を失い、また、商店街や商店街を形成する施設等が崩壊するなど、壊滅的な被害を受けている状況にあり、事業再

開に向けた製造業等商工業者への総合的な支援制度の創設や経営セーフティ共済融資、 政府系金融機関による貸付金、中小企業信用保証協会の支援等の金融支援措置の要件緩 和・拡充及び新たな制度の創出、地域金融機能の確保、県制度融資への支援、被災した 自動車の買換え、物流施設の復旧に対する支援等物流基盤対策など、ハード・ソフト面 面にわたる国の財政的支援を含め総合的な支援措置を早急に講ずることを求めます。

国土交通省》

○ 今回の災害では、道路、河川、港湾、空港、下水、水道、鉄道等すべての社会的インフラに被害が及び、その範囲や規模、件数も膨大なものであり、また、被害額も被災自治体の財政規模に比較して非常に大きな額になるものと見込まれる状況にあり、公共土木施設の災害復旧に対する国庫支出金交付率の嵩上げ等既存制度の要件緩和・拡充はもちろんのこと、各種の災害復旧に係る新たな国庫支出金交付制度の創設や県全体で1,800万トンと見込まれる瓦礫等災害廃棄物、堆積土砂撤去等対策、被災住民に対する民間の賃貸住宅の活用を含めた応急仮設住宅の確保対策、建築制限、津波浸水区域に係る事業期間等延伸・延長、地形の変化・地盤沈下への対策、仙台湾沿岸仙台南部海岸における国直轄災害復旧事業の推進など、県民生活あるいは、地域経済活動を支え、今後の復興に向けての基盤となる公共施設等の一日も早い復旧への国の財政的支援を含めた総合的な措置を講ずるよう求めます。

[No. 5 宮城県議会・宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会合同による国等 に対する要請〕

東日本大震災に関する 要 請 書

平成23年6月27日

宮城県議会議長 畠 山 和 純

宮城県市議会議長会 会長・仙台市議会議長 野 田 譲 官城県町村議会議長会 会長・大和町議会議長 大須賀 啓

発災直後からの自衛隊による救助・救援や政府の現地対策本部設置による不眠不休の取り組みなどをはじめとした国の取り組みに対しまして感謝申し上げますとともに、全国の自治体、企業をはじめ、国民の皆様から温かい御支援をいただきながら、県民一丸となって、確固たる決意を胸に復興に向け、一歩ずつ確かな足取りで着実に進んでいる状況にあります。

しかしながら、県内の沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらした平成23年3月11日の東日本大震災の発生から3カ月が経過した今なお約1万8千人の被災者が避難生活を余儀なくされており、未だ被害の全容が明らかになってはおりませんが、その被害額も住宅やJR、国直轄等を除き県関連等の一部だけで、現時点で約3兆3733億円に達するなど、極めて甚大な被害規模となっております。

また、復興に際しては、単なる現状復旧ではなく、地域復興ビジョンのもとで、地域の実情に応じて、新たな街を創り上げていくことが必要であり、その実現に向けては、現状復旧を基本とする従来の災害復旧制度を超えた対応や想像を絶する財政負担に伴う復旧・復興対策に係る財源の確保、壊滅的な打撃を受けた地域産業の早期の復興対策の実施、被災住民等の生活再建に向けての雇用の確保など、多くの課題が山積している状況にあります。

復興の実現に向けては、国における復興に必要な財源の全額確保を含む本格的な復興に向けてのボリューム感のある第2次補正予算の早期の編成、成立や地域産業の復興の要となる財政政策や金融政策等の総合的な対策の実施、復興の障害となる各種規制等の改善、被災地域の実情に応じた自由度の高い柔軟な対応が可能となる新たな制度の創設地域の実態に合わせたスピード感のある政策の展開などが必要であります。

つきましては、国におかれましては、一刻も早い被災地域住民の安定を目指し、本格 的な復興を加速させていくため、府省庁の枠を超え、国の総力を結集し、次の要望事項 に早急に取り組まれますよう強く要望します。

【各府省庁共通

- 一刻も早い復興に向け、気力を振り絞り動き出している被災住民の期待に応えるため にも、復興に必要な財源の全額確保と復興が十分に可能となる規模での第2次補正予算 を速やかに編成し、早期成立を図り、時期を失しないよう国の総力を挙げて復興に取り 組むよう求めます。
- 2 地域ごとのニーズに応じて自由かつ機動的に復興対策事業を実施でき、また、現行諸制度の隙間を埋め、被災者・被災事業者の当面必要な再建を支援するなど、復興に向けての柔軟な対応を可能とする復興基金の創設を求めます。
- 3 被災自治体において、それぞれの実情に応じた迅速・柔軟な災害復旧・復興が可能となるよう新たな復興交付金の創設による災害復旧事業費及び災害復興事業費の全額国庫一括交付金化を求めます。
- 4 被災自治体の財政規模をはるかにしのぐ壊滅的な被害であり、国庫補助率の大幅な嵩上げ、対象経費の拡大、被災公共施設の耐震構造化、各省庁の枠を超えた国直轄事業の実施など、本格的な復旧・復興事業の迅速な実施に向けての新たな制度を含む特別法の創設を求めます。
- 5 被災地域の市街地の復旧・復興は、ゼロベースから市街地を再構築することが必要であり、原状復旧を基本とする既存の各種制度では困難であることから、既存の土地利用規制関係法を含め地域の実情に応じた迅速かつ機動的・柔軟な対応が可能となるよう新たな市街地復興に関する法制度の創設を求めます。
- 6 原子力発電所の安全指針の抜本的な見直しを行うなど、安全対策に万全を期するとと

- もに、再生可能エネルギーの活用を含め、エネルギー政策についての十分な議論を行い、しっかりとした戦略的なビジョンに基づいた対策が講じられますよう求めます。
- 7 被災者の住宅再建や農林水産業、製造業等商工業の事業再開に向けて大きな障壁となっている二重ローンについて、既往債務の返済猶予、減免措置、公的機関の買い取りなど、被災者の救済につながるしっかりとした対策を迅速に講じられますよう求めます。
- 8 今回の大震災及び東京電力福島第1原子力発電所の重大事故により、農業・畜産業・ 観光業等に大きな影響を与えており、被害のあった農家などへの補償や農水産品等の輸出促進などの風評被害対策を強化するとともに、風評被害の早期払拭に向けての国を挙げての具体的な事業の実施を求めます。
- 9 被災地域重視の視点や男女共同参画の視点を防災、災害対応、復興構想会議に取り入れるなど、被災地域の住民が復興に参加でき、被災地域の実情に応じた対策の実現が可能となる対応を求めます。

【内閣府

- 1 大震災からの復興の基本となる事項などを定めた東日本大震災復興基本法に掲げている基本理念の具現化とスピード感のある施策実施を求めるとともに、復興の大きな鍵となる現地の対策組織の早期の設置及び機能の充実、権限の強化を求めます。
- 2 被災地域では良好な治安基盤の根底を覆す事案が引き続き発生しており、また、瓦礫撤去や復旧・復興に係る資機材等の搬入等に伴う円滑な交通の確保と住民の安全・安心の確保が必要な状況であり、災害の復旧・復興過程における様々な変化に的確に対応できる警察官等人的基盤の強化を引き続き求めます。
- 3 住宅等の被害のみならず、すべての生活基盤が一瞬のうちに失われるなど、その生活再建に向けては、多くの課題が山積している状況であることから、既存の被災者生活再建支援制度や災害援護資金貸付制度の拡充、支援金の早期支給を始め、住宅被害を受けた被災者に対する新たな住宅再建支援制度の創設や半壊以下の被害を受けた住宅等の修繕に対する助成・救済措置など生活再建が可能となるきめ細やかな総合的な対策の実施を求めます。
- 4 今回の大震災は、県内全域に壊滅的な被害を及ぼし、その復旧・復興に係る財政負担 は膨大なものになることから、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成 に関する法律及び激基災害法の適用範囲の拡大、補助率の更なる嵩上げなど、被災自治 体の財政運営が可能となる規模の財政支援を求めます。

【総務名

- 1 東日本特別財政援助法の対象から外れた自治体の行政庁舎等の災害復旧に極めて多額の費用負担が必要であること、また、すべての庁用備品・公用車の流出等の被害を受けていることから、応急復旧及び本格復旧に係る新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 2 東日本特別財政援助法の対象から外れた各種のネットワーク機能の応急復旧及び本格復旧に係る新たな国庫支出金制度の創設とともに、通信が遮断され、災害救助の初期態勢に深刻な影響を及ぼしたことなどから、災害に強い情報通信システムの構築及び自治体への配布を求めます。
- 3 応急対策や復旧事業等に必要な歳出は一刻も早い執行が必要なものの、被災者などからの地方税その他の歳入の収納時期は遅れるものと見込まれることから、円滑に予算を執行するため、資金繰り支援として、普通交付税の増額と繰上交付を求めます。
- 4 国庫負担対象外となった事業への単独災害復旧事業債の発行など、地方債の発行に対する財政的支援措置を拡充するとともに、合併特例債適用期間の延長など、被災自治体の実情に応じた各般の財政支援を求めます。
- 5 被災を受けた地域について白紙の状態から復興まちづくり計画を検討するとしていることから、特例的に被災して減失した施設等に係る地方公共団体金融機構資金及び郵貯・簡保融資資金の繰上償還を免除するよう求めます。
- 6 地方債を充当して整備した施設等が被災した場合において災害復旧のために施設等の資産価値を超えて地方債を充当できるようにするとともに、災害復旧のために起こし

た資産価値を超えた特別の地方債の元利償還金に対する国庫支出金交付制度の創設を

求めます。

- 7 被災自治体の行政負担の軽減を図るため、小災害債の発行に関わる、申請期間、対象 事業、作成資料等のより一層の柔軟な運用並びに手続きの簡素化を求めます。
- 想像を絶する壊滅的な被害の復旧・復興であり、十数兆円規模のボリューム感のある 绁 榝 二

財源確保が必要であることから、社会保障制度を含め、被災地域の復興に係る法人税の

減税等バランスを考慮した税制の一体的な改革の推進を求めます。

- 復旧等は、機能の集約や廃止の選択等を含め様々な検討がなされているが、繰上償還等 壊滅的な被害を受けた財政融資資金や政府等金融機関等融資資金で整備した施設の の財政負担が課題となっていることから、繰上償還や元利償還金の免除など、既存制度 の大幅な見直し等新たな制度の整備を求めます。
- 復旧・復興に向けての迅速な対応が困難になることから、引き続き弾力的・柔軟な運用 3 現行の災害査定では、災害査定期間、対象額、手続き等において、各種の規定があり、 と手続きの簡素化が図られるよう求めます。

- 1 小中学校等の学校施設、社会教育施設の復旧に際しては、原状復旧が基本的に困難であり、国庫補助対象外となる復旧工事を含め極めて多額の費用負担となることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。
- ・公共交通機関が復旧するまでの間、スクールバス等代替交通機関の確保が必要になっていることから、それに要する経費に対する国庫支出金交付制度の創設を求めるともに、仮設校舎及び仮設住宅が遠隔地に設置されたことにより増嵩する通学費に対する国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 3 経済的に困窮する世帯の児童生徒等の増加が見込まれ、中・長期的な就学援助及び給食費援助の弾力的運用・拡充と、大学卒業まで無利子奨学金が受けられるよう募集人員制限を撤廃するとともに、一定の要件を満たす学生に対する返済義務のない給付型の奨学金制度の創設を求めます。
- 4 被災した児童等のメンタルヘルスケア対応として、スクールカウンセラーの緊急派遣事業が創設されましたが、被災した児童生徒の心のケアについては、中・長期的な対策が必要であり、緊急派遣に係る委託事業の来年度以降の継続を求めます。
- 5 自ら死の危機に直面し、あるいは近親者や同級生が亡くなるなど、児童生徒が極めて 大きな精神的苦痛を受けている学校教育の現場の一刻も早い正常な活動の再開に向け ては、児童生徒に対するきめの細かい教育的支援が必要であることから、教職員定数の 中・長期的な加配措置を求めます。
- 6 国の特別名勝「松島」の指定地域では多くの家屋が流失しており、家屋の再建など地

域の迅速な復興を図るために、特別名勝松島保存管理計画エリアにおける文化財保護法の弾力的な運用を求めます。

- 7 学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び外国人学校以外の各種学校施設も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 8 私立学校施設の再建に際しては、学校設置者の負担が極めて多額によることから、長期の償還期間、据置期間を設定した無利子の新たな融資制度の創設や再開が困難な私立学校に対する日本私立学校振興・共済事業団が行った融資の償還猶予あるいは、免除など、一層の柔軟な取り扱いを求めます。
- 9 私立学校が行う授業料減免等に対する補助制度については、実績に応じた補助金の交付を行うとともに、児童・生徒数が大きく変動することなどが考えられることから、私立学校運営費補助金制度の柔軟な対応と圧縮率を乗じることなく運営補助金を算定するよう求めます。
- 10 全壊した宮城県原子カセンターは、女川原子力発電所周辺地域の安全確保のため不可欠な施設であることから、その災害復旧費及び復旧までの間、監視測定をするための経費については、国において全額必要な予算を確保するよう求めます。

【厚生労働省

- 1 災害救助費が巨額に達し、地方負担によって被災自治体の財政が危機的な状況に陥ることが予測されることから、災害救助費を全額国庫支出金とする新たな制度の創設や現行の災害救助法上の制度に含まれていない、栄養管理、感染症予防、高齢者等介護、児童養護等を救助の種類に位置づけるよう求めます。
- 2 深刻な精神的ダメージを受けた県民が多く存在することから、被災者の心のケア対策 の強化や震災で親を亡くした子どもの支援強化を図るとともに、児童相談所の心理士や ソーシャルワーカー等の専門職の加配を行うよう求めます。
- 3 避難所や損壊している自宅での不自由な生活が長期化していることから、被災者の身体的・精神的な健康の維持及び確保について、医療体制の充実や要介護者支援、感染症予防のための生活環境や衛生対策に対する支援を求めます。
- 4 いわゆる自立仮設住宅の考え方に立った応急仮設住宅の建設と早期完成を進めるとともに、応急仮設住宅の入居、住宅の応急修理、その他災害救助法に基づく各種支援について、基準限度額の引き上げ、期間・所得制限の撤廃等を含む対象要件の緩和など、弾力的な運用と救済の拡大を求めます。
- 5 公的医療施設の災害復旧に際しては、被災自治体の負担が膨大となり、また、国庫補助制度の対象外となっている民間医療施設の災害復旧費も極めて多額に上ることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げと対象範囲の拡大等を行うとともに、仮設病院に対する国庫補助制度の創設、医療施設耐震化臨時特例基金の設置期限のさらなる延長と対象施設の追加及び必要な経費に対する交付金の積み増しを求めます。

- 5 医療従事者確保及び流出防止に係る経費について、被災地では今後医療機関の再開に向けて多くの医療従事者が必要であり、人材の確保及び流出防止には被災自治体の膨大な費用負担が必要となることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 7 高齢者社会福祉施設をはじめ社会福祉施設等の災害復旧に際しては、被災自治体の負担が膨大となり、また、国庫補助対象外の社会福祉施設等の災害復旧費も極めて多額によることから、全額国庫負担も含めた国庫支出金交付率のさらなる嵩上げや対象施設の拡大等を図るとともに、社会福祉施設等耐震化等特別対策事業に係る対象施設等の拡大や基金事業の実施期限の延長及び大幅な積み増しを求めます。
- 介護給付費の地方負担分の国費による補てんや調整交付金の増額、財政安定化基金の交付要件の緩和など、国による十分な財政支援措置を求めます。
- 9 訓練手当受給者が大幅に増えている状況にあり、被災自治体の負担が極めて過大になることから、必要な経費を国が全額負担するとともに、職業や生計の手段を失った被災者の雇用の促進を図るため、雇用保険制度や緊急雇用制度の要件の緩和及び復旧・復興事業等での雇用機会の創出等総合的な取り組みを行うよう求めます。
- 10 就職が決まらずに卒業する新規高卒者や就職活動が困難になる新規学卒者が多数に上ることが予想されることから、被災地域の新規高卒者を採用内定した事業主への奨励金の支給や被災した新規学卒者への就職活動支援金の支給など、就職促進に係る新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

11 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主に対し、事業再開に向けた雇用の維持・確保を図るため、雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)の国の全額負担を含む支給割合の拡充や上限日額の大幅な引き上げ等事業主の負担軽減に向けた対策を求めます。

【農林水麻鱼

- 1 農地・農業用施設の直轄災害復旧事業に際しては、被災自治体の負担が膨大になり、また、営農を再開できずにいる被災農家等の負担も極めて重いものとなり、現実的には賦課金徴収は不可能であることから、全額国庫支出金での事業執行を求めます。
- 2 国庫補助制度の対象外となっている漁業協同組合や農業協同組合等の事務所等の災害復旧に際しては、その負担は極めて多額により、組合等の運営自体に支障を及ぼし、その存続を左右することから、組合等の災害復旧・復興に向けた新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 3 農林水産試験研究施設や地方卸売市場等農林水産業施設の災害復旧に際しては、被災自治体の膨大な費用負担が必要となることから、農林水産試験研究施設等に対する新たな国庫支出金交付制度の創設や現行の国庫支出金交付率のさらなる嵩上げ及び対象範囲の拡大を求めます。
- 4 被災した農林水産業従事者の生活基盤の安定化と再開に向けた取り組みを助長するため、経済的補償対策を含む新たな支援制度の創設を行うとともに、農林水産業の復興に向けて、農業及び漁業の集約化の推進など、国の全面的な財政措置を含め、国家プロジェクトとして取り組むことを求めます。
- 5 東日本大震災農業生産対策交付金が創設され、農家が共同利用する農業用施設の改修 や補修、共同利用農業機械のリース方式等による新規導入等が可能となりましたが、現 行の補助率では事業実施主体の負担が過大となることから、県の特産であるいちご栽培

をはじめとする園芸農業施設の災害復旧に対する支援を含めさらなる交付率の嵩上げ、要件の緩和・拡充及び制度の継続を求めます。

- 6 土地改良区の被害も甚大であり、土地改良事業に係る土地改良区の負担軽減を図るとともに、多くの農家が被災している状況にあることから、農家負担金償還のための賦課徴収は事実上不可能であり、その支払いを免除することを求めます。
- 7 沿岸部被災農業従事者の生活再建に向け、創設された除塩事業に加え、技術的支援、地盤沈下対策及び相当期間作付けが不可能とされている被災農業従事者への支援を含めた財政的支援の拡充を図るとともに、津波堆積物の除去を国直轄事業で行うよう求め++
- 8 被災した農家の生活基盤の安定化を図り、営農を再開するため、国庫補助制度のない、農畜産物被害に対する新たな国庫支出金交付制度を創設するとともに、農業関連分野における雇用対策の強化を求めます。
- 9 東京電力福島第一原子力発電所事故により、国の通知に基づき実施している乳用牛・肥育牛への牧草の給与の自粛に関する損害賠償の支払いを早急に行うことを求めます。
- 10 津波災害に見舞われた地域への住宅再建は困難であり、津波被害が及ばない保安林等の国有地の宅地転用が必要であることから、保安林等解除を含めた宅地転用要件の規制等の緩和及び弾力的・柔軟な対応を求めます。
- 1 被災を受けた漁船・漁具等の個人の再導入費に対しては、国庫補助制度がなく、漁業

再建のためには多額の投資が必要となりますが、被災漁業者にとって多額の費用負担に耐えることは現実的には不可能であることから、漁船・漁具等の個人の再導入に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

- 12 養殖施設、種苗生産施設、水産加工施設を含む水産業関連施設の再導入に際しては、被災自治体の負担が膨大になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを行うとともに、国庫補助制度がない水産養殖生産物被害への経済的支援や養殖漁業の協業化・共同化への支援など、全面的な財政的支援を含む新たな国庫支出金交付制度の創設等総合的な対策を求めます。
- 13 水産業復興の鍵となる壊滅的な被害を受けた漁港施設等の災害復旧に際しては、被災自治体の負担が膨大になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを行うとともに、基大な被害を受けた水産関連企業の再生に向けた財政的支援を含む重点的な支援を行うことを求めます。

【経済産業省

- 1 未曾有の災害に見舞われた中小事業者の負担軽減を図り、事業再開への動きを加速化させるため、今回の災害に限定し制度化された「東日本大震災復興特別貸付」の貸し付け及び利子補給の条件の一層の緩和、償還期間、補給期間の長期化、延長を求めます。
- 2 製造業の復興は地域経済の復興及び雇用の確保に欠かすことができないものであり、また、被災者の生活を支える上で商業活動の再開を急ぐ必要があることから、自ら事業を再開できるよう工場再建や仮設店舗整備等に対する直接補助制度等新たな制度の創設を行うとともに、休業補償等の助成措置など、きめ細かい支援対策の実施を求めます。
- 3 被災地で再起を図る企業への相談・指導体制の強化に向け、経営指導員等職員の確保に向けて国による人件費の全額補助を行うとともに、被災地における商工会館の復旧建設は、被災地のまちづくり計画との整合を図るため次年度以降となることも予想されるので、継続して予算化されることを求めます。
- 4 被災地の復興あるいは、風評被害の払拭のため被災地域の商工会や商工会連合会が行う地場の観光資源、地元産品等を活用しての復興市・復興物産展(仮称)などの取り組みに対する財政的支援を求めます。
- 5 企業の事業再開を促進し、地域における雇用創出を支援するため、設備等の復旧に係る資金や、省エネルギー化対応設備の導入に係る資金への新たな助成制度の創設を行うとともに、貸付対象者が小規模企業者に限定されている小規模企業者等設備導入資金の貸付要件の拡大や県に対する助成割合のさらなる嵩上げ、貸付財源への追加助成を求めます。

- 6 被災地で直接災害の被害を受けた事業者だけではなく、間接的な被害を受けている中小企業も救済する観点から、経営セーフティ共済融資の融資限度額の引き上げやリース債権の減免など、新たな補助制度や金融・税制上の特別措置を講ずることを求めます。
- 7 今回の災害に限定した東日本大震災復興緊急保証の政府系金融機関並みの償還期間の 長期化、保険料の引き下げ、無保証料化等の措置を行うとともに、信用保証協会の経営 基盤の安定を図るため、利用期間の確保や補填率の100%への引き上げあるいは、取り崩し可能な新たな協会への基金造成などの総合的な支援を求めます。
- 8 制度融資に必要な原資預託や負担軽減のための利子補給、保証料の引き下げに伴う信用保証協会への県からの補助について、新たな財源を確保することが困難なことから、補助事業の継続実施に向けた財政支援を行うとともに、融資に係る支払期間の変更に伴い生ずる延長期間分の保証料の減免措置等を求めます。
- 9 地方公共団体が単独で整備した国際展示施設や地方公共団体及び地方公営企業に準じる第三セクターが単独で整備した輸入促進施設の災害復旧費に係る国庫補助制度がなく、災害復旧費に係る費用負担が極めて多額によることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 10 県民及び企業の重要な足となっている自動車が多数流出し、県民生活や企業活動に支障を来している状況にあることから、被災した自動車の買換えに対する税の優遇措置や購入経費等への財政的支援など、新たな支援制度の創設を求めます。
- 11 工業用水道施設の被害は壊滅的で、被災自治体の負担は極めて多額に上り、また、国庫補助制度対象外の設備の復旧も多額の費用が見込まれる状況であることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げと対象範囲の拡大等柔軟な対応を求めます。

- 12 東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故は、国全体に関わる極めて重大な問題であり、放射性物質の外部放出の阻止と早期解決に向けて、国の総力を結集し取り組むとともに事故原因等の検証・公表、県内市町村への放射線量測定機器の配布、環境放射線モニタリングと情報公開の強化など、県民の不安解消に向け、人的・財政支援を含む積極的な対策を国の責任において講ずるよう求めます。
- 13 原子力事故に伴う影響は東日本全域に拡大し、また、長期化が懸念され、子どもをはじめとする健康不安や世界的な風評被害、観光客の減少など多くの問題が発生していることから、健康診断の実施や校庭・プール等文教施設の除染、汚染された土などの汚染物の処理対策等に係る基準の明示を含めた対策を早期に国において示すとともに、風評被害に対する対策の積極的な実施や今後起こり得る被害等を長期的かつ広範に捉え、迅速かつ十分な規模での補償の実施など、総合的な対策の早期実施を求めます。

【国土交通省

- 1 道路・橋梁・港湾・空港・堤防・下水道等公共土木施設の被害は壊滅的で、被災自治体の負担は想像を遥かに超える額になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを含め早期の復旧に向けての一層の支援強化を行うとともに、暫定復旧措置が講じられている国管理河川の堤防について、これからの出水期に向け、管理者の枠を超え、ハード・ソフト両面での対策を早期に実施するよう求めます。
- 被災した建設業者の中には、所有又はリース契約により保有していた建設機械が、地震・津波によりき損又は流失し、当該建設機械に係る借入金返済やリース企業からの損害額の負担を求められるケースがあることから、これらの負担を軽減する措置を講ずるよう求めます。
- 3 人口・資産・社会基盤施設の集積地である低平地は、地盤沈下が著しく、浸水リスクが高まっている状況にあり、排水対策、高潮対策などの早急な復旧対策はもちろんのこと被災被害民有地の買収による国有地化、現在地での復興が困難で大規模な集団移転が必要な場合における支援等新たな事業制度の創設を含めた総合的な対策を求めます。
- 1 丘陵部の造成団地で発生している法面の崩落、地すべり等人工物への被害は、宅地所有者個人の貧力での対応は不可能であり、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の採択要件の大幅な緩和、国庫支出金交付率の嵩上げなど、全面的な財政支援を求めます。
- 5 防災のための集団移転促進事業についての地方負担が極めて過大なものであり、また、 既成市街地を対象とする被災市街地復興土地区画整理事業も、その被害が広域的であり、 地方負担も極めて過大となることから、浸水地区の買上げ等をはじめとし、国庫支出金 交付率の大幅な嵩上げや要件等の緩和・拡大などの特別措置を行うとともに、市街地開

発事業において、地方公共団体が土地を取得する場合の制度の拡大を求めます。

- 6 基大な被害を受けた公営住宅に係る整備について、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを行うとともに、補助対象外となっている既設公営住宅の宅地のみの復旧に対する交付対象の拡大を求めます。
- 7 下水道施設の機能停止に伴う緊急的な溢水対策などの応急復旧費用や、水質改善のための費用、市町の下水処理場の仮の処理施設の整備、管理的施設(駐車場等)の復旧など、災害復旧事業への財政的支援の強化と対象範囲の拡大を求めます。
- 8 災害復旧調査費に対しては、地すべり対策等に係る調査・設計費など限定調査以外については国庫補助制度がなく、各種の施設が被災し災害復旧調査費が極めて多額に上る

ことから、国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。

- 9 土地区画整理事業地の事業者が管理している宅地・都市排水施設等に対する災害復旧 や都市公園の植栽等に対する災害復旧については、国庫補助制度がなく、災害復旧に係 る財政負担が極めて多額となることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 10 地方公共団体及び地方公営企業に準ずる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設の災害復旧には国庫補助制度がなく、災害復旧に係る財政負担が極めて多大となることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 11 観光施設も基大な被害を受け、また、直接地震等の被害を受けなかった観光施設においても、その後発生した津波や原子力災害に伴う風評被害により観光客の大幅な減少に直面し、重大な影響を受けていることから、観光施設等の災害復旧や被災地の観光振興を図るための活動に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

- 12 東北地方唯一の特定重要港湾仙台塩釜港も今回の震災により甚大な被害を受けたものの、順次港湾の物流機能を回復しつつあり、また環境放射線量も問題ないレベルで推移していることから、風評被害対策を含め仙台塩釜港の利用拡大に向けた船舶の寄港を促進する取り組みを求めます。
- 13 被災地域の復興計画及び土地利用計画あるいは、防災機能を踏まえた」R線や国道・県道等の計画的な整備を行うとともに、想像を超える被害額となり存続の危機に直面しているすべての第三セクター鉄道事業者及び離島航路、バス等事業者を対象とする新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 14 津波被害の影響を受けることなく救助・救援や物流の確保等初動の対応に重要な役割を果たした沿岸部の高規格道路等について、堤防としての防災機能を付加し、防災道路としての位置づけを明確にし、また、三陸縦貫自動車道をはじめ、沿岸地域を連絡する道路等を広域的沿岸地域の復興の基幹道路として加速的に整備を促進し、沿岸防災ネットワーク機能を早期に構築するよう求めます。
- 15 宮城県と福島県を結ぶ地元住民の足である第三セクター鉄道事業者の阿武隈急行鉄道の災害復旧費用は、会社の運営に重くのしかかっている状況にあり、その費用の全額の国庫支出金化と緊急無利子融資制度の早急な創設を行うとともに、離島航路を被災者が利用する場合の運賃・料金の減免のための財政支援等新たな制度の創設を求めます。
- 16 長期間にわたり交通やライフラインが寸断された東北地方最大の離島である気仙沼大島の緊急時の救急救命活動等島民の安全と物資輸送などの輸送路の確保のためには、気仙沼大島架橋事業の整備が必要不可欠であることから、離島振興事業の国庫支出金交付率のさらなる嵩上げなどの支援策をはじめ架橋事業の加速的推進を求めます。

【璟 境 省】

1 がれきや被災自動車等の震災廃棄物、堆積土砂等の長期的な集積は、事故の危険や環境の悪化などの問題が生じることから、土地(海、河川、湖沼等を含む)の管理・所有形態にかかわらず、沿岸部・内陸部を通じて全額国費により、早期に撤去することを求めます。

2 がれき等の早期の処理に向けての国有地の提供や人的支援、撤去に伴う制度問題への対応、処理等への技術的な支援など、国の責任において総合的な対策の措置を求めます。

3 地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生に用いられる自然環境整備交付金については国定公園のみに限定されているが、県立公園や国立公園における取り組みについても補助の対象とすることを求めます。

(経済団体あて要望書)

県内の沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらした平成23年3月11日の東日本大震災の発生から3カ月が経過しましたが、今なお約1万8千人の被災者が避難生活を余儀なくされており、未だ被害の全容が明らかになってはおりませんが、その被害額も住宅やJR、国直轄等を除き県関連等の一部だけで、現時点で約3兆3733億円に達するなど、極めて甚大な被害規模となっております。

また、一刻も早い復興に向け、企業をはじめ多くの経済団体の皆様や国民の皆様から 温かい御支援をいただきながら、県民一丸となって、確固たる決意を胸に、一歩ずつ確 かな足取りで着実に進んでおりますが、沿岸部を中心に製造業をはじめ多くの商工業者 が事業基盤を失い、廃業、休止に伴う休業者や失業者が増大し、被災者の生活を支える 雇用問題が顕在化している状況にあり、また、大震災及び東京電力福島第1原子力発電 所の重大事故の風評被害により、観光産業等に大きな影響を与えている状況にあります。 復興に向けては、地域産業の復興なくしてはあり得ず、国の産業復興に係る支援はも ちろんのこと、復興を視点とした経済界全体の取り組みが必要不可欠なものと考えてお ります。

つきましては、一刻も早い被災地域の産業の復興と被災住民の生活の安定を目指し、 本格的な復興を加速させていくため、次の要望事項の取り組みをお願いいたしますとと もに、貴団体の引き続きの御支援と御協力を併せてお願い申し上げます。

(東日本旅客鉄道株式会社あて要望書)

- 1 製造業をはじめ多くの商工業者が事業基盤を失ったにもかかわらず、事業継続・再開に向け動き出している状況があり、そうした事業者への受注機会の確保や円滑な事業運営が可能となる取り組みなど、経済界が一丸となった御支援をお願いいたします。
- 2 大震災に伴う商工業者の廃業・休業によって、失業者対策等雇用問題が顕在化している状況であることから、雇用確保に向けた求人対策や企業の被災地域への進出等新たな雇用対策など、仕事を失った失業者や事業者が一日も早く、生活再建に向けて歩き出すことができる御支援をお願いいたします。
- 3 大震災及び東京電力福島第1原子力発電所の重大事故の風評被害により、農業や畜産業、観光産業等に大きな影響を与えている状況にあり、経済界としても、風評被害の払拭と誘客促進に向けてのキャンペーン等の展開など、地域産業の復興に向けての御支援をお願いいたします。
- 1 想像を絶する被害からの地域産業の復興に向け、金融支援措置の要件緩和等新たな制度の創設や二重ローン対策、物流基盤対策、小規模個人商店等再建支援対策など、各種の支援措置を国に対して要望しており、その実現に向けて、経済界からの一層の御尽力をお願いいたします。

県内の沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらした平成23年3月11日の東日本大震災の発生から3カ月が経過しましたが、今なお約1万8千人の被災者が避難生活を余策なくされており、未だ被害の全容が明らかになってはおりませんが、その被害額も住宅やJR、国直轄等を除き県関連等の一部だけで、現時点で約3兆3733億円に達するなど、極めて甚大な被害規模となっております。

一刻も早い復興に向け、壊滅的な被害を受けたにも関わらず、不眠不休で県民の交通インフラ確保のため取り組まれた貴社に対し心から感謝申し上げます。

復興に向けて、県民一丸となって、確固たる決意を胸に、一歩ずつ確かな足取りで着実に進んでおりますが、被災地域を中心に多くの交通ネットワークが遮断されたままとなっており、特に沿岸地域における鉄道は、地域住民にとって、必要不可欠な社会基盤であり、一日も早い復旧が望まれている状況にあります。

また、大震災及び東京電力福島第1原子力発電所の重大事故の風評被害により、観光 産業等に大きな影響を与えている状況にあります。 復旧に際しては、地形変化や地盤沈下への対策、防災機能の付加など多くの課題があるうかとは思いますが、鉄道の復旧なくしては、被災住民の安定的な生活再建や観光産業の復興はあり得ず、国に対して鉄道事業者への総合的な支援を強く求めてはいるものの、貴社としての被災地域鉄道網の一日も早い復旧に向けた取り組みが必要であると考えております。

つきましては、一刻も早い被災住民の生活の安定を目指し、本格的な復興を加速させていくため、次の要望事項の取り組みをお願いいたしますとともに、貴社の引き続きの御支援と御協力を併せてお願い申し上げます。

- 1 沿岸地域における鉄道は、地域住民にとって、必要不可欠な社会基盤であり、復興計画や被災地域の土地利用計画を踏まえた計画的な復旧をお願いいたします。
- 2 今回の大震災を教訓として、社会基盤を中心に防災ネットワーク機能の早期の構築が必要であり、国に対しても総合的な支援を要望しているところでありますが、鉄道においても、防災機能を付加した復旧整備が可能となるようお願いいたします。
- 3 大震災及び東京電力福島第1原子力発電所の重大事故の風評被害により、農業や畜産業、観光産業等に大きな影響を与えている状況にあり、貴社としても、風評被害の払拭と誘客促進に向けてのキャンペーン等の展開など、地域産業の復興に向けての御支援を

お願いいたします。

[No. 7 県内経済団体等に対する県・市・町村議会要請] (県内各経済団体あて要請書)

平成23年8月2日

東日本大震災に関する要 書

宮城県議会議長 畠 山 和

鶭

宮城県市議会議長会 会長・仙台市議会議長 野 田

羻

宮城県町村議会議長会 会長・大和町議会議長 大 須 賀 啓

3月11日の東日本大震災の発生以来、救助、救援あるいは復旧に向け、多くの経済 団体の皆様に御支援と御尽力をいただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。 大震災から4カ月が経過し、未だ大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の重大事故による甚大な被害と深刻な影響が続いており、地域の復興までの道のりは遠く、県をはじめ被災自治体では、被災地の復旧・復興はもちろんのこと、発展へと導くための地域復興計画の策定が急ピッチで進められている状況にあります。

地域産業の復興に向けては、県議会と県内市町村の議会が連携して、国に対して復興 に向けた財政政策や金融政策をはじめとする総合的な対策の実施を求めているところ であります。 ゼロベースからの事業再建や雇用の維持確保など多くの課題があろうかと思いますが、今後とも貴団体と力を合わせて、早期復興に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、次の事項についての経済団体としての取り組みをお願いいたしますとともに、引き続きの御支援と御協力を併せてお願い申し上げます。

平成23年8月2日

1 製造業をはじめ多くの商工業者が事業基盤を失いながらも、事業継続・再開に向け動き出している状況があり、そうした事業者への地域内での積極的な受注機会の確保や円滑な事業運営が可能となる取り組みなど、御支援をお願いいたします。

2 大震災に伴う商工業者の廃業・休業によって、失業者対策等雇用問題が顕在化している状況であることから、雇用確保に向けた求人対策や雇用対策など、仕事を失った失業者や事業者が一日も早く、生活再建に向けて歩き出すことができる御支援をお願いいたします。

3 大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の重大事故が、農畜産業をはじめ各産業等に深刻な影響を与えている状況にあり、風評被害の払拭と消費拡大に向け、被災地の産品や製品の業務への利活用など官民一体となった取り組みが必要であることから、引き続きの御支援と御協力をお願いいたします。

4 想像を絶する被害からの地域産業の復興に向け、金融支援措置の要件緩和等新たな制度の創設や二重ローン対策、物流基盤対策、小規模個人商店等再建支援対策、経営指導員等職員人件費の全額補助、商工会館の復旧建設など、各種の支援措置を国に対して要望しており、その実現に向けて、貴団体からも国への一層の働きかけをお願いいたします。

東日本旅客鉄道株式会社 取締役仙台支社長 殿 東日本大震災に関する要 書

宮城県議会議長 畠 山 和 純

宮城県市議会議長会 会長・仙台市議会議長 野 田

摋

宮城県町村議会議長会 会長・大和町議会議長 大 須 賀 啓

3月11日の東日本大震災の発生以来、貴社におかれましては、県民の交通インフラ確保を目指し、新幹線や在来線の鉄道網の早期復旧に不眠不休で取り組んでいただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

大震災発生から4カ月が経過し、復興に向けて少しずつ動き出しておりますが、沿岸地域の生活や事業活動に必要不可欠な社会基盤である石巻線の全線や気仙沼線、仙石線常磐線の一部区間が、未だ不通の状態であり、一日も早い復旧が望まれている状況にあります。

復興に重要な役割を果たす JR 線の早期復旧に向けては、県議会のみならず市町村議会と連携し、国に対して鉄道事業者への総合的な支援、協力を強く求めているところであります。

鉄道路線の復旧に際しては、地形変化や地盤沈下への対策、復興計画を踏まえた路線の敷設、高盛土構造による防災機能の付加など多くの課題があろうかとは思いますが、今後とも貴社と力を合わせて、鉄道路線の早期復旧に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、次の事項への取り組みをお願いいたしますとともに、貴社の引き続きの御支援と御協力を併せてお願い申し上げます。

1 沿岸地域を通る石巻線、気仙沼線、仙石線、常磐線は、日常生活はもとより地域産業の復興にとっても必要不可欠な社会基盤であり、被災市町の復興計画や被災地域の土地利用計画を踏まえた一日も早い全線復旧をお願いいたします。

2 今回の大震災を教訓として、社会基盤を中心に防災ネットワーク機能の早期の構築が必要であり、国に対しても総合的な支援を要望しているところでありますが、鉄道においても、災害時の物流の重要な社会基盤であることから、沿岸部における内陸部への迂回や防災機能を付加した復旧整備をお願いいたします。

3 大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の重大事故が、農畜産業や観光産業等へ深刻な影響を与えている状況にあり、風評被害の払拭に向けて官民一体となった取り組みが必要であることから、引き続きの御支援と御協力をお願いいたします。

(災害廃棄物受け入れ実績のない都道府県あて)

東日本大震災にあたり、発災直後から力強く温かい御支援を賜りましたこと、ここに県民を代表し心より感謝と御礼を申し上げます。

貴県の御協力のもと、これから先、復旧・復興に長い時間を要することになりますが、国による第三次補正予算も措置され、本格的な復旧・復興に向けて一歩を踏み出すことができることとなり、県民も大きな期待を抱いているところであります。

しかしながら、1,800万トンにも及ぶ膨大な量の災害廃棄物の早期の処理が大きな課題となっており、また、福島第一原子力発電所における事故による放射性物質の汚染問題が拡大するにつれ、県外の自治体の処理施設での処理受入が困難な状況となっております。

卌

删

瞅

10

fo

処分受入に関

東日本大震災に伴う災害廃棄物の

本県でも災害廃棄物のモニタリング調査実施による安全性の確保や放射線量の低減に向けた分別の徹底などに努めることとしているほか一般廃棄物埋立処分場の処理可能量の見直し調整や災害廃棄物の再利用による減量化など、県内施設の処理能力増嵩のための努力を続けているところですが、膨大な量の災害廃棄物であるため県内の処理施設のみでは限界があり、どうしても県外の自治体に御協力をお願いせざるを得ない状況にあります。

つきましては、被災地の災害廃棄物処理の現状を御理解いただき、 災害廃棄物の処分等に対する貴県執行部等への働きかけ、災害廃棄物 の広域処理に係る国の主体的な取り組みについての働きかけなどにつ いて貴議会の御協力・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年1月 日

宜城 県 議 会議長 中村 均

(災害廃棄物受け入れ実績のある都道府県あて)

東日本大震災にあたり、発災直後から力強く温かい御支援を賜りましたこと、ここに県民を代表し心より感謝と御礼を申し上げます。また、貴県におかれましては、これまで他の自治体に先駆けて、いち早く本県の災害廃棄物を受け入れ、処分に御協力いただいているところでもあり、重ねて感謝申し上げます。

貴県の御協力のもと、これから先復旧・復興に長い時間を要することになりますが、国による第三次補正予算も措置され、本格的な復旧・復興に向けて一歩を踏み出すことができることとなり、県民も大きな期待を抱いているところであります。

しかしながら、1,800 万トンにも及ぶ膨大な量の災害廃棄物の早期の処理が大きな課題となっており、また、福島第一原子力発電所における事故による放射性物質の汚染問題が拡大するにつれ、県外の自治体の処理施設での処理受入が困難な状況となっております。

本県でも災害廃棄物のモニタリング調査実施による安全性の確保や放射線量の低減に向けた分別の徹底などに努めることとしているほか一般廃棄物埋立処分場の処理可能量の見直し調整や災害廃棄物の再利用による減量化など、県内施設の処理能力増嵩のための努力を続けているところですが、膨大な量の災害廃棄物であるため県内の処理施設のみでは限界があり、どうしても県外の自治体に御協力をお願いせざるを得ない状況にあります。

つきましては、被災地の災害廃棄物処理の現状を御理解いただき、 引き続き災害廃棄物の処分等に対する貴県執行部等への働きかけ、災 害廃棄物の広域処理に係る国の主体的な取り組みについての働きかけ などについて貴議会の御協力・御支援を賜りますようお願い申し上げ ます。

[No.9 東日本大震災復興交付金に関する緊急要請]

平成24年3月7日

復興大臣

平野達男殿

東日本大震災復興交付金に 関する緊急要望書

女 品 Ή 苯 機 在 # 辰 屖 瓣 獙 令 会 灩 獙 账 忙 城 10 4 मि

「復興交付金制度」は、地方公共団体が自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金として創設されたところであり、約1兆8,500億円が予算措置されております。

東日本大震災により甚大な被害を受けた自治体では、地域特性や住民の意向に十分に配慮しながら、各自治体の復興計画を具現化するための立案を急ぎ、1月末に第一回目の交付申請を行ったところであり、申請に対して3月2日には交付可能額が通知されております。

第1回の交付可能額通知では、内陸部の一部の市町村への配分が見送られるなど、要望額を大幅に下回る配分額であったことから、本県の一日も早い復興に向けて、今回配分が見送られた事業への早期の配分や、申請に当たり、より使い勝手のよい交付金となるよう、制度運用の改善などについて、別添のとおり要望いたします。

1 第一回交付可能額通知で見送られた事業への早期の交付

3月2日に通知された第一回交付可能額は、本県内陸部の3市町への配分が見送られるなど、要望額の6割に満たず、復興の遅れが懸念されます。このため、今回見送られた事業への交付を急ぐとともに、採択に必要な手続や基準を柔軟化・弾力化し、早期の事業着手が可能となるよう求めます。

2 交付金制度の創設目的に則した運用の徹底

第一回の交付金事業計画申請において、被災自治体が復興のために必要不可欠と考える事業について厳しい絞り込みが行われるなどの運用がなされております。

被災自治体自らの復興プランの下に進める地域づくりの支援という復興 交付金制度の趣旨に則して、事業選択は一定基準のもと各被災自治体の判 断に委ねるよう求めます。

3 被災自治体の立場に立った支援と事務量の軽減

第一回の交付金事業計画申請において、従来の国庫補助事業を上回るほどの資料提出を求められたり、また、指導や照会が復興庁だけでなく関係省庁との間でも行われるなど、事務負担の増大を招いたりしたケースが生じております。

被災自治体が復旧・復興に係る膨大な事務量を抱え極めて繁忙な状況にあることを考慮し、被災自治体の立場に立った、指示系統を一本化した上での助言や支援が行われるよう求めるとともに、事務手続の簡素化により被災自治体の事務量が軽減されることを求めます。

計画対象地域の広範な設定

復興交付金事業計画の対象地域については、復興庁から限定的な区域設定を求められており、被災自治体が復興交付金を活用して、一定の面的な広がりの中で事業を有機的に連携させた復興を図ることが困難となることが懸念されます。

このため、計画対象区域の設定については、今般の震災の被害が津波に限らず広範に広がっている実態を踏まえ、被災自治体の全域を区域とすることも含め広範に対象とすることを認めるよう求めます。

効果促進事業の有効活用に向けた運用の改善

被災自治体のニーズに対応した自由度の高い事業である効果促進事業に ついて、基幹事業の補助対象外事業への適用は認められないなど厳しい運用条件が示されており、活用が進まないことが懸念されます。 今回の災害の規模や多岐にわたる被害の態様を考慮し、現行制度の枠内で一律に対応するのではなく、被災自治体による自主的・主体的な活用という制度の趣旨に則り、自治体の判断により、地域の復興に必要な事業への充当を可能にすることを求めます。

交付方法の見直し

実施主体が市町村で、交付主体が県である間接補助事業については、市町村と県の事務負担を軽減し、速やかな事業実施を可能とするため、実施主体である市町村へ直接交付するとともに、予算については、復興庁から各省庁への付け替えを廃止し、復興庁がワンストップで申請の受付から交付決定までを行うよう制度の改善を求めます。

[No.10 宮城県議会・宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会との合同要請]

平成24年4月18日

震災復興対策に関する

班

宫城県議会議長 中村 功

宫城県市議会議長会会長,仙台市議会議長 佐藤正昭

宫城県町村議会議長会会長,大和町議会議長 大須賀 啓

震災復興対策に関する要請書

震災後1年余りを経過しましたが、この間の本県県民及び地方公共団体に対する国の取り組みに対しまして改めて厚く感謝申し上げます。全国の自治体、企業をはじめ、国民の皆様からの温かい御支援をいただきながら、復興に向けた確固たる決意を胸に、着実に取り組みを進めているところであります。

しかし、本県においては今なお多くの被災者が応急仮設住宅などでの生活を余儀なくされているとともに、被災地には災害廃棄物の山がうず高く積まれ、被災者の生活再建に重大な影響を与えています。

さらに、本県は、福島県に隣接し、東京電力福島第一原子力発電所から最も近い地域は同原発から福島市までとほぼ同距離にあります。放射性物質の拡散は住民生活や産業、観光など多様な分野に大きな影響を及ぼし、住民は生活環境や健康、生業や雇用の維持などあらゆる分野において、将来への不安を抱えながら生活しており、地域の将来像はもとより自らの今後の生活が描けないまま立ちすくんでおります。

また、自治体は限られた人員と予算で、これまで経験したことのない多様な復興業務に取り組んでいます。

このため、県民が安心して生活し、将来への希望を胸に復興に向けて主体的に 取り組むとともに、自治体が1日も早い復興計画の実現に向けて業務を円滑に進 めることができるよう、以下の事項について要望いたします。

1 復旧・復興に向けた地域の実情に応じた対応

2月に復興庁が発足し、本県には復興局及び支所2か所が設置され、復興に 関する施策の企画、調整及び実施や自治体への一元的な窓口と支援を実施して いただいているところですが、東日本大震災復興交付金の申請手続においては、 指導や照会が復興庁以外の省庁との間でも行われるなど必ずしもワンストッ プの対応とならなかったケースも生じております。限られた人員での対応を余 儀なくされている自治体の実情を考慮し、自治体に対するワンストップの対応

また、交付金の第二回申請に対する配分に当たっては、地域の実情に配慮し、 県及び市町復興計画の1日も早い実現に向けた取り組みを力強く後押しする 十分な額の配分と速やかな交付を求めます。

2 放射性物質の拡散に係る対応

(1) 住民の生活環境の改善に向けた中長期的な対策

放射性物質の拡散に県境はないにもかかわらず、福島県と宮城県では放射性物質の拡散に係る国の対応に大きな格差があることから、対策を県単位で一律に区切ることなく、放射性物質拡散の実態に鑑み、宮城県内においても県民が将来にわたって地域で安心して生活していくための中長期的な視点に立った抜本的な対策を講ずるよう求めます。また、自治体が行う除染や住民健康調査、放射線量の測定などの経費については、既に対応したものも含め、福島県と同様の財政措置を講ずるよう求めます。

(2) 県内産品、観光業等に係る風評被害対策の強化

福島第一原発事故以降、本県の農林水産物や加工食品、工業製品、観光業等に関して、国内外における風評による広範な被害が生じております。関係者は、食品に含まれる放射性セシウムの基準の厳格化に対応し、水産物の一部について出荷自粛を行うなど食の安全・安心の確保に向けた対策に取り組んでおりますが、安全性が確認された後でも風評被害は避けられないものと思われることから、国民に対する広報の強化や販売促進に係る支援策などの風評被害対策を強化するよう求めます。

加えて、県内産品や観光業において風評によって発生した損害について、原子力損害の賠償の対象として、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に早急に明示することを求めます。

3 災害廃棄物の処理の一層の推進

災害廃棄物の処理について、国においては道府県及び政令指定都市に対する 協力要請や受け入れる自治体への財政支援などの対策を講ずることとし、受け 入れに向けた検討を始める自治体は増加しつつありますが、処理に伴う放射性 物質の拡散への住民の懸念などから、一部の自治体では受け入れが進まない状 況にあります。受け入れ地域の住民をはじめとする国民の不安の払拭のため、 適切な情報提供や施設周辺住民に対する説明など、引き続き受け入れ推進に向 けた積極的な取組を求めます。また、建設資材や原料等への再生利用が可能な ものについて、国の事業における活用や産業界への活用の要請、新たな活用方 法の提示など、再生利用に向けた積極的な取組を求めます。

[No.11 宮城県議会・宮城県商工会議所連合会・宮城県商工会連合会による合同要請]

平成24年8月28日

震災復興対策に関する要 請 書

宫城県議会議長 中村

K

宫城県商工会議所連合会長 鎌田 宏

宫城県商工会連合会長 天 野 忠 正

震災復興対策に関する要請書

震災後1年5か月余りを経過しましたが、この間の本県県民及び地方公共団体、中小企業者に対する国の取り組みに対しまして改めて厚く感謝申し上げます。全国の自治体、企業をはじめ、国民の皆様からの暖かい御支援をいただきながら、復興に向けた確固たる決意を胸に、着実に取り組みを進めているところであります。

しかし、沿岸被災地域においては、いまだ自力で工場・店舗等を再建できない事業者がいるなど、被災者の生活再建には生業の復旧が急務ではありますが、依然として先行きの見通しが立たない状況が続いています。

このため、県民が安心して生活し、将来への希望を胸に復興に向けて主体的に取り組むとともに、被災した中小企業の1日も早い復興の実現を実感できるよう、以下の事項について要望いたします。

1 中小企業等グループ施設等復旧整備事業の継続

被災中小企業の事業再開を直接支援する制度として、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が創設され、平成23年度に本県では、65グループ約1,200事業者が約1,200億円の補助金の交付決定を受け、事業再開に向け全力で取り組んでいます。しかしながら、平成24年度第5次募集では、147グループ約2,400事業者が約1,400億円の補助金を要望しているものの、平成24年度の予算規模では到底対応できない状況にあります。

また、甚大な被害を受けた沿岸部では、建築制限や地盤改良等の土地利用上の課題 等があり、復旧事業そのものに着手できるまで相当の時間を要している企業も数多く あります。 つきましては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が、中小企業等の早期 事業再開を支援し地域経済の復興に寄与するという本来の目的にかなうよう、予備費 を活用する等十分な予算措置を講ずることを求めます。 また、事業再開の取り組みが遅れている沿岸地域の被災事業者の早期事業再開を支援するため、今後も継続的に事業を行うことを求めます。

事業復興型雇用創出事業の改善

震災により離職を余儀なくされた者等を雇用する民間事業主等に対し助成金を支給する事業復興型雇用創出事業は、被災求職者にとっても、採用企業にとっても大変有効な制度ですが、平成23年11月20日以前に雇用した労働者は対象外とされていることから、震災直後の厳しい状況の中、いち早く事業を再開し、被災住民等を雇用してきた企業には強い不公平感があり、同制度を遡って適用して欲しいという悲痛な声が寄せられています。

つきましては、この事業が本来の目的に沿うよう、震災後、平成23年11月20日までに事業所が雇用した労働者も対象とすることを求めます。

また、被災地の基盤整備の遅れにより、今年度中の再建が厳しい企業も多く見込まれることから事業期間を延長することを求めます。

さらに、労働者を解雇した事業所だけでなく、休業している事業所において、休業手当を支払えず震災による特例措置によって雇用保険の特例受給が可能となった事業所にもこの制度の適用を認めることを求めます。

3 二重債務問題対策に係る被災者への支援

(1) 支援の促進

被災者の二重債務問題につきましては、産業復興機構、再生支援機構及び私的整理ガイドラインにより対策が講じられています。 しかしながら、これらに対する相談は寄せられているものの、実際に債権の買い取

しかしながら、これらに対する相談は寄せられているものの、実際に債権の買い取り等が決定した件数が非常に少ないのが現状です。

その原因としては、仮設店舗の活用や仮設住宅への入居等、企業・住宅等の再建が進んでいないことが挙げられるものの、制度の周知不足や金融機関の審査が厳格であることも考えられます。

従いまして、政府においては、被災者に対する二重債務問題対策についての周知を徹底するとともに、産業復興機構、再生支援機構の支援決定までの円滑化を図り、また、金融機関に対する債権放棄をさせるための対策を充実させる等の支援を速やかに実施するよう求めます。

(2) 支援の継続

被災企業の二重債務問題に対応するため、平成23年12月に宮城産業復興機構が設立され、相談業務や債権の買取り等が行われておりますが、産業復興機構の安定的な運

営を図るためにも、現在事務経費の一部に対して行われている補助を来年度以降も継続して実施するよう求めます。

また、宮城県産業復興相談センターにおいて、産業復興機構への買取要請等の支援が行われた案件について利子補給制度が設けられていますが、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援を行う場合においては利子補給の対象となっておりません。再生支援機構の支援対象には、小規模事業者や産業復興機構による支援が困難な事業者も含まれており、経済的負担を軽減する手厚い支援が必要であることから、同様に利子補給の対象とするよう求めます。

さらに、利用者の利便性を損なうことのないよう、再生支援機構と産業復興機構及 び産業復興相談センターとの連携強化について十分配慮されるよう求めます。

[No.12 中小企業等グループ施設等復旧整備事業に関する要請]

平成24年10月30日

復興大臣

平野達男殿

中小企業等グループ施設等復旧整備事業に関する要

宫城県議会議長 中村 功

中小企業等グループ施設等復旧整備事業に関する要請書

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から、1年7カ月余りが経過しました。 国におかれましては、発災直後から、急を要する被災自治体の要望に対して、震 災復興特別交付税や復興交付金の更なる上積み、国庫補助率の嵩上げや補助対象 の拡大、特区制度やグループ補助金の創設などを具現化して頂きました。本県県 民及び地方公共団体に対する国の取り組みに対しまして改めて厚く感謝申し上げ 今、宮城県では、国、全国の自治体、企業をはじめ、国民の皆様からの温かい、御支援をいただきながら、復興に向けた確固たる決意を胸に、着実に取り組みを進めているところであります。

しかし、沿岸被災地域においては、今なお多くの被災者が応急仮設住宅などでの生活を余儀なくされているとともに、いまだ自力で工場・店舗等を再建できない事業者がいるなど、被災者の生活再建には生業の復旧が急務ではありますが、依然として先行きの見通しが立たない状況が続いています。

さらには、復旧・復興需要の高まりに伴う資材不足や人件費等の高騰による入札不調などの理由から復旧・復興工事に遅れが発生する懸念が生じているところです。

このため、県民が安心して生活し、将来への希望を胸に復興に向けて主体的に 取り組むとともに、自治体が1日も早い復興計画の実現に向けて業務を円滑に進めることができるよう、以下の事項について要望いたします。

中小企業等グループ施設等復旧整備事業の継続等

被災中小企業の事業再開を直接支援する制度として、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が創設され、これまでに本県では、89 グループ 1,694 事業者が約 1,471 億円の補助金の交付決定を受け、事業再開に向け全力で取り組んでいます。

しかしながら、平成24年度第5次募集では、147グループ2,355事業者が約1,441億円の補助金を要望しているものの、平成24年度の予算規模では到底対応できず、今般、801億円分を予備費として使用することが閣議決定されたところですが、平成24年度中の交付を要望する宮城県のすべての事業者に配分で

きるよう、補正予算を編成する等十分な予算措置を講じることを求めます。 また、基大な被害を受けた沿岸部では、建築制限や地盤改良等の土地利用上

また、基大な被害を受けた沿岸部では、建築制限や地盤改良等の土地利用」の課題等により、事業申請が遅延している事業者も数多くあることなどから、今後も相当数の事業申請が見込まれます。 つきましては、事業再開の取り組みが遅れている沿岸地域の被災事業者のE

つきましては、事業再開の取り組みが遅れている沿岸地域の被災事業者の早期事業再開を支援するため、今後も継続的に必要な財政措置を行うことを求めます。

2 繰越手続等の弾力的運用

中小企業等グルーブ施設等復旧整備事業については、施設復旧場所の地盤沈下によるかさ上げ工事やその他の復旧工事の遅れなどから、平成 24 年度中の事業完了が困難な事業者が多く、相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

つきましては、やむを得ず明許繰越年度内に完了しない事業について、平成25年度への事故繰越を認めていただくとともに、1回限りとされている事故繰越の複数回の承認などについて、特別の措置を講じられるよう求めます。さらには、事務手続きについても大幅な簡素化を図るよう求めます。

また、事故繰越が困難な場合には、事業が来年度以降も継続的に実施できるような対策講じるよう求めます。

平成25年1月24日

震災復興対策に関する

於

苯

4

屖

分攤

城県議

ĺШ

宫城県市議会議長会会長,仏台市議会議長 佐藤正昭

宫城県町村議会議長会会長·大和町議会議長 大 須 賀 啓

震災復興対策に関する要望書

わが県の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災 の発災から, 早くも2度目の正月を迎えました。 この間,国による復興交付金制度の創設や中小企業等グループ施設等復旧整備事業など,被災地の復興に資する様々な施策の実施により,徐々にではありますが,復旧・復興が進展しています。

しかしながら、膨大な復旧・復興事業の実施により、官民ともに 技術者を中心とする人員不足の発生や資材不足及び高騰による入札 不調の多発などの問題のほか、復旧・復興が進展するにつれ、日々 新たな課題が生じている状況です。加えて東京電力福島第一原子力 発電所の事故による農林水産物や観光に対する風評被害をはじめと する様々な問題も発生しています。 こうした中, 県及び被災市町においては, 平成25年を復興2年目として, 各種復興事業を本格実施することとしていますが, 早期の復興を成し遂げるためには, 更なる財政支援に加え, 税制上の特例や各種の規制緩和, 一層の人的支援など, 長期にわたる国の特例的なご支援が必要となります。

つきましては、国においては、東日本大震災からの復旧・復興を引き続き最優先課題としていただき、現在の財政支援を可能な限り拡充することとし、できる限り早期に十分な予算措置を講じていただくとともに各種制度などについて、実態に合わせて必要な整備や改善、拡充を図られますよう、別添のとおり要望いたします。

哪

弄

瞅

Ш

1 平成24年度第一次補正予算で対応される公共事業における被災県に対す る特別な措置

[各省庁]

老朽化した社会基 先に閣議決定された平成24年度第一次補正予算では, 盤の整備に対する公共事業が幅広く計上されています これら、社会基盤の老朽化対策は被災地方公共団体にとっても、喫緊に必 要な事業ですが、被災地方公共団体においては、現在、復旧・復興事業を鋭 意実施しており,事業執行に必要な人的資源や地方負担分の財源が大きく不 足していることから、これら公共事業については、極力、国直轄事業または 地方からの受託事業として執行していただくとともに、事業費に対する地方 負担が生じないようにすることを求めます 国による執行が困難な場合には、地方負担の全額について財源措置 被災地方公共団体において基金化等により複数年で事業 **执行が可能となるような特別の措置を求めます。** を講ずるとともに、

平成25年度以降における財政支援の継続等

「東日本大震災からの復興の基本方針」 及び宮城県や多くの市町の復興計 復興期間を10年間としているところであり,復旧・ 興の達成には,長期にわたる国の特例的な支援が必須となっています。 画では, いずれも,

先の第5回復興推進会議や本県の村井知事との会談の席上で も、現在の復興予算フレーム「5年間で19兆円」の規模を拡大する方向で の見直しを行う旨の発言があったと聞いておりますが、現在の復興予算フレ 一ムの増額を行っていただき,現行の財政支援を可能な限り拡充の上,平成 25年度以降においても継続して実施することとし、そのための十分な予算 惜置を確実に講じるよう求めます。また、被災地方公共団体の資金繰りを円 安倍総理は,

引手 滑にするため、被災地方公共団体への国庫支出金の交付に当たっては、 続き年度のなるべく早い時期に概算交付するよう求めます

被災地では、復旧・復興需要の大幅な増加に伴い、資材費や人件 国庫補助事業等に係る適正な積算基準の設定を 図るとともに,増額した経費に対する地方負担の軽減措置を講じるよう求め 費の高騰により,被災自治体が発注する工事が入札不調に追い込まれるケー スが多発していることから,

東日本大震災復興交付金の予算確保及び運用等

東日本大震災復興交付金については,被災地方公共団体の復興状況を勘案 し、平成25年度においても必要な予算を確保するよう求めます

脅進めることができるよう対象事業の要件の緩和とともに,必要に応じ対象 さらに,基幹事業については,被災地の実情に即して復興地域づくりを一 事業の追加を求めます。

内について、被災地方公共団体の判断により地域の復興のために必要な事業 加えて,効果促進事業については,制度趣旨に即して被災地方公共団体が 自主的・主体的に活用できるよう,想定される基幹事業全体の35%の範囲 に充当できることを求めます。また、交付金事業計画の申請手続について 一層の事務負担の軽減措置を講じるよう求めます

復興基金に対する財政支援措置の拡充等

復興基金に対する 各種制度を補完し被災地の実情に応じた柔軟な事業展開を行うため,本県 特別交付税措置として本県へ660億円が交付されたところです 平成23年度, では「東日本大震災復興基金」を設置し,

これにより、既存制度の隙間を埋める形で被災者や被災事業者等をきめ細 かく支援しているところですが,現在の基金規模では,被災地方公共団体が

行う住宅再建支援等の膨大な財政需要に十分に対応できないことから, これまでも基金に対する追加の財政措置を求めてきたところ, 先に閣議決定された平成24年度第一次補正予算に計上していただきました。

今後も復興まちづくりの進展に伴い様々な財政需要が生じることが想定されることから、被災地方公共団体の基金事業の需要に応じて、大幅な追加の財政措置を行うよう求めます。

は宅再建の支援拡充

【総務省,財務省,厚生労働省】

防災集団移転促進事業等の移転対象地区外の浸水区域において,現位置での再建や浸水区域外への移転再建する被災者への支援については,各市町村で独自支援を検討しているところですが,復興まちづくりの取組を加速させるため及び財政状況により地域格差が生じないよう,1月15日に閣議決定された平成24年度第1次補正予算を早急に成立させ,震災復興特別交付税による財源措置を確実かつ早期に講じるよう求めます。

また,津波被害や地滑り等による宅地被害で生活基盤の全てを喪失する等, 基大な被害を受けた被災者に対し,被災者生活再建支援金の拡充を含め,生 舌再建支援施策の一層の充実を図るよう求めます。 さらに,消費稅率の引き上げにあたっては,被災地における住宅再建に対して配慮を講じるよう求めます。

6 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の創設

【復興庁,経済産業省】

国の平成25年度予算概算要求において,東日本大震災で甚大な被害を受けた津波浸水地域と福島第一原発の事故に係る警戒区域等を対象とした,「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が事項要求されてい

復興を果たすためには企業立地と雇用創出が不可欠であることから,十分

な予算措置の下, 創設されるよう求めます。また, 津波被害の甚大な地域では, 土地のかさ上げや区画整理等に相当の時間を要することから, 復興が遅れる地域への立地に対しても確実に交付されるよう, 本補助制度の期間を一定の期間継続されるよう求めます。

また、補助対象業種に関して、被災地域の産業活性化や雇用創出に資するものについては、被災地域の意見を踏まえて柔軟に認めていただくよう求めまま

なお、事業の実施に当たっては、補助金の交付先について、津波被害の程度や雇用喪失の状況など明確な基準を踏まえて判断し、特定の地域に偏って配分することがないよう求めます。

産業再生女績の強化

【復興庁,経済産業省】

復興特区制度における利子補給金制度については,要件が厳しく(例:「中枢性」として「対象業種の売上高又は従業者数の占有率が概ね 1/6 以上」が必要なケース),既存事業者が活用しにくいのが現状です。

一方, 中小企業のグループ化補助金など被災地のニーズにマッチした事業は,被災企業の要望が集中しており, 今後とも十分な財源確保と自由度の高い運用が必要です。

農業をはじめ、広域にわたる沿岸部の産業の再生には、国によるこれまで以 上の支援が不可欠です。 よって、復興推進計画に伴う復興特区や利子補給、グループ化補助金などの産業再生事業については、被災地の活力再生と被災者の暮らしを支える雇用創出に不可欠であることから、被災地のニーズを聞きながら、自由度の高い運用や十分な財源確保に図るよう求めます。

8 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

各省广】

現在,平成23年度第三次補正予算等を財源とする復旧・復興事業を進めていますが,災害復旧事業等では資材や人件費の高騰による入札不調などで、また.被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要不可欠な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより,さらに、被災市町村において家屋解体等を進める災害等廃棄物処理事業では所有者の他県避難や行方不明等により解体の意思確認が思うように進まないなど,相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

つきましては、やむを得ず明許繰越年度内に完了しない各種事業について、 事故繰越を定める財政法第42条及び地方自治法第220条の「年度内支出 負担行為」等の要件緩和と、1回限りとされている事故繰越の複数回の承認 こついて、特別の措置を講じられるよう求めます。また、事故繰越の要件緩 和が認められない場合には、各種事業が来年度以降も継続的に実施できるよう、必要な財政措置を講じるよう求めます。 また,通常の公共事業においても,復旧・復興需要の高まりにより,明許繰越年度内での完了が難しくなることも予想されることから,同様の措置を講じるよう求めます。

なお、平成25年度への事故繰越については、財務省から各種簡素化が図られる旨、発表されたところですが、官庁会計システム(ADAMSI)の入力作業についても明許繰越承認手続と同様の作業内容とするなど、更なる省力化を求めます。

9 復旧・復興に要する人的支援等の拡大

7条下

本県をはじめ、特に被災市町においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業量を求められており、現在の人員体制では、事業の推進が極めて厳しいことが見込まれることから、国や全国の自治体の協力を得ながら、任期付職員の採用などによる独自の職員採用や広域的な人的支援による職員の

確保を進めてきましたが、今後復興事業が本格化するにつれ、更なる人員確 保が必要になってきます。 つきましては、事務・技術問わず、現場で実務を担当する職員の更なる確保や、復興関連事業の業務委託の推進による事務負担の軽減が、引き続き必要不可欠なことから、各省庁におかれては、国家公務員及び全国の自治体からのより一層の人的支援、業務委託に係る制度の確立について、推進・強化されるよう求めます。

福島第一原発事故に伴う被害への対応等

(各省庁)

東京電力福島第一原子力発電所事故(以下,「福島第一原発事故」という。) に伴う放射性物質汚染の影響により,本県県民は精神的な不安を覚え,本県 産業に広範で深刻な被害が生じております。原発事故による損害は、県境に 関係なく被害の実態に即して賠償されるべきでありますが、農林水産業や観 光業の風評被害など本県の損害のほとんどが、国の中間指針に明示されてい ないことから、損害賠償請求を行う場合は因果関係の立証に過大な負担が生 じるほか、東京電力においても指針に明示のない損害の賠償に消極的であり、 本県県民が迅速かつ確実に賠償を受けるに当たって、著しく不利な状況となっています。 つきましては,風評被害も含め,放射性物質の汚染により本県県民が受けた全ての損害について,賠償すべき対象として早急に指針に明示することを求めます。

あわせて、東京電力に対して、被害の実態を直視し、被害者の立場に立って十分かつ確実な賠償を迅速に行うよう指導することを求めます。また、放射性物質を含む焼却灰等の処理や、廃棄物、土壌等の管理・処理等については、処理基準等及びその安全性を国民に分かりやすく広報するとともに、処理に必要な施設の確保については、国が主体的に責任をもって対応するよう求めます。

特に,指定廃棄物の処理については,中間処理施設や最終処分場等の施設

の設置など最終処分のために必要な体制の整備が早期に実現できるよう,国 の責任において速やかに主体的かつ具体的な対応を進めることを求めます。

11 医師確保対策の推進

【復興庁,文部科学省,厚生労働省】

このたびの震災により沿岸部の医療機関は壊滅的な被害を受け、本県をはじめ東北地区が潜在的に抱えていた「医療過疎問題」が更に深刻化しており、医療機関の復旧とともに復興の「核」となる医療人材の確保に関する抜本的な対策を講じなければ、地域医療が崩壊し、地域再生の途が失われかねない状況で示す

このため、医師の都市部への偏在を是正し、地方の自治体病院やへき地の診療所等の勤務医を確保するための実効性のある対策を講じるよう求めます。また、医師不足が特に深刻な産科、小児科、救急などについては、医師数を増加するための実効性のある対策を講じるよう求めます。

さらに、地域医療における医師不足を解決するためには、医師の絶対数を増やすことが必要であることから、医学部の新設等に関する規制緩和などの具体的な対策を講じるとともに、医師養成数増に伴う施設整備及び指導教員増に対する財政支援の拡充を図るよう求めます。

12 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保

【復興庁,総務省,農林水産省】

津波被害を受けた沿岸部の新たなまちづくりを行う際に、十分な津波防護効果を発揮するため、連続した海岸の整備は最重要課題です。

漁港区域内における,これまで防潮堤が設置されていない区間の新たな防潮堤の整備を行うため,平成24年度の国の予算では,地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金(復興枠)」が計上されておりますが,平成25年度以降も事業量に合わせ,十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。また,この区間においては,新たに海岸保全区域の指定が必要となります

が,県で負担することとなる指定に係る調査等の費用についても,地方負担 の生じない措置を講じるよう求めます。 さらに, 防潮堤整備においては環境や景観への配慮が不可欠であり, 地域住民からも強い要望があることから,防潮堤への覆土や緑化等の実施も含め,原温山漁村地域整備交付金(復興枠)」の交付については, 地域の実情に即した, より柔軟な制度とするよう求めます。

13 被災した」R各線の早期復旧への支援

[国土交通省]

東日本大震災で被災した」R各線のうち被害の大きい5路線(常磐線)仙石線,石巻線、気仙沼線及び大船渡線)については、現在もなお一部区間で運体を余儀なくされています。

被災地の復興には生活の足としての鉄道の復旧が不可欠であり、津波対策等を踏まえた地元自治体の新たなまちづくりと一体となった整備が課題となっております。

鉄道路線のルート変更などが必要な場合には、原状での復旧に比べ事業費が多額となることから、東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道の復旧を行う場合に増加する事業費について、国が全額を支援するよう求めます。

4 (仮称)東日本大震災メモリアルパークの整備

【復興庁,国土交通省】

東日本大震災を経験した我が国が、世界の震災・津波対策の向上に貢献するとともに、震災で生まれた各種の'絆'を育み、被災地の復興を支えていくことを目的とする震災津波博物館等の複合拠点施設を、国において、最大の被災県である本県に整備されるよう求めます。

さらに, 各市町による復興祈念公園の整備や津波震災遺構の保存整備に関する取組について, 財政上の支援措置を講じられるよう求めます。

[No.14 東京電力株式会社福島復興本社への要望]

平成25年7月25日

東京電力株式会社 代表執行役副社長 兼福島復興本社代表 石崎 芳行

礟

風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施 及び原発事故の早期完全収束を求める要望書

宮城県議会議長 中村 功

風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施 及び原発事故の早期完全収束を求める要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から2年4ヶ月が経過し、本県は特に津波による甚大な被害を被った沿岸部を中心に、生活の再建及び産業の復旧・復興に向け県民一九となり着実な歩みを進めている。

年4ヶ月が経過してなお、事故の全容は解明されておらず、さらに 増加し続ける放射能汚染水処理の問題や放射性物質に係る管理体制 の不備が明らかになるなど、事故の完全収束に向けた道筋は未だ見 もたらしている。特に本県は福島第一原子力発電所が立地する福島 県の隣県にあり、放射能汚染による農林水産物の出荷制限などの実 このことは、現に本県産業の復旧・復興の進捗に深刻な影響を与え また、放射能汚染に こうしたなか、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から2 えず、県民に大きな不安を与えるとともに県内産業に深刻な影響を 害のほか、本県産品の買い控えや国内外の旅行者における本県への 者においては様々な要因から東京電力による迅速かつ十分な賠償を 東京電力の損害賠償による県内被害者の救済に関しては強い懸念が 旅行の忌避など、原発事故に伴う風評による被害が拡大している。 得られず、大変苦慮しているとの声が各方面から寄せられており よる実害を含む原発事故由来の損害について、県内の生産者、 ているものであり、誠に由々しき事態である。

以上のような現状の困難の解消は、本県が真に震災からの復旧・ 復興を成し遂げるうえで不可欠であり、実害に対する賠償はもとより、風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施及び風評被害の 拡大防止のため原発事故の完全収束について早期に実現されるよう下記事項についての確実な実施を強く要望する。

밅

1 風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

(1) 賠償金の迅速かつ十分な支払いについて

実害を含む請求に対する賠償金の支払率について、現状において官城県は他県と比して低く、客観的に十分な賠償を受けているとは言いがたい状況にある。また、本年1月原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の第三次追補において、本県の風評被害が新たに賠償の対象となったことにより、今後請求の件数及び金額が大幅に増加すると推察され、さらなる支払遅延の発生が懸念される。現に風評による深刻な被害を被っている生産者事業者にとって、賠償金の支払い遅延は経営の圧迫に繋がるものであり、誠に憂慮すべき事態である。

以上を踏まえ、東京電力は、賠償金の迅速かつ十分な支払いを実現するため、審査の簡素化、迅速化も含め、あらゆる手立てを講じ万全を期すこ

2) 請求手続の簡素化について

損害賠償請求手続において、請求者側は請求書作成のほか、損害を裏付けるための膨大な証拠資料の提出を要し、これらの準備に非常に苦慮している。また、生産組合等は、生産者の請求手続の補助のほか、膨大な請求の取りまとめを行い、賠償請求における東京電力との窓口となっており、当該事務処理に多大な労力、経費を要し大きな負担となっている。

以上を踏まえ、東京電力は、風評による損害を受けた被害者に配慮し、請求手続の簡素化に向け真摯に取り組むこと。また、生産組合等において請求事務処理のために要した経費について、その実態に鑑みた十分な賠償を行うこと。

3) 生産者個人による賠償請求への対応について

生産組合等を介さない生産者個人による賠償請求については、請求書の 作成や膨大な証拠資料の準備が難しく、また東京電力を相手にした場合、

交渉等においても不利になることが予想されるため、賠償請求を断念せざるをえない被害者が多数存在するとの情報が生産組合等から寄せられている。このような現状を踏まえ、東京電力は、遺漏のない賠償を実施するため、こうした潜在的な被害者が個人でも賠償請求を行えるよう、原発事故の原因者であることを十分に自覚し、膨大な証拠資料の提出を一方的に被害者に求める消極的な態度を改め、被害者の実情を汲んだ誠意ある対応になめること

(4) 本県観光業の風評被害に係る賠償の対象期間及び割合について

本県観光業の風評被害に係る損害賠償の対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までとされているが、本県観光業においては、観光客入込数や宿泊客数の減少など、現在に至るまで継続して福島第一原子力発電所事故の風評による損害を被っている。このことから、東京電力は、本県観光業の風評被害に係る損害賠償に関し、期間の制限を撤廃し、平成24年3月以降の損害も賠償すること。

また、本県観光業の風評被害に関しては、丸森町を除き基本的に逸失利益の5割の賠償にとどまっているが、本県は福島第一原子力発電所の立地する福島県に隣接しており、原発事故後の観光客入込数や宿泊客数等の推移に鑑みれば、逸失利益のうち大部分が実質的に原発事故由来といえる状況にある。また、風評による被害の状況には事業者間で差異があり、逸失利益について一律5割の賠償によりすべての事業者が救済されるものではない。以上を踏まえ、東京電力は、現在の賠償の枠組みに固執せず、被害者の求めに応じ、各々の被害の実態に即した十分な賠償を行うこと。

(5) 風評被害防止のために要した経費の賠償について

県内自治体や生産組合等においては、風評被害の拡大を防止するため、 農林水産物等の安全性周知のための自主的な放射能検査の実施及び検査結 果の公表や販売促進のためのイベント企画、広報活動等に取り組んでおり、

これらに要する多額の経費が大きな負担となっている。こうした経費は、 全てが福島第一原子力発電所事故に起因するものであることから、東京電力は、実態に鑑み当該経費の賠償を十分に行うこと。

2 原発事故の早期完全収束の実現について

原発事故の完全収束に向けた道筋が未だ見えないことにより、全国の消費者は実体なき放射能汚染への不安から本県産品の購買を忌避し、国内外の旅行者においては本県への旅行を避ける傾向が未だ強く見られ、風評による被害の拡大が懸念される。このような困難を一日も早く解消するため、東京電力は、風評被害の根源である福島第一原子力発電所事故の早期完全収束に向け全力を傾注すること。

たり400トンともいわれる原子炉建屋内への流入地下水対策として、いわ 能汚染水が海洋流出した場合、流出量の如何によらず消費者において本県海 得ない。東京電力は、流出を限定的なものとし、沖合への影響については否 原子炉建屋内への流入地下水対策及び放 あらゆる手立てを講じ、これ以上放射能 風評被害のこれ以上の拡大を防止するため、福島第一原子力発電 折から海洋等への放射能汚染水の漏洩防止に万全を期すこと。特に、1日あ ゆる「地下水バイパス」計画に則した海洋への放流を行った結果、万一放射 **<u></u>室物等への忌避意識がさらに高まることが容易に推察され、風評被害の拡大** これまで原子力規制委員会などにおいても懸念が表明されていたものである が、東京電力はこの事実を7月22日に初めて認めた。当該事象についての 説明は、遅きに失したものであり、東京電力の対応には不信感を抱かざるを 定しているものの、全容が解明されたものではなく、海産物の放射能汚染に ついて強く懸念される。水産業は本県の基幹産業であり、このような事態は 及び長期化が強く懸念される。また、放射能汚染水の海への流出については、 汚染水が海洋に流出することがないよう万全を期すこと。 断じて容認できない。東京電力は、 射能汚染水の漏洩防止においては、

[No.15 復興庁等に対する要望]

Ш 6

平成25年8月2

丰 震災からの復旧・復興対策に係る

功 # # 宮城県議会議長

雲災からの復旧・復興対策に係る要望書

本県沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、 くも2年5ヶ月余りが経過しました。 この間、国においては、東日本大震災復興交付金をはじめとする特別な財政 支援の枠組みを整備していただいたほか、中小企業等グループ施設等復旧整備 事業など震災からの復旧・復興に資する各種制度を創設していただき、本県に おいても被災者の生活再建及び産業の復興に向け、県民一丸となり着実に歩み を進めているところです。 しかしながら、復旧・復興事業が本格化するなか、膨大な事業に携わる自治 体職員が不足しているほか、資材や労働者の不足による入札不調などにより事 業の進捗に支障をきたすなど、被災地においては、復旧・復興を進めるうえで 原子力発電所事故に関しては、現在に至ってなお事故の全容が解明されておら ず、放射能汚染水の海洋流出をはじめ、トラブルの発生が立て続けに明らかに なるなど、事故の完全収束に向けた道筋は未だ見えず、県民に大きな不安を与 えています。さらに、放射能汚染による農林水産物の出荷制限に伴う実害のほ か、県内産業は原発事故に起因する風評による深刻な被害を被っており、この の新たな課題が生じており、対応に苦慮しています。また、東京電力福島第 ことが本県の復旧・復興の進捗を著しく阻害しています。

このような様々な困難の解消は、本県が真に震災からの復旧・復興を成し遂 一層の人的支援など、長期にわたる特例的な支援を要するほか、特に原発事故 に関し、被害者の十分な救済及び事故の早期完全収束に向けた確実な対応が求 げるうえで不可欠であり、国による更なる財政支援に加え、各種の規制緩和、 められます。 つきましては、国においては、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最 優先課題としていただき、現在の特例的な財政支援の継続及び可能な限りの拡 布はもとより、各種制度などについて、被災地の実態に即し改善、拡充を図る ほか、原発事故への対応について、国が主導的役割を果たし、確実な対策が講 じられるよう、別添のとおり要望いたします。

復旧・復興関連予算の確保

震災からの復旧・復興事業に関しては、これまで東日本大震災復興交付金をはじめ、被災した自治体への特別な財政援助の枠組みを整備していただき、また本年3月には津波被災地における住宅再建支援のため、震災復興特別交付税を増額いただいたうえ、被害の実態に即し本県に重点配分していただくなど、特別の配慮をいただき大変感謝しているところです。

しかしながら、特に沿岸部の被災自治体においては、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業など、復興まちづくりや住まいの確保に関する事業は今後本格化するものであり、十分な予算の確保が求められます。今月8日に開議了解された平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針において、東日本大震災の復興予算については、これまでどおり上限を設けず、必要額を要求できることとされておりますが、平成26年度においても被災地の復旧・復興の実態に即した十分な予算を確実に確保するよう求きま

また、「東日本大震災からの復興の基本方針」をはじめ、本県の「宮城県震災復興計画」や被災市町が策定している震災復興計画においても、復興期間を10年間としているところであり、津波による甚大な被害を被った沿岸の自治体を中心に、震災からの復旧・復興の達成には長期にわたる国の特例的な財政支援を要します。国の集中復興期間における復旧・復興事業の予算枠については、本年1月に増額の見直しが行われたところですが、集中復興期間以降においても、被災地の復旧・復興の実態に即した特例的な支援を継続し、十分な予算措置を確実に請じるよう求めます。

2 東日本大震災復興交付金制度の継続及び拡充等

(1) 復興交付金制度の平成28年度以降の継続

復興交付金制度による各種事業は、地方負担を極力抑え被災自治体の復興を支援するものであり、被災地のまちづくりや産業の復興を成し遂げるうえで中心的な事業となっています。しかし、事業に係る計画期間が平成27年度までとされており、特に津波による甚大な被害を被った沿岸部の被災自治体においては、早期の事業着手が難しく、当該年限までの事業の実施が困難となる事例が生じることが強く懸念されています。

つきましては、すべての被災自治体が復興を成し遂げられるよう、復興の実態に即して、 成28年度以降も復興交付金制度の枠組みを継続するよう求めます。

(2) 復興交付金事業の拡充及び弾力的な運用

復興交付金制度については、本年3月の第5回の交付可能額の通知以降、運用の柔軟化の方針が示され、特に効果促進事業における予算の一括配分について、基本的にネガティブリスト化され、幅広い関連事業の実施が可能となるなど、被災自治体において、復興まちづくりにおける有用性がさらに高まっているところです。

しかしながら、特に沿岸部の被災自治体においては、地震の影響により地盤沈下した土地の嵩上げを可能とする事業が限られているため、事業に該当しない土地の嵩上げの目処が立たず、一体的なまちづくりを進めるうえで支障をきたしています。また、嵩上げを可能とする既存事業についても、各種要件を満たさないことにより事業を活用できず、土地の嵩上げの目処が立たない事例が生じています。

地盤沈下した土地の嵩上げについては、国土保全の観点からも、本来国の責任において実施されるべきものと考えられ、復興交付金制度により、被災した自治体において、地盤沈下したすべての土地の嵩上げが可能となるよう、基幹事業を追加するとともに、既存の基幹事業について、被災した自治体の実態に即した弾力的運用を可能とするよう求めます。

また、効果促進事業における予算の一括配分について、現状では防災集団移転促進事業をはじめ、まちづくりの根幹をなす5つの基幹事業に限り実施されていますが、当該制度は地盤沈下した土地の嵩上げをはじめ、自治体が独自の判断により復興まちづくりを進めるうえで非常に有用であることから、対象となる基幹事業を拡大するよう求めます。

被災者生活再建支援制度の拡充

ო

沿岸部の被災者は、未曾有の被害をもたらした津波により、家屋の全半壊はもとより、家財の多くが流失し、生活基盤に著しい被害を受けています。現行の被災者生活再建支援制度においては、こうした津波災害による被災者についても、他の自然災害と同じ枠組みで支援金が支給されていますが、津波災害による被災者の生活再建については、その被害の甚大さを考慮し、他の自然災害と比して、より手厚い支援を要すると考えられます。

つきましては、津波災害の特殊性を考慮し、現行の被災者生活再建支援制度を見直し、「津波加 算金」の枠組みを創設するよう求めます。

被災自治体における職員確保に対する支援

沿岸部を中心とする被災自治体においては、膨大な災害復旧事業のほか、復興交付金事業をは じめとする復興事業に係る財源が配分され、平時の予算規模をはるかに上回る事業の執行を要す る状況となっています。このような状況に即し、本県及び沿岸部の被災市町においては、これま で全国の自治体から多くの職員を派遣していただいたほか、被災市町等においても任期付き職員 の採用を行うなど、職員の確保に努めてまいりました。 しかしながら、防災集団移転促進事業をはじめ、復興関連事業が本格化するにつれ、用地買収を担当する事務職員や土木、建築等の専門職員の不足が懸念され、更なる職員の確保が被災自治なにとって喫緊の課題となっています。

つきましては、事務・技術の別を問わず、現場で実務を担当する職員の更なる確保のため、国家公務員及び全国自治体からのより一層の人的支援について、推進・強化するよう求めます。

被災地の産業再生に対する支援

(1) 中小企業等グループ施設等復旧整備事業の継続

中小企業等グルーブ施設等復旧整備事業においては、これまでに本県で184グループ、約3,500事業者が約2,227億円の交付決定を受け、事業再開に向けた取り組みがなされています。しかしながら、直近の第8次募集において、本県では17グループ、82事業者が約43億円を申請したものの、5グループ、29事業者に対し約19億円が交付決定されたにとどまり、事業再開を目指す被災事業者の需要に十分に対応できない状況となっています。

また、沿岸部においては、土地の嵩上げ工事等の遅れたより、未だ復旧に着手できない被災事業者が多数存在し、当該事業に対する潜在的需要は大きいものと推察されます。さらに、これまでの各次交付決定において、多数のグループが認定されたことにより、被災事業者が後発的にブループを組成することが困難となり、申請に至らない事例も散見されます。

このような状況を踏まえ、被災事業者が事業再開のために必要な支援を受けられるよう、平成26年度以降においても当該事業を継続的に実施するとともに、グループの組成等の要件について、被災地の実態に即し弾力的に運用するなど、制度の改善を求めます。

(2) 仮設店舗、仮設工場の撤去に伴う市町の財政負担の軽減

中小企業基盤整備機構が整備した仮設店舗、仮設工場は、被災中小企業者の事業継続に大き く寄与しているところですが、これらの仮設施設は中小企業基盤整備機構から被災市町に無償 譲渡され、解体撤去については被災市町が行うこととなることから、被災市町において将来的 に大きな財政負担が生じ、復興を阻害することが懸念されています。

つきましては、被災市町が当該仮設施設の解体撤去を行う際の財政負担の軽減について、 要な対策を講じるよう求めます。

3) 水産業の復興に係る制度の改善

イ 水産業共同利用施設復興整備事業のうち水産加工流通業復興タイプによる支援の充実

水産業共同利用施設復興整備事業のうち水産加工流通業復興タイプについては、沿岸各市 町において、水産業の復興に有用な事業として活用が図られているところです。 当該事業について、石巻市などの一部自治体においては、国(復興庁)との調整の結果、 水産加工品の生産量を震災前のレベルに回復するために必要な事業費について、交付が認め られているところですが、魚市場とその周辺における復旧・復興を促進するうえで、雇用の 受け皿の確保が必須であり、このために水産加工業の経営体数の回復を目的とした、当該事業による更なる支援を要します。 また、石巻市などは、多種多様な魚介類の水揚げが特徴ですが、中には生出荷が中心で加工業生産量の積み上げに反映されていなかった原材料品目が多く、これらを二次加工、三次加工に誘導する場合には、別枠での交付を認めていただくなど、当該事業については、生産量の復旧に関し実需に即した柔軟な対応が求められています。

さらに、一部自治体においては、水産加工業の規模が大きく、事業者数も多いことから、 現在までに交付が認められている額において、需要に対応することが難しい状況であり、こうした事業者への対応が求められています。

つきましては、国においては、このような状況を考慮し、当該事業の活用により真に水産業の復興が成し遂げられるよう、制度の運用において被災地の実態に即し柔軟に対応するよう求めます。

コ 家屋・償却資産に係る固定資産税の代替資産特例措置の適用範囲の拡大

宮城県施設保有漁業協同組合等は、被災した漁業者及び漁業協同組合に代わり、家屋・償却資産を取得し、共同利用の枠組みで被災漁業者に供し、津波による甚大な被害を被った水産業の復旧・復興に取り組んでいます。

しかしながら、宮城県施設保有漁業協同組合等は被災家屋・償却資産の所有者にあたらず、 上記のように家屋・償却資産を取得した場合、現行制度では固定資産税・都市計画税に係る 代替資産特例措置の対象外となり、水産業の復旧・復興を進めるうえで支障となっています。 つきましては、上記のような実態を十分に勘案し、宮城県施設保有漁業協同組合等が被災 した漁業者や漁業協同組合に代わり、その共同利用に供するために取得する家屋・償却資産 について、現行制度を見直し、代替資産特例措置の対象とするよう求めます。

被災市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療制度に対する特別な支援

被災市町村の国民健康保險及び後期高齢者医療制度については、従前各被災市町村等保險者において、被災者を対象に医療費の一部負担金免除の措置を講じた場合、その全額について国による補塡措置が講じられる特別の財政支援が行われてきましたが、本県を対象とした当該措置は、平成24年9月末をもって終了しており、現状において被災市町村が一部負担金免除の措置を講じた場合には、当該市町村に財政的負担が生じることとなります。また、本県においては、厳しい財政状況から、医療費の一部負担金免除の措置を講じた被災市町村に対し、独自の財政支援を行うことが困難な状況にあります。

東日本大震災による生活困窮者は依然として多数存在しており、震災による被害の甚大さを考慮し、市町村等保険者が減免を要する被災者に対し医療費の一部負担金免除の措置を講じた場合、国による全額補塡措置を講じるよう求めます。

被災した」R各線の早期復旧への支援

本県沿岸部のJR各線については、津波による甚大な被害を受け、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされています。鉄道の復旧は、沿岸部の被災市町における復興まちづくりと密接に関わるものであり、復旧の早期実現が望まれます。また、一部区間においては、仮復旧として、BRT (バス高速輸送システム)が運行されているところですが、被災市町からは鉄路による復旧の実現を望む声が寄せられています。

つきましては、津波による被害の基大さを考慮し、東日本旅客鉄道株式会社における被災市町の復興まちづくりと一体となった鉄道の復旧に対し、早期実現のため財政的な支援を講じるよう求めます。また、被災した各線について、鉄路による復旧が実現されるよう、国として同社への働きかけを行うよう求めます。

律波により海中へ流出したガレキについては、現在、漁場復旧対策支援事業により、専門業者や底びき網漁船等が回収し、沿岸市町に設置された災害廃棄物処理施設において処理を進めていますが、当該施設は平成25年度末までに撤去される予定であり、海中ガレキの全てを回収し、当該施設において処理を完了することは困難な状況です。

このため、平成26年度以降に回収された海中ガレキについては、既存のクリーンセンターや廃棄物処理業者において処理を行うこととなりますが、未回収の海中ガレキが膨大であることから、当該処理に必要となる費用についても、全額国庫負担とするよう求めます。また、漁場復旧対策支援事業を平成26年度以降も継続するとともに、海中ガレキの位置や総量把握、深い場所にあるガレキの回収が技術的に困難であることを考慮し、国による技術的な支援が十分になされるよう求めます。

9 被災地における復旧・復興事業の施工確保

本県においては、沿岸部を中心に膨大な復旧・復興事業を抱えていますが、資材や労働者の不足等の様々な要因から施工確保が困難な事例が生じています。このような状況が常態化することにより、本県の震災からの復旧・復興の進捗に支障をきたすことが懸念されます。

つきましては、被災地における復旧・復興事業に関し、実勢価格を反映できる工事費の積算手法が設定されるよう、以下の各項目について、確実に実施するよう求めます。

- ・国が示した設計労務単価の3ヶ月毎の見直し
- ・スライド額算定事務の簡素化
- ・作業効率に応じた歩掛等の補正を可能とする仕組みの創設
- ・作業員宿舎の設置に関する積算手法に係る具体的な運用の早期提示

また、復旧・復興関連事業が本格化するなか、著しい不足が予想される骨材、捨石、土砂等に関し、国において県を跨いだ広域的な調達の仕組みづくりを調整するよう求めます。さらに、生コンクリートやアスファルト等の安定供給を確保するため、地域内での供給能力の不足に対応し、当該地域においてプラント等を県や市町村または民間事業者が設置する場合、当該費用を支援する補助制度等を創設するよう求めます。

10 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用

本県においては、平成25年度への繰越事業費が大きく膨らんでおり、現年度予算事業はもとより、繰越事業を着実に実施することが、復旧・復興を進めるうえで非常に重要となっています。 しかしながら、災害復旧事業等においては、資材や労働者の不足などに起因する入札不調などにより事業に遅れが生じているほか、被災企業が実施する中小企業等グルーブ施設等復旧整備事業においては、施設復旧の基盤となる地盤の嵩上げ工事が遅れ、事業の進捗に支障をきたすなど、相当数の事業について、繰越年度内の完了が困難な状況となっています。 すでに事故繰越手続の簡素化を図っていただいているところですが、このような被災地の実態

を考慮し、やむを得ず繰越年度内に完了しない各種事業につきましては、財政法第42条及び地方自治法第220条に規定する年度内支出負担行為の要件を緩和するとともに、1回限りとされている事故繰越の複数回承認について、特別の措置を講じるよう求めます。

また、事故繰越の複数回承認が認められない場合には、復旧・復興事業の進捗に支障をきたすことのないよう、必要となる予算の確実な再予算化とともに、現在と同様の財政支援措置を講じるよう求めます。

11 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

(1) 原発事故に起因する風評被害等に係る迅速かつ十分な賠償

本県は、東京電力福島第一原子力発電所が立地する福島県に隣接し、放射能汚染による農林水産物の出荷制限などの実害のほか、本県産品の買い控えや国内外の旅行者における本県への旅行の忌避など、原発事故に伴う風評による被害が拡大しています。

こうしたなか、県内の生産者、事業者においては、様々な要因から東京電力による迅速かつ十分な賠償を得られず、大変苦慮しているとの声が各方面から寄せられており、東京電力の損害賠償による県内被害者の救済に関しては強い懸念があります。

つきましては、実害はもとより風評による被害を現に被っているすべての被害者が救済されるよう、以下の各項目について、東京電力に対し強く指導するよう求めます。

イ 賠償金の迅速かつ十分な支払い

実害を含む請求に対する賠償金の支払いについて、現状では本県は他県と比して支払率が低く、客観的に十分な賠償を受けているとは言いがたい状況にあります。また、本年1月原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の第三次追補において、本県の風評被害が新たに賠償の対象となったことにより、今後請求の件数及び金額が大幅に増加すると推察され、更なる支払遅延の発生が懸念されます。こうした事態は、現に風評による被害を被っている生産者、事業者の経営を著しく圧迫するものであり、憂慮すべき問題です。

つきましては、国において東京電力に対し、審査の簡素化、迅速化も含め、賠償金の迅速 かつ十分な支払いを確実に行うよう、強く指導することを求めます。

ロ 請求手続の簡素化

損害賠償請求手続において、請求者側は請求書作成のほか、損害を裏付けるための膨大な証憑の提出を要し、これらの準備に非常に苦慮しています。また、生産組合等は、生産者の請求手続の補助のほか、膨大な請求の取りまとめを行い、当該事務処理に多大な労力、経費を要しています。

つきましては、国において東京電力に対し、請求手続の簡素化に向け真摯に取り組むとと もに、生産組合等において請求事務処理のために要した経費について、その実態に鑑みた十 分な賠償を行うよう、強く指導することを求めます。

ハ 生産者個人による賠償請求への対応

生産組合等を介さない生産者個人による賠償請求については、請求書の作成や膨大な証憑の準備が難しく、また東京電力を相手にした場合、交渉等においても不利になることが予想されるため、賠償請求を断念せざるをえない被害者が多数存在するとの情報が生産組合等から寄せられています。

つきましては、このような潜在的な被害者が個人でも賠償請求を行えるよう、国において 東京電力に対し、原発事故の原因者であることを十分に自覚し、膨大な証憑の提出を一方的 に被害者に求める消極的な態度を改め、被害者の実情を汲んだ誠意ある対応に努めるよう、 強く指導することを求めます。

ニ 本県観光業の風評被害への対応

本県観光業の風評被害に係る損害賠償の対象期間については、東京電力より平成23年3月11日から平成24年2月29日までとする旨提示されていますが、本県観光業においては、観光客入込数や宿泊客数の減少など、現在に至るまで継続して原発事故の風評による被害を被っています。また、賠償額については、丸森町を除き基本的に逸失利益の5割の賠償とする旨東京電力より提示されていますが、本県は福島第一原子力発電所が立地する福島県に隣接しており、原発事故後の観光客入込数や宿泊客数等の推移を考慮すると、逸失利益のうち大部分が実質的に原発事故由来といえる状況にあります。また、風評による被害の状況には事業者間で差異があり、逸失利益について一律5割の賠償により全ての事業者が教済されるものではありません。

つきましては、国において東京電力に対し、現在提示されている賠償の枠組みに固執せず、 披害者の求めに応じ、各々の被害の実態に即した十分な賠償を行うよう、強く指導すること を求めます。

ホ 風評被害防止のために要した経費の賠償

県内自治体や生産組合等においては、風評被害の拡大を防止するため、農林水産物等の安全性周知のための自主的な放射能検査の実施及び検査結果の公表や販売促進のためのイベント企画、広報活動等に取り組んでおり、これらに要する経費が大きな負担となっています。こうした経費は、全てが原発事故に起因するものであることから、国において東京電力に対し、自治体や生産組合等の実態に鑑み、当該経費の賠償を十分に行うよう、強く指導することを求めます。

(2) 原発事故の早期完全収束の実現

原発事故の完全収束に向けた道筋が未だ見えないことにより、全国の消費者は実体なき放射能汚染への不安から本県産品の購買を忌避し、国内外の旅行者においては本県への旅行を避ける傾向が未だ強く見られ、風評による被害の拡大が懸念されます。このような困難を一日も早く解消するため、国において東京電力に対し、原発事故の早期完全収束に向け指導を徹底するよう求めます。

さらに、風評被害のこれ以上の拡大を防止するため、福島第一原子力発電所から海洋への放射能汚染水の漏洩防止について、国が主導的役割を果たし確実な対策を講じるよう求めます。特に、11 目あたり300トンとも推計される大量の汚染地下水が海洋に流出している問題について、東京電力の対応は遅きに失したものであり、不信感を抱かざるを得ず、風評被害の拡大を助長する結果を招くものです。また、現状において汚染地下水の漏洩による海洋の放射能汚染については限定的なものではなく、神産物の放射能汚染が強く懸念されます。加えて、11 目あたり400トンともいわれる原子炉建屋への流入地下水対策として、いわゆる「地下水バイペス」計画に則した海洋への放流を行い、万一放射能汚染水が海洋流出した場合、流出量の如何によらず消費者の本県海産物等への忌避意識がさらに高まることが容易に推察され、風評被害の長期化が懸念されます。

さらに、発生した汚染水を保管する地上タンクから高濃度の放射性物質を含んだ大量の汚染水が漏れ出た問題について、東京電力は漏洩した汚染水が外洋に流出した可能性を認めました。これに伴い、風評被害の拡大はもとより、現に海産物の放射能汚染が拡大することが強く懸念されます。水産業は本県の基幹産業であり、このような事態は断じて容認することができませ

汚染水の海洋への漏洩対策及び原子炉建屋への流入地下水対策においては、国が主導的役割 を果たし、収束に向け明確な工程を早期に示すとともに、海洋における放射能汚染の実態につ いて重点的に調査を実施し、事実について迅速に情報を発信するよう求めます。さらに、この ようなトラブルの根源となる既存の汚染水への対策として、早期に放射性物質の除去に係る技 術開発を行うよう求めます。また、原発事故の収束に向けたあらゆる工程について、東京電力 への指導、監督を強め、国の責任において確実な措置を講じるよう求めます。

〇 決議 (震災に係る主なもの)

東北地方太平洋沖地震による災害復旧に関する決議

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、かつて経験したことのない強震と大津波により、本県においても沿岸部を中心に一万人を超える死傷者が予測されるなど、未曾有の死者・行方不明者、負傷者を出し、家屋・道路・鉄道などの地域社会基盤を一瞬にして壊滅させ、本県を含む東北地方太平洋沿岸地域を中心に甚大な被害をもたらし、県民生活はもとより、地域産業に深刻な影響を与えている。

よのにつつ、バスエニにつって、、ころエイに下がらかましてで、、。。本果議会は、不幸にして犠牲となられた方々に衷心より哀悼の意を表するもに、被災者各位に心からお見舞い申し上げるものである。

ريہ

こので、スペルコース・スペース・スペース・スペース・スペース・スペース 国においては、不足している被災者への食料や水、生活関連物資などの救済支援を迅速かつ的確に行うとともに、被災地の早期復旧・復興に向け、総力を結集して万全の対策を講ずるよう強く望むものである。

また,本県議会は,宮城県民一人一人が,不屈の精神でこの耐え難き困難を克服し,郷土再建に立ち向かうことをともに誓い合うとともに,県民各位の理解と協力のもと,被災者の救済と災害からの復興に最善の努力を傾注し,一日も早い県民生活の安定に取組むことを表明する。

右,決議する

平成23年3月15日

年 3 月 15 日

東日本大震災の被災地での救助・救援等支援活動に感謝する決議

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、これまで経験したことのない強震と大津波をもたらし、多くの尊い命を奪い、また、ライフラインや交通、通信手段の途絶、市町村を初め行政機能や防災機能の崩壊など、想像を絶する壊滅的な被害を発生させた。

このような状況の中で、陸上自衛隊東北方面隊を中核とした自衛隊を初め、消防の緊急消防援助隊や警察の広域緊急援助隊、海上保安庁、DMAT等の医療関係者の方々には、発災直後いち早く被災地に入り、人命の救助や行方不明者の搜索、遺体の収容、負傷者の救急搬送、道路啓開、被災者の生活支援など、困難な作業に挺身された。

また,被災市町の行政機能等の回復に向けた全国の自治体からの職員の派遣を初めとした数多くの支援や在日米陸軍による瓦れきの撤去等の救援活動,国内外の多くのボランティアの方々による被災者のための支援活動などを行っていただいた。

これらの数多くの心温まる御支援や人々の絆が,何もかも失い,失意の底 沈んでいた我々宮城県民に勇気と希望を与え,復旧・復興に向け動き出すこ 、 - * * 1, 決議する。

414

繼

城県

回

平成23年10月18日

城 県 議 会

Ш}

宮 城 県 議 会

東日本大震災で犠牲となられた方々への追悼と復興に関する決議

未曾有の大災害をもたらした「東日本大震災」の発生から7カ月の時が流れた今なお,その被害の全容も明らかになっておらず,被災地域は未だ大震災の大きなつめ跡が色濃く残り,因難な状況が続いている現状にある。

また,本県の死者数も増え続け,10月11日現在で,9,488人に達し,行力不明

者も2,082人となっている。

本県議会は、ここに、犠牲となられた多くの方々とその御遺族に対し、改めて、深く哀悼の意を表するとともに、謹んで御霊が安らかに眠られることをお祈りするものである。

本県では,県民一人一人が,犠牲となられた方々への思いを胸に,気力を奮い立たせ,郷土の再建に向けて,一歩一歩力強く歩みを進めているところであ

今後、県及び市町村の復興計画のもとで、復旧・復興に向けた取り組みを本格化させていくものであるが、本県議会としても、不幸にして犠牲となられた方々も願うであろう地域の早期の復興に、総力を結集し取り組み、必ずや宮城の復興を成し遂げることをここに誓う。

右,決議する。

平成23年10月18日

宮城 県議会

東日本大震災は,人知の予測をはるかに超えた大自然の猛威を見せつけ,とりわけ巨大津波は,沿岸部に壊滅的被害をもたらし,おびただしい数の人命と財産をのみ込む事態となった。

「いのちを守る森の防潮堤」実現に向けた決議

この未曽有の大災害を教訓に, 私たちはこれまでの津波対策のあり方を根底から見直し, 600年後, 1000年後の未来に向けて, 万全の安全安心な津波対策を構築する責任が, 今間われている。

さて、世界的な植物生態学者として著名な宮脇昭氏は、膨大な瓦れきと土を使って沿岸部に築山を築き、そこに東北地方に植生する広葉樹等を植栽することによって、津波に対し強靱な森の防潮堤を築くという「いのちを守る森の防潮堤」構想を提唱している。

コンクリート製防潮堤をハード防潮堤とすれば、森の防潮堤はソフト防潮堤に位置づけられる。この「いのちを守る森の防潮堤」は、植物自身の成長力によって密生した森をつくり上げていくため、維持管理費がかからず、永続的な耐久力があり、かつ自然との共生の観点から見ても、県土の自然景観の保全や二酸化炭素削減など環境・観光両面での寄与もはかり知れない。そして何よりもとうとい命を奪われた方々の鎮魂の森、慰霊の森としての役割も期待されている。

これまで,宮城県議会では,超党派による「いのちを守る森の防潮堤」推進 議員連盟を設立し,県議会を挙げて活動を展開してきた。

もとより、被災地の膨大な災害廃棄物の迅速な処理のため、広域処理が進められているが、構想実現を図るためには、瓦れき処理上の法規制の緩和をはじめ、一定の条件のもとで埋め立てが認められるようになった流木・倒木等の丸太類の量的確保、木質類埋め立て場所の安全性についての科学的知見に基づく検証、海岸堤防と森の防潮堤の機能補完を図るためのハイブリッド工法などの新しい工法の確立、復興交付金等による事業費の制度化など、広範囲に解決しなければならない課題が山積している。

よって,本県議会は,県当局に対し,自然の猛威を自然の力で減災する森の坊潮堤構想実現に向け,国や市町との協議調整を積極的に取り組むよう,強く要望する。

右,決議する

平成24年7月6

住民合意を尊重した海岸防潮堤の建設についての決議

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う大津波により,我が県の沿岸地域は壊滅的な被害を被った。

昨年9月,国の中央防災会議は、将来にわたっての津波対策として災害復旧事業による海岸防潮堤の建設を決定し、設計高などの建設計画を各自治体に示した。県民の命と財産を守る海岸防潮堤の建設は、極めて重要であり、速やかな事業の促進を図るべきである。

一方で、本県議会は、津波に対する多様な防御策を検討するために、「いのちを守る森の防潮堤推進議員連盟」を全会一致で設立し、県に対して「いのちを守る森の防潮堤」の建設を提案して、県の積極的な取り組みを求めているが、県は、コンクリート製海岸防潮堤の建設による津波対策に再念する方針を変えていない。特に三陸沿岸部では、最大14.7メートル設計高の巨大海岸防潮堤の建設計画が示され、気仙沼市など一部の海岸・漁港区域等では被災住民の多くが設計高の変更などを望んでいるが、県との交渉は進展が見られない状況にある

そもそも海岸防潮堤は、地域住民との合意をもとに建設されるべきものと考える。それぞれの地域の地形や地勢、市街地・漁村などの背後地の状況によって、形状、位置及び高さなどを決めるべきものであり、同じ津波被災県である岩手県は、そのような柔軟な対応を行っている。しかし、本県は、どの地域も一切設計高を変えないという姿勢を貫いており、極めて硬直的と言わざるを得さ、

海岸防潮堤の建設に当たっては、自然環境や歴史的景観を保全しつつ、防災機能と漁港機能の両立を図り、そこで暮らす人々の生活空間を大切にし、海と共に生きたいと願う地域住民の切実な声に真摯にこたえるべきである。

よって,本県議会は,県当局に対し,住民合意を尊重した海岸防潮堤の建設を強く要望する。

1, 決議する。

平成24年10月11日

41

繼

账

回抜

国による放射性物質を含む汚染水対策の徹底強化を求める決議

東京電力福島第一原子力発電所における事故に関して,本県議会は,平成55年6月定例会において,放射性物質を含む汚染水対策の徹底を求める意見書を議決したところである。

しかしながら、その後も、汚染水を保管するタンクから高濃度の放射性物質を含む大量の汚染水が漏れ出すなど、事態は一向に収束に向かっていない。

このような状況は,風評被害の拡大はもとより,海産物の放射能汚染を拡大させるおそれがあり,水産業を基幹産業とする本県においては,断じて容認することができない。

相次ぐ汚染水漏れ等を受け,本県議会では,8月29日に原発事故の早期完全収束を国に要望したところである。

今般,国は東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針を示し、今後は国が汚染水対策の前面に出て、予防的かつ重層的に抜本的な対策を講じることを表明したが、長期化する汚染水問題の解決には、一刻の猶予も許されない状況である。

よって,本県議会は,これ以上の放射性物質の海洋流出を阻止するため,基本方針に示された汚染水問題の根本的な解決に向けた対策を可及的速やかにかっ確実に実施するとともに,国が総力を挙げて東京電力福島第一電子力発電所の廃炉に取り組むことを強く求める。

右,決議する。

平成25年9月18日

城県議

Ш

41

〇 意見書 (震災に係る主なもの)

津波対策推進法案の早期成立を求める意見書

津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにし、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他津波対策を推進するために必要な事項を定めるとともに、国や地方自治体における、津波に関する教育及び避難訓練の実施、津波避難施設の指定、ハザードマップ(危険区域)の作成などを通じた想定される津波被害の周知、津波対策に配慮したまちづくりなど、ハード・ソフト両面からの対策を定めた「津波対策推進法案」は、平成22年の通常国会において、議員立法として提出され、いまだ継続審議のままとなっている。

こうした状況の中で,本年3月11日,我が国観測史上最大となるマグニチュード9.0の東日本大震災が発生し,想像をはるかに超える巨大地震と大津波により本県を含む太平洋沿岸地域に壊滅的な被害をもたらした。

長い海岸線を有する我が国にとって、津波被害はすべての沿岸部で起こり得る災害であり、今回の東日本大震災を教訓として、日ごろからの一層の備えによって被害を極少化するとともに、津波災害からの復旧・復興に際しては、地形の変化・地盤の沈下への対応を含めゼロベースから地域を創り上げていかなければならないという課題を認識し対応することが求められている状況になっている。

よって、 国においては、 継続審議となっている津波対策権進法案に公共施設整備の防災機能の強化や危険物取扱い施設の安全強化、 現状復旧を基本とする従来の災害復旧制度ではなく, 地域コミュニティを維持しつつ, 地域の実情に応じて、新たな地域づくりに必要な制度を創設する等の復旧・復興対策を加えるなどの所要の改善を行い, 国民の生命と財産を守り, 安定的な生活が可能となるような津波対策権進法案の早期成立を強く要望する。

7, 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

F成23年6月10日

宮城県議会議長 畠 山 和 純

衆議院議長 あて 参楽 参議院議長 内閣総理大臣 国土交通大臣

[日本大震災からの復興に向けた第二次補正予算の早期成立等を求める意見

未曾有の被害をもたらした本年3月11日に発生した東日本大震災から3カ月7経過しようとしているが,今なお約十万人の被災住民が避難生活を余儀なくされているほか,期待している復興に向けての動きも進んでいない状況にある。

こうした状況の中で,政府が迅速に本格的な復興に向けた大規模な補正予算を編成し執行していくことが被災者に勇気と安心感を与え,被災自治体がちゅうちょなく的確な事業を実施することにつながり,また,本格的な復興は被災地域のみならず,日本経済全体の復興を意味することになり,国として,被災地域の実情を認識し,復興に係る十分な財源を確保するとともに,自由度の高い,スピード感のあるきめ細やかな対応を図るなど,被災地域の要望に応えていくことが政治に課せられた大きな責任である。

しかしながら, 混迷の度を深める国会運営から, 本格的な復興に向けた大規模な第2次補正予算案の編成・成立に向けての国会会期の延長幅や第2次補正予算編成時期も固まっておらず, 復興政策が宙に浮いている状況である。

こうした国の姿勢は,一刻も早い復興を願う国民の期待や復興に向けて気力を振り絞り立ち上がろうとする被災住民に背を向けるものであり,決して許されるものではない。

よって、国においては、壊滅的被害を受けた被災地域の早期の復興を実現するため、復興に必要な財源の全額確保や被災地域の事情に応じた施策の展開が可能となる制度の創設を含め、速やかに復興が十分に可能となる規模での第2次補正予算を編成し、国会を閉会させることなく会期を延長して、早期成立を図り、国の総力を挙げて復興に取り組むよう強く要望する。

1,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月10日

宮城県議会議長 畠 山 和

箔

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

財務大臣

もん

見書 東日本大震災の宅地・地盤被害等に対する公的支援制度の確立を求める意

本年3月11日に発生した東日本大震災においては、沿岸部の大津波被害ととも に,内陸部においても液状化被害や丘陵部造成宅地の地滑り被害など地盤災害が 多数発生した。 宅地・地盤被害の復旧なくして被災者の住宅の再建すなわち生活の再建は進ま ず,相当な費用がかかる地盤調査や復旧対策に対する強固な支援が求められてい

宅地については対象外となっている。液状化による新たな住宅被害の認定基準が 示されているものの、宅地・地盤被害そのものに対する公的支援制度の確立につ 被災者生活再建支援法上の被害認定は住宅部分に特化し、 いて切望されるところである。 しかし、鬼状では、

よって,国においては次の事項について速やかに実現するよう強く要望する。

- 宅地・地盤の調査と復旧に対する支援制度を創設し、東日本大震災から適用
- 擁壁亀裂などの 地割れ, 地盤沈下, 2 被災者生活再建支援制度の被害認定に, 宅地被害を加えること。
- 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 などの災害防止対策事業について、東日本大震災の復旧事業として国庫負担割 地すべり対策事業, 急傾斜地崩壊事業, 合を拡大すること。 က
- 新潟県中越地震の際に実施された人工斜面や周辺の2次被害,がけ高,保全 さらに要件を緩和して事業適用範囲を広げ, 住 対象に関する特例措置に加え, 民負担を極力なくすこと。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月20日

滗 星 \exists 皿 宮城県議会議長

> ある 衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 財務大臣

国土交通大臣

学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

公立私立を問わず,大規模地震や豪雨等の非常災害時 は,地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきた。 これまで学校施設は,

このたびの東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集し、また発信する拠点になるなどさまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。しかし、一方で多くの学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を来し、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになった。こうした実態を踏まえ、現在、游球められている。

国は,学校施設の耐震化及び老朽化対策等については,地方自治体の要望にこたえ,毎年予算措置等を講ずるなど,積極的な推進を図っているが,本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上につい ては、十分な対策が講じられていない。

地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性 能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、次の よって,国においては,大規模地震等の災害が発生した際,学校施設において, 事項を早急に実施するよう強く要望する。

- 1 学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模 災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 学校施設を対象として、避難場所として備えるべき、必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の 整備向上を促すこと。 2
 - 公表すること。 学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、さま 学校施設を対象として,防災機能の整備状況を適宜把握し, な機会を活用して地方公共団体に情報提供すること。

40

地方公共 学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して, 団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化するこ വ

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月20日

묲 \exists 1 宫城県議会議長

紅

ある 内閣総理大臣 総務大臣 国土交通大臣 文部科学大臣 衆議院議長 参議院議長

東日本大震災の総合的な復興ビジョンの早期策定等を求める意見書

ド9.0を記録し, 巨大津波は東北地方や関東,北海道に至る広い地域に甚大な被害 をもたらした。死者は15,000人を超えており,いまだ約8,000人の方々が行方不明 となっている。被災された方々は、今なお不自由な避難生活を余儀なくされてお 本年3月11日に発生した東日本大震災は,日本の観測史上最大のマグニチュ り, 一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている。

国際 や被災者生活支援制度の拡充はもとより、新たな法制度による措置等従来の災害 復旧支援を超えた対策が求められる。また、高濃度の放射能汚染が生じた東京電 力福島第一原子力発電所の事故対応では、国の責任のもと、最終的な収束に至る 日本の経済や安全に あわせて、漁港や農地が破壊された農林水産業の状況を含め、交通インフラ分 断の影響により生産活動が縮小した経済状況を克服するためには、激甚災害制度 念を示しており、海外からの投資や輸出入に影響が出ている状況にあり、 で徹底した対策を講ずるべきである。さらに,諸外国は, 的信頼を取り戻すための施策が必要とされている。 #6 繼

よる よって、国においては、次の事項について速やかな実現を図るよう強く要

済的打撃の克服、既存原発の安全性確保、新たな地震・津波対策等についての 国民への重要なメッセージを示すとともに国際的な信頼を取り戻すため、 震災復興に向けた総合的な復興ビジョンを早急に策定すること。

滋

震災による国家的危機に当たり、国民の生命と財産を守る防災対策をはじめ とする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施すること。 2

に当 3 歴史上例を見ないほど広域かつ複合的な災害である今回の大震災の復興 たり,既存制度の枠組みを超える対策を実施すること。

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月20日

滗 문 \exists Ш 蚪 宫城県議会議

> ある 内閣総理大臣 参議院議長 衆議院議長

国の原子力防災対策の見直しを求める意

見書

に充実すべき地域の範囲(EPZ),緊急時環境放射線モニタリング,災害応急対策及び緊急被ばく医療の実施など原子力防災活動に必要な技術的・専門的事項が示されている。また,平成11年12月に「原子力災害対策特別措置法」が制定され, 中央防災会議が策定する「防災基本計画」及びこの基本計画に沿って地方公共 が決定され、具体的な対策として原子力防災に対する考え方、防災対策を重点的 それに伴い「防災指針」もEPZの対象施設の拡大、核燃料物質の放出や臨界事 故への対応など大規模な見直しが行われ、名称も「原子力施設等の防災対策につ 和55年6月には「原子力発電所等周辺の防災対策について」(以下「防災指針」) 団体が定めた「地域防災計画」等により必要な措置を講ずることとしている。 原子力防災対策は,昭和36年に制定された「災害対策基本法」 いて」となった。その後も随時改訂が行われてきている。

今般である。 今般である。 ものが、 ものが、 もたらした。 今日までの対応は、 が期対応に始まり 「緊急時迅速放射能影響予測 ネットワークシステム (SPEEDI)」の運用や国民への情報開示,住民避難指 示などが十分に機能したとは言えず,国内外に大きな不信を招くとともに2次被 害の拡大が懸念される。 放射性物質放出範囲の拡大とともに各被ばく医療機関の 機能発揮における課題も明らかになった。 また, 東北電力女川原発が立地する本具においては、オフサイトセンターが大

律波により壊滅して原子力防災拠点機能を喪失し、同様に各モニタリングポストも津波被害と停電により機能を失った。これらの組織的課題や事象は「防災指針」等今後の原子力防災対策の根幹を大きく問い直すものである。加えて今回の事態を見ると、平時の原子力防災訓練のあり方についても、地震・津波による重大事故の想定や訓練自体の高度化など、今次災害を踏まえた、より強化された実効性 があるものでなければならない。

健康及び環境への被害の 事故原因の徹底究明と抜本的な対策を早期に講ずるとともに, 政府の 原子力災害対策のベースであり各地方公共団体の「地域防災計画」のガイドラインとなる,国の「防災指針」をはじめとする国の原子力防災対策の見直しを行う よって,国においては,原発事故の一刻も早い収束, 拡大回避,

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月20日

炡 \exists 1 宫城県議会議長

箔

ある 内閣総理大臣 総務大臣 衆議院議長 参議院議長

文部科学大臣 経済産業大臣

- 143 -

当面の電力需給に関する意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災に伴い,東北電力及び東京電力の管内の 直人内閣総理大臣による中部電力浜岡原子力発電所の停止要請により,夏場の電 地域は,原子力発電所の停止などにより電力供給が大幅に減少した。さらに, 力不足問題は東日本のみならず全国的な問題に発展している。

丰

電力の供給力不足は、国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼすことから、 政府は,今夏の電力需給対策に加え,将来的な新エネルギー戦略を見据えた施策 を速やかに打ち出す必要がある。

H 民に節電を呼びかけることをしつつも、節電のインセンティブが働くような施策 しかしながら、政府の電力需給対策本部が5月に発表した対策においては、 は盛り込まれていない。 よって、国においては、夏場の電力不足を前に予算措置を含めた電力需給対策 を早急に打ち出し、次の事項について速やかな実現を図るよう強く要望する。

- 自家発電設備,太陽光発電・蓄電池,太陽光利用システムの導入補助及び自 然エネルギーを活用した発電施設の開発・普及に対する支援を大幅に拡充する
- 国民に対して節 LED照明設備の導入補助や, エコポイント制度の復活等, 電のメリットが実感できるような施策を早急に実施すること。 S
- 3 稼働中の原子力発電所の災害対策について、早急に指針を示し、安全対策を
- 法制度の見直しや運用改善につ 4 電力需給の逼迫が長期化することを踏まえ, いて早急に検討し実施すること。

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成23年6月20日

滗 문 Ξ ΠŒ 宮城県議会議長

> ある 衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣

大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意

見書

現地 大規模地震や豪雨等の非常災害時において被災地に派遣された教職員は、 の学校現場における復旧支援に大きく貢献してきた。

被災児童生徒の心のケアや学習のおくれに対する個別指導など様々な役割を果た このたびの東日本大震災においても,学校機能の回復に向けた応急支援に加え, し,その重要性が改めて認識されている。

派遣自治体と被災自治体間における職種面や人数面でのミスマッチや、教職員の しかし一方で、大規模災害時における教職員派遣について国としての明確なス キームが存在していないため、今回の大震災では、派遣教職員の確保にあたり、 派遣に係る費用負担のあり方等について,様々な問題が浮き彫りになっている。

こうした実態を踏まえ、現在、被災地を中心に、大規模災害時に備えた教職員 派遣制度の構築を求める声が高まっている。

被災自治体に対して全国の自治体から適切に教職員を派遣するため、公立学校教 職員派遣制度の創設が不可欠であるとの認識に立ち、次の事項について速やかに よって,国においては,教職員の全体的な増員に努めつつ,大規模災害時に, 実施するよう強く要望する。

- 淡路大震災や新潟県中越沖地震など, 過去の大規模災害時における事例も参考 1 東日本大震災で明らかになった教職員派遣に関する諸課題について,阪神 にしつつ, 十分な検証を行うこと。
- 2 大規模災害時における迅速かつ適切な教職員派遣を行うために、地方自治体 による派遣教職員情報のデータベース化や被災地とのマッチング支援などを図 る公立学校教職員派遣制度を創設すること。
- 3 同制度の導入にあたっては、大規模災害時における教職員派遣に関する課題 が克服されるよう、費用負担のあり方を明記するなど、被災自治体の状況を略 まえた制度設計に努めること。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成23年10月18日

箔 保 \exists 皿 宮城県議会議長

> あて 内閣総理大臣 文部科学大臣 衆議院議長 参議院議長

緊急事態に関する意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故において,我が国の対応は「想定外」という言葉に代表されるように,国家的な緊 急事態における国民の安全を守るための法律の不備を指摘されている。

一方,世界の多くの国では,今回のような大規模自然災害時には,「非常事態宣 言」を発令し、政府主導の下で迅速に対処している。

用等初動態勢に手間取り、救援活動に様々な支障を来し、その結果、さらに被害 我が国のように平時体制のままで国家的緊急事態に対処しようとすると、被災 地で初動活動する自衛隊,警察及び消防等が,部隊移動,私有物撤去及び土地収 が拡大することとなる。 また、我が国の憲法は平時を想定したものであり、外部からの武力攻撃、テロ よって、国においては、今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の生命と財 産を守るため、緊急事態に対応する必要な法を早急に整備するよう強く要望する 及び大規模自然災害への対応を想定した「非常事態宣言」が明記されていない。

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月21日

力 ŧ + 宮城県議会議長

> もろ 衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

被災地域の高速道路無料化措置の継続を求める意見書

平成23年6月20日より開始された被災地域の高速道路無料化措置は、地方道路 公社の減収などの問題を生じさせていたものの、被災地における物流活動の活発 化や観光産業への支援,全国から集まるボランティアの移動費用の負担軽減や鉄 道不通区間における代替交通手段としての高速道路等利用を促進するなど,被災 地の復旧・復興に大きく貢献している。

しかしながら,国土交通省の平成54年度当初予算においては無料化措置の継続 算は計上されておらず,無料化措置は本年3月31日をもって終了する予定とさ 予算は計上されておらず,無料化措置は本年3月31日をもって終了する予定と れている。 被災地の復旧・復興に向けた本格的な取り組みはこれからであり,復旧・復興に向けたボランティアによる息の長い支援はますます重要となる。また,観光産業 が受けた影響の回復についてもいまだ見通しがつかない状況であり、震災からの 一日も早い復旧・復興を成し遂げるためには, 多様な面で復興活動を支える物流・ 交通基盤の利便性の向上が不可欠である。 よって、国においては、壊滅的被害を受けた被災地域の早期の復旧・復興を実 現するため,次の事項について,速やかな実現を図るよう強く要望する。

- 1 被災地域の高速道路無料化措置を,国費により平成24年度も引き続き実施す ることとし、無料化に伴い地方有料道路に減収が生じた場合は、その全額を国 が補填すること。
- 2 被災地の復旧・復興に協力しようとするボランティアの車両については、引き続き無料化措置を実施できるよう、関係機関と協力して必要な措置を講ずる

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成24年3月16日

Į -宮城県議会議長

力

を と 内閣総理大臣 国土交通大臣 衆議院議長 参議院議長

興大臣

新公益法人への移行期間の延長を求める意見書

平成20年12月1日に公益法人改革三法が施行され、現在、新しい公益法人制度 に基づく公益法人(以下「新公益法人」という。)への移行に向けた手続が進めら れている。特例民法法人は、今後、この法律施行日から5年間の移行期間中に公 益社団法人又は公益財団法人への移行認定申請をするか、若しくは、一般社団法 人又は一般財団法人への移行認可申請をしなければ解散したものとみなされる。 しかしながら、昨年3月11日に発生した東日本大震災により、本県をはじめと する被災県では、多くのとうとい命が奪われるとともに主要なインフラを失い、 街は廃墟と化した上、東京電力福島第一原子力発電所事故の被害もあり、新公益 法人への移行に向けた人的、物的、経済的及び社会的な諸条件は震災前から大き く変化した。新公益法人に移行するためには、再度振り出しに戻り、これらの諸 条件を整えながら、移行後の姿を再構築する必要があるが、移行期間の満了の日 である平成25年11月末までに申請手続を行うことは極めて困難な状況である。

よって,国においては,東日本大震災の被災県における特例民法法人の新公益法人への移行期間について5年間延長し,平成30年11月30日までとするよう強く声はナマ

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成24年3月16日

宫城県議会議長 中 村 功

衆議院議長あて

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣(行政刷新)

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の大幅な拡充を求める意見書

東日本大震災からの復興を進める上で、被災者の雇用確保と地域経済を土台から支える被災中小企業の一日も早い復旧・再建は文字どおり喫緊の課題となって

現在,こうした中小企業の事業再開を直接支援する制度として,中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が創設され,これまでに3次にわたって募集が行われてきている。この制度は阪神・淡路大震災のときには存在せず,私有財産の形成に資する支援は実施しないとするそれまでの原則を乗り越えて,事業者に対する直接支援制度を創設したという点で画期的であり,被災した中小企業の期待の大きさは,申請数となってあらわれている。

しかし, 探択状況については, 直近に実施された第3次の募集における本県の状況として, 申請数164件, 申請金額1979億円に対し, 採択件数は31件で, 採択金額は1041億円にとどまっており, 申請金額を300億円以上も下回る結果となってい

ここに示されているのは、震災発生後約1年を経過した現在でもなお、事業再開に向け直接支援を求める中小企業が非常に多く残されているという事実である。よって、国においては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を必要とする中小企業がいまだ数多く存在する事実を踏まえ、事業費の抜本的増額や、より多くの中小企業が制度を活用できるよう制度の改善を行うよう強く要望する。右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

宮城県議会議長 中 村

力

衆議院議長 あて参議院議長 内閣総理大臣 経済産業大臣

東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害への対応を求める意見書

故が発生し,事故による放射能汚染の影響は,福島県内にとどまるものではなく,宮城県においても,福島第一原発から約45キロメートルと同原発から福島市までとほぼ IJ 深刻な影響を与えており、本格的な復興を目指す我が県にとっても重大な障害となっ 年3月11日に発生した東日本大震災により,東京電力福島第一原子力発電所の事 同距離の町もあり, 福島第一原発から飛散した放射性物質が県内の産業や県民生活|

マグニチュード9.0の巨大地震,数百年に一度という大規模津波,国際的評価尺度でレベルイの世界最大級の原発事故という複合災害を被った東北3県の被災地

未曾有の東日本大震災から1年が経過した。

は、国・地方、官民挙げての復旧復興への努力を重ねているが、いまだ明確な展

望が開かれていない。

それは、膨大ながれき処理、地盤沈下に苦しむ沿岸部のかさ上げ、水産業・農 業の再生など地域経済の再建、被災者の生活支援と集団移転の新たなまちづくり、

未来志向の東北を構築するための一層の対策を

日本大震災からの完全復興と,

東日本大震災から 国に求める意見書

機能と景観を兼備する防潮堤の構築,緊急かつ効果的な放射能汚染対策など,被 災地方自治体がこれまで対応できた災害対策のレベルをはるかに超えた現状があ

本来,東日本大震災クラスの大自然災害は,国家が総力を挙げ,あらゆる難題

るからにほかならない。

りもなおさず国民に負担を強いるものであり、増税の前に、円高・デフレの負の

に取り組む強い意思と万全の体制で臨むべきである。また,復興増税施策は,

連鎖を断ち切る施策こそ肝要である。日銀がようやく年1パーセントの物価上昇を見込むインフレ基調施策に転じたものの,更なる復興資金創出については,国債の発行,有価証券買上げなど日銀の積極的関与,政府紙幣の発行など,議論にとどめることなく,経済再生との視点からも,大胆な施策展開を図るべきである。

国はこれまで数次の補正予算で約18兆円の復興資金を計上し、被災地からの要望の多くが予算化されつつあり、復興庁も設立されたが、予算執行の有様は省庁

縦割り、地方が中央に追従する従来型であり、かつてない非常時にもかかわらず 法律・制度改正への動きは依然として少ない。

このままでは,東北地方が発災以前の状態に完全復興することはおろか, 志向型の東北を構築することは極めて困難であり, 今般の本県に対する東

とりわけ、放射能に対しての感受性が強いと言われる子供たちの保護者の不安は大 きいものとなっている。

全基準が明確でないため,国民の間で放射性物質の影響に対する不安が広がっている。 すべての県民が安全・安心を取り戻すためには,原子力発電所事故の一刻も早い収 さらに,それぞれの部分における放射線量の暫定基準はあるものの,放射線量の安 東はもちろんのこと,県民の健康管理,原子力賠償への十分な対応,徹底した除染の 実施,風評被害の払拭など,あらゆる課題を早急に解決しなければならない。

よって、国においては、放射性物質の影響から国民を守るため、次の事項について 措置を講ずるよう強く要望する。

- 健康影響調査の実施に関する統一的な基準等の明確化と対応方針の策定。
- 子供たちの健康影響調査の実施については、国の責任と判断において、健康影響調査の実施の必要性や対応方針について明確な基準を早急に示し、調査を実施する
- 学校や保育所等における給食食材に関して不安が高まっていることから, 食材の
- 反等の管理や処理,汚染状況重点調査地域以外での除染等についても対応すること。 安全安心な流通確保など,不安を払拭させる対策を講ずること。 放射性物質を含む稲わら,牧草,堆肥,除染に伴い生じる土壌及びこれらの焼却 4
 - 5 原子力損害賠償の対象と認められたのは、政府による出荷制限指示等があった牛 関連,しいたけのみであり,自主避難者及び滞在者に対する賠償が福島県で, 農林水産物や観光業などの風評被害が関東などで認められたことから、放射 線量や地理的条件の差異のない本県についても対応すること。

た,本県におけるすべての損害を,原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に 賠償の対象として明示すること。

これまでに自治体等が講じた対策に係る経費は、

1. 本具の復興資金必要額だけでも概算12兆円を超えることが確実視される現状から、国の復興資金投入額はボリューム感、スピード感とも不十分である。国

は、今後数十兆円規模が見込まれる復興資金創出を、増税に頼らない捻出方法

も考慮し、速やかに調達すること。

被災県市町の復興計画を確実に実施し、未来志向の東北を構築していくため

自治体の自主性を尊重し、既存法律や制度の改正に積極的に取り

組み,弾力的な対応によって地域の特色ある防災都市づくりを支援するこ。 右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よって、国においては、次の事項について速やかに抜本的な対策を講ずるよう

強く要望する。

農災復興交付金の査定結果を見ても,その懸念を強く感じざるを得ない。

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

放射性物質の測定,除染など,

平成24年3月16日

拉 + 県議会議長 茶

衆議院議長 参議院議長

もろ

内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣

経済産業大臣

境大臣 凞

(原子力行政 内閣府特命担当大臣 興大臣

力

平成24年3月16日

力 # + 城県議会議長

> ٧ ₩

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 財務大臣 興大臣

- 147 -

地方財政の充実・強化を求める意見書

急速な高齢社会の到来や依然として停滞する経済状況などにより、社会保障制度の重要性は一層高まり、機能強化や持続可能性の確保が求められている。こうした中、社会保障の充実や地域の雇用確保など地方自治体が果たす地域のセーフティーネットとしての役割は、ますます重要となっている。特に、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発などの分野の政策については、雇用確保と結びつけ、充実・強化することが求められており、その実現のためには、安定した財源の確保が重要である。

よって、国においては、平成25年度の地方財政計画の策定に当たっては、地方財政予算全体の安定確保の観点から、次の事項について措置を講ずるよう強く要ったス

- 1 東日本大震災の被災自治体に対する復旧・復興費については、国の責任において確保し、地方自治体の財政に支障を来さないよう十分な措置を講ずること。
- 2 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般 行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を 的確に取り入れた地方財政計画を策定すること。
- 3. 地方財源の元素・強化を図るため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税五税の法定率の改善、社会保、障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

F成24年7月6日

宮城県議会議長 中 村 功

参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣

国土交通大臣

もろ

衆議院議長

東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及 び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書 東日本大震災の被災者が、住宅の全半壊や主たる生計維持者の死亡などの被害を受けた場合、市町村において、介護保険制度における利用者負担の減免措置がなされており、国から財政支援が行われている。その財政支援の期間は、本年2月の厚生労働省からの通達により、9月末まで延長されたが、その後の取り扱いについては、いまだ未定である。また、介護保険施設における食費・居住費の減免措置に対する財政支援は、既に本年2月末で打ち切られている。

被災地では,今なお生活再建の見通しが立たない被災者も多く,生活環境の変化による体調悪化等により,介護や支援が必要となる要介護認定者等も増加しており,被災者に対する様々な支援の継続が求められている。

よって、国においては、生活再建に至らない被災者に対する利用者負担減免措置に対する財政支援を被災者の生活再建が実現するまで延長するとともに、介護保険施設における食費・居住費に対する減免措置を再度財政支援の対象とするよう強く要望する。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長 あて 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣

東日本大震災により被災した被保険者等の医療費一部負担金免除措置の継続を求め

被災地域

被災中小企業の事業再開を直接支援する制度として、中小企業等グループ施設 等復旧整備補助事業が創設され,平成23年度に本県では,65グループ約1200事業 者が約1200億円の補助金の交付決定を受け、事業再開に努めている。平成24年度

平成23年3月11日の東日本大震災発生から1年3カ月が経過したが,

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続を求める意見書

の企業にとっては復旧・復興に向けてこれからが正念場となっている。

東日本大震災により被災した被保険者等に対する医療費の一部負担金免除の扱 年9月30日が期限とされている。被災地においては雇用確保,生活再建が進まな い中で、体調不良が慢性化する方や持病が悪化する方もおり、一部負担金免除期 間が区切られていては安心して医療にかかることができない状況である。未曾有 の大災害からの復興には長い時間がかかることから、被災者の不自由な仮設住宅 いは,延長されたとはいえ,福島第一原子力発電所事故の避難者を除き,平成24 での生活、将来不安などにより、今後一層の健康悪化が懸念される。

よって、国においては、東日本大震災により被災した被保険者等の医療費一部 負担金の免除措置を平成24年10月1日以降も継続するよう強く要望する。

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6

力 犎 -宫城県議会議長

あて 参議院議長

衆議院議長

財務大臣

厚生労働大臣

また,甚大な被害を受けた沿岸部では,建築制限や地盤改良等の土地利用上の 課題等があり,復旧事業そのものに着手できるまで相当の時間を要している企 も数多い。

第5次募集では,147グループ約2400事業者が約1441億円の補助金を要望している

ものの, 平成24年度の予算規模では到底対応できない状況にある。

← 企業等の早期事業再開を支援し地域経済の復興に寄与するという本来の目的にか よって、国においては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が、 なうよう,本事業について次の事項を実施するよう強く要望する。

2 事業再開の取り組みが遅れている沿岸地域の被災事業者の早期事業再開を支 1 予備費を活用する等十分な予算措置を講ずること。

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 援するため、今後も継続的に事業を行うこと。

Ш 平成24年7月 本 -宮城県議会議長

功

を と 参議院議長 衆議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

- 149 -

内閣総理大臣

事業復興型雇用創出事業の改善を求める意見書

平成23年3月11日の東日本大震災発生から1年3カ月が経過したが,いまだ自力で工場・店舗等を再建できない企業があるなど,沿岸被災地域の企業にとっては依然として先行きの見通しが立たない状況が続いている。

震災により離職を余儀なくされた者等を雇用する民間事業主等に対し助成金を支給する事業復興型雇用創出事業は、被災求職者にとっても、採用企業にとっても大変有効な制度であるが、平成23年11月20日以前に雇用した労働者は対象外とされており、震災直後の厳しい状況の中、いち早く事業を再開し、被災住民等を雇用してきた企業には強い不公平感があり、同制度を適用して欲しいという悲痛な声が寄せられている。

よって,国においては,この事業が本来の目的に沿うよう,次の事項について改善するよう要望する。

- 1 震災後,平成23年11月20日までに事業所が雇用した労働者も対象とすること。
- 被災地における基盤整備事業の遅れにより今年度中の再建が困難な企業も多いと見込まれることから,平成27年度末とされている事業期間をさらに延長すストン
- 3 震災による特例措置により労働者を休業扱いとした事業所に対しても、労働者を解雇した事業所と同様に本制度の適用を認めること。

右, 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

ある

被災地の地域医療再生のため医学部新設を求める意見書

東日本大震災により,東北地方の太平洋沿岸部の多くの医療機関は壊滅的な被害を受け,被災地における医師不足はこれまで以上に深刻化しており,地域医療は今まさに崩壊の危機にある。

被災地域の復興には,地域住民の生活再建が欠かせず,そのためには,それを 下支えする地域の実情に応じた医療環境の整備が何よりも必要である。 本県においては,人口当たり医師数が全国平均を下回り,地域医療の医師不足が進んでおり,自治体病院やへき地の診療所などが今後の医療の需要に十分に応えることは難しい状態である。

また、医師不足が特に深刻な、基幹である内科をはじめ、産科、小児科、教急などの医師数を増やすため実効性のある対策が求められている。

これまで,国においては,医師の確保を図るため医学部入学定員を増員しているところであるが,医師不足は切迫した状況であり,震災復興に取り組む中で,早急に地域住民の生活の基礎となる地域医療体制を確保するために,医師の絶対数を増やし,医師の地域偏在の解消に向けて抜本的な対策を講ずることが求められる。

よって、国においては、被災地の地域医療の再生に向けて医師不足を解決し、医療水準を保ちつつ、将来にわたって地域に根差した医師を養成するなど、中長期的に医師を確保するため、宮城県に医学部の新設が可能となるよう、医学部新設に関する規制緩和を行うよう要望する。

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

宮城県議会議長 中村

力

内閣総理大臣 厚生労働大臣

衆議院議長 参議院議長

もろ

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の受付再開を求める意見書

その被 害の大きさにかんがみ, 制度の弾力的運用により, 申込期限が延長されていたが, 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度は、東日本大震災においては、 平成24年3月30日をもって、すべての市町村で受付が締め切られた。

华

例えば,建築基準法第39条第1項による災害危険区域に指定された区域内の家 屋の移転については、防災集団移転促進事業やがけ地近接等危険住宅移転事業な どの支援措置により、被災した土地の買い上げや、移転新築の際の利子補給など の国による支援がある一方,災害危険区域の線引きから除外された区域内におい て全壊や大規模半壊した家屋については、現地再建または移転する場合のいずれ

東日本大震災から1年7カ月が経過したが,大津波で被災した沿岸部では,

に住宅再建への展望がいまだ見出せない状況である。

被災地の住宅再建に関する意見書

の費用についても国による特別な支援措置がなく、また、災害危険区域に指定さ

れる以前に住宅を再建した場合における再建費用についても同様の状況である。

自治体の財政を圧迫しかねないほか,自治体ごとの支援策にも格差があり,居住

市町によって被災者の自己負担に大きな差が生じている。

このことについて、独自の住宅再建支援策を打ち出している自治体もあるが、

よって,国においては,次の事項について早急に対策を講ずるよう強く要望す

ところが、受付締め切り後においても、被災者からの応急修理の再開に関する 問い合わせが後を絶たず,仙台市で約600件,石巻市で約100件寄せられるなど, 応急修理制度の再開が求められている。

中には、被害認定に不服を抱いた被災者の2次調査が遅れて、応急修理の申請 が間に合わなかったという苦情も寄せられている。 よって、国においては、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の受付を再開 するよう強く要望する。

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6

力 宮城県議会議長

乜 -

1 災害危険区域の指定告示前に住宅を再建した場合においても,国の支援措置 の遡及的な適用を図ること

災害危険区域外において津波の浸水被害を受けた住宅再建についても何らか 0

の救済措置を講ずること。

被災地における住宅再建については、課税分の減免等、特段の配慮を行うこ 家屋の解体・撤去等に係る補助金支給について来年度以降も継続すること。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月11日

力 Į -宮城県議会議長

> を と 国土交通大臣 内閣総理大臣 参議院議長 衆議院議長 財務大臣

復興大臣

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 厚生労働大臣

復興大臣

ある

東日本大震災で危機的状況にある国保特別会計への財政支援措置を求める意見書

国民健康保険は,医療保険の中でも重要な位置を占め,本県における平成22年度末の加入世帯数は約35万世帯,被保険者数は約63万人である。

国民健康保険は,一次産業従事者や自営業者,無職の方々など,多くは収入が不安定な低所得者層によって構成されており,財政基盤がもともと脆弱であった。国民健康保険財政の総収入に占める国の財政支援割合は,昭和59年度当時は5割であったが,平成17年度以降縮小され,平成20年には24.9パーセントとなり,国民健康保険の財政運営はより一層逼迫する状況となっていた。

そのような状況において、東日本大震災が発生し、これまで社会保険に加入ていた多くの方々が職を失い、震災による失業者などが一斉に国民健康保険に加入する事態となったほか、被災者の国民健康保険税の減免が実施された。その結果、医療費の一部負担金免除措置も相まって医療費が増大し、市町村国保特別会計は一層危機的状況となっている。この状況に対応するための国民健康保険の財政調整基金も、県内の多くの市町村においては底をついており、また、被保険者の多くが収入が不安定であることを考慮すれば、国民健康保険税の引き上げも困難である。

よって,国においては,この局面を打開するため,次の措置を講ずるよう強要望する。

- 1 保険税(料)の大幅減収,医療費の増大などにより,深刻な状況となっている被災自治体の国保財政を救済するための特別の財政支援措置を講ずること。2 今後さらに,市町村国保特別会計の財政基盤を強化すること。
 - 」後35℃, II M 付 国体存がおよ II シが 攻策強を発信する右, 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

宮城県議会議長 中 村 功 3

衆議院議長 あて 参議院議長 内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

仮設店舗・事業所の撤去費用が市町村負担とならないよう国に万全の対策を求め る意見書 仮設施設整備事業により中小企業基盤整備機構が整備した仮設の店舗や事業所(以下,「仮設施設」という。)は、市町を通じて被災中小企業等に貸与され、早期の営業再開に寄与してきた。仮設施設は、建設用地を市町が準備し、中小企業基盤整備機構が国の交付金により施設を整備した上で、一たん、市町に無償貸付された後、市町に無償譲渡され、施設を撤去する際の費用については市町が負担することとされている。

津波により甚大な被害を受けた本県の沿岸北部では、大半の公有地が仮設住宅用地に充てられたことから、仮設施設用地のほとんどについて民有地の借り上げにより対応している状況にある。こうした民有地の貸借契約期間は2年程度となっていることが多く、東日本大震災から2年3カ月が経過し、今後、地権者が貸借契約を延長せず、土地の明け渡しを求めることが頻発した場合、多額の施設撤去費用が市町の財政を圧迫するおそれが生じている。

例えば,気仙沼市では建設中も含め63カ所の仮設施設を抱えているが,すべて 民有地に設置されており,今後地権者から明け渡しを求められた場合の撤去費用 は最大10億円になることが見込まれ,到底,市で対応することは困難である。 よって,国においては,被災自治体の財政事情を考慮し,仮設施設の撤去費用を自治体負担としない特別の財政措置を講ずるよう強く求める。

右, 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月8

宫城県議会議長 中 村 功

衆議院議長 あて参議院議長 内閣総理大臣

経済産業大臣

総務大臣

放射性物質を含む汚染水対策の徹底を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故から2年3カ月経過しても, 事故の全容は 解明されておらず, 放射性物質を含む汚染水は今も増え続けており, 事態は全 収束の目途が立っていない状況である。 汚染水が日々増加する要因は,原子炉内にある溶け落ちた燃料を冷却するため に注入し続けている水が汚染水となるほか,原子炉建屋に1日約400トンとも言わ 東京電力は増え続ける汚染水を減らすため、敷地内に井戸を掘削して地下水を くみ上げ、海へ放出すること(いわゆる地下水バイパス)を目指しているが、地 下水の放射性セシウムについて,誤った方法で測定されたことから,測定結果へ 汚染水を貯蔵するタンクからの汚染水漏れが起きたこと、海近くの観測用井戸水 からの高濃度の放射性物質の検出について,2週間以上も公表せず,原子力規制 れる地下水が流入し,放射性物質に汚染され滞留していることによるものである。 の信頼が揺らいでおり、海洋汚染や風評被害に対する懸念が生じている。その上、 庁へ報告しなかったことは由々しき事態である。

このような状況は、東日本大震災からの水産業再生の加速に向け全力をあげて いる水産県宮城として、到底容認できるものではない。

だれ 国においては、東京電力に汚染水の流出防止対策を徹底させるととも に, 太平洋沿岸における海水や海底土の放射能濃度モニタリングを徹底し, 以上風評被害が拡大することのないよう万全を期すことを強く要望する。 よって,

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

成25年7月8

力 1 -宮城県議会議長

> もん 衆議院議長 参議院議長

農林水産大臣 内閣総理大臣

経済産業大臣 環境大臣

興大臣

-城県議会議長

力

ある

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長

「子ども・被災者生活支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守 り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(いわゆ

れるべき基準を下回っているが一定の基準以上である。 (本語の表現を) からの避難、居住、帰還といった選択を、被災者が自らの意思によって行うことができるよう、 国が責任を持って支援しなければならないと定めている。 すなわち、 支援対象地域に居住し、 又は居住していた方のうち、 原発事故で避難した方には国の避難指示の有無にかかわらず、 移動・住宅・就学・就業・ 移動先自治体による役務の提供を、避難しない方には、 医療・就学・免労安・ 放射線量の低減・保養を支援すること、 さらに家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援を定めたものである。 この支援法は、その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行わ

も定められていない。特に「基本方針」の策定の過程においては、困難な状況に直面する被災者・避難者の方々の声に真摯に耳を傾け、被災者・避難者の方々の参加を実現し、必要な施策がなされるような配慮が必要である。また,一人一人の被災者、特に子どもたちに対する具体的施策については早期に実現し、充実さ しかし、国が定めることとなっている本法律の理念を実現するために必要な「基 本方針」は策定されるに至っていない。さらに「支援対象地域」の具体的な基準 せていく必要がある。

1 住民が安全・安心に暮らしていくための放射線量を検討し,「支援対象地域、 よって、国においては、次の事項について早期に実現するよう強く要望する。

原発事故によってこれまでの生活を奪われ、被災生活を余儀なくされている 方々の力となるよう、原子力災害による被災者支援施策パッケージに盛り込ま を速やかに指定すること。

れた施策を早期に実施すること。

法に規定された定期的な健康診断や医療 3 健康被害の未然防止の観点から, の減り

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

Ш

平成25年7月

興大臣

地方財政の充実・強化を求める意見書

政制度の根幹を揺るがすものであり,憲法が保障する地方自治の本旨からみて,容認で 地方公務員の給与削減を前提とした地方交付税減額を推し進めた。このことは,地方財 国は, 東日本大震災の復興財源を確保するため, 平成25年度の地方財政計画において, きるものではない。

目的実現のためには, 地方財政計画のあり方及び地方交付税の総額については, 国の政 地方交付税は地方の固有財源であり,地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独 立性の強化」,「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければならない。この法の 策方針のもとに一方的に決するべきではなく, 国と地方による十分な協議を行った上で 決定するべきである。

環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており,地域の財政需要を的確に見積もり さらに、被災地における復興事業のほか、子育て、医療、介護などの社会保障施策 これに見合う地方交付税総額を確保する必要がある。 よって,国においては,平成26年度の地方財政計画について地方交付税法第1条の目 的実現を図り, 公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するた め、次の措置を講ずるよう要望する。

に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議を行った上で決定すること。 1 地方財政計画,地方交付税総額の決定に当たっては,国の政策方針に基づき一方的

社会保障分野の人材確保,農林水産業の再興,環境対策などの財政需要を的確に把 0

3 被災自治体の復興に要する地方負担分については,国の責任において通常の予算と 握し,地域の財政需要に見合う地方財政計画,地方交付税総額の確保を図ること。

4 被災自治体の職員不足は依然として深刻な状況であることから,人材確保の取り組 は別枠として確保すること。

平成24年度末に決定した地方公務員の給与関係費等に係る財源削減については継 続しないものとし, 次年度に係る地方交付税の算定に関しては, 地方自治体との協議 みを支援するため、震災復興特別交付税を確保すること。 2

6 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに, 方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振り替えは厳に慎むこと。 合意に基づいて検討すること。

地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した 段階補正の強化, 市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握につ

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月8日

ある 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長

国土交通大臣 復興大臣 総務大臣 財務大臣

宫城県議会議長

国の水産物禁輸措置解除を求める意見書

韓国政府は,9月6日,東京電力福島第一原子力発電所からの放射能汚染水漏 れを理由に、青森県、岩手県、宮城県、福島県のほか、海洋に接していない栃木 県,群馬県を含む8県からの水産物輸入を全面禁止することを決めた。

産物を含む一般食品では1キログラム当たり100ベクレルに設定され、この基準を 超える食品は市場に流通しない。このような事実を無視し,科学的データに基づ かない韓国政府による一方的な判断は、WTO協定が禁止している正当な理由の た、こうした事態に至ったのは、当初、東京電力及び国が汚染水の海洋流出の事 ない輸入規制に該当する可能性を排除できず,誠に遺憾と言わざるを得ない。 日本の食品中の放射性物質の基準値は、諸外国に比べて厳格化されている。 実を認めず,結果的に対応が不十分で後手に回ったことにも起因する。 国は,9月16日に韓国政府に対し,水産物輸入禁止措置などの規制撤回要請を 行ったが,禁輸措置解除には至っていない。

よって,国においては,次の事項の実施について強く要望する。

1 韓国政府に対し、粘り強く禁輸措置の解除を求めること。

に基づく、海城環境等のモニタリングの強化と国内外への情報提供を迅速に実 「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」 施し、風評被害の拡大を防止すること。

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成25年10月3

功 乜 # 戦 城県議会議

> あん 文部科学大臣 農林水産大臣 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 外務大臣

環境大臣

汚染稲わらをはじめとする指定廃棄物の最終処分場建設に関する意見書

さらに、これら指定廃棄物については、設置期限を2年間として県内各地において住民が一時保管の場所の提供などの負担を受忍してきているが、最終処分場が建設されない限り、一時保管の期間を延長せざるを得ない状況となり、一時保管場所の周辺住民や農家にとっては、先の見えない多大なる負担となる。

- 1 最終処分場設置場所の選定においては、地元自治体や地域住民などに対する 事前協議や意見交換を実施し、地元の声に真摯に耳を傾け関係自治体の理解を 得るように努めること。
- 2 最終処分場が設置されることとなる自治体に対して、財政的な負担だけではなく、風評被害対策や水源の保護など総合的な対策を実施すること。
- 3 地元住民や地元自治体が一時保管のために必要となる費用について,今後もすべて国が負担すること。

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月3日

宮城県議会議長 中 村 功

もん

衆議院議長

参議院議長 内閣総理大臣

財務大臣 農林水産大臣

震体水産大臣 環境大臣 復興大臣

被災者の心のケア対策充実のための継続した財源の確保等に対する意見書

本県では、東日本大震災により、深刻な精神的ダメージを受けた県民が多く、また、被災者の生活再建が本格化する中で、被災者間の格差が生じ、PTSDやうつ病、アルコール問題、自殺等の増加が心配されている。そのため、県では被災者の心の問題を包括的に支援し、心のケアの活動拠点となる「心のケアセンター」のほか、石巻市及び気仙沼市に「地域センター」を設置し、地域の課題に合わせた相談体制の充実を図っている。

県で設置した「心のケアセンター」の運営等の事業については、障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し等により平成24年度まで財源が確保されていたが平成25年度については「被災者の心のケア支援事業費補助金」として単年度ごとの補助金となったことで、長期的かつ継続的な事業展開が困難となった。また、長期的にきめ細やかな支援が必要である子どもの心のケアについて、県では子どもの心のケアチームによる巡回相談等を実施している。また、国でも、東日本大震災中央子ども支援センターを設置し、宮城県、岩手県及び福島県に現地窓口を設置し、児童精神科医の派遣や普及啓発などの支援を実施しているが、その支援内容が被災地のニーズを十分に満たしていないとの声もある。

よって,国においては,次の事項について支援を実施するよう強く要望する。 1 長期的な被災者の心のケアに必要となる専門職を安定的・継続的に確保でき

長期的な被災者の心のケアに必要となる専門職を安定的・継続的に確保できるよう,体制構築のための支援を行うとともに,県の新たな負担を伴わない継続した財源を確保すること。

2 東日本大震災中央子ども支援センターについての被災地の実情に応じた支援機能と体制の在り方を検討すること。

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成25年10月3日

宮城県議会議長 中 村

もろ

力

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣(少子化対策)

原発事故子ども・被災者生活支援法」の基本方針案に対する意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、宮城県においては県民の生活や 地域経済の被害対策としてさまざまな対策を実施してきたところである。 国はこれまで、被災者、特に子どもの健康上の不安や、それに伴う生活上の負 担に対する支援を行うため, 平成25年3月15日に「原子力災害による被災者支援 被災者支援施策の推進に関し,平成25年8月30日に「東京電力原子力事故により 被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支 援等に関する施策の推進に関する法律」(いわゆる「原発事故子ども・被災者生活 施策パッケージ」を取りまとめるなど,具体的な支援施策を実施してきた。また, 支援法」, 以下「法」という。) の基本方針案が公表された。

この基本方針案では、被災者からの要望が強い施策として、福島近隣県を含め た外部被ばく状況の把握に向けた事業などの支援拡充施策が盛り込まれている。

法による支援施策を受けることができる支援対象地域について、宮城県内で放 射線量が比較的高く,これまで福島県内の市町村と同等の支援を受けることの多 島県と同様に様々な影響をこうむっている宮城県南地域に対しても、地域の実情 を踏まえ,住民の健康不安の解消と安全・安心の確保に向けた様々な支援施策が かった丸森町などは,支援対象地域に指定されていない。県境は挟むものの, 実施されるべきである。

基本方針案を決定するに当たり、次の事項を反映させ よって,国においては, るよう強く要望する。

- 1 宮城県の実情を十分に踏まえ、県境などの行政単位にとらわれることなく、 放射線量に基づいて支援対象地域を指定するこ
- とする支援施策を講ず に必要 2 地域住民の意向を十分に反映させ、被災者が真
- 右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

Ш 平成25年10月3

力 t -城県議会議長

> ある 为閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長

東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権の時効を延長 する特別立法措置を求める意見書

という。)から2年半が経過したが,事故はいまだに収束には至っておらず,国を挙げての対策が急がれる。放射能汚染により,多くの福島県民が生活基盤と地域 損害が及んでいることから、被害者は国の中間指針に基づき、東京電力に対して損害賠償請求を行ってきた。 原発事故により生じた損害の賠償請求権は、民法第124条の規定により、損害が コミュニティを失うとともに、宮城県をはじめ東日本の各地域にも深刻な経済的 平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故

生じた日から3年を経過すると,「消滅時効」の援用が可能となるが,多くの被害者には消滅時効が認識されていない状況にある。こうしたことから,被害者に対し裁判による被害の救済を進めることを意図して,「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係 る時効の中断の特例に関する法律」(以下「法」という。)が平成25年5月29日に 成立した。

害者の多くは,被害の全容を把握し,損害総額を確定することさえ不可能な状況 にあり,消滅時効の援用が可能となるまでの短い期間で原紛センターに和解を申 しかし, 法による特例の適用を受けるためには, 原子力損害賠償紛争解決センター(以下「原紛センター」という。) に和解を申し込むことが必要であるが, 被 し込むことは困難である。

賠償請求権の行使 :置を講ずるよう強 が可能となるよう,次の事項について法的措置を含む必要な措置を講ずる

よって,国においては,全ての被害者が十分な期間にわたり,

東京電力の取り組みを含 原発事故の損害賠償請求権の時効を延長する特別措置法を早急に実現させ、 発事故被害者の損害賠償請求権の行使に関して, 被害者の不利益を解消すること。 原発事故被害者の損害賠償請す

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

和解の仲介手続等について, 一層の周知徹底を図る

平成25年10月3

1 岷 城県議会議

力

文部科学大臣 経済産業大臣 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 法務大臣

٢ ÷6

仮設住宅からの移転に関する費用等の制度化を求める意見書

東日本大震災の被災地では、プレハブ仮設住宅やいわゆるみなし仮設住宅から 危険区域以外の被災者の移転費用については災害救助法の対象とならず,負担が 大きくなっている。被災者が一日も早く安心して住み続けられる住まいを得るた 災害公営住宅や自力で再建した住宅等の恒久住宅への移転が開始されているが, めにも、移転費用の負担軽減が必要である。 また、避難生活の長期化に伴い、貸主との契約が更新できなかったみなし仮設 今後,仮設住宅用地として借り上げた民有地の返還等に伴うプレハブ仮設住宅の 集約化により、仮設住宅間での移転を余儀なくされる事例も想定されるなど、本 来,行政が負担すべき,自己都合によらない移転費用についても災害救助法の対 住宅から別の仮設住宅への移転等,仮設住宅間での移転も生じており、さらに、 象とはなっていないため、被災市町は財源の確保に苦慮している。

よって、国においては、仮設住宅から災害公営住宅等の恒久住宅への移転に際 し危険区域以外の被災者の負担軽減を図ること,また,自己都合によらない仮設 住宅間の移転費用を支援する制度を確立するよう強く要望する。

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

力 ŧ 1 宮城県議会議長

> あて 衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

復興大臣

内閣府特命担当大臣(防災)

塩竈市浦戸諸島(無人島)における土砂流出等の防止対策に関する意見書

塩竈市浦戸諸島は,東日本大震災により甚大な被害を受け,無人島となってい る鷺島, 漆島, 大森島, 馬の背島の4島の農地海岸堤防も被災し, 損壊した。 宮城県では東日本大震災からの復旧・復興の工事が進んでいるが、これら4島 の農地海岸堤防の復旧工事については、現在、未着工のままであり、堤防の背後 地が耕作放棄地で営農再開も見込まれないことから,堤防の復旧事業の見直しが 検討されている。 しかし、このまま堤防の復旧工事が未着工の状態が続くと、大雨や波浪、高潮 などにより,被災した堤防のさらなる破損が進むことで,背後地の土砂が海域に 流出し, 近接するカキなどの養殖漁業への悪影響や, 土地の保全上の問題の発生, さらには特別名勝松島の景観悪化が懸念される。 よって、国においては、将来にわたる良好な養殖漁場の確保や特別名勝松島の 景観の保持等を図るため,災害復旧予算による土砂流出等を防止する最低限の対 策を認めるよう強く要望する。

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

筱威 ケ藤 宮城県議会議長

> もろ 衆議院議長 参議院議長

農林水産大臣 为閣総理大臣 財務大臣

東日本大震災被災地の子どもを支援する事業の継続を求める意見書

東日本大震災から3年が経過し,震災により心に深い傷を負った被災地の児童 はPTSDの症状がみられる児童生徒がいるなど,精神面での不安定さがみられ ことから,継続的な心のケアやきめ細かな教育的支援が必要となっている。 生徒は,学校生活などにおいて落ち着きを取り戻しているように見えるが,

今後 一ルカウンセラーの数は足りておらず、不足分を県外のスクールカウンセラーで 補う状況が続いており、スクールソーシャルワーカーの確保が難しい自治体もあ る。また、心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等を行うための教職 祉関係機関等との連絡調整等,様々な課題に対応するスクールカウンセラーや スクールソーシャルワーカーの拡充が求められているが、震災以後、県内のスク 被災地の学校においては,児童生徒の心のケアや教職員・保護者等への助言, 員の加配措置については,年度ごとに加配が認められている状況であるが, も継続的な対応を行うことが必要である。 さらに、被災により就学困難となった幼児、児童及び生徒に就学支援等を実施 は,国の予算措置が平成26年度分までとなっているが,平成27年度以降も就学困 するために活用されている被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金事業について 難な児童生徒が相当数見込まれることから,事業の継続が必要である。

よって、国においては、被災地の子どもを支援するため、次の事項を実現する

よう強く要望する。

- 1 被災地のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充 するとともに、今後も継続して安定的な配置が可能となるよう,人的・財政的 支援を継続すること。
 - 2 震災対応のための教職員の加配を年度ごとの措置とせず, 心のケアが必要な 児童生徒が見込まれる期間継続すること。
- 3 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金事業を平成27年度以降も支援を必要 とする児童生徒が見込まれる期間継続すること。
- 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

筱烕 ケ藤 城県議会議長

> もん 内閣総理大臣 文部科学大臣 衆議院議長 参議院議長 財務大臣

厚生労働大臣

復興大臣

復興交付金制度及び中小企業等グループ施設等復旧整備事業の継続と充実を求め

度から平成27年度までの5年間とされているが、現地再建が困難で新たな移転先 の造成が必要となるなど,被災地の復興には,今後相当の時間を要する状況とな 東日本大震災復興交付金制度要綱により, 復興交付金の計画期間は, っている。 また、沿岸5市町を初めとする被災地では、区画整理事業などによる市街地再 施設等復旧整備事業 (以下「グループ補助金」という。) による工場等の建設が可 能となるのは,早くても平成28年度以降となる見込みのところが多い。地盤のか さ上げやインフラ整備の遅れから、補助事業の採択を受けた事業者が事業着手で 生を計画しているが,大規模な盛土造成が必要なことから,中小企業等グループ きず、予算の繰り越しが避けられない状況である。

補助事業の事業費も増加することとなり,当初予定された以上に事業者が負担せ さらに, 建築資材や人件費が日々高騰していることから, 事業が遅れるほどに, どるを得ない状況となっている。

よって、国においては、次の事項について実施するよう強く要望する。

- 1 平成27年度までとなっている復興交付金計画期間を延長し、被災地が復興す るまでの必要な期間とすること。
- 2 採択済みのグループ補助金について,各自治体が策定した復興計画期間内は 補助事業を実施できるような特別な措置を講ずること。
- ೫ ೨ 運用等の改善を行うとと 又は被災地域の実情に応 3 新規に認定を受けるためのグループ形成の要件, に, 平成27年度以降にわたる制度継続の早期明示, た新たな支援制度の創設を行うこと。
- 4 建築単価の高騰等による事情変更に対応するため、補助金の増額を伴う事業 計画の変更を認めること。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成26年3月20日

筱威 安藤 宮城県議会議長

> あて 経済産業大臣 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 財務大臣 復興大臣

指定廃棄物の最終処分場建設地選定についての意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した指定廃棄物の最終処分場建設問 題については、これまで環境省が開催した市町村長会議において候補地の選定手 この候補地選定はあくまでも環境省等が設定した評価項目等を機械的に当てはめ 順や手法,提示方法等が提案され,平成26年1月20日に栗原市の深山嶽,加美町 たものであり、選定に当たり当該候補地が抱える地域特性や実情が十分に配慮さ の田代岳及び大和町の下原の3カ所を詳細調査候補地として示された。しかし, れていない。 候補地の3カ所は,いずれも水源地にあり,その下流域では,飲料水や農業用 水として広く利用されており、候補地に選定されたことで、既に深刻な風評被害

の設置のほか、行政区長会や農協を初めとする各種団体等では次々と反対決議及 び白紙撤回を求める署名活動が行われている。本来、この問題の本質は、原発事 候補地の提示以来,3自治体においては処分場設置に反対する住民運動が活発 化し,当該3市町議会における処分場建設に反対する意見書の可決や特別委員会 故を起こした東京電力と国の責任に属するものである。 が生じている。

一方,本県の各自治体には現在,放射性物質に汚染された稲わら,牧草等の指 定廃棄物が大量に一時保管され続けていることから、これら指定廃棄物の早期撤 去と処分が急務となっており,一日も早い解決が望まれている。

環境省は,3候補地の詳細調査の結果を踏まえて最終的に候補地を1カ所に絞 り込み,正式に公表するとしているが,処分場設置に住民は強い不安と様々な懸 念を抱いており, 現段階では3自治体は足並みをそろえることもできず, 詳細調 査に着手できるような状況ではない。

よって、国においては、詳細調査については、当該自治体及び地域住民の理解 を得た上で着手することが大前提であり,事態を悪化させることがないよう,3 候補地が国有地であることをもって,その前提がないまま調査を強行しないよう

右,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

もろ 衆議院議長

筱威

安藤

宫城県議会議長

内閣総理大臣 参議院議長

環境大臣

〇震災に係る議員アンケート結果概要

※震災記録誌作成のために、平成26年6月に現職及び震災当時議員だった者にアンケート調査を行ったもの。

回答数 ①改選前及び後とも議員:47人(対象者数47人)

②改選後新議員 : 12人(" 12人) ③改選前議員 : 7人(" 12人)

1 地震発生時(回答数:①改選前後+③改選前=54人)

(1) 自身のいた場所

議会庁舎 43人 その他11人(移動中等6人/地元の事務所5人) (※3月11日本会議出欠 出席:45人 欠席:15人(当時の現員:60))

(2) 被災状況

- 〇沿岸部の議員(32人)のうち10人・・・事務所又は自宅もしくは双方が流失・全壊・ 浸水等重大な被害
- ○その他の議員もほとんどが半壊又は一部損壊等の被害

(3) 3月11日~14日の行動

- ・地元避難所の運営支援,物資等の手配 (内陸部の議員)沿岸部の避難所へ物資等の手配
- ・地元市町村の災害対策本部にオブザーバーとして出席(状況,要望等を調査)
- ・県庁/県議会で情報収集
- ・災害対策本部地方支部(県合同庁舎)/国出先機関で情報収集
- ・行方不明者の捜索,遺体収容
- ・病院関係(人工透析,救急搬送)の支援
- ・福祉施設, 高齢者宅等への物資支援

※ この間,家族と連絡がとれない,車中泊をしながら等の状況下,上記の活動を 行っていたとの回答多数。

筡

(4) 印象深いこと

- ・津波襲来の様子をテレビで見、あるいは津波が襲来した沿岸部地域に行き、あまりの被害の大きさに呆然とした。自分が議員として何をすべきか思い悩んだ。議員という職の使命の大きさを感じた。
- ・ 通信途絶のため、情報収集や発進ができず困難をきたした。
- ・ガソリン不足のため、思うような動き方ができず歯がゆさを感じた。
- ・家族・友人等の安否がわからずとても不安だった。
- ・避難所において地域力の大きさ・大切さを感じた。

2 3月15日の本会議について(回答数:①改選前後+③改選前=54人)※3月15日本会議出欠 出席:52人 欠席:8人(当時の現員:60)

(1) 本会議開催の連絡方法

・携帯電話(メール)に事務局(同僚議員)から 26人

・自分から問合せor議会庁舎に登庁したとき 11人

・不明・記憶になし・未記入 6人

・開会の決定に参画(議長・副議長等) 3人

その他

連絡なし

(2) 欠席の理由(回答者のうち欠席は7人)

・本会議開催を知らなかった 6人

・地元が混乱し仙台まで来られず 1人

(3) 議会開催の連絡方法について

- ・携帯電話のメールが比較的有効(現在の安否確認システム含む)の意見多数
- ・それすらも使用不可能な状況が想定されるので補完的な手段が必要 (主な意見)
 - · SNSの活用
 - ・ラジオ等マスメディアの活用
 - ・地方振興事務所(合同庁舎)の活用
 - ・直接, 自宅等を訪問しても連絡すべき

3 発災からの概ね1ヶ月の間,地元の被災状況の把握及び情報収集の方法

(回答数:①改選前後+③改選前=54人)

- ・地元市役所又は町村役場の災害対策本部会議に出席
- ・市区町村幹部(首長等),行政区長から要望把握
- ・地元における政府・国会議員等の視察に同席(市町側として説明)
- ・ 県執行部, 県合同庁舎からの情報収集
- ・政党、民間、個人等のネットワークによる情報収集
- ・避難所にて要望調査,情報収集(運営委員会等に出席)
- ・福祉施設,福祉避難所にて要望調査,情報収集
- ・特別委員会幹部として連日活動
- ※ ガソリン入手前は自転車及び徒歩で、ガソリン入手後は自家用車で活動したとの 回答多数

4 3月16日以降の議員活動の状況

(1) 県執行部との関わり

<応急期>(回答数:①改選前後+③改選前=54人)

- ・特別委員会又は常任委員会の立場で,県幹部と連絡を取り合い,情報収集,避難所・ 被災地調査等
- ・議連又は議員として地元市町村・関係団体・仮設住宅入居者の要望の伝達 (インフラの早期復旧,仮設住宅の早期着工,災害廃棄物処理,事業者融資等)
- ・先進地を視察し、対応について提言
- •情報収集

<復旧期> (回答数:①改選前後+②改選後=59人)

- ※概ね応急期の事項に加え、以下の点
- ・法律や制度の不備が目立ちはじめたため、国等へ要望・提言・交渉活動 (特別委員会又は常任委員会の立場で/議連又は議員として)

(2) 地元市町村との関わり

<応急期>(回答数:①改選前後+③改選前=54人)

- ・特別委員の立場で、市町の調査・意見交換、市町議会との連携
- ・市町村の災害対策本部に参加、個別事項について市町村担当課とやり取り
- ・避難所, 仮設住宅, 在宅避難者等の要望を市に要請
- ・市町村の要望を国,県,広域行政事務組合に要請
- ・避難所運営, 町内会活動, 消防団活動への参加, 手伝い

<復旧期>(回答数:①改選前後+②改選後=59人)

- ※概ね応急期のとおり(個別事案への対応について記載多数)
- ・通常期と同様の活動

(3) 議員(支援)活動

<応急期>(回答数:①改選前後+③改選前=54人)

- ・政党,議員仲間(他県・内陸部),支援者,団体,企業,友人等から支援物資・義援金を市町村,避難所,仮設住宅,町内会,福祉団体等につないだ。
- ・医療支援チーム、ボランティア団体の斡旋・仲介
- ・他県の議員(国,県,市町村)の視察の引き受け

<復旧期> (回答数:①改選前後+②改選後=59人)

- ・概ね応急期の記載に加え,
- ・イベントの仲介, 斡旋, 現地調査 (ツアー) の受け入れ, 各種メディアの取材調整

(4) 議員活動上の支障

<**応急期**> (回答数:①改選前後+③改選前=54人)

(多かった回答)

- ・ガソリン不足
- ・高速道,沿岸部の立入制限道路の通行
- ・通信手段の喪失 等

〈復旧期〉(回答数:①改選前後+②改選後=59人)

- ・特になし/未記入の回答多数
- ・三陸道の渋滞
- ・制度の改変、国・県・市町村事業のトータルな情報共有

5 災害時における議会・議員活動のあり方

<議員活動について>

- ・災害当初(3日間)は議員というより、地域のリーダーとして活動を行うべき その後は被災者の声を集約し、的確な情報伝達を行政に行うべき
- ・(沿岸部と内陸部に被災の差があり、沿岸部議員の負担が大きかったことから)議員同士の地域間連携も組織的に行えるような事前の準備があると良い。
- ・議員個人がそれぞれの自治体の災害対策本部の中に位置づけがなされるべき
- ・議員は地域住民と県・国等をつなぐパイプ役でなければならない。
- ・議員の役割分担と連携のあり方を緊急に確立することが重要
- ・議員は狭く言えば支援者(団体)の代表の面があり、支持基盤に基づいた活動が想定される。特に今回の震災のような一斉に被災した状況で、個々に自己の基盤を優先にした要請等を、一斉に行うと、全体の進行等を阻害しかねない。一定程度以上に情報の集まってくる議員は、住民に情報を伝達、場合によっては理解を求める役割も要求される。
- ・災害対策の制度や補助金について、被災者に説明する必要性を感じる。

<議会及び議会活動のあり方について>

- 県災害対策本部への参画が必要
- ・「県議会対策本部」を設け、県議会としての情報を一本化し、最新情報が得られるよう にすべき。
- ・時間の経過とともに組織的な対応が可能となる,議員個人が執行部と関わるのではなく,ある一定のルールのもと議会として執行部と関わるべき
- ・特別委員会を設置し、現場調査を実施、各首長からの要望をとりまとめ、国・県において実現できるような体制をつくる。
- ・執行部との情報共有,一体的に活動する仕組みも必要。
- ・議会全体として動くのは難しいので、地方振興事務所単位くらいの情報、状況調査の 体制づくりが必要。

・議員(地域の代表)としての活動と、議会としての活動の兼ね合いが難しかった。ある一定のルール等があると良い。

<専決処分のあり方について>

- ・専決処分はやむを得ないと思うが、その詳細な説明、定期的に被災の状況、それへの 対応、現時点の問題点等、議会として説明を受けるべき。・・・多数
- ・昨年の議会改革推進会議で,通年議会は非常時は問題が多いので,その採用を見送ったことは正しかった判断している。
- ・専決処分は極力減らし, 臨時議会で対応すべき
 - ・・・・専決処分をある程度容認する回答の一方,通年議会の導入を図るべきとの回答も複数

大規模地震発生時の県議会の対応について

平成19年11月30日 各会派代表者会議申し合わせ事項 **改正** 平成25年6月27日 (会派会長懇話会)

宮城県議会は、県内において震度 6 弱以上の大規模地震が発生した直後の非常事態に際し、次のとおり対応する。

1 情報連絡体制の整備等

- (1) 大規模地震発生に伴い、災害関連情報を収集するとともに必要 に応じ議員へ提供するため、県議会事務局に情報連絡体制を整備 する。
- (2) 情報連絡体制は、「総務班」と「情報連絡班」で構成する。
- (3) 情報連絡体制の運営に関し必要な事項は、議会事務局長が別に定める。

2 被害状況の把握及び災害救助活動の実施等

- (1) 議長及び副議長は、「総務班」から関係情報の報告を受けるとともに、必要な指示を行うものとする。
- (2) 議員は, <u>安否確認システムを利用し</u>安否情報等を速やかに「情報連絡班」に報告するとともに, 関係情報の提供を受けるものとする。
- (3) 議員は、それぞれの地域において、被害状況の把握及び災害救援活動等に努めるものとする。
- (4) 各会派の代表者は、所属議員が収集した地域の要望等を集約する。

3 各会派代表者会議の開催等

- (1) 議長は、大規模地震発生による被害状況等を勘案しながらの2月後の午後1時に、各会派代表者会議を開催する。
- (2) 各会派代表者会議は、次の事項について協議・検討する。
 - ・被害状況等の把握・分析
 - ・被災地の要望等の集約・一元化
 - ・当面の災害対応
 - ・全員協議会,委員会,臨時会の開催等

4 その他

県内において、上記に類するような大規模災害の発生が予想されるとき<u>(宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき、又は台風による広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき等)</u>又は災害が発生した場合の情報連絡体制の整備及び被害状況の把握等に関しては、上記に準じて対応する。

(平成25年6月の改正による**追加箇所:____、削除箇所:====**)

○議員名簿 (任期:平成19年4月30日~平成23年11月12日)

| 選 | 挙 | 区 | 会 | 派 | 別 | 氏 | 名 | 当選 回数 | 選 | 挙 | 区 | 会 | 派 | 別 | 氏 | 名 | 当選回数 |
|------|-------------------|----------|-----|-----|----|-----|------|----------|---|----------|------|-----|-----|----|------|-----|------|
| | | | 改革 | 直み・ | やぎ | 菅間 | 進 | 5 | 気 | 仙 | 沼 | 改立 | 革みら | やぎ | 内海 | 太 | 5 |
| | | | 谷 | | 明 | 石橋 | 信勝 | 5 | | 1Ш | 巾 | 皿 | | 民 | 自山 | 和純 | 4 |
| | | | 改革 | 直み・ | やぎ | 遊佐 | 美由紀 | 4 | 白 | <u> </u> | ıl m | 社 | | 民 | 佐藤 | 詔雄 | 3 |
| 青 | | 葉 | 改革 | 直み・ | やぎ | 菅原 | 敏秋 | 1 | | Д·, | ıјЩ | 自 | | 民 | 安藤 | 俊威 | 4 |
| | | | 共 | | 産 | 遠藤 | いく子 | 1 | 名 | | 取 | 自 | | 民 | 佐々木 | 敏克 | 3 |
| 1 | | | 2 1 | 1世 | 紀ク | 吉川 | 寛康 | 1 | 和 | | ДХ | 皿 | | 民 | 小林 | 正一 | 3 |
| | | | 恒 | | 民 | 相沢 | 光哉 | 5 | 布 | 田・伊 | - E | 皿 | | 民 | 寺島 | 英毅 | 3 |
| 宮城 | | | 改革 | 直み・ | やぎ | 菊地 | 文博 | 5 | 円 | 田・17 | 只 | 皿 | | 民 | 長谷川 | 洋一 | 2 |
| | + 1.1; | 野 | 改革 | 直み・ | やぎ | 坂下 | 康子 | 5 | 多 | 賀 城 | • | 皿 | | 民 | 仁田 | 和廣 | 5 |
| | 姒 | 野 | 谷 | | 明 | 庄子 | 賢一 | 2 | 七 | ケ | 浜 | 皿 | | 民 | 寺澤 | 正志 | 1 |
| | | | 恒 | | 民 | 石川 | 光次郎 | 2 | 岩 | | 沼 | 皿 | | 民 | 村上 | 智行 | 1 |
| | | | 社 | | 民 | 本多 | 祐一朗 | 5 | 登 | | | 改 | 革みら | やぎ | 袋 | 正 | 4 |
| 若 | | 林 | 恒 | | 民 | 千葉 | 達 | 4 | | | 米 | 皿 | | 民 | 只野 ブ | 七十九 | 1 |
| | | | 恒 | | 民 | 細川 | 雄一 | 1 | | | | 皿 | | 民 | 熊谷 | 盛廣 | 1 |
| | | □ | 改革 | 直み・ | やぎ | 藤原 | 範典 | 4 | 栗 | | 原 | 皿 | | 民 | 長谷川 | 敦 | 1 |
| | | | 公 | | 明 | 小野寺 | 予 初正 | 4 | | | | 社 | | 民 | 熊谷 | 義彦 | 3 |
| 太 | | | 自 | | 民 | 菊地 | 浩 | 5 | 東 | 松 | 島 | 自 | | 民 | 渥美 | 巖 | 4 |
| | | | 恒 | | 民 | 佐々木 | 大 幸士 | 1 | + | | 崎 | 皿 | | 民 | 中島 | 源陽 | 2 |
| | | | 共 | | 産 | 横田 | 有史 | 4 | | | | 自 | | 民 | 佐々木 | 征治 | 3 |
| | | | 改革 | 直み・ | やぎ | 菅原 | 実 | 2 | 大 | | | 自 | | 民 | 菊地 | 恵一 | 1 |
| | | | 自 | | 民 | 今野 | 隆吉 | 6 | | | | 社 | | 民 | 岩渕 | 義教 | 4 |
| 泉 | | 自 | | 民 | 小野 | 隆 | 3 | 柴 | | ш | 改立 | 革みら | やぎ | 須藤 | 哲 | 1 | |
| | | | 公 | | 明 | 伊藤 | 和博 | 1 | 未 | | 田 | 自 | | 民 | 髙橋 | 伸二 | 1 |
| | | | 自 | | 民 | 外崎 | 浩子 | 2 | 豆 | | 理 | 自 | | 民 | 渡辺 | 和喜 | 6 |
| | | | 自 | | 民 | 須田 | 善明 | 3 | 宮 | | 城 | 自 | | 民 | 安部 | 孝 | 3 |
| 石巻・特 | | | 自 | | 民 | 本木 | 忠一 | 2 | 黒 | | 111 | 自 | | 民 | 藤倉 | 知格 | 5 |
| | 全 • 生 | 上鹿 | 自 | | 民 | 佐々オ | マ 喜藏 | 4 | | | Ш | 自 | | 民 | 中山 | 耕一 | 2 |
| | | | 改革 | 直み・ | やぎ | 坂下 | 賢 | 3 | 加 | | 美 | 自 | | 民 | 皆川 重 | 章太郎 | 3 |
| | | | 改革 | 直み・ | やぎ | 加賀 | 岡川 | 3 | 遠 | | 田 | 自 | | 民 | 中村 | 功 | 4 |
| 1. | | <i>∞</i> | 自 | | 民 | 佐藤 | 光樹 | 2 | 本 | | 吉 | 自 | | 民 | 髙橋 | 長偉 | 5 |
| 塩 | | 釜 | 自 | | 民 | 柏 | 佑整 | 4 | 2 | 4 選当 | 叁区 | | | | | | |

※1 氏名・搭載順は、平成19年4月10日付け宮城県公報号外第35号による。会派名は平成19年5月16日時点。

※2 会派名の略称は下記のとおり。

自民=自由民主党・県民会議 改革みやぎ=改革みやぎ 社民=社民党県議団 公明=公明党県議団 共産=日本共産党宮城県会議員団 21世紀ク=21世紀クラブ

※3 下記議員は通称使用が承認されている。

承認日 平成19年9月3日 加賀 剛(通称名 加賀たけし)

遊佐美由紀(" ゆさみゆき) 藤原 範典(" 藤原のりすけ) 菊地 文博(" きくち文博)

承認日 平成20年5月8日

※4 会派変更、辞職等は以下のとおり。

菊地 文博 平成22年6月2日みんなの会に所属会派を変更、平成22年6月24日失職。

須田 善明 平成23年11月4日失職。

○議員名簿 (任期:平成23年11月13日~平成27年11月12日)

| 選 | 挙 | 区 | 会 | 派 | 名 | 氏 | 名 | 当選回数 | 選 | 挙 | 区 | 会 | 派 | 名 | 氏 | 名 | 当選回数 |
|---------------|-----|----------|-----|-----|----|-----|------|------|---------|--------------|-----|----|-----|----|-----|-----|------|
| 青 | | | 公 | | 明 | 石橋 | 信勝 | 6 | | <i>L</i> .I. | 沼吉 | 自 | | 民 | 畠山 | 和純 | 5 |
| | | 葉 | 改革 | 直みゃ | やぎ | 菅間 | 進 | 6 | 気 | 仙 本 | | 改革 | こみや | っぎ | 内海 | 太 | 6 |
| | | | 共 | | 産 | 遠藤 | いく子 | 2 | | | | みん | なの | 党 | 境 | 恒春 | 1 |
| | | | 自 | | 民 | 相沢 | 光哉 | 6 | <u></u> | <u> </u> | п ш | 社 | | 民 | 佐藤 | 詔雄 | 4 |
| | | | 2 1 | L世彩 | 記ク | 吉川 | 寛康 | 2 | П | 石・メ | IJШ | 自 | | 民 | 安藤 | 俊威 | 5 |
| | | | 改革 | 直みゃ | やぎ | 遊佐 | 美由紀 | 5 | 名 | | 取 | 自 | | 民 | 石川 | 利一 | 1 |
| | | | 自 | | 民 | 中沢 | 幸男 | 7 | 泊 | | 以 | 改革 | こみや | っぎ | 太田 | 稔郎 | 1 |
| 宮坡 | | 野 | 公 | | 明 | 庄子 | 賢一 | 3 | 角 | 田・伊 | 具 | 自 | | 民 | 長谷川 | 洋一 | 3 |
| | 城 | | 自 | | 民 | 石川 | 光次郎 | 3 | 多 | 賀 城 | • | 自 | | 民 | 寺澤 | 正志 | 2 |
| | | | 改革 | 直みゃ | やぎ | 坂下 | 康子 | 6 | 七 | ケ | 浜 | 自 | | 民 | 仁田 | 和廣 | 6 |
| | | | みん | しなの | り党 | 堀内 | 周光 | 1 | 岩 | | 沼 | 自 | | 民 | 村上 | 智行 | 2 |
| | | 林 | 自 | | 民 | 細川 | 雄一 | 2 | 登 | | 米原 | みっ | ず の | 里 | 渡辺 | 忠悦 | 2 |
| 若 | | | 社 | | 民 | 本多 | 祐一朗 | 6 | ع | | | 自 | | 民 | 只野 | 九十九 | 2 |
| | | | 自 | | 民 | 千葉 | 達 | 5 | 栗 | | | 自 | | 民 | 川嶋 | 保美 | 3 |
| | | 白 | 公 | | 明 | 小野寺 | 身 初正 | 5 | 未 | | 炋 | 自 | | 民 | 長谷川 | 敦 | 2 |
| | | | 自 | | 民 | 佐々フ | 大 幸士 | 2 | 東 | 松 | 島 | 自 | | 民 | 渥美 | 巖 | 5 |
| 太 | | | 改革 | 直みゃ | やぎ | 藤原 | 範典 | 5 | 大 | | 崎 | 自 | | 民 | 中島 | 源陽 | 3 |
| | | | 社 | | 民 | 岸田 | 清実 | 4 | | | | 自 | | 民 | 菊地 | 恵一 | 2 |
| | | | 共 | | 産 | 横田 | 有史 | 5 | | | | 自 | | 民 | 佐々木 | 征治 | 4 |
| | | | 公 | | 明 | 伊藤 | 和博 | 2 | | | | 社 | | 民 | 岩渕 | 義教 | 5 |
| | 泉 | | 自 | | 民 | 外崎 | 浩子 | 3 | 柴 | | 田 | 改革 | こみや | っぎ | 須藤 | 哲 | 2 |
| | | | 改革 | 直みら | きぎ | 菅原 | 実 | 3 | 木 | | щ | 自 | | 民 | 髙橋 | 伸二 | 2 |
| | | | 自 | | 民 | 小野 | 隆 | 4 | 亘 | | 理 | 自 | | 民 | 渡辺 | 和喜 | 7 |
| | | | 自 | | 民 | 今野 | 隆吉 | 7 | 宮 | | 城 | 自 | | 民 | 安部 | 孝 | 4 |
| | | | 復り | 興の | 会 | 齋藤 | 正美 | 5 | 黒 | | Ш | 自 | | 民 | 中山 | 耕一 | 3 |
| | | | 自 | | 民 | 本木 | 忠一 | 3 | कर्तर | | 711 | 自 | | 民 | 藤倉 | 知格 | 6 |
| 石岩 | き・生 | 牡鹿 | 共 | | 産 | 三浦 | 一敏 | 1 | 加 | | 美 | 自 | | 民 | 皆川 | 章太郎 | 4 |
| | | | 自 | | 民 | 池田 | 憲彦 | 4 | 遠 | | 田 | 自 | | 民 | 中村 | 功 | 5 |
| | | | 改革 | 直みら | やぎ | 坂下 | 賢 | 4 | | | | | | | | | |
| 塩 | | 釜 | 自 | | 民 | 佐藤 | 光樹 | 3 | 2 | 3 選挙 | 叁区 | | | | | | |
| -1.11. | | <u> </u> | 共 | | 産 | 天下 | みゆき | 1 | | | | | | | | | |

※1 氏名・搭載順は、平成23年11月15日付け宮城県公報号外第103号による。会派名は平成23年11月28日時点。

※2 会派名の略称は下記のとおり。

自民=自由民主党・県民会議 改革みやぎ=改革みやぎ 社民=社民党県議団 公明=公明党県議団 共産=日本共産党宮城県会議員団 みんなの党=みんなの党 21世紀クラブ

最速復興県民の会=復興の会 みずの里=みずの里

※3 下記議員は通称使用が承認されている。

承認日 平成23年11月28日 遊佐美由紀(通称名 ゆさみゆき)

坂下 康子 (" 坂下やすこ) 藤原 範典 (" 藤原のりすけ) 須藤 哲 (" すどう哲)

※4 会派変更等は以下のとおり。

菅間 進 平成24年12月14日無所属に変更。

平成25年4月1日 菅間進・渡辺忠悦・堀内周光・境恒春により新会派「みんなの党・無所属の会」結成。

(平成26年3月31日現在)

編集後記



議会改革推進会議委員長 長谷川 洋一

未曾有の東日本大震災から3年を迎えた平成26年3月,議会改革推進会議の新たな15人のメンバーが選任されました。これまでの議会改革推進会議では,議会改革の主要テーマについて調査検討し,毎年度報告書が提出されてきましたが,今回は,議長から「東日本大震災の記録誌」の作成を諮問されました。

最初に、記録誌の検証・提言の参考に資するための議員アンケート調査を実施して、事務局職員の精力的な調査結果の集計や資料収集、取りまとめをもとに、本推進会議を8回開催して、各委員からも多数のご意見、ご提言をいただきながら編集することができました。

千年に一度とも言われる東日本大震災では、大地震・大津波・原発事故放射能汚染の複合災害に遭遇しました。「行政と議会は車の両輪である」と言われますが、今般ほどその重要性を痛感したことはありませんでした。

本県の復興計画は、10カ年(平成23年度から32年度まで)であり、今年度は4年目となりますが、復旧・復興は道半ばであります。今後、県当局とともに県議会としても国への制度改正の要望・予算額の確保等、原発事故放射能汚染対策や議会改革にも引き続き積極的に取り組む必要があります。

結びに、記録誌作成に当たり、ご協力を賜りました皆様方に感謝申し上げますとともに、 大災害が心配される自治体・議会の参考の一助となれば幸いです。

編集 宮城県議会改革推進会議

 委員長
 長谷川洋一

 副委員長
 坂下
 賢

委員 今野 隆吉 仁田 和廣 池田 憲彦 中島 源陽

 石川光次郎
 細川
 雄一
 石川
 利一
 内海
 太

 佐藤
 詔雄
 庄子
 賢一
 横田
 有史
 境
 恒春

吉川 寛康 (平成26年11月25日現在)

発行 宮城県議会

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL: 022-211-3593 e-mail: gtyosa@pref.miyagi.jp

URL : http://www.pref.miyagi.jp/site/kengikai/

(印刷:平成27年3月)



